嵐山町議会平成２９年第４回定例会会議録
目　　次

招集告示……1
応招・不応招議員……2

第　1　号　（１２月１日）
議事日程……3
出席議員……4
欠席議員……4
本会議に出席した事務局職員……4
説明のための出席者……4
開会の宣告……7
開議の宣告……7
会議録署名議員の指名……7
会期の決定……7
諸般の報告……8
行政報告……9
常任委員会所管事務調査報告……１１
議員定数等検討特別委員会所管事務調査報告……２８
議案第４８号の上程、説明、質疑、委員会付託……３０
請願の委員会付託について……３１
散会の宣告……３２

第　2　号　（１２月５日）
議事日程……３３
出席議員……３４
欠席議員……３４
本会議に出席した事務局職員……３４
説明のための出席者……３４

開議の宣告……３７
諸般の報告……３７
一般質問……３７
５番　青　柳　賢　治　議員……３７
１番　吉　本　秀　二　議員……５０
９番　川　口　浩　史　議員……７３
６番　畠　山　美　幸　議員……１０５
４番　長　島　邦　夫　議員……１１５
会議時間の延長……１２４
散会の宣告……１３３

第　３　号　（１２月６日）

議事日程……１３５
出席議員……１３６
欠席議員……１３６
本会議に出席した事務局職員……１３６
説明のための出席者……１３６
開議の宣告……１３９
諸般の報告……１３９
一般質問……１３９
１１番　松　本　美　子　議員……１３９
散会の宣告……１７０

第　４　号　（１２月７日）

議事日程……１７１
出席議員……１７２
欠席議員……１７２
本会議に出席した事務局職員……１７２
説明のための出席者……１７２
開議の宣告……１７５

諸般の報告……１７５
一般質問……１７５
　１３番　　渋　谷　登美子　議員……１７５
　　８番　　河　井　勝　久　議員……２０９
散会の宣告……２２３

第　５　号　（１２月８日）

議事日程……２２５
出席議員……２２７
欠席議員……２２７
本会議に出席した事務局職員……２２７
説明のための出席者……２２７
開議の宣告……２２９
諸般の報告……２２９
発言の訂正……２３０
一般質問……２３０
　１０番　　清　水　正　之　議員……２３０
議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２５３
諸般の報告……２５５
議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決……２５５
議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決……２５７
議案第４３号の修正案の提出……２７１
議案第４４号の上程、説明、質疑、討論、採決……２７５
議案第４５号の上程、説明、質疑、討論、採決……２７８
議案第４６号の上程、説明、質疑、討論、採決……２８４
議案第４７号の上程、説明、質疑、討論、採決……２８６
議案第４８号の委員長報告、質疑、討論、採決……２８９
請願第２号の委員長報告、質疑、討論、採決……２９１
議員派遣の件について……２９６
閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について……２９７

日程の追加……２９７
発議第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決……２９８
発議第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決……３００
発議第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決……３０４
発議第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決……３０９
発議第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決……３１２
会議時間の延長……３１２
発議第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決……３１６
発議第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決……３１８
発議第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決……３２０
発議第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決……３２２
町長挨拶……３２４
議長挨拶……３２５
閉会の宣告……３２５

署名議員……３２７

◎　招　集　告　示

嵐山町告示第２３２号

平成２９年第４回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２９年１１月２２日

嵐山町長　　岩　澤　　勝

１．期　　日　　平成２９年１２月１日

２．場　　所　　嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（１４名）

１番　吉　本　秀　二　議員	２番　森　　一　人　議員
３番　大　野　敏　行　議員	４番　長　島　邦　夫　議員
５番　青　柳　賢　治　議員	６番　畠　山　美　幸　議員
７番　吉　場　道　雄　議員	８番　河　井　勝　久　議員
９番　川　口　浩　史　議員	１０番　清　水　正　之　議員
１１番　松　本　美　子　議員	１２番　安　藤　欣　男　議員
１３番　渋　谷　登美子　議員	１４番　佐久間　孝　光　議員

○不応招議員（なし）

平成２９年第４回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

１２月１日（金）午前１０時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告（佐久間議長）

日程第　４　行政報告（挨拶並びに行政報告　岩澤町長）

（行政報告　　永島教育長）

日程第　５　常任委員会所管事務調査報告

日程第　６　議員定数等検討特別委員会所管事務調査報告

日程第　７　議案第４８号　町道路線を認定することについて（開発行為）

日程第　８　請願の委員会付託について

○出席議員（１４名）

１番	吉本秀二 議員	２番	森　一人 議員
３番	大野敏行 議員	４番	長島邦夫 議員
５番	青柳賢治 議員	６番	畠山美幸 議員
７番	吉場道雄 議員	８番	河井勝久 議員
９番	川口浩史 議員	１０番	清水正之 議員
１１番	松本美子 議員	１２番	安藤欣男 議員
１３番	渋谷登美子 議員	１４番	佐久間孝光 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長		村田	泰夫
書記		新井	浩二

○説明のための出席者

岩澤	勝	町長
安藤	實	副町長
植木	弘	参事兼総務課長
岡本	史靖	技監
伊藤	恵一郎	地域支援課副課長
山岸	堅護	税務課長
村田	朗	町民課長
前田	宗利	子育て支援課長
石井	彰	健康いきいき課長
山下	次男	長寿生きがい課長
杉田	哲男	環境農政課長
山下	隆志	企業支援課長
藤永	政昭	まちづくり整備課長
菅原	浩行	上下水道課長

金　井　敏　明		会計管理者兼会計課長
永　島　宣　幸		教　育　長
村　上　伸　二		教育総務課長
田　畑　　修		文化スポーツ課長
深　澤　清　之		農業委員会事務局長

◎開会の宣告

○佐久間孝光議長　皆さん、おはようございます。

第４回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第４回嵐山町議会定例会第１日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

（午前　９時５８分）

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長　直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○佐久間孝光議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により

第１番　　吉　本　秀　二　議員

第２番　　森　　一　人　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○佐久間孝光議長　日程第２、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

青柳議会運営委員長。

〔青柳賢治議会運営委員長登壇〕

○青柳賢治議会運営委員長　おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第４回定例会を前にして、11月24日に議会運営委員会を開催いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として佐久間議長、出席要求に基

づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、植木参事兼総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、条例２件、予算５件、及びその他１件の計８件ということでございます。このほか、議員提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第４回定例会は本日１日から12月８日までの８日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

また、一般質問は受け付け順として、12月５日に１番の私、青柳から５番の長島議員、12月６日に６番の松本議員、12月７日に７番の渋谷議員と８番の河井議員、12月８日に９番の清水議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日12月１日から12月８日までの８日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月８日までの８日間と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長　日程第３、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。

町長提出議案、条例２件、予算５件、及びその他１件の計８件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたのでご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、説明員中の青木地域支援課長は、インフルエンザにより欠席しております。

青木地域支援課長の代理として伊藤地域支援課副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、８月から11月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成29年10月19日吉見町の「フレサよしみ」において、埼玉県町村議会議長会主催の議員研修会に議員12名が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたのでご報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第25号　教職員の働き方改革を求める意見書の提出についての件、発議第27号　受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書の提出についての件、発議第28号　森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出についての件、以上３件につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長、関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました請願第２号　憲法九条を変えることに反対することを国に求める意見書の提出を求める（請願）の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○佐久間孝光議長　日程第４、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から、行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに、平成29年嵐山町議会第４回定例会を召集申し上げましたところ、議員

各員には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところであります。

本議会に提案をいたします議案は、条例２件、予算５件、そのほか１件の計８件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、平成29年８月から平成29年10月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書で報告を申し上げておりますので、ご高覧を願いたいと思います。

過日の町制施行50周年記念式典をはじめとする町民体育祭、また嵐山まつり等の行事におきましては、議員各位をはじめ、ご来賓の皆様、関係団体、そして多くの町民の皆様のご臨席を賜りまして盛会のうちに開催をすることができました。心から御礼を申し上げます。

今後も議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

永島教育長。

〔永島宣幸教育長登壇〕

○永島宣幸教育長　議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせていただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告に関しましては、お手元の資料37ページから44ページをご高覧いただきたいと存じます。

議員の皆様には、町長の話にもございましたけれども、10月１日の町民体育祭、10月22日スピーチコンテスト・タイムカプセル開封式をはじめ、幼稚園運動会、中学校合唱祭、文化祭等の行事開催に当たりまして、お忙しい中、多数ご出席をいただきましたこと、この場をおかりしまして心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

私のほうからの報告は、以上でございます。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○佐久間孝光議長　日程第５、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

大野総務経済常任委員長。

〔大野敏行総務経済常任委員長登壇〕

○大野敏行総務経済常任委員長　議長からご指名をいただきましたので、総務経済常任委員会の報告をいたします。

平成29年12月１日

嵐山町議会議長　佐　久　間　孝　光　様

総務経済常任委員長　大　野　敏　行

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

１　調査事項

「駅周辺10年計画について」、「若者会議について」及び「農業の活性化について」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「駅周辺10年計画について」、「若者会議について」及び「農業の活性化について」を調査するため、10月23日、11月８日及び11月27日に委員会を開会し、調査研究を行った。

（１）10月23日の委員会について

当日は、青木地域支援課長及び藤永まちづくり整備課長に出席を求め、「駅周辺10年計画について」の直近の説明を受けた。

①駅周辺10年計画について

地域活力創出拠点整備は都市再生整備事業を活用し、交付金を使用した事業である。総合調整会議を設置し、今年度５回の会議を行っている。10月に中央整備局の職員が来町し、説明を行った。国の職員から現状の写真を残しておくようにと言われた。千年の苑事業も関係が深く、その説明も同時に行った。本省と協議をしてお

り、12月から１月にかけて本要望を行う。

地元への説明は、駅前広場の整備及び停車場線の整備について、５月８日に菅谷５区を中心に行った。県道は県で整備を行う。土地利用の動向、駅利用者の動向、町の地域位置づけ、住民へのアンケート調査等、コンサルタント会社を中心に６社を選定、11月10日に入札し、業者を決定する。決定した業者により調査が行われ、平成30年３月末には方向性が出るとのことであった。

その後、委員からの質問として、写真を残す意味とは、住民移転の問題等出てきた場合の説明は、都市計画決定はいつまでに出すのか、駐輪場はどのようにするのか、等々の問いに対して、従前と向後はどう変わったのかの資料となる。３月末までに方向性の決まったところで再度説明をする。東口・西口を一体として考える。西口にも駐車場を考えている。との答弁であった。委員会では、成功している先進地視察の意見も出たが、方向性の出る平成30年３月まで経緯を見てゆくこととした。

次に、若者会議の進め方について意見交換を行った。

来年の成人式のアンケートを利用したらどうだろう、アンケートをとるにしても、その内容はどのようにするか、インターネットで他町村の若者会議を調査してみてはとの意見により調査したところ、寄居町総合政策課で今年度実施をしていた。その内容は、寄居が好きで「寄居のために何かやりたい、同世代の若者と交流したい」という考えを持っている18歳から34歳までの人。寄居の魅力を体感できるような仕掛けやイベントなどについて仲間と一緒に話し合い、実現に向けて取り組んでいく集まりである。資料を集め勉強した後、視察に伺い指導を受けたらどうかということになった。

（２）11月８日の委員会について

当日は、杉田環境農政課長に出席を求め「嵐山町農業の概要について」説明を受けた。

①農業の活性化について

町内面積のうち637ヘクタール（21.29％）を耕地面積が占めている。総農家数485戸のうち自給的農家が290戸で約60％を占め、販売農家195戸の内訳として専業農家54戸、第一種兼業農家10戸、第二種兼業農家131戸と兼業農家の割合が高くなっている。農業産出額では、鶏卵類・生乳の額が高く、耕種では米の生産額が高く、次に野菜となっている。

町の認定農業者は年々減少傾向にあり、平成28年度は個人認定者25名、法人２組織となっている。近年、農地中間管理事業の導入により農地の集約化が進んでいる。農産物直売所への出荷者は155名で、450万円以上の売り上げを上げている人数は６名であり、第１位は組織が他を引き離した売り上げで、６位以上では高齢者が多く、５位に46歳が１人入っているのみである。

別紙、私たちが受けた説明資料を添付してございます。これは後ほどごらんになってみてください。

なお、第一種兼業農家とは、農業所得を主とする農家でございます。

第二種兼業農家とは、農業所得以外を主とする農家でございます。

説明後、主な質疑応答。

（問）所得はどうなっているのか。

（答）資材費は２割から３割、家族経営のため人件費はわからない。

（問）個人氏名は出せるのか。

（答）個人情報なので出せない。

（問）どの位の年数で変わってきているのか。

（答）10年から15年程度が組合員履歴と思う。

（問）のらぼう菜・ホウレンソウの経営体、面積を含めた状況は出せるのか。

（答）後ほど農協と協議の上、報告する。

（問）管内他直売所の売り上げ状況の調査は可能か。

（答）調査次第報告する。

（問）外部からの搬入はふえてきているのか。

（答）管内流通で10名程度入っている。花卉部会では、ときがわ町が多い。

（問）認定農業者の利点と収入は。

（答）収入減収の補填として、経営所得安定対策（ナラシ）より交付金がある。収入は把握していない。

（問）売上額を向上させるのは加工品だと思うが、直売所での売り上げ数字は出せるのか。

（答）データは出せると思う。

質疑の後、次の４項目に絞り調査を行うこととする。

１．直売所への出荷者を増加させるには。

２．嵐山町生産物での６次産業化は可能か。

３．市場出荷、別ルートの販売は。

４．新規就農者の育成（収入も含めて）。

②若者会議について

平成29年度嵐山町成人式でアンケートをとる予定があるとの情報があり、委員会では利用させていただくこととした。次回までにアンケート内容を出し合い、項目を決定する。

（３）11月27日の委員会について

当日は、杉田環境農政課長に出席を求め、前回の説明で宿題となっていた件について説明を受けた。

①農業の活性化について

のらぼう菜の作付面積、販売額、生産者は、比企のらぼう菜嵐山部会の組合員21名（うち販売者18名）、売上金額292万468円（内訳：市場216万3,378円、直売所75万7,090円）である。

ホウレンソウは品目集計がとれていないため、県で出しているデータになる。平成27年の農業センサスでは、

１位が千葉県、３万5,300トン、全国の14.1％

２位が埼玉県、２万6,200トン、全国の10.4％

３位が群馬県、２万1,600トン、全国の8.6％

全国計では25万800トン、100.0％です。

管内流通組合員は31名おります。滑川町が６名、ときがわ町が９名、小川町が５名、東松山市が３名、吉見町３名、その他が５名（深谷市、寄居町等）であります。

花卉や施設栽培農家が多いとのことである。

管内直売所の売上額は次のとおりであります。下の表になります。

嵐山直売所におきましては、５番目に位置してございまして、農産物販売額が１億9,630万8,000円、購買品の販売額が9,217万1,000円、合計売上金額は２億8,847万9,000円となってございます。

加工品の売り上げは5,707万7,373円、これ直売所での加工品の売り上げでございます。ラベルのほとんどが総菜のため、品目が何なのかはわからないとの報告

でありました。

その後、意見交換が行われました。

・生産者の地元農産物及び嵐山産米の売り上げを伸ばすのが望ましい。

・川島町はお蔵米、滑川町は谷津田米でブランド化して販売している。嵐山のおいしい米も地域の特徴あるブランド名をつけて販売したらよいのでは。

・野菜では、同品目での集中出荷のため価格が下がってしまっている。地域の土に合った生産品をつくる必要があると思われる。

・直売所での売り上げを向上させるには、生産者と農協が一体となって「すみわけ」をする。または、すみわけさせることが一番大事であると思われる。

そこで、次の２項目について提案をする。

１．個人の生産品の得意品目と年間売り上げ表を順位づけし、方向性を知り、売り上げ増加に結びつける。自分自身でつけることが望ましい。

２．県・農協・町と生産者で生産体制の見直しをする必要がある。

②若者会議について

成人式でのアンケート内容について話し合った。

今までの実績が50％程度での回答で、なおかつ記入での回答はほぼないに等しい。そのため、次の文面に決定した。

【アンケートの文面】

嵐山町議会では、今後若い人が活動しやすくするために、町に対して発言したり、町に対して政策を提言できるように計画をしています。

そのため、皆さんのご意見を伺いたいと考えています。アンケートや会議などのお知らせを送ってもいいですか。

ご協力いただける方は、下記にメールアドレスをご記載ください。

アドレス（　　@　　）

※アドレスは議会事務局が管理し、議員個人には知らせません。

ご協力ありがとうございました。

という文面でございます。

以上、中間報告といたします。

○佐久間孝光議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

松本文教厚生常任委員長。

〔松本美子文教厚生常任委員長登壇〕

○松本美子文教厚生常任委員長　それでは、議長の指名がございましたので、文教厚生常任委員会より、調査報告を朗読をもちまして報告させていただき、それにかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

平成29年12月１日

嵐山町議会議長　佐　久　間　孝　光　様

文教厚生常任委員長　松　本　美　子

所管事務の調査報告

本委員会は、所轄事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

１　調査事項

「教育環境の充実について」及び「介護・健康増進・福祉について」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「教育環境の充実について」及び「介護・健康増進・福祉について」を調査するため、10月27日及び11月15日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

（１）10月27日の委員会について

当日は、村上教育総務課長、山下長寿生きがい課長、石井健康いきいき課長に出席を求め、特定事件関連業務、事業の詳細説明を受けました。

①　教育総務課

村上教育総務課長からは、教育環境の充実について以下の説明があった。

ア　食育について

嵐山町教育行政重点施策の基本目標の中で、健康や食育に関する指導を充実し、健やかな体の育成や安心安全な学校給食の提供と食育の推進等を挙げて取り組んでいる。具体的には、食に関する指導全体計画が各学校にあり、学年ご

との指導目標として、体の成長、心の成長、社会性を伸ばす及び自己管理能力の育成の４点が挙げられています。また、栄養教諭と担任教諭でのチーム・ティーチングによる食に関する授業を実施しており、平成28年度は５校で実績49回、今年度は50回を計画している。小学校では田植えや稲刈り体験、中学校１年生では、自分で給食の献立をつくってみる指導も行っております。

地産地消の推進は、平成28年度より16品目を地元のいきいき野菜組合より購入をしている。

イ　統廃合について

・小中学校の適正規模、適正配置はどうあるべきかということで、本年度から小中学校適正規模等検討委員会を立ち上げ、これまで２回会議を開催した。１回目は、事務局側から各学校の児童生徒数、クラス数及び今後20年、30年、40年の児童生徒の推定値等などを示した。

委員会では、「七郷小学校は廃校になるのか」、「学校区の区割りを変えれば何とかなる」といったような個別的視点の発言が多かった。

２回目は、文部省で規程する適正規模の学校についての数値的なものは、小中学校とも12から18学級が適正規模だと示した。嵐山町の現在は、小中学校の学級数で見ると、菅谷小学校の13学級だけが入っている状況である。小中学校適正規模等検討委員会では、「適正な学校の規模とはどういうものかということの検討がなされなければならない」、また「教育の理想だけをここで検討しても、財政的面からこの委員会で検討したものが果たしてできるのか、そういったこともきちんと考えた上で委員会として答えを出さなければならない」など、個別的な視点から総体的な視野に立った形で検討が進んでいる。

・国から平成31年度中、公共施設の個別計画を作成するよう指示が来ている。31年度中に計画ができないと、学校の大規模改修、小規模改修も含めて補助金がつかない。嵐山町も個別には各学校トイレの洋式化や学校庁舎の老朽化に伴う漏水等々も含め、個別修繕、工事は非常に多い。小中学校適正規模等検討委員会を進めながら、学校施設の長寿命化についての個別計画の作成を進めている。

ウ　ソーシャルメディアについて

埼玉県の調査では、小学校６年生の55.1％、中学校２年生の70.6％が携帯電話やスマートフォンを持っているとの結果が出ている。調査からは、児童生徒

にインターネットの特性について理解が不十分であること。保護者にも危険性なりの理解が不十分であること等が明らかになっている。

嵐山町においても、携帯電話やスマートフォンを一定の割合で持っている中で、ネットトラブル等をはじめ、ライン等によるいじめの防止のため、校内授業ではＮＴＴドコモ社員による、危険性、正しい使用方法等の講習を行っている。

エ　クラブ活動のあり方について

生徒の減少により、部活数が減ってきている。また、教員の数も減っているので指導員の数も減り、教員以外の指導者をお願いしている。

チームが組めない部活への対応として、町立中学校２校での部活動が可能になっているが、学校間の距離的な問題も出てきております。

オ　学校給食について

学校給食センターは平成21年に完成し、平成22年１月の第３学期から稼働している。委託業者は、今年度から「東京天竜」という会社に変わったが、安全性を考慮した上で委託業者を決めた。こうした指導方針のもとに、安心安全に給食が提供できているところである。

ＰＴＡ保護者会で試食をしていただいているが、結果は、「薄味ということもなくおいしかった」との評価の声が多かった。学校給食委員会では、地産地消を考慮し、地元野菜の使用や町内業者に配意して活動している。

カ　学習支援教室について

今年度からの事業で、公益社団法人全国学習塾協会に委託し、７月29日から始まっている。現在、小学３年生が26名、小学４年生が36名、中学３年生が16名の78名で毎週やっている。３年間委託で進めているが、指導方法等を勉強しながら、町内のボランティア団体、これから教員を目指す学生及び教員を退任された方等を募るなど、方向性を含めて基礎学力の充実を目指し、この事業を進めたい。

キ　ＩＣＴの状況について

ＩＣＴに関する嵐山町の中学校は、県内でも充実した状況にある。玉ノ岡中学校、菅谷中学校とも、ほぼ全教科でＩＣＴを使っている。今年度から、各学校の先生方と情報化推進会議を立ち上げ、今後どのようにＩＣＴを進めていく

か、学習指導要領における国の方針も含めて検討していく。

説明後の主な質疑応答

（問）給食の安全面はどうか。

（答）委託業者を選ぶ際、安全面と社員への教育という理念が今の委託業者にはあったので委託した。

（問）給食センターの体制は。

（答）基本的には10人。足りないときには東京天竜の他のところから来てやっている。委託業者には所長から、会社の方で責任を持って給食の提供ができるようにお願いをしてある。

（問）漏水はどういう状態か。

（答）水道関係に関しては、いつどこがはねてもおかしくない。菅谷中学校では真っ赤なさびがあふれ出している。個別計画をつくるので各学校で点検しているが、外壁のクラック等は各学校の至るところにある。漏水も七郷小学校では躯体内の漏水もあった。水道使用料が上がっているので調査をして対応した。

（問）日本一の教育の町ということで事業も進み出した。担当課としてはＩＣＴ、学習支援教室等をどのような形の捉え方をしているのか。また、統廃合も含めた20年の長さの中で、教育環境の充実をどのように見つけ出していこうとしているのか。

（答）これからの嵐山町の子供のためにというものがあると同時に、今現在の学校現場の状況というものがある。学力の向上そのものが全てではないが、１つの重要な点であると考えて、学校体質の改善も含めて学校環境の変革を求めている。

統廃合は、恐らく最終的にはやらざるを得ない現実だと思う。非常に財政的にも大きな負担がかかるが、できることならば保護者の皆さんから、「こんな学校に子供たちを通わせることができる」と言ってもらえるような教育環境をつくっていければと思っている。

②　長寿生きがい課

山下長寿生きがい課長から、介護保険の状況及び認知症カフェについて説明を受けた。

ア　介護保険について

・被保険者数、要介護認定者数、居宅介護サービス受給者数、地域密着型サービス受給者数及び施設介護サービス受給者数の状況と、介護保険特別会計支出状況及び介護保険料の状況について説明がありました。

イ　認知症カフェについて

・認知症カフェの経緯、期待される効果、運営及び嵐カフェについて説明があった。嵐カフェは本年１月から毎月１回（火曜日）、町民ホールにおいて午前10時から午後３時まで開催。参加費は200円、ボランティア４人が前後半で実施している。利用状況は下表のとおりであります。

まず１月から９月までの合計ですけれども、男性で36、あるいは女性で86人。合計ですと122人の方が利用されておりました。

説明後の主な質疑応答ですが、

（問）介護老人福祉施設が昨年度末81人、今年度は８月末93人で、12人の増となっていたが、ふえた理由は。

（答）居宅で介護をしていただいていた方も、それができなくなり施設に入ってきた方や介護度が重くなって入ってくる方もいる。また、入所待機待ちをして入ってくるということもある。

（問）介護現場は、職員、スタッフ等の慢性的な人手不足と聞いているが、嵐山町の状況は。

（答）町内の施設職員の話では、多くの施設等で募集しているので、募集をしてもなかなか来てくれない。また、採用しても長く勤めてもらえないということであり、今までと同じようなサービスができない状況がある。報酬面もよくなっているが、それでもまだまだ低く、十分とは言えない状況とのことだ。

（問）要支援、要介護の認定の減少理由は。

（答）総合事業が始まったことが多少あると思われる。介護認定を受けなくてもサービスが受けられる。

（問）認知症カフェの利用者が減ってきているが、どのような理由か。

（答）当事者や家族の利用より、お達者クラブで来た方が多く利用されている。８月はお盆の影響もあったのではないかと見ている。

③　健康いきいき課

石井健康いきいき課長から、健康寿命を延ばそうプロジェクト事業について、以

下の説明があった。

・参加状況は平成27年度146人、平成28年度は新規参加者95人、継続参加者が142人、平成29年度は新規参加者60人、それから継続参加者175人です。

・ウォーキングの結果は、平成27年度は、１日平均8,000歩以上の達成者40人、最も多く歩いた人は１日平均２万854歩。平成28年度は、１日平均8,000歩以上の達成者29人、最も多く歩いた人は１日平均１万7,885歩であった。

・体力測定の結果は、握力、長座体前屈、開眼片足立ち、ＣＳ―30（30秒椅子立ち上がり）ということです。２ステップテスト、それから10メートル障害物歩行の６項目の効果を調べた結果、初回と終了時を比較すると握力以外の体力要素は全てで改善が見られました。

また、医療費は、平成27年度が、実施期間中の１人平均が2,380円抑制され、平成28年度は、継続参加者では年間を通して２万1,880円抑制された。

（１）11月15日の委員会について

当日は、前回委員会において各課長から受けた説明をもとに意見交換を行った。

①　委員からの意見

ア　教育環境の充実について

（ア）食育・学校給食について

・チーム・ティーチングによる食育に関する指導内容の把握が必要である。

・食育と学校給食をつなげていくことが大事。給食費あるいは残食率、地産地消にも踏み込んで調査すべきである。

・給食時間、お昼休み時間は適正なのか、配膳に要する状況等も確認して調査すべきである。

・大人の感想だけでなく、実際に食している子供たちの意見や感想も聞くべきである。

（イ）統廃合について

・千葉県市原市の小学校、神奈川県箱根町の小中学校では、小中一環教育の中で統廃合を進めている。そうした先進地を視察研究することが必要である。

・小中学校適正規模等検討委員会の持つ使命を尊重しなければならない。経過を見守りながら、教育環境の充実という中で、統廃合についてのコンセンサスを得ていくことが重要である。

・適正規模学級数が12から18というのは本当に適正なのか、地域性も含めて検討し、統廃合を考えていくべきである。
・公共施設の個別計画が、平成31年度中にできないと補助金がつかないということで、大規模改修、小規模改修も含めて計画を急いでいるようだが、委員会としても実態を把握する必要がある。

（ウ）ソーシャルメディア・ＩＣＴ関係について

・今回、残虐な事件が発生した。どのようなリスクがあるか入り口の段階で、知識として持たなければならない。町全体にこういうことが大事だよと言えるような方向性を出していくべきである。
・スマートフォン、パソコン等ソーシャルメディアの画面から発生するブルーライトの影響も問題。携帯電話、スマートフォンの使用時間と学力低下は比例しているといった報告も出ている。また、ライン等におけるいじめの現状もある。そういったところも含めて調査、研究が必要である。
・危険があればあるほど子供は興味を持つ。悪い部分があるからだめだとは言えない。問題点に対する学校の認識及び把握状況等の確認が必要である。

（エ）クラブ活動について

・２校合同の部活動は距離的に難しいということだが、週に一、二回などの方法もあるように思う。学校で模索していくべきである。
・学校のやり方になってくると思うが、委員会としては各クラブに保護者会もあるので意見を聞いておくことも必要だと考える。

（オ）学習支援教室について

・７月から始まったばかりの授業であり、運営状況や効果が聞ける状況になった時点を待って、報告を受けることでいいのではないか。

イ　介護・健康増進・福祉について

・嵐山町は医療費水準が高いので、その辺を絞ることも大事。医療費水準について健康増進、介護予防につながるような調査研究をすべきである。
・スタッフがなかなか集まらないといった介護現場の環境、特に社会福祉協議会での運営と民間事業者の運営の違い等を調査、研究すべきである。

３　委員会としての統一見解

調査項目が多岐にわたることから、優先順位を決めて進める必要がある。当初

は、教育環境の充実の中で、食育・学校給食について現地調査等も含め調査、研究していくことで一致した。

なお、公共施設の個別計画の説明の中で、各学校の水道関係に関してはいつどこがはねてもおかしくない状況との説明があったが、執行に対し、今後の対応策を示していただくことを要望することとした。

以上、中間報告とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　３番の統一見解でも、水道の問題が出されているのですけれども、菅中と七小で漏水があるということなのですか。この前まで私、文教の委員会で文教にかかわる施設を調査研究をしていたのです。学校の施設ももちろん対象でした。何か問題がありますかということで聞いたときには、この漏水の問題、出ていなかったのです。この漏水は、私たちが調査研究した後、漏水が発覚したわけなのでしょうか。その時期について、聞いているのであればお答えいただければと思うのですけれども。

○佐久間孝光議長　松本文教厚生常任委員長。

○松本美子文教厚生常任委員長　お答えさせていただきますけれども、正式にはいつだということまでの説明等はなかったというふうに感じています。漏水があった時期ですね。そういうことが起きて水道料金が上がったために、調査しましたら漏水になっていたと、そこはすぐに対応しましたと、報告のとおりだっただけです。それ以上のことはありませんでしたから、わかりません。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

最後に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴常任委員長。

〔長島邦夫広報広聴常任委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴常任委員長　指名を受けました広報広聴常任委員会の委員長を務めています長島でございます。

設置されて間もない委員会ではございますが、議会報告会、またその準備会を開催しておりますので、その内容の報告書を読み上げ、報告といたしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

平成29年12月１日

嵐山町議会議長　佐　久　間　孝　光　様

広報広聴常任委員長　長　島　邦　夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

１　調査事項

「広報広聴について」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「広報広聴について」を調査するため、10月27日、11月１日、11月13日、11月18日に委員会を開会し、調査研究を行った。

（１）10月27日の委員会について

議会モニターは２名の欠員となっており、委嘱式終了後、委員会に入る。主な内容は以下のとおり。

①議会モニターとの意見交換について

議会報告会が11月18日に開催される関係もあり、議会モニターとの意見交換会を11月１日に開催する。当日は７名の方が出席いただける確認もとれており、この１年間での議会に感じていること等の意見交換を行う予定。では、欠席者にはどのように意見を聴取するかが課題となり、本来なら直接の意見交換が最良であるが、設置要綱にも「書面、メールでも可」ともあり、議会モニターに依頼することで同意となる。及び湯茶の接待は議長交際費より支出することをお願いした。

②第12回議会報告会について

ア　第12回議会報告会マニュアルについて

主な内容は、

・正副委員長と事務局で作成したマニュアル（案）に沿い確認を進め、報告事項

に関しては資料作成も含め、前委員長にお願いすることとした。
・意見交換会は参加者10名程度のグループ単位とし、参加者数に応じた１～３グループの準備をする。及び、リーダーとサブリーダー（書記）は常任委員会委員が担当する。
・参加者の名札を前回同様に実施する。
・特別参加者、視察等にお越しになった方のことでございますが、の意見交換参加についてはリーダーが対応する。
・区長宅への参加依頼は議員全員で対応する。
・意見交換会のテーマが「今後50年のまちづくりについて」でもあり、若い年齢層への依頼が必要との委員意見が多く、各依頼者先を議長、委員長、副委員長で回り、嵐山幼稚園、各小中学校保護者には直接及び児童を通し依頼文にて、民生委員会には会長さんに直接依頼するとともに、事務局より民生委員に通知を郵送することで同意となった。

イ　議会報告会の説明資料の確認について

　各報告者より報告資料が提出され、（案）として委員会で確認を進めるが、大きな変更点はなく、見やすさ、色合い、誤字、写真等について検討を重ね、11月１日に再度確認をすることとなった。

③第169号議会報編集について
・発行日は平成30年２月１日と決定しており、業者の編集スケジュール希望日も考慮し、さかのぼって原稿締め切り日を12月18日、翌日の19日に委員会を開き作業分担を決定、翌年１月９日に入稿する予定で日程を決定。
・近年の編集委員会では初稿後に読み合わせをし、修正点を見つけていく方法をとっていたが、必要性について再度検討の意見があり、次回発行時に再度検討することで一致した。
・次号の発行に際し、残り９ページ分の予算しかなく、審議の結果、補正予算で15ページ分を追加し、24ページで発行することに決定。
・次号に「請願・陳情の取り扱い」の掲載申し送りがあり、同意される。

④その他

　長年に及ぶタブレット研修を行い、町と合同での研修会をする中、今回、新規予算要望を議長、委員長にて準備をしている。委員会としても同意がされる。

（２）11月１日の委員会について

主な審議内容は以下のとおり。

・議会報告会のパワーポイント資料について、前回の委員会からの修正点を確認、再度の見直しを行った結果、写真追加の指摘があり、追加を決定。

・アンケートの質問項目に修正は加えず、従来と同様に参加者アンケートをとる。

・質問票は今回、試験的に配布しないことで合意される。

・議会報告会マニュアルの修正箇所を再確認。

・報告会報告書の作成方法について統一した仕様でつくることで合意、後日マニュアルを資料作成者に指示。及び報告書の作成は定例会終了後、早々に委員会を開催することで合意される。

・議会報作成マニュアル再確認が審議され、12月定例会終了後に議会基本条例を遵守し、議会報マニュアルを再確認する。マニュアル修正案は正副委員長で作成し、委員会で検討願うことで合意される。

上記決定し、閉会となる。

（３）11月13日の委員会（議会報告会リハーサル）について

①議会報告会リハーサルは従来方式にて議員全員での確認を進めました。主な内容は、以下のとおり。

・今回の議会報告会でも区長会、民生委員、教育関係（町立小中学校ＰＴＡ連絡協議会、嵐山幼稚園ＰＴＡ）役員へ参加依頼することの委員会合意があり、依頼経緯を説明。

・常任委員会で決定した第12回議会報告会マニュアルを議員全員に説明し、再確認、一部修正される。

・リハーサルはマニュアルに沿い順次進行し、報告終了後に意見交換。

・質疑応答については、今回より意見交換会の冒頭に実施することで合意がされ、意見交換会ではそのようになされたように聞いております。

・常任委員会報告の一部に誤解を招く説明があるとの指摘があり、再考、修正は委員会一任で同意される。

・説明報告者に対し、報告書に沿った朗読が必要と指摘があり、説明者も同意される。

・意見交換会は参加者10名程度の班編成とし、参加者に応じ議員も編成をする。

②議会モニターとの意見交換会報告について

主な内容は以下のとおり。

・内容を議事録としてまとめた。主な内容を委員長より口頭で説明、意見内容によっては議員全員での意見交換も必要性が確認され、次回の議会モニター会議での報告が確認された。

・議会モニターには議会モニター設置要綱により、議会に関しての提言をお願いしているので再度説明、お願いをするということです。いわゆる議会に関係のないというか、行政側に対してのものが多くて、今回再度それをお願いをするということでございます。

・議会報告会報告書は常任委員会で作成し、報告書の広報も委員会一任で合意される。

・議会モニターとの議員定数等に関する意見交換は特別委員会扱いとする。

・議会と議会モニターが意見のやりとりができるような状態が重要。議会モニターにアンケートにて意見提言できるような依頼も重要との確認もされる。

（４）11月18日第12回議会報告会開催状況について

開催日を１日とし、午前の部を役場町民ホールにて９時30分より、午後の部はふれあい交流センターにて１時30分より開催、午前の参加者は男性８人、女性11人の計19人、午後の参加者は男性16人、女性12人の計28人、２会場で合計47人となった。意見交換会では参加者10名程度のグループ分けとした結果、意見交換がスムーズに行われたと参加者の意見もいただいた。また、参加者同伴の幼児の保育については、利用者はなかったが、子育て中と思われる参加者も多かった。そのほか、報告書については、第４回定例会終了後に作成するということで説明をいたし、解散をいたしました。

以上、委員会からの報告といたします。

○佐久間孝光議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　ないようでございますので、お引き取り願います。ありがとうございました。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

会議の途中ですが、暫時休憩をいたしたいと思います。再開の時間を11時15分といたします。

休　　憩　午前１１時０４分

再　　開　午前１１時１４分

○佐久間孝光議長　会議を再開いたします。

◎議員定数等検討特別委員会所管事務調査報告

○佐久間孝光議長　日程第６、議員定数等検討特別委員会所管事務調査報告を行います。

議員定数等検討特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

河井議員定数等検討特別委員長。

〔河井勝久議員定数等検討特別委員長登壇〕

○河井勝久議員定数等検討特別委員長　議長のご指名を受けましたので、委員長報告を行います。

平成29年12月１日

嵐山町議会議長　佐　久　間　孝　光　様

議員定数等検討特別委員会委員長　河　井　勝　久

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

１　報告事項

（１）特別委員会設置等について

平成29年10月17日の平成29年第２回臨時会において、発議第30号「議員定数等検討特別委員会の設置について」、青柳賢治議員より発議され、①委員の定数13人（議長を除く）、②所掌について、イ、議員の定数に関する調査研究、ロ、報酬に関する調査研究、③調査期限について「設置の目的が終了するまでの間とする」、以上、設置議案により全員が賛成、可決された。委員長に河井勝久、私が委員長に選任、副委員長に吉場道雄委員、委員11名が決定した。

２　調査事項

「議員定数等について」

3　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「議員定数等について」を調査するため、11月１日と11月13日に委員会を開会し、調査研究を行った。

（１）11月１日の委員会について

当日は、議長出席のほか、全委員が出席し、第１回委員会が開かれた。委員長より、この委員会の調査期限が議員の残任期２年であり、終了日程表等決定して調査を進めていきたい。次回からの進め方、内容の検討について意見を聞きたいと提案。

委員からの意見として、

・議会のあり方を学ぶ必要がある。
・定数については、公聴会や参考人制度を活用。
・定数等について、議員の考え方もさまざまであり、増減の考えも違う。また、減らすことが先行していくべきでない。
・議員は仕事量も多く多忙である。報酬も合っているのか、検討も必要なのでは。
・町民の意見を聞くこと、専門的知見者の考えも聞く。
・他の自治体の取り組みなど、学ぶ必要もあり、参考にすべき。

などの意見が出され、次回以降の工程を協議することとした。

（２）11月13日の委員会について

当日は、委員会の進め方について、過去に議会が定数増減、報酬等の扱いと議論、取り組みを進めた経過と結果等の会議録資料を参考資料として配布。

①委員会を進める会議日程表（予定）について

今後の委員会の開会予定を、全18回、平成30年11月に終了予定とする。主なスケジュールとして、２月に参考人招致、４～５月にアンケートを実施し、その後町民との意見交換、８月に公聴会の取り組みを行うことで確認。

②行政視察について

先進議会の取り組みを調査研究することとし、検討してきた先進議会視察地の流山市が、平成30年１月18日に受け入れ可能であることを確認、流山市の委員会会議資料を配付し、視察予定地として提案。

委員からの質問

（問）なぜ流山市なのか、他の自治体の調査はされたのか。

（答）流山市は定数等特別委員会を議会で決定し、調査研究してきた経過があり、日程期間を決めた中で、どのようにされてきたのか調査したい。

以上により、行政視察を確認した。

本委員会は、所管事務の調査検討を継続協議することとし、中間報告といたします。

以上です。

○佐久間孝光議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　ないようですので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

◎議案第４８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○佐久間孝光議長　日程第７、議案第48号　町道路線を認定することについて（開発行為）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第48号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第48号は、町道路線を認定することについて（開発行為）の件でございます。開発工事の帰属に伴い、道路法第８条第１項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長に細部説明を求めます。

藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　それでは、議案第48号につきまして細部説明をさせていただきます。

議案第48号は、開発行為に伴う町道路線の認定についてでございます。町道路線認定調書をごらんください。

認定する路線は、町道菅谷279号線で、開発行為に伴い道路が新設されたことにより認定するものでございます。

認定する路線の延長は59.41メートル、幅員は4.50から11.54メートルでございます。

なお、参考図面を添付させていただいておりますので、ご高覧いただければと思っております。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号　町道路線を認定することについて（開発行為）の件につきましては、会議規則第39条の規定により、総務経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第48号　町道路線を認定することについて（開発行為）の件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終える期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎請願の委員会付託について

○佐久間孝光議長　日程第８、請願の委員会付託を行います。

本職宛て提出された請願第２号　憲法九条を変えることに反対することを国に求める意見書の提出を求める（請願）は、総務経済常任委員会に会議規則第92条第１項の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第２号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、請願第２号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前１１時２５分）

平成２９年第４回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

１２月５日（火）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第５番議員　　青　柳　賢　治　議員

第１番議員　　吉　本　秀　二　議員

第９番議員　　川　口　浩　史　議員

第６番議員　　畠　山　美　幸　議員

第４番議員　　長　島　邦　夫　議員

○出席議員（１４名）

１番	吉本秀二 議員	２番	森　一人 議員
３番	大野敏行 議員	４番	長島邦夫 議員
５番	青柳賢治 議員	６番	畠山美幸 議員
７番	吉場道雄 議員	８番	河井勝久 議員
９番	川口浩史 議員	１０番	清水正之 議員
１１番	松本美子 議員	１２番	安藤欣男 議員
１３番	渋谷登美子 議員	１４番	佐久間孝光 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長		村田	泰夫
書記		新井	浩二
書記		清水	雅也

○説明のための出席者

岩澤	勝	町長	
安藤	實	副町長	
植木	弘	参事兼総務課長	
岡本史	靖	技監	
青木	務	地域支援課長	
山岸	堅護	税務課長	
村田	朗	町民課長	
前田	宗利	子育て支援課長	
石井	彰	健康いきいき課長	
山下	次男	長寿生きがい課長	
杉田	哲男	環境農政課長	
山下	隆志	企業支援課長	
藤永	政昭	まちづくり整備課長	

菅	原	浩	行	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教　育　長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
深	澤	清	之	農業委員会事務局長

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長　ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第４回嵐山町議会定例会第５日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前　９時５７分）

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○佐久間孝光議長　日程第１、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇　青　柳　賢　治　議　員

○佐久間孝光議長　それでは、本日最初の一般質問は、受付番号１番、議席番号５番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項１の挨拶の輪広げて笑顔あふれる町にからです。

〔５番　青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○５番（青柳賢治議員）　議場の皆さん、おはようございます。５番議員の青柳賢治でございます。議長のご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

１点目でございます。挨拶の輪広げて笑顔あふれる町に。「いいとこスピーチコンテスト」を聞かせてもらうたびに、小学生や中学生が挨拶し合うことがとても気持ちのいいことだと、多くの学生が発表していました。これは、人と人との関係を良好にすることであるし、今以上に挨拶の輪を何重にも広げることで、町や住民も元気になるのではないでしょうか。庁舎しかり、公共の機関はなおさらのことと思います。自然に笑顔で挨拶できるまち嵐山、いいのではないでしょうか。駅にも新たな地域活力

創出拠点ができます。当たり前のようなことではありますが、今までとこれからを考える機会にしていただいてもいいのではないかと思います。町の考え方をお聞かせいただきます。

○佐久間孝光議長　それでは、答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長　質問項目１につきましてお答えをいたします。

挨拶を交わすことは、よりよい人間関係を築くためにとても大切なことであると考えます。議員お話しのように嵐山町内の小中学生は、幼稚園、小中学校等での取り組みもあり、徐々にではありますが、しっかりとした気持ちのよい挨拶ができるようになってきております。

挨拶は心のキャッチボールとも言われますが、最も身近で誰でもが実践できるコミュニケーションの手段です。パソコンや携帯電話等の普及により、人と人との間の直接的なつながりが希薄になり、会話も減りつつある現在だからこそ、幼稚園、小中学校等において子供たちが挨拶の大切さに気づき、幼稚園、小中学校等を中心に、家庭、地域社会に挨拶運動を広げられるよう取り組み、自然に笑顔で挨拶できるまち嵐山を実現してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　挨拶運動を広げられるようにと、自然に笑顔で挨拶できる嵐山町、実現してまいりたいという答弁をいただきました。

私、今回この質問をさせていただく契機といいますか、スピーチコンテストを何度か聞くたびに、子供さんたちがしっかりした挨拶をすること、これが本当に自分の気持ちにはね返ってきて、いい気持ちになるのだという発表が多々あったわけです、今までも。その中で、今回特に国立ヌエックでしたけども、ちょっと会場狭かったですが、その中でも２人の子供さんたちがそのような発表をされていました。これは何とか子供さんたちの投げたボールを我々大人もしっかりと受けとめて、嵐山町の中にそのような輪を広げていかなくてはならないのではないかというように強く思ったところから、この質問をさせていただいたわけでございます。

さらに、今度３月をもちまして、地域総括の嵐山駅前にできます。やはり挨拶というのは、単純にする側、される側、お互いに気持ちがいいことなのです。挨拶を笑顔

でするだけで、私が図書館から借りてきた本ですけれども、力があるのだと。それは、前屈の屈伸をやってみますと、笑顔で挨拶すると１センチぐらい伸びるというのです。それが体にもいいのだというようなことも証明されているといいますか、実践されているということでございます。

そういう中から、今回この挨拶の輪を広げていくということが、嵐山町の将来像でございます「豊かな自然　あふれる笑顔　心の通いあうまち　らんざん」という、これを平成23年に将来像として進めてきているわけです。間もなく33年ですから、10年近くなってきました。日ごろ、私がちょっと嵐山町は弱いなと感じている部分、以前にも、職員さんのそういったいろんな受け合った態度のことも話したことがございましたけども、今回は、そうだ、地域活力拠点もできるのだ。そうすればなおさらだ。あそこには、駅の目の前ですから、おりてくる人たちもたくさんいるわけです。これこそしっかりとした受け入れ、来た人たちへの嵐山らしさ、そういったものを出していくためには、まずはやはり挨拶だろうと。このしっかりとした基本として、挨拶ができるということ、「いらっしゃいませ」、「ありがとうございます」、そういった地域活力拠点にもなってもらわなくてはならないというように考えたところでございます。

そういう中で、今教育長が答弁されましたので、１つ私のほうからお伺いさせていただきますけども、今学校の取り組み含めて、どこどこの場所では挨拶を交わしましょうというような挨拶ロードというようなものもあるかと思いますけども、そのような取り組み、また学校の中で玉ノ岡中学校が挨拶運動をしていますとか、広報にも載っていました。そのような具体的な活動については、教育長、どのように把握していらっしゃいますか。

○佐久間孝光議長　永島教育長。

○永島宣幸教育長　毎回というか、毎日ということではないのですけれども、学校等によりまして挨拶運動ということで、教員も入って正門の前等で運動しているところでございます。

また、各学校の校長等を集めた中では、返事と挨拶については徹底していただきたい。それが一人一人の子供たちにとって、きっとプラスになることであるということで話をさせていただいているところでございます。これに関しましては、大妻の中学、高等学校のほうも徹底をしている状況でございますので、公立である本町の小学校、

中学校、幼稚園等につきましても同じように徹底をする中で、子供たちそれぞれの存在というのですか、周りの人たちにも認識してもらい、さらには将来に向けて社会に出ていくわけでございますので、基本的なところとして身につけさせていただきたいということでございます。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　私、前から挨拶をうんと交わしましょうというようなことを、声を出し合うということは、自然的に人間としてのある程度礼儀でございますので、当然大人になったら身につけていかなくてはならないことだと思っていました。

　ただ、ここで私、活力拠点ができるということを、もう少し嵐山のアピールというのですか、嵐山のよさを引き上げるという意味で、印象ですね。そういった意味では、私、今考えているのは、今教育長おっしゃったことにお返しするわけではないのですけども、駅を拠点とした、川島の地内の子供たちは大体あそこまで歩いてきます。駅のところを通ります。そして、そこから今度は菅谷口におりて、西口におりて、ずっとヌエックのほうのところまで、学校は菅谷小学校ですけども、歩いていくわけです。何か一つその中で、この嵐山町が50年を迎えてこれた。これから新しいそのような拠点整備ができると。それを一つ何か生かして、嵐山町の子供たちは元気よく挨拶できる。それから、嵐山町に来たら挨拶が飛び交うというようなことは、決してこれはお金がかからない。まず、これで嵐山町のいろいろなアピール、それから元気だよというところが強調できたら、これはまさにいいことではないかというふうに考えたところでございます。

　そういう中で、私が今回提案したいのは、駅を中心にした、菅谷小学校口になってしまいますけども、ひとつそのような挨拶ロードというような形を名づけて、お年寄りからどなたから、あそこの道路を通ったり行き交ったりするときには、言葉をかけ合って、朝は「おはよう」、帰りは「お疲れさま」、「お帰りなさい」といったような声が道路として飛び交うような一つの場所があってもいいような気がしますが、これについては教育長、どう考えられる。

○佐久間孝光議長　永島教育長。

○永島宣幸教育長　町全体でということになるかどうかわからないのですけれども、各学校では、見えやすいところといいますか、窓等に挨拶についての言葉、明るい挨拶等の標語的なものを掲示したりして、子供たちが見えるような状況でございます。ま

た、それにつきましては、各小中学校等が生徒会、児童会等の子供たちを活動させながら、その中で取り組んでいるところでございます。

今、議員さんおっしゃられた駅から菅谷小学校、菅谷中学校までの道を挨拶ロードとすることにつきまして、何かの表示をということになると、なかなか私どもでは難しいところがあるのですけれども、ナイトパトロール等に参加させていただく中では、ナイトパトロールの参加の皆さんが、その前を通る、時間的には大妻のお子さんたちしかいらっしゃいませんけれども、皆さんにどんどん声をかけていただいていますし、それに対して大妻の下校される子供たちも、非常によく挨拶を返していただいているということでございますので、やはりこれは小中学生だけでなく、町内にある高校生、さらには地域の皆様方のご協力を得ながらさらに活発になっていくように、私としては学校中心に働きかけていくというところまでしか申し上げられないので、申しわけないのですけれども。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　そのようなことになると、また予算も絡んでくることでございます。ただ、全般に、当然、私先ほど冒頭に申し上げましたように、庁舎内はしかりというようなことも申し上げました。まだまだ私は役場の中においての挨拶についても、職員の皆さんなさっていると思います。ただ、やはり自分から発するというようなことが、まだ随分新しい方も、お勤めされてわからない方もいらっしゃいますけども、もっともっと自分から積極的に声かけをしていくというようなことがあっていいようにも思います。そういう意味では、当然今言った挨拶ロードとか、そういったところの前に役場があったり、ふれあい交流センターにいる職員の皆さんがいたりとか、そういうことになってくるわけなのです。

ですから、岩澤町長が日本一の教育のまちだということを目指すとおっしゃっている。私は、挨拶ぐらいは埼玉一でもいいのではないかと思っているわけです。そういったところについて、地域活力創出拠点ができます。そこから少し、今言ったようなところの埼玉一の挨拶ができる嵐山町だというようなところへ取り組んでいくようなお考えについては、町長どのように考えられますか。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えをさせていただきます。

青柳議員さんのご意見というか一般質問、ちょこちょこいただくわけですけれども、

まさにまちづくりとかコミュニティーづくりにぐさりというか、核心をいつも話をしていただいているというふうに思っています。

それで、今回の挨拶ですけれども、挨拶というと子供というふうに行きやすい感じなのですけども、一番できていないのは誰なのかなということなのです。例えば家庭、一番コミュニティーの原点というのを持っているというのは、この前もおっしゃっていただきました。核家族があって２世帯、３世帯、こういうものをふやしていくべきだというご意見をいただきました。全くそのとおりだと思うのですけども、そういう中で、家庭の中で朝「おはよう」というのを、誰が一番言い始めるのかということなのです。子供が言い出しているのではないのかというような感じがするわけです。というのは、学校ではしっかりそういうような形ができているのか。それがほかのところに波及をしていかない、こういうようなことだと思うのです。

そういうような点から考えたときに、どういうふうにしていったらいいのかというのが非常に難しい部分というのが出てくると思うのですけども、そういう中にあって、ひとつ提案をいただいた挨拶通り、通りというか近所ではそういうような形に、ゾーンにしていこうと。通りでなくて駅を中心としたこのゾーンは、みんなが意識をして挨拶をし合おうではないか。外から来た人も何となく挨拶するようになってしまうような雰囲気をつくっていこうというのは、まちづくりの原点であるし、笑顔のまちの原点であるし、まさにそういうことだと思うのです。全く同感でございます。

そして、そのようなことをやっていくときに、言えばやるというのはちょっとどうかと思うのですけども、今役場ではどうだろうというような話がありました。それで、役場でいろんな役の順番が回ってきたりなんかして、嵐山町が比企郡の町村会の当番の町になったとかいうようなことがあったりして、ほかの町長が来たり、村長さんが来てくれたりという中で、会議室に行く道中で、「嵐山の職員というのはよく挨拶してくれますね」と、こういうふうに言ってもらえるのです。というのは、ふだんもよく挨拶してくれていると思うのですけども、その日は特に課長等から何となく話が出ているのではないかなと思うぐらいに、すごいいい返事を、私が通ってもするような感じぐらいにあるのです。そういうようなことでも、やっぱりよそから来た人は、「すごい、嵐山の中は挨拶をよくしていますね。うちも帰ってどうにかしなきゃ」というような話になるわけです。

ですので、今の話の何とか通り、何とかゾーンというようなものというのをどうや

って盛り上げていったらいいのかという、町が何月何日に何で決めたよということでなくて、違った形で何か行かないかなというような感じがするのです。それには、あそこのところで花を飾っていただいたり、駅の近所のところでやったり、また清掃活動をやっていただいたりというようなことで、地域、そのゾーンを嵐山町の玄関口としてつくっていこう、きれいにしていこうというような動きもあるわけですので、そういうものと一体化をして挨拶をもうちょっとどうにか、とりあえずそこの部分的にでも、そのゾーンの中だけでもいうようなことを、何らかのところから何らかのやり方で何らかの人たちが動き出していただけると、波及がしていくのではないかというような感じがするのです。

官製の挨拶通りというのは、いま一つどうなのかな。今までもあちこちのところでつくっていただいた経過があるわけですけども、なかなかそれが浸透して長続きをしていないような感じも、挨拶通りという看板を立てたのも、朽ちて倒れてしまうような状況になっている地区もありますので、何か地域でそういうものをつくっていく、地域で何かどうにかしていくという、そういう地域づくりの一環としての挨拶という形に持っていっていただけると、さらにどうなのでしょう。大変すばらしいご提言でありがたいと思っております。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　確かに、今の町長の答弁のとおり、何らかの形でいろんな人たちが、意思のある人たちがやれる活動というのが一番長く続くのでしょう。

それで、今の答弁をいただいたことで十分なような気もするのですが、私はやっぱり嵐山の駅が、これからあそこに活力拠点ができるということ。これをやはり生かしたまちづくりにしていくためには、あそこで元気な子供たちが通る、嵐丸ひろばがあるという、元気な声が飛び交うようなまず駅のつくりがあって、さらにその先へ進んでいけるのではないかというように考えるのです。

これからだんだんできていくわけですけども、やはり我々の地域でも見守りの活動をして駅前で立ってくださる方とか、それからいろいろな信号のあるところへ立ってくださっている方もいます。子供さんたちには、だんだんと顔が知れていけば挨拶をしてくれますけども、やはり挨拶を交わすということは、お互いに心を開いて、あなたのことを見ていますよと、そういうメッセージでもあるわけですから、ぜひ教育長の学校の関係も、今はなかなか知らない人とは話をするなだとか、そういうことも親

からは言われているところもあるわけです。ですけれども、通りを知っているような人には、向かって積極的に挨拶をしていくというようなことをご指導していただきながら、嵐山町の子供たちも大人も元気に挨拶を交わし合うまち、これは間違いなく元気なまちだと私は考えます。

ぜひとも、今町長のおっしゃったところを含めて、私も微力でございますけれども、駅前あたりを一緒に子供たちと歩いて、挨拶をするきっかけづくりでも努力してまいりたいと思います。ひとつ、この答弁をいただいたとおりお願いいたします。ありがとうございました。

２点目に進みます。嵐山町民の日を制定し、一層の郷土愛の醸成に。11月14日は埼玉県民の日であります。いろいろな式典、イベントが行われ、埼玉県も元気になっているように感じます。嵐山町においても郷土を知る、功績表彰者をたたえる、子供たちの優秀作品を発表するというような町民の日があれば、一層町への関心や愛着を深める機会にもなり、郷土愛の醸成につなげることもできるのではないでしょうか、町の考えをお聞きいたします。

○佐久間孝光議長　それでは、答弁を求めます。

植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　それでは、私のほうから質問項目２につきましてお答え申し上げます。

埼玉県では、明治４年、旧暦でございますが、11月14日に今の埼玉県の範囲が県として設置をされまして、それから100周年を記念しまして県民の日が、「県民が、県の歴史を知り、自治の意識をたかめ、豊かな福祉社会の実現を期する日」として、昭和46年より11月14日を県民の日というふうに定めました。この県民の日には、各種施設が公開されるほか、県主催の県民の日記念式典においては、「県民の日」記念絵画・作文コンクールの受賞者、シラコバト賞の受賞者、あしたのまち・くらしづくり活動賞県審査会入賞者の表彰が行われます。また、年度を通じて県内各地で協賛行事が開催されます。

県内の自治体では、鴻巣市、春日部市、加須市、坂戸市が、それぞれ合併の日を市民の日として定めており、そのほかでは三芳町が11月３日を町民の日として定めております。

このように特定の日を定め、式典やイベント等の行事を行うことが、郷土愛の醸成

を図る上で効果的であることは、既に嵐山町でも成果を上げておりまして、町制施行20周年に当たる昭和62年度より、５月の第２日曜日を町民スポーツの日と定め、「健康なまちづくり宣言」とともに「ひとり１スポーツ」というスローガンを掲げ、ヘルシースポーツフェスティバルを実施しているほか、嵐山まつり、文化展あるいは町民体育祭をはじめとする各種の行事についても、町が独自に特定の日を定めて実施をしてまいりました。

議員質問の嵐山町民の日の制定につきましては、具体的に何月何日がふさわしいのか。また、その場合、さまざまな分野にわたり、今現在年間を通じて実施している既存の行事等をどのように整理統合するのか、あるいはその是非。それから、それらの多くの課題が想定されます。今後町民的な議論が必要になるのではないかというふうに考えております。したがいまして、さらに新たな町民の日を定めるということは、現時点では考えておりません。もう少し町民的な議論が深まるのを待ちたいと存じます。ご理解を賜りますようにお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　確かに、町も行事がいっぱいあるので、こういう答弁もありだろうなと思います。

ただ、私、今回あるお世話になっている団体が、29年度県民の日の記念式典にシラコバト賞を受賞しました。それで、以前にも私同行したときがあって、最初から見たことがなかったものですから、今回はこの式典を最初から拝見というか、その席で、埼玉県民ホールで見させてもらったのです。それがこのときの式典なのですけれども、私、このときに、埼玉県民の県歌があるのです。初めて私知りましたけれども、県歌を最初練習しまして、それを歌うわけです。

開きました。上田知事が挨拶をされました。上田知事が何を挨拶をされたかといいますと、埼玉県の偉人の３名の名前を出しました。渋沢栄一、それから塙保己一、さらには荻野吟子さん、この３人の名前が出ました。非常にこの人たちがどういうことをやったかという功績まで、細かくではなかったですけれども、私一番感心したのは、塙保己一さんが、今ある小笠原諸島、あそこは昔アメリカの捕鯨基地になっていた。ところが、あそこが何とか日本の領土にとどまったのは、塙保己一さんが国文学者としていろいろな風物詩だとか、そういったものを残したことによって、それが証明さ

れたという話を上田知事がされました。まさに、こういう話を聞かせてもらうだけでも、そこに行って参加させていただいた価値があったなと思ったところであります。

さらには、その後、中学生の埼玉県の代表者の作文が１人、熊谷市の子供さんでした。それから、鳩山町の小学生が１人代表で作文を読みました。その後、授賞式に移っていったのですけれども、非常に作文もかなりの数が集まっていまして、熊谷弁っていいねという、そういう発表でした。自分の郷土のことを誇るということです。

こういったものを見ていて、700万人の埼玉県と１万8,000人の嵐山町は当然人口が違うわけですけれども、いろいろな例えば功績表彰者に対する功績表彰式が、何月何日に表彰規程に基づいて行われている。これはこれで単独であったりする。それから、11月３日には嵐山まつりがある。いろんな団体がそこにボランティアなり協力して出ていて、いろいろな催しが行われる。そういったことを考えてつなぎ合わせたときに、これはやはり人を表彰する、表彰されるということがすがすがしいというか、晴れ晴れしいことで、非常に賞を受賞するということによっても自分の今までやってきた活動、さらにはこれからに向けての活動にもつながっていくことだなというように感じたところなのです。

それで、町民の日というのは、確かに今課長さんが答えていただいたように、埼玉県ではこんな感じなのですけれども、これも今回町長の12月号の嵐山の広報に書いてあります。この１ページ目です。次の50年をどうするのかを考える契機としてもらいたいと、職員に話をしているのだということです。これは嵐山町のことは、町民も含めてみんな一緒でございます。

その中で、私、ここできょう申し上げておきたいのは、群馬にある甘楽町というところが将来のまちづくりを考える日にしようということで、50周年を迎える前の１年前に、平成20年でしたけれども、つくった経緯がありました。今までを見詰める日として、さらには今までの価値、それから今まで功績の表彰のあったような人たち、そういったようなことを今でも行っているのですが、ある程度町民の日というか、町民がみんなで祝おうよというような日として、一定の日が出せれば出したでもいいですけれども、11月３日という嵐山まつりがあります。あの日の時間帯の中に、そういったものを押し込んでいくようなこともあってもいいような考えがあるのですが、総務課長、どうですか。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　お答え申し上げます。

嵐山まつりについては、原則として11月の第１日曜日に実施するということが決まっております。このまつりにつきましては、実行委員会が主催という形をとっておりまして、先ほども申し上げましたけれども、町民の日を定める場合には何月何日にするのかという課題が、まず一つあろうかと思うのです。

それから、式典につきましては、一般的には町が主体となるということが考えられるわけですけれども、どのような組織で、どのような運営をしていくのがよいだろうかというようなさまざまな課題もあろうかと思います。ある程度時間をかけて議論する必要があるのではないかということで、先ほどもお答えさせていただいたのですけれども、いずれにしましても町への関心を高めていただき、そして郷土愛を醸成していくというようなことが非常に大切なことであると。そのための施策については常に関心を持っておりますので、少し時間をかけて研究をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　確かにそうでしょうね。課長の答弁になるのでしょう。ですけれども、やっぱり今までやってきたから、あるからというところからもう少し、嵐山町が人口がどんどん減っていくのだという、そういったところにも結びつけていくためには、ある意味ではこういうようなものが、確かに日程的には難しいですよ。ですけれども、三芳町も何をやっているかというと、式典の程度です。内容を見ると。私は、この辺のところでそういったようなものが入って、嵐山町として、嵐山町の郷土を思う、大事にする。そして、やはり嵐山町の子供たちが、またこっちへ帰ってこれるような雇用も含めてまちづくりをしていくという意味も含めると、そのような、子供たちが学校でコーラスを発表したりしています。優秀な子供たちの発表会があってもいいような気もするのですが。非常に議論が深まるということを待ちたいという答弁でございますので、私もこの辺であれしますけれども、最後に町長のほうからその辺の所見をお伺いして。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

これもまさにまちおこし、まちづくりの原点になることだと思うのですけれども、

特に町民の日ということですので、意識、郷土愛という話が出ました、今。それから、町への関心というようなこと。そして、それらをどうやって知らしめるか、知ってもらうかということだと思うのです。それをどういう方法でやったらいいのか。１つが町民の日というようなことでしょうけれども、そのほかに何かないのかなとか。

それと、今も答弁の中でありましたけれども、今いろいろ町でもやっていると。町の行事を通じて町を知ってもらう、関心を持ってもらう、郷土愛を育てるというようなことをやっている。それらと競合してしまう部分というのを、どこかのところに集約をしてやるということになると、ただそれだけだと思うのです。今やっていることを別の日にやるということになってしまうので、そうでなくて、もっとこの町民の日というものを意識をしてやってもらうのには、どういうふうにしたらいいのかということだと思うのです。違った意味でのこのコミュニティーづくり、地域づくり。

ちょっと話がそれてしまって申しわけないのですけれども、先日、雑誌に書いてあったのですが、武者小路実篤、大正７年、1918年、来年で100年になるというのです、新しき村。それで、この理想とするものというのが自他共生、自分も、人類共生、そして理想を求めてそういう新しき村をつくった。大分県に100年前につくった。

そして、毛呂山町に移ってきたのは皆さんご承知だと思うのですけれども、毛呂山町で新しき町、それが100年たって、それで大変残念だという話があるのですけれども、継続がだんだん難しくなってきている。というのは何かといったら、高齢化ということなのです。それで、その中でやっていた養鶏業等を中心とするそういう商売というのが、なかなかうまく回転をしない状況になってきているというようなことで、やれない。しかし、この理想とするというのは、日本と世界、それから民族、国家、それから地域、家族、こういう人と人とを結ぶ中間なるものが欠けてきてしまっている。だから、この新しき村の理想とするものというのは、今の時代にさらに必要ではないだろうか。だけれども、このところで100年たってやめてしまうというのは、何とも皮肉ですねというような、そんな記事でした。

しかし、ここのところでこの理想にかけられていることというのは、私たちが今求めていることなのです。これをだからどう実践をしていくかという難しさというのがあるわけですけれども、今おっしゃるように町民の日を定めてやるのも一つのやり方だというふうに思います。

それで、私とすると、今答弁の中にもありましたように、いろいろ事業をやってい

るから、時間をかけてそれらをどう整理をして、しかも日にちをいつにしたらいいのか。町民の日なのか、合併の日なのかどうなのか、いろいろ意見もあるでしょうし、そういう中でどうするということだと思うのですけれども、そういうものを総合した中で、何かさらに今のまちづくりを進めていくためには何かないかというのを、町民全体で考えて、一つには町民の日みたいな、こういうようなものがほかにできないだろうか。

社会教育委員会では、いろいろまちおこしとか考えていただいていますけれども、嵐山町のかるた、こういうものをやって地域をよりよく知ってもらおうとかというかるたの話ですとか、こういう中で、嵐山町でも先日も写真展がありましたけれども、俳句だとか、短歌だとか、絵だとか、作文だとか、今の写真だとか、そういうようなものを「嵐山」というテーマで、愛する嵐山をテーマにしたそういうようなものというのが、何か一つにできないものか。そういうものを発展していく中で、違った展開といいますか、目標に近づいていけるのかな。

それで、シラコバト賞のお話もございました。コミュニティーづくり、県でやっている賞ですけれども、嵐山町でも、私のうちの前の坂道の歩道を長く１人で掃除をしていただいていたご婦人がいただいたり、あるいは交通安全母の会の皆さんがいただいたり、嵐山町でもそういうような形でコミュニティーづくりに協力をしていただいている人たちが、県からも表彰をいただいております。そういうようなことも考えたときに、50周年のときに何かをやると。嵐山町の表彰規程の中で何かをやるというのとまた別の形で、コミュニティーをみんなで、こういう人たちがこうだから、それを範とするためにも賞を上げて、みんなで祝うのどうだろう、お祝いするのどうだろうというようなことも出てくればいいではないかなという感じがいたします。

ご提言をいただきました内容を、すぐということではない答弁をさせていただいておりますけれども、十分検討をして、いずれにしても嵐山町の50年、100年のまちづくりをどうするかが一番の原点でありますので、それらに近づけるような施策をやっていければなというふうに考えております。ちょっと答弁にならないかもしれないのですけれども。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　非常に何々の日となるといろいろな事業が展開されていますので、難しいということは十分理解しております。いずれにしても、最後に答弁いた

だいた町長の言葉の、やはりそういった新たなようなものを含めて、嵐山町がさらに元気になっていけるような仕組みというか、何かをやっていかないといけないのだろうなというふうに思っているところでございます。

きょうのところは、町民の日についてはこのくらいにさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○佐久間孝光議長　どうもご苦労さまでした。

◇　吉　本　秀　二　議　員

○佐久間孝光議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号２番、議席番号１番、吉本秀二議員。

初めに、質問事項１の水害対策についてからです。

〔１番　吉本秀二議員一般質問席登壇〕

○１番（吉本秀二議員）　１番議員、吉本秀二です。ただいま議長からお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました１項目について一般質問をさせていただきます。

地球温暖化の影響か、豪雨による災害、土砂災害が各地で発生し、しかも激甚化しております。台風もより大型化し、その進路も従来のような経路と違った動きをしています。先般の台風21号では、新聞によりますと、埼玉県内の浸水被害は、県下全域の15市町村に及び、床上浸水91件、床下浸水206件に上りました。最も被害の大きかった川越市は、床上浸水56件、床下浸水131件ということでした。被害はありませんでしたが、近隣の東松山市と当町では、河川の増水に伴い、避難勧告を発令しました。当町では昨年も川島地内で河川の増水による避難準備情報を発令しております。幸い、被害もなく、事態は収束しておりますが、昨今の気象状況下では、当町においても床下浸水、床上浸水被害が十分予想され、特に線状降水帯がかかれば、浸水被害は相当広範囲になるのではないかと懸念しております。

そこで、次についてお聞きします。

（１）、河川改修計画について。

ア、改修の必要な河川、その場所及び区間。

イ、改修計画の進捗状況。

（２）、ハザードマップ作成の進捗状況について。

（３）、避難情報発令のプロセスについて。

ア、どのような手順で避難勧告の発令、解除をしているのか。

イ、10月23日の避難勧告発令時の体制。

ウ、避難勧告発令に対する町の評価についてお伺いいたします。

○佐久間孝光議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　それでは、質問項目１の（１）、アにつきましてお答えいたします。

嵐山町内において、県が管理している１級河川は、都幾川、槻川、市野川、粕川及び滑川の５河川でございます。県では、埼玉県の河川整備計画に基づき、時間雨量50ミリの降雨による洪水を安全に流下できるような河川断面の確保や施設の整備等を順次実施していると聞いております。町内における河川改修の必要な河川は、都幾川で鎌形地内の班渓寺橋上流の一部、市野川で志賀沢川との合流箇所からの上流、槻川が全区間と聞いております。

続きまして、質問項目１の（１）、イにつきましてお答えいたします。改修計画の進捗状況につきましては、県としては断面の確保されていない河川を下流から順次整備を推進しており、粕川及び滑川に関しては、全区間改修済みとなっており、槻川におきましては、計画河川断面より広くとれているとのことでした。なお、嵐山町内における５河川の進捗状況については、埼玉県の河川整備計画に基づく必要な河川断面はおおむね確保されていると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（２）、（３）について、青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　マスクのまま失礼します。質問項目１の（２）につきましてお答えをさせていただきます。

先般の台風21号及び22号は、立て続けに関東地方を直撃し、当町においても大雨をもたらしました。特に21号については、数日前から降り続いた雨も影響して、町内河川の水位が上がっている状態の中での台風直撃となり、市野川流域の一部地区に対して避難勧告を発令する事態となりました。また、近年の非常に強い雨が断続的に降り続くことが多く見られる気象状況にあっては、今までの河川氾濫への対応を変えていかなくてはならない時期になってきていると思われます。

そのような中、今年度より洪水ハザードマップの作成に着手し始めたところであり、大雨の際に、特に注意を要する河川の流域を中心に、近年の気象状況や各河川沿いの土地の高低差などを考慮しつつ、どの程度の危険性が予測されるのかを調査しております。しかしながら、嵐山町内の各河川は、気象庁が発表する洪水予報河川や水防法で規定する浸水想定区域などに指定されておらず、過去のデータや数値的な情報が非常に乏しく、また、専門的知識の少ない中で対応しているため、完成までにはまだ時間を要するものと思われます。

続きまして、（３）につきましてお答えさせていただきます。まず、アの避難情報発令の判断基準等でございますが、現在のところ、暫定的な基準を設け、運用しております。避難準備・高齢者等避難開始情報の発令基準は、嵐山町に土砂災害警戒情報が発令され、かつ気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報において、町内に警戒地区が存在する場合に発令をいたします。

次に、避難勧告の発令基準でございますが、嵐山町に土砂災害警戒情報が発令され、かつ気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報において、町内に非常に危険地区が存在する場合に発令をいたします。また、避難指示の発令基準は、嵐山町に土砂災害警戒情報が発令され、かつ気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報で、町内に極めて危険地区が存在する場合に発令をいたします。

しかしながら、いずれの場合におきましても、これらの基準にこだわることなく、現場の状況や前兆現象の確認等によって臨機応変に発令することとしております。今回の台風21号の際の発令は、町内を警戒していた嵐山消防団からの報告等により、まさに臨機応変に発令を決定したものでございます。

また、各種避難情報の解除につきましては、現在明確な判断基準は設けておりませんが、避難情報の発令には避難所の開設が伴い、避難されている方が自宅へ戻る際に安全かどうかを判断した上で、避難所の閉鎖とあわせ、避難情報を解除するタイミングを判断しております。

次に、イの10月23日の避難勧告発令時の体制でございますが、嵐山町地域防災計画の規定に基づきまして、地域支援課、環境農政課、まちづくり整備課及び上下水道課の各職員が待機体制をとっておりました。また、嵐山分署及び嵐山消防団においては、それぞれ町内の警戒等に当たっていただいておりました。あわせて、危険が予測される河川や土砂災害警戒区域が存在する各区の区長様及び防災会長に対しまして、避難

情報の発令及び避難所の開設の可能性等の事前連絡も行っておりました。

次に、ウの避難勧告発令に対する町としての評価でございますが、ふだんから町長も申しておりますように、空振りを恐れないという観点から、積極的に避難情報の発令と避難所開設を行うことができたものと思っております。しかしながら、今後検討を要すべき課題もあり、この経験をもとに、人命を第一に捉え、空振りを恐れず、積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　１から３まで関連していますので、一括で再質問をさせていただきます。

大変細かくお答えいただきました。私の考えたのとは違うところも、私のほうが勘違いしている面もあるかもしれませんけれども、順次質問させていただきます。嵐山町の水害対策は、嵐山町地域防災計画で水害予防計画と災害応急対策計画、それと水防計画の３段階で構成されております。豪雨災害では土砂災害もありますけれども、これは別計画になっています。

まず、水防の予防対策としての位置づけで、水害予防計画があります。その水害予防計画では、嵐山町の水害の現状について、河川は都幾川、先ほど答弁いただきましたように、５つの河川が環流しており、これらの河川改修は計画的に進められてきているが、用水を兼用としている箇所もあり、川床勾配が緩流であるため、豪雨により河川流水量が増加し、排水路等の機能が困難になり、氾濫したり低地に浸水するおそれがある、このように書かれております。先ほど、ハザードマップの件についてご回答いただきましたけれども、現に避難勧告も出しているわけでございますので、具体的な浸水地域あるいは被害規模をどのように想定されているのかお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

今、議員さんのご質問の中で、具体的な被害想定、こういったものをどのように考えておるのかというようなことでございます。まさに、今言われたことを、この水害ハザードマップの中に位置づけていくものだというふうに考えております。議員さんが紹介されたように、地域防災計画の中には、今幾つか個別の計画をおっしゃってい

ただきました。実は、この町の地域防災計画自体が、基本的には埼玉県の防災計画、これをもとに作成をしておるという状況でございまして、実際のところ町の現状にそぐわない部分、そういったものも多々見られます。個別の計画についても、町の計画上に位置づけられているものであっても、作成がされておらない、しておらない、こういったものも現にございます。今、申し上げました水害に関する計画、これもその一つにあろうかというふうに思います。そういった部分では、やはりこの計画どおりに行われていない、おくれている部分ではないかと、こういったことは現状として認識をしておるところでございます。

ただ、そういったものを一つ一つ時間はかかってしまうかもしれませんが、何とか埋めていこう、こういった取り組みを行っておるところでございまして、水害ハザードマップもその一つだというふうに考えております。

箇所ということでございました。これまで嵐山町については、ここしばらく大きな水害、こういったものは起こっておらない状況でございます。ただ、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、昨今の気象状況の変動によりまして、大変雨の降り方というものが変わってきている現状があります。ですから、これまでどおりでよいのかということではないというふうに思います。

そうした場合に、やはり心配されるのは、志賀２区の精進橋から滑川の矢崎橋にかけての市野川です。こちらが最も嵐山町では被害が起こる可能性が高いのではないかというふうに考えております。あと、もう一カ所、都幾川の松山境、大字根岸２地区付近、こういった場所が比較的河川に対して……

○佐久間孝光議長　暫時休憩いたします。再開時間を11時15分とします。

休　　憩　午前１０時５７分

再　　開　午前１１時１７分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き一般質問を始めます。

冒頭に、今の件について、青木地域支援課長よりわかる範囲内で説明をしていただきたいと思います。その後、答弁のほうを続けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○青木　務地域支援課長　それでは、お待たせをいたしまして大変申しわけございませんでした。

今、東京電力に照会をかけている最中でございまして、詳細につきましてはまだ不明なところがございます。先ほどの停電でございますが、嵐山町内にございます変電所が一時的に停止をしたと。これによる停電だということでございます。停電の範囲でございますが、今、大字を聞いてきたのですけれども、町内のかなり広範囲にわたってまだ停電が続いている箇所があるということでございます。ただ、杉山地区については復旧して、順次復旧中だということでございます。

停電につきましては以上でございます。よろしいでしょうか。

○佐久間孝光議長　ありがとうございました。

○青木　務地域支援課長　それでは、先ほどの吉本議員のご質問に対する答弁でございますが、長々と前置きを申し上げましたが、河川に関する嵐山町における災害の危険箇所、これを２カ所申し上げたところでございますが、現状では人命あるいはこういったものに影響があると思われているのは、先ほど申し上げました２カ所というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　ここのところ大変豪雨が毎年あるわけなのですが、平成27年９月の台風18号では、これは嵐山町はちゃんと避難準備情報を出しています。また、28年８月23日には台風９号、これでも避難準備情報を出しています。そして、今年は避難勧告ということで、３年連続で避難準備情報を発令しているわけなのですけれども、この避難発令で対象地域となっているのは、志賀の２区、それと川島の１区、２区の一部ということなのです。先ほどお話しいただきましたように、精進橋あるいは松山境ということでお話しいただきましたけれども、この精進橋は、この辺の浸水がふえているのは、どこに原因があって、その原因をどのような工事をするあるいは対策をすれば、この辺のそういった心配というのがなくなるのか、どのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

○佐久間孝光議長　藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

精進橋付近、この辺につきましては、流れている川は市野川でございまして、先ほども答弁させていただきましたが、市野川につきましては、嵐山町分については、ほぼ整備が終わっているという県のお話でございました。市野川の下流、これは毎年度

要望等も行いながら県のほうで整備をしております。整備をしております内容としましては、未整備区間のうちの既に氾濫をしたりとか、そういった場所。その年その年、優先順位というのを位置づけしまして、毎年毎年危険度の高いといいますか、整備をする必要性の高いところから整備をしているというふうなお話を聞いております。その下流がまず整備できないことには、嵐山町は整備が終わっていても、やはりそこそこの雨量が降りますと、氾濫をしてくるという可能性は十分にあるかと思います。

市野川につきましては、精進橋付近、ちょっと下流に川島川というものが合流してきます。その川島川が、市野川の水位がある程度上がってくると、そこでもう川島川のほうは流れなくなるといいますか、そこで川島川のところからちょっとあふれるという、そういった状況が現状でございまして、そこにはポンプを設置しておりまして、ポンプによりまして水のほうを吐いているというような形で、今現在は道路のほうに水がたまるというのは、ここ何年か、10何年はないかと思うのですが、以前はそういうことがあったということでポンプの設置というのをしておるのですけれども、川島川の改修というものを、整備をしておりますので、結局は市野川下流のほうを整備していかないと、今の現状では高さ的な問題もありまして、なかなかそこのところの解消はちょっと厳しいのかなというのが現状でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　私は、この地域に住んでいられる方は、毎年こういう避難騒ぎ、大雨が降ったら水が来るだろうなということで非常に心配されていると思うのです。それで、水害が起こったときの対策では、河川施設の整備が挙げられているわけなのです。それで、国、県と関係機関に対して河川改修整備の促進を要望していくと。この整備に当たっては、浸水被害の発生の頻度の高い地域を優先的に整備するというふうに計画には書いてあるわけです。先ほどの話では、河川については、県のほうで計画的にやっているということなのですけれども、町としてもじくじたる思いもあるかと思うのですけれども、こういった浸水被害の出そうなところに対する対策というものを、具体的にどのように県に働きかけたり、そういったものをやっておられるのかというのを伺います。

○佐久間孝光議長　藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　河川改修の要望につきましては、後ほどの長島議員さ

んのほうからそういった質問がございまして、そのときにお答えをしようかと思っているのですが、河川、都幾川・市野川水系、入間川水系、そういった２つの期成同盟会というのが関係市町村でありまして、その関係市町村のほうで国、県なりの機関に要望等というのは毎年させていただいているのが現状でございます。

町として単独としては、県のほうから言いますと、町内というのはほぼ整備済みという位置づけをされておりますので、改修のそういった要望というのは、改めて町としてはしておりませんが、河川全体のほうでは早期に改修をしてくださいという要望は、各市町村とあわせて一緒にしているような状況でございます。

通常、川のほうにつきましては、整備計画上では嵐山町の改修計画のほうは、今現在はすぐには予定はしていないということでございまして、維持管理的なもの、例えば草、木が生えたりとか、そういったものの除去、または泥がたまったりとかということが何年かしてきますとありますので、しゅんせつをやっていただきたいとか、そういった維持管理的な要望というのは、毎年県土事務所のほうには、今年度も何回か要望のほうをさせていただきました。また、先月も改めて、中旬ぐらいだったですか、担当課長さんに来ていただいて、市野川あたりも現場に来ていただいて、この辺を何とかしていただきたいというような要望等は毎年やっております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　すみません。改めて何度も同じ答弁で申しわけなかったですけれども、結果的には要望書をお願いするしかないでしょうということなのですけれども、何とかこの水害に対して抜本的な対策がこれからだというふうに思っておりますので、今後もさらにお願いしたいと思います。

それで、水害予防計画では、水害の対策として河川改修のほかにも遊水機能の保全ということで、これは貯留浸透施設の整備促進を図るというふうに書いてあるのです。今、この貯留浸透施設の整備というと、私が考えているのは、都市型の水害の対策で、アスファルトがふえてビルができて、それで雨水が浸透しないので、公共施設等にそういう施設からのものを埋設して、それで吸水するというようなこともあるかと思うのですけれども、この嵐山町でそういった対策が書いてあるのですけれども、はっきり言ってそんな大都会ではないのですけれども、そういった施設をどのように考えて進めようとしておられるのか伺っておきます。

○佐久間孝光議長　藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　現在、浸透施設関係といいますと、なかなか整備されていないのが現状かなというふうに思っております。日ごろ、特に台風が来たときに水害の出る箇所というのは、数カ所大体決まったところがありまして、それの対策については頭を悩ませているところかなと。今までもそうですし、今年度へ入ってもそうなのですが、どうやったらその辺が解消できるだろうか、その辺は頭を悩ませているところなのですが、なかなかうまい方法というのも見つからずに、現状のまま来たというのが現実でございます。これにつきましては、今後何とか解消に向けて考えていかなければいけないというのは思っておりますので、浸透施設、そういったものも含めた氾濫の解消になるような方法の検討というものは、今後もよく考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　それと、通常の豪雨だったらいいのですけれども、線状降水帯とか、そういった何日も同じように雨がもたらされるということになると、鬼怒川のような事態にもなりかねない。我々が想定しているようなものとは違った形で水害が起こりかねないという懸念もあるのですけれども、水害予防計画の４つ目に浸水危険地域への対応という項目がありまして、「水害の危険性が高い地域を重点に浸水予想地域の周知を図り、洪水に関する知識の普及、あるいは水防活動の啓発などを行う」というように書いてあるわけです。

そして、本年の嵐山の広報の９月号には、豪雨に備えるということで、局地的な大雨から身を守るということで、局地的な豪雨から身を守ってくださいと。みずから守らなくてはだめだというような、広報が町民に呼びかけているのですけれども、このような啓発活動は大変重要なわけでありますけれども、実際にそういう予想されないような雨が降った場合の床上浸水等のおそれがあるようなところを、洪水ハザードマップを早く町民の方に示していただかなければならないと思っております。

町でも10月22日には、ホームページに土砂災害のハザードマップをアップしていただきました。また、10月25日に七郷の防災会の避難所開設・運営訓練に私も出席させていただきましたけれども、かなり実践的なものになっているということで感心しました。そのご苦労が形になってきているのかなというふうには思っております。しか

しながら、こういった水害に対するハザードマップを、早期に町民に示していただけるようにお願いしたいと思っています。

ついでのような質問になって大変恐縮なのですけれども、本年の９月の定例会で、補正予算で水位表示板が上がっていたと思います。４カ所。この水位表示板につきまして進捗状況というか、どのようにやっているか、あるいは今後活用はどのようにしていくのかお尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長　藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　水位表示板に関しましては、まちづくり整備課のほうで補正予算のほうのお願いをしておったところでございます。今現在、その水位の表示をする場所の選定でいろいろ協議といいますか、検討をしている最中でございまして、近いうちには発注できるような形で、一応今年度以内に終わりにするということで、新年早々ぐらいには入札をかけて発注したいというふうには考えております。今、場所をいろいろ協議をしている最中なものですから、まず設置をする場所というのは今検討中だという段階でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　今までは水防の部分をお伺いをしてきたのですけれども、これからは浸水被害が予想され、さらに浸水被害に至った場合の町の対応についてお伺いしていきたいと思います。

避難情報の発令、解除の手続についてご答弁いただいたわけなのですけれども、具体的に台風21号の避難情報の発令関係について確認をさせていただきたいと思います。当日は、町制施行50周年記念式典行事、それに衆議院議員総選挙の投開票日と重なった上で台風21号に見舞われたわけで、職員の方には総動員、いわゆるフル活動で本当に大変であったと思います。そのような状況下で行われた水防活動でもあり、あれはどうだったのだ、何だったのだ、これはどうなのだ、余り言いたくないのですけれども、しかし町民の生命、身体、財産を守る災害の活動でありますので、たとえどのような状況下であっても、ちょっと疑問に思うことがあれば、確認をさせていただかなければならないということで質問をさせていただきます。

まず、避難情報１の発令は、10月22日の午後９時25分、避難準備・高齢者等避難開始であります。この情報を発令された本部、それと避難所の開設状況、情報を発令し

たわけですから、避難所を開設したと思うのですけれども、先ほど避難についてはいろいろ、警報とかそういったものをメッシュによる想定情報ですか、そういったものを見てやっているということなのですけれども、この辺の発令について具体的に説明していただけたらと思います。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　それでは、お答えさせていただきます。

10月22日の台風21号の関係でございますが、今議員さんがご質問の中でおっしゃられましたが、21時25分に避難準備・高齢者等避難開始情報を志賀２区、川島２区の一部に対して発令をしたところでございます。この前でございますが、気象情報といたしましては、16時30分に大雨警報、土砂災害情報のほうが発令されており、その後にかなり雨量も予想されるというところでございました。先ほどご答弁申し上げましたが、当日は消防団の皆様方をはじめ、多くの皆様方に出ていただいて、河川等の状況等も監視をしていただいておりました。そういったさまざまな情報を勘案いたしまして、21時25分にこうした情報を発令させていただいたというところでございます。

河川の状況からいたしますと、先ほどご答弁申し上げましたが、市野川の下流域、そういった部分が心配がされたということでございますので、地区を限定し、避難所をあわせて開設をいたしました。避難所につきましては、直近の川島集会所並びに町立図書館、この２カ所を避難所として開設をしました。こういった情報を発令しました。こういったことを該当する地域に対して、防災無線並びに広報車によりまして周知を図ったというところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　避難準備情報のほうはわかりました。

それでは、避難情報２の避難勧告、これにつきましては４時５分に勧告しておりまして、６時30分に解除しているわけです。その根拠、例えば精進橋の河川の水がどのくらいになったとか、そういった細かいものを判断して発令するのかどうか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えさせていただきます。

当日、雨の降り方を見ますと、一番降ったのが、日にちが変わって午前零時から１

時までの間、この間この庁舎に設置をいたしました気象計では、時間雨量37ミリ、これが21号に関する最大の時間雨量であったわけでございますが、日にちが変わった後にかなり雨が強まったということでございます。先ほど、大雨警報ということで16時半というふうに申し上げましたが、22時38分に同じく大雨警報の土砂災害並びに浸水害、こういった情報が気象庁から発表をされたということがございます。

また、それに加えまして10月23日、日が変わって午前２時20分、埼玉県からは埼玉県土砂災害警戒情報、こういったものも発令されたということがございます。当初、避難準備情報ということで発令させていただいていましたが、その後も引き続き河川のほうは監視を続けていただいておりました。

最終的には、勧告に至った要因としては、大変危ない状況だと、こういった情報が消防団のほうから寄せられた。こういったことを契機といたしまして、４時15分に避難勧告の発令させていただいたというような流れでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　先ほど避難情報に対する発令の評価で、町長からも空振りでもいいから出してやるのだというようなことで、評価に値するというふうなことだと思うのですけれども、発令から解除まで２時間25分なのです。私がそこに住んでいて避難をすることになると、避難をしなさいということで防災無線を聞きます。それから、いろいろ家の戸締まりとか準備をして出てきて、それで避難所に行く。そうすると、時間がかかるわけなのです。着いたと思ったら、１時間かそこらで解除になりましたと言われても、ちょっと正直な話をすると本当にこの避難勧告でいいのかなという気がするわけです。

「広報嵐山」９月号に防災特集が組まれて、先ほど言いましたけれども、ここにも「災害は予想がつきません。他の地区の過去の突然の豪雨では、多くの被害がもたらされています。災害に遭われた方の声を挙げてみました。たった10分で約１メートル30センチ川の水位が上昇した。これまでに見たことのないような水のふえ方をした。長いことここに住んでいるが、こんな風景は見たことがない」、町民の方に周知するのにこういう事例を挙げておられるわけなのですけれども、やはり松山と違って川幅も狭まりますので、上昇し出すと早いと思うのです。そんなことで、避難情報２の発令はよかったのかなというような疑問も持っているわけでありますけれども、いかが

でしょうか。改めて聞きます。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えさせていただきます。

私ども避難勧告までの発令というのは、なかなか経験というのがない中での判断をさせていただいたわけでございます。時間的なこともあろうかと思うのです。夜中あるいは未明、明け方、こういった見方があるかと思いますが、そういった中での発令になってしまったということもあるかと思います。

ただ、基本的な私どもの考え方といたしましては、時間、これらは全く関係ないというふうに考えております。いつ、何どきであったとしても、必要な情報については、正しい判断のもと町民の方にお伝えをしていかなければいけない。これが人命を守ることにつながるのだ。こういった信念のもと、我々はやっておるわけでございます。

今回の発令がどうだったかというのは、それは私どもの自己判断はありますが、町民の皆様がどのように思われるかわかりません。ただ、やっぱり遠慮はしてはいけないというふうに思っています。できるべきことは我々はやらなければいけない。そういったことからすれば、今回発令したことは決して間違ったことではなかった。正しいことだったというふうに思います。

さらに、申し上げさせていただければ、今回避難所を開設し、恐らく町で初めてではないかなと思うのですが、避難所に避難をしてこられた方もいらっしゃいました。そういった方もいらっしゃり、そういった方は不安をお持ちになって、安全なところにということでございました。そういった対応については、これは町だけでは到底できません。地域の防災会の皆様方、こういった方にもお力添えをいただいて、避難所を運営させていただいたところでございます。そういった避難所を開設し、実際に避難をされてきた方がいたと。そういった中で、我々としても得るところは大変あったかなというふうに思います。それは、防災会の皆様にとってもまた同様だというふうに考えております。こういった一つの経験としてこれを捉えて、次に生かしていかなければいけない、このように思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　わかりました。私たちも現場に出て、そういったものを持っているわけではないので、現場を見られていろいろ判断があったのだと思います。

それで、資料１のグラフを見ていただきたいと思うのです。これは、市野川の東松山市の天神橋にある水位観測所で測定した10月22日の水位の変化です。東松山土木事務所の管轄になると思いますけれども、川の防災情報で検索できるものです。雨量の観測は、東松山第二小学校で観測しております。また、東松山市ではもう１カ所、都幾川にかかる高野橋、ここにこういった水位観測所があります。これは国の管理になりますけれども、これも同じように情報が得られるわけであります。

グラフの下のほうの破線を見ていただきたいと思うのですけれども、このグラフの破線は氾濫注意水位というふうになっています。それで、上部の実線、これが氾濫危険水位になります。それで、東松山市は氾濫注意水位になると、水防監視班を派遣しているそうです。水防監視班は20人いまして、合計10人１班で市野川と都幾川に派遣をしているそうです。

この日の場合ですと、これを見ていきますと、午前10時ごろには水防監視班が出動して監視体制を行っているということになります。そして、実際に氾濫水位に達したときに、東松山市では避難勧告を発令しております。発令のホームページのほうを見ますと、「市野川の水位が氾濫のおそれのある水位に達したため、午前２時、避難勧告を発令しました。対象は市野川の一部、大字松山の一部」何々とありまして、「市野川の近くや、ハザードマップで浸水するおそれのある地域の方は避難場所に避難してください。避難場所は、東松山特別支援学校、新明小学校、お近くの市民活動センターです」というようにあります。「そこが危険な場合には、自宅の２階や近くの建物の高層階で、より安全な場所に避難してください」、このようにホームページに載せて注意をしております。

それで、水位が下がり始めたとき、グラフで見ますと午前９時30分ごろに避難勧告の解除をしています。このグラフに沿って発令し、グラフに沿って解除しております。解除には、「本日、市野川の水位上昇により発令した避難勧告については、水位が下降傾向になったため、解除します。ご協力ありがとうございました。なお、都幾川については、未だ水位が高いため、避難勧告は継続します」、このようにホームページに載っております。実にスマートで合理的というのですか、広報もいろいろご協力ありがとうございましたと、感謝の意まで添えて、実によく親切丁寧にやっているのではないかなと私は思ったわけです。

まあ、向こうは嵐山町とは違いましたけれども、それはそれとして、嵐山町の場合

は、こういった基準に基づいて速やかに河川に監視班を派遣したり、あるいは避難所の準備をしたりとか、そういったものができないものかなと私は思っているのです。先ほど、消防団の方にいろいろ見回っていただきましたということなのですけれども、消防団の方に依頼するのはどこで依頼しているものか、ちょっと手続なんかがわからないのですけれども、とりあえず避難情報の発令の基準を持っているのか、持っていないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えさせていただきます。

ただいま議員さんのほうから資料として提示をされたもの、これは松山の天神橋の観測所の時系列のものだと思います。東松山市の場合には、こういった基準を、これは国ないしは県が氾濫注意水位だとか避難判断水位、こういった基準を設けているものを、東松山市はそれを準用としてそのまま判断基準として使っていると言うことができます。

そもそものところでございますが、嵐山町に関しては、これはこれまでのお話を申し上げます。嵐山町には、こういった水位を設定する必要がある河川はないのです。ですから、こういった基準もないのです。先ほどのご質問の中にありました水害ハザードマップも、これは水防法に基づいて作成する義務が発生をしてくるわけでございますが、東松山市はそういった危険とされる河川が存在するので、水害ハザードマップを作成する義務があるのですが、嵐山町には作成する義務がないのです。ですので、そういった自治体が埼玉県のどちらかといえば比企から秩父のほう、山のほうは、みんな作成義務が今のところございません。そういったことからすれば、これまで水害ということに関しては、言葉はおかしいかもしれませんが、それほど気を使わなくてもよかったかもしれません。

ただ、これは先ほどもご答弁申し上げましたが、気象の変動等によって、そうは言っていられませんというのが、これからだというふうに思います。ですから、東松山市と比較をしてみれば、今の嵐山町のやり方、体制、こういったものは大変脆弱だと、これは言わざるを得ません。ただ、そういったところを、やはりこのままではいけませんというのが我々の認識でございますので、一つ一つ整えていきましょう。こういった考えで今進めております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　今、ご答弁いただいたとおり、嵐山では過去から見ても、そんなに水害の被害というのは余りないということなのですけれども、やはり昨今の豪雨あるいは洪水の状況を見ていますと、町民を守る立場にいると、最悪の場合も考えて対応をとっていかなければならないのではないかと。私も、そういう今課長がおっしゃいましたとおりの気持ちで質問しているわけです。国から、水害はそんなに心配しなくていいのだよということだったら、私もこういう質問はしないわけであって、もし鬼怒川のような、ああいうような雨が降った場合にはどうするのだろうということを心配するものですから、こういう質問をさせていただいておるわけです。

熊谷気象台から、先ほどおっしゃられたとおり10時38分に嵐山、小川に大雨警報、浸水害、土砂災害、洪水警報が出ています。先ほどおっしゃったとおりです。それで、そこに資料に私も書いておきましたけれども、熊谷気象台、松山第二小学校、この状況は先ほど説明されたとおり、日付が変わるまで大した雨量ではなかった。それで、23日になると、午前１時の１時間では、熊谷気象台37.5ミリですか。午前２時には35.5、３時になると少し小康になりまして11ミリ、午前４時になりますと、また少し降って31ミリメートルという状況で推移していたわけなのです。松山第二小学校でも同じような観測になります。

そのような中で、天神橋の水位は午前２時で危険水位に達しているわけなのです。嵐山町は、22日の午後９時25分には、河川溢水のおそれが高まったということで避難準備情報を出しているわけなのです。午前１時、２時と非常に雨が降っているわけなのですけれども、これで私のほうにはこういった雨の状況、それから東松山市の市野川の水位の状況、それから嵐山町の精進橋の川の水位等々、いろいろこの情報を見合わせれば、何かどこかでそういった基準みたいなものが出てくるのではないかというような気がしているわけなのです。

それで、お伺いしたいのは、熊谷気象台の雨量とか、あるいは嵐山町の先ほどはかっているとおっしゃいましたから、嵐山町ではわかります。それから、河川の増に対しても消防団がなさっているということでわかりますけれども、精進橋の水位の状況なんかは資料としてとられたのかどうかお伺いします。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

精進橋の水位ということでございますが、あそこは水位計がついておるのです。ただ、そちらの確認については、これは嵐山分署のほうで確認をしていただきまして、そういったものについては情報共有を図っておるところでございます。ただ、消防の測定の仕方につきましては、橋、橋桁のところ、下から水面までどのくらいある、こういったはかり方をしておりますので、若干水位計とは違うかというふうに思っております。

今、議員さんがおっしゃられたように、現在のところ基準はないと。ただ、これだけ雨が降ったときには、こういった河川の状況だった。これは、今後に生かせるデータだというふうには思っています。それで、私どもは国が設置している観測所、そういったデータを、町外であっても見ています。例えば下流だけではなくて、上流では小川町の馬橋ところにも水位をはかっているのがあるのです。そういったものも見ていますし、アメダスも状況を見ています。そういったいろんなデータを蓄積させていただき、今後つくる水害ハザードマップに生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　それでは、水害に対する避難及び救助活動、嵐山町地域防災計画の水防計画等災害応急対策計画、これによってあるわけです。災害応急対策計画では、体制をレベル１からレベル３に分けています。そして、被害のないときの体制はレベル１、これは先ほど人員は言われませんでしたけれども、２つか３つの課が対応できるとして、これは15人体制になっています。この15人体制で、実際に雨の観測をしたり河川の水位を、消防団がやっているから、やらなくてもいいのかもしれませんけれども、河川水位の監視とか、あるいは避難情報の発令とか、避難所の開設とか、場合によっては誘導とか、いろいろなものがあると思うのですけれども、この15人で十分対応はできるのかということについてお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

こういった風水害に対する体制というのは、計画上定めておるところでございます。今回、レベル１ということで設定をさせていただき、基本的には４つの課の職員が出て対応を図ったところでございます。先ほど河川の監視ということでございましたが、

基本的には多くの部分は消防並びに消防団、こういった方々に寄与するところが多いというふうに考えております。

町としては、こういった基準に基づく人数、もし人数に不足があれば、これは随時招集をすることは可能というふうになっております。実際問題、今回の21号に対する職員についても基準の人数ではございませんで、避難所も開設をした関係がございますので、来られる職員についてはお願いをしたと。たまたま選挙当日ということもございますので、開票に従事が終わった職員に対しても、若手職員を中心にお声がけをして協力をいただいたというところでございます。

また、先ほど答弁申し上げましたが、避難所の開設に当たっては、地域の皆さん方にも、それこそ朝までおいでいただいたというところもございました。そういった多くの皆様方の協力をいただきました。町と地域の、団のほうはおいておきますが、町と、あとは防災会の皆さんだけでも30数名、こういった方々が出て対応に当たったということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　吉本議員にお伺いします。まだ再質問はございますか。

○１番（吉本秀二議員）　もういいです。

○佐久間孝光議長　一般質問の途中ですけれども、暫時休憩をしたいと思います。午後の再開を１時30分にしたいと思います。よろしくお願いします。

休　　憩　午後　零時０２分

再　　開　午後　１時２８分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き一般質問を始めます。

一般質問を始める前に、午前中の停電についての関連した資料をお手元に配付しておきましたので、参考にしてください。

それでは、一般質問を始めます。

第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　それでは、午前中に引き続き質問をさせていただきます。

水害対策ということで、嵐山町の計画は水害予防計画、そして応急活動体制計画、水防計画の３つから成っているということで、いろいろお聞きしてきました。午前中のご答弁で、これらの計画については県の計画をおろしてきているもので、地域に若

干マッチしない点もあるということでご答弁いただきました。私もこの計画を見ていまして、若干どうなのかなという点が何点かありましたので、町のほうでも既に承知されているのかもしれませんけれども、何点かについてお尋ねさせていただきます。

水防計画では、災害対策本部の設置について、町長は洪水予報や水防警報が発せられたときまたは河川の増水等により道路、橋梁の施設及び流域の家屋等に被害が発生し、または発生するおそれがある場合には、災害対策本部を設置するとなっています。しかし、災害応急対策計画では、先ほど言いましたように風水害被害の配備区分をレベル１からレベル２、レベル３までに区分しております。レベル１につきましては初動体制、レベル２については緊急体制、それ以上になりますと、これは災害対策本部を設置する事案になってくるわけです。

そして、災害本部の設置に関して、町長は災害救助法の適用が予想される災害が発生したときに、災害対策本部を設置することができるというふうになっているわけなのです。災害救助法が適用ということになりますと、嵐山町の人口からいきますと１万5,000人以上３万人未満の自治体においては、50世帯が滅失する災害が予想される災害が発生した場合となっています。同法律では、世帯数のカウントについても決められていまして、全壊で１世帯、半壊は２世帯で１世帯、床上浸水は３世帯で１世帯に数えられます。ですから、嵐山町では、150世帯が床上浸水するおそれのある災害でなければ災害対策本部を設置しないと、計画上から言いますとそういうふうになります。

それはどういうことなのかといいますと、前回の台風21号で川越市が水害をこうむり、報道で大きく取り上げられたわけなのですけれども、そのときの被害が床上浸水が51世帯。そうしますと、これをカウントのあれで見ていきますと、嵐山町の場合ですと計画にある３分の１の150世帯ですから、川越の被害は嵐山町の３分の１の50世帯というわけなのです。そうしますと、この被害ですと嵐山町の計画で言いますと、レベル２の緊急体制として、市民課長以下57人の体制で対応するということになるわけです。

午前中の答弁で、最初の対応で人が足りなくなってくれば、どんどん応援を要求して、人員も対応していくというお話でしたけれども、一応計画上ではこのようになっているのですけれども、この前の川越の被害のような場合でも、嵐山町では地域課長の指揮の体制になりますか、それとも対策本部が設置されることになりますか、お伺

いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えさせていただきます。

午前中もご答弁申し上げましたが、冒頭のご答弁の中で申し上げました基準は基準として設けさせていただいております。ただ、この基準に固執をするということではなく、臨機応変な対応、こういったものが必要であるというふうに考えております。

ただいま議員さんのほうで、仮に川越市の災害を嵐山町に当てはめた場合ということでご質問いただきましたが、当然川越の被害、ああいったものが嵐山町で起こった場合には、それ相応の体制をしいての対応というのが必要となってくると思われますので、恐らくは災害対策本部をつくっての対応になるのではないかというふうに思われます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　そうしますと、この計画というものをいま一度よく検討していただきまして、今度改正されるときには、その辺も吟味して計画を作成していただければと、このように思うわけです。

それと、もう１点、レベル２の緊急体制ですけれども、これは主管課を含めて12課57人体制になっています。被害が発生し、復旧作業が必要な場合ということになっています。地域支援課長が配備体制の決定者になっていまして、12課を束ねることになるわけですけれども、危機管理上、レベル２でこうした体制でいいのか、当事者の課長では答えにくいと思いますので、副町長からお答え願えればと思います。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　吉本議員さんには、いろいろ災害についてご意見をあるいはご質問いただいてありがとうございます。

いろいろ我々が取り組んでいるところに、課長がご答弁申し上げましたように、まだまだ課題があるわけでございまして、これらを精査をして改善をしていく、こういうことでございますけれども、そもそもの基本的な考え方だけ私のほうから申し上げさせていただきたいと思います。

自然災害の危機への対処、町民の生命、財産を守る責任、これは法的にも第一義的にも自治体の大きな責任だというふうに思っています。町長以下の役場の組織を挙げ

て災害に対処していくと、こういうことになるわけでございます。災害発生時の例えば避難準備情報、避難勧告、情報収集等は、地域支援課を中心に行うわけですけれども、その判断というのはトップが、あるいはトップが不在の場合は、私がその判断をして発令をしていくと、こういうことになるわけでございます。大事な部分は、人命第一、そしてたとえ夜間であってもちゅうちょなく発令をすると、こういうことで臨んでいきたいというふうに考えておりまして、先般の22日のことも、そのような基本原則にのっとって対応した次第でございます。

今後も、具体的な議員さんからお話がございました東松山市のマニュアル、きちっとしたものができていますけれども、ここはやはり課長がご答弁申し上げましたけれども、水防法に基づく浸水の被害想定というのが出されておりまして、法に基づいて、あるいは国、県の指導に基づいて東松山市も取り組んでいるというふうなことでございまして、残念ながら嵐山町はその区域に入っておりません。こういったことで、細かな基準ができてない現状にあるわけでございますけれども、今申し上げましたように町民の皆様の生命、財産を守る、これに町が組織を挙げて対応していくと。このマニュアルについてはしっかりしたものをつくってまいりたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　ありがとうございます。

ちなみに、台風21号のときの川越市の対応ですけれども、このときの体制は警備本部ではなくて、警戒体制という体制でやったと。それで、部長級が18人、それから消防局長ほか２人出て、幹部級が20人、本部というのですか、警戒体制の室になるのだかわかりませんけれども、そこに入っていたというようなことでございます。

東松山市も同じ当日避難勧告が出ているわけなのですけれども、東松山市の場合は61人で対応したと。これは61人は実は少ない数で、本来であれば100人ぐらいの体制でやっていると。当日は選挙の関係で人がとられて、それだけの人数になったというようなお話を伺いました。

このように当然嵐山でも大きな災害になれば、規定がどうのこうの、規定とか計画だけで動くわけではないので、それぞれ幹部も出てきて対応することになるのだろうと思うのですけれども、それでは計画って何のためにあるのだということになりますので、実態に合ったようなしっかりとした計画をぜひ検討してつくっていただきたい

と思います。

それと、東松山市の場合は、そういった国、県の対応になっているわけですけれども、嵐山町もそういった東松山市の市野川の水系等を午前中も言いましたけれども、活用したり、それからいろんなところの雨量も資料にして、その豪雨のときの水位等も参考にして、嵐山町に合ったといいますか、そういったある程度の、きちんとしたものはなかなかできないと思います。水位計もないのですから。ある程度のものをつくって、こうだからこういう発令をしたというふうに言えるようなものがあったほうがいいかなと、私はこのように思った次第でございます。

大変くどいことをいろいろ申し上げましたけれども、最後に今まで水害の予防対策、河川改修、それから避難情報、そして災害応急活動計画、こういったものをいろいろお尋ねしてきましたけれども、水害対策ということで町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

いろいろ水害対策を中心にご指導いただきました。課長のほうから細かい答弁をさせていただいたわけですけれども、これが嵐山町の現状の対策全てでございます。評価はどれぐらいいただけるかあれですけれども、課長答弁の中にもありましたけれども、これは万全ではなくて、今こういう状況であって、そして臨機応変な対応をこれからもしっかりとっていきたいという答弁をさせていただきました。まさに、今、そういうような状況でございます。それで、いろいろ対策の決まりをつくってということですけれども、答弁させていただいたようにこれから早急にいろんな形で、今までの学習効果がしっかり出るような形のものをとっていきたいというふうに思っております。

それで、これはちょっと外れますけれども、ふだん職員に話している基本的な町の考え方というのが、町長の災害対策の指導をいただいていますので、そういうようなところでいつも言われているのですけれども、自然の脅威が目前に迫ったときには、勝負の大半がついている。だから、大規模災害発生の意思決定の困難さというのは、想像を絶するのだと。だから、平時の訓練、これがいかに大切か。この備えがなければ、危険への対処というのはほとんど失敗する。これを再三再四、どこの講習会に行ってもこういうことを言われるのです。ですので、これをしっかり職員のところに話

しているわけですけれども。

それと、一番言われるのが、災害現場に救援を出してください、そうすると経験値ががくんと上がる。それで、それを受けて今いろいろおっしゃっていただきました避難勧告とか、いろんな情報、警報を発信をするその仕方というものの危機感というのが、出すもののあれも全く格段に違うのだということなのです。それで、これは全く私を含めて申しわけない状況ですけれども、嵐山町では災害が幸い今まで周りに比べても、さらにない状況で推移をしてきました。大変ありがたい恵まれた状況で今まで来たわけですけれども、今お話がありましたような線状降水帯、このごろ聞き出した言葉ですけれども、そんなものがひょっと来てしまったらとんでもない状況になりますよという状況です。

それと、もう一つベースに考えていただきたいのが、一番最初に課長から答弁させていただいたように、河川の改修というのは、埼玉県の河川計画、整備計画では時間雨量50ミリ、これに対応するような川をつくっていきます。それで、しかもこれも答弁させていただいたように、下流のほうからその50ミリに対応できるあれをつくっていきますよということなのです。ですので、時間雨量が60ミリだとか100ミリだとか言っているのは、もうお手上げなのです。そういう状況で、整備がされたところでもお手上げの状況であるというのが、現状の日本の国の河川改修の状況なわけです。

ですので、そういうような状況というか、気象情報が出てきたら、おっしゃるように次の対策､次のまたその次のことを考えた対策をとっていかないといけないという、そういう状況です。それには、今課長から答弁させていただいたような状況が、嵐山町の今の実力でございますので、これをさらに上げて、おっしゃるように町民の不安にしっかり応えて、嵐山町から災害を出さない、被災者を出さないというような強い気持ちで対策を練っていきたいというふうに考えております。

ちょっと外れたところもあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

○佐久間孝光議長　第１番、吉本秀二議員。

○１番（吉本秀二議員）　ありがとうございました。

当日も、いつもですけれども、第一線で課長さんはじめとか町の役場の方々、また消防団の方とか、本当に当日もそうでしょうけれども、深夜大変暗い中まで骨を折っておられた。このことは我々も本当に感謝申し上げております。そういう中で、こういう質問をさせていただきました。皆さん方が一生懸命努力されていることは重々承

知しております。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

◇　川　口　浩　史　議　員

○佐久間孝光議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号３番、議席番号９番、川口浩史議員。

初めに、質問事項１の公共工事における検査についてからです。

〔９番　川口浩史議員一般質問席登壇〕

○９番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいります。

第１点目として、公共工事における検査についてであります。公共物は町民の財産であり、安全で耐久性の高いものが求められております。そのため、手抜き工事や欠陥工事がないかを見逃さないための最終確認としての検査業務は欠かせません。しかし、菅小プール建設において、フェンス基礎のコンクリート壁にひび割れが発生しておりました。これは、安全性や耐久性に問題があることは明らかであります。果たして検査は機能していたのか。長年の慣習から、なれ合いになっていたのではないかと疑問を持った次第であります。

そこで、（１）として、プールのひび割れについて決算の総括質疑で聞いた際、見ばえが悪いので改修するということでありましたが、このひび割れは見ばえでは済まないと思います。フェンスを支える基礎の強度に今後問題が生じるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

（２）、施工管理業者は、このひび割れについて指摘をしていたのか。

（３）、町の検査員は、工事完成検査時に指摘をしていたのか。

（４）、町の検査員は、どんな資格を持っているのか、また検査能力向上にどんな研修を受けているのか。

（５）、地域活力創出拠点整備工事で施設建設が始まっていますが、これも施工管理業務を委託しております。どんなことが契約条件になっているのでしょうか。

（６）、施工管理業者に落ち度があった場合、責任のあり方はどのようなものでしょうか。

○佐久間孝光議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）から（３）について、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　それでは、私のほうから質問項目の１の（１）から（３）につきまして、順次お答えさせていただきます。

菅谷小学校プールのひび割れにつきましては、決算特別委員会総括質疑の際にお答えさせていただきましたが、許容ひび割れ幅のヘアクラックであり、構造上の問題はありませんが、議員ご指摘のとおり、時間経過により幅、深さが進行した場合、強度に問題が生じるおそれが出る可能性があると思われます。そのため、施工業者と現地で状況を確認し、経過を観察した上で低圧注入工法による補修の措置を実施いたしました。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。施工時には、型枠の取り外しの際に打設の状況を確認し、その後の乾燥収縮により生じたヘアクラックについては、適切な補修等の指示をしております。完成検査時、引き渡し時においては、ご質問でご指摘の箇所にひび割れは生じておりませんでしたので、指摘はしておりません。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。検査員につきましても、完成検査において、ご指摘の箇所にはひび割れは生じておりませんでしたので、指摘はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（４）について、植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　私からは、（４）につきましてお答え申し上げます。

平成21年度より、公共工事の検査は副課長級以上の検査員として任命しております。そのうち技術職の土木系では、１級土木施工管理技士、１級管工事施工管理技士、測量士及び測量士補、水道技術管理者などの有資格者がおります。また、技術職の建築系では、１級建築士、土地区画整理士、建築基準適合判定資格者などの有資格者が主に検査を行っております。

能力向上のための検査研修の実施状況でございますが、平成25年度より、埼玉県県土整備部が発注する工事の工事検査への臨場あるいは県土整備部から講師を招いて検査事務及びコンプライアンスに係る内部研修を実施しております。なお、本年度につきましては、入札・契約制度に係るコンプライアンスの研修を実施したところでございます。さらに、年度内には検査工事等の内部研修を実施する予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（５）について、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、私のほうから（５）につきましてお答えをさせていただきます。

拠点施設の施工管理業務の契約内容といたしましては、①、設計図書どおりの施工がされているのかの確認、報告。②、電車及び歩行者に対する安全対策が万全かの確認、報告。③、使用材料が予定どおりに使用されているかの確認、報告。④、工程表どおりの進捗が図れているかの確認、報告。以上が業務の主な内容となっており、これに関係機関の行う検査等の立ち会いを必要に応じて行うことを付加条件とした契約内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（６）について、安藤副町長。

○安藤　實副町長　（６）につきましてお答えをいたします。

嵐山町建設工事請負契約約款及び嵐山町業務委託標準契約約款のそれぞれに規定されております瑕疵担保では、発注者は工事目的物または成果品に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定め、その瑕疵の修理補修を請求し、または修理補修にかえ、もしくは修理補修とともに損害の賠償を請求することができるとしております。

なお瑕疵の修理補修または損害補償の請求は、完成検査の完了後、引き渡しを受けた日から１年以内。そのうち建設工事約款では、コンクリートづくり等の建物または土木工作物等の建設工事及び設備工事等の場合には、２年以内に行わなければならないと規定しています。ただし、その瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じた場合には、請求を行うことができる期間は10年と規定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　公共工事の工事を行った結果というか、公共工事について25年くらい前、私どもの国会議員と当時裁判官をやめた方との対談があって、裁判事例でいろいろ裁判官に見識がふえたなんて言うと失礼なのですが、そういう事例をたくさん扱っていたらしいのです。公共工事は市価の２割から３割増しだと。中には５割増しもあるのだということをおっしゃっていて、その上欠陥、手抜き工事が発生していると。とんでもないことがたびたびあるということを、私はその雑誌を読んだときにそれを記憶していて、嵐山町ではどうなのだろうなと、議員になって。まだこのとき

は議員になっていませんでしたので、ずっと思っていたのです。

１期目の議員のときに、これは椎葉小学校のたしかベランダだと思うのですけれども、文教厚生常任委員会で視察をしたときに、あそこはたしか真っすぐになっていないのです。最後のほうがちょっとアールだか削られていたか、見てくればよかったのですが、確認してこなかったので。そのときの先輩議員が、図面上は真っすぐなのだろうけれども、こういうことになるのだよなというようなことをおっしゃっていて、やっぱり公共工事というのは幾つか問題あるな、検査がしっかりしていなければだめだなと強く思っておりました。だから、いつかこういう問題を質問しようと思っていたのですけれども、今回いい事例というとこれはまずいのですけれども、ひび割れが発生しましたので、この質問をしたわけです。

それで、ヘアクラックだということでおっしゃっているのですけれども、ヘアクラックは誰がおっしゃったわけなのですか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

施工管理会社、また請負者の１級建築士も述べておりますし、また実際に副町長以下調整幹等も実際現地で見ていただきましたが、皆さんヘアクラックとおっしゃっております。実際にクラックスケールではかって、0.3ミリ以下のクラックというふうに確認しております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　総括のときに皆さんのところにお配りしましたけれども、この写真を見まして、問題なのはひび割れの幅ではないのです。ここにエフロレッセンス、可溶性成分の溶解、コンクリートの溶けたものが出てるのです。この白いのがそうなのですけれども、これが出てるということは、ヘアクラック以上のものが専門家ではあるというふうに言われてるのです。これは見逃したのですか、いかがですか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

白華現象のことをおっしゃっているということだと思いますけれども、コンクリートが水分と結合して固まる段階で、そこで生成された水酸化カルシウムがコンクリートの表面上に移行して蒸発する際に、空気中の二酸化炭素と反応して炭酸カルシウム

という結晶となって表面に残る現象でございまして、これ自体には強度的に問題があるというものでなく、コンクリートが乾燥収縮する段階では、表面上でよく起こる現象というふうに聞いております。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　これは、中に雨がしみて、そして中のコンクリートを溶かして出てきたものなのです。これが何で問題ないということになるのですか。問題あるのですよ。問題あるから、私はこれを取り上げているのですから。管理業者とおっしゃいましたね。管理業者もこれは問題ないとおっしゃっているのですか。これは大変な問題ですよ。中性化していく非常に大きなことになる現象なのですから。そういうふうには聞いていないですか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

　議員ご指摘の中性化ということで、中の鉄筋等にまで水分が入り、そこでさびが生じるとなりますと構造上の問題がございます。まだそこまで入り込んだクラックではないヘアクラックということですので、現段階の状態では構造上の問題はないというふうに聞いております。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　ちょっと質問変えて、私の質問が、これはひび割れが９月のときに見ばえとおっしゃったか、ちょっと私もよく記憶していないのですけれども、会議録見ようと思ったら、まだ作成されていないので。でも、同じようなことをおっしゃったわけです。見ばえが悪いので、ここは改修しますよということで改修したわけです。この答弁もありますけれども。

　これも見てみますと、穴をあけたところから外側にひび割れが出ているわけです。板に穴もあけずに無理やりビスを押し込んでいくと、板は割れますよね。ご存じでしょう。同じような現象が、私はここで発生したのではないかと思っているのです。このひび割れが中心部までいっているわけですから、このひび割れは、全体の中心部までいっているひび割れではないですか、いかがですか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

　９月の決算の総括質疑のときにご質問いただきまして、直ちに施工業者、また管理

業者等も現地で確認をさせていただいた上で、ヘアクラックということで内部まで進行していない。その上で、すぐに補修の修繕を行ってもよかったのですが、３月末の引き渡しの後、夏休みの夏の期間、当然コンクリートと金属の膨張率と、コンクリートが乾くのには２年から３年かかるというふうに言われております。その収縮の関係で、９月のご指摘以降、冬場にかけて今度は寒くなる。そういった中でご指摘いただいた時点での９月でのクラックが、その後さらに広がる可能性があるかどうか。それも含めて11月まで経過を観察し、その後大きくクラックが広がっていないということを確認した上で、11月28日に補修の修繕をさせていただきました。

以上です。

〔「ひび割れは中心部までいっていないか」と
言う人あり〕

○村上伸二教育総務課長　申しわけございません。中心部まではいっておりませんということです。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　この写真が物語っているように、中心部までいっているのです。当然、だからこれは上だけではなくて、中もいっているというふうに考えざるを得ないのです。課長はどういう立場でお答えしているのかよくわからないのですけれども、安全で耐久性の高いものを結果的につくって、結果的にというか、何か瑕疵があったら、そこはきちんと直させて耐久性のある施設にしていこうという気持ちがこうあるのか。何か業者の言い分だけを述べているような感じなのです。そのお気持ちを先に伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　ご指摘のとおり子供たちが使う施設、安全に正しく施工していただくというのがありましたので、ご指摘いただいた９月の時点で生じたヘアクラック、これがこの後進行するかどうか、構造上に問題を及ぼすような影響があるかないか、それを見るために11月末まで経過を観察した上で、安全性、構造上問題はないという判断のもとで補修工事を行ったということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　恐らくこの写真から物語っているように、中までひびがいっ

ているのです。地震による支柱に大きな負荷がかかる、当然ひび割れは今後も広がっていく形になると思うのです。それを業者の言いなりになって答弁していてはまずいですよ、それは。そのことを申し上げておきたいというふうに思います。

施工管理業者は、これは当時はひび割れはなかったというふうにおっしゃっていたのですね。これは、３番目の検査員もおっしゃっていたわけですね。これを検査を担当した職員は、この中におるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　検査を担当されたのは役場の職員でございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　その方のお名前を伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　現在の深澤局長でございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　深澤局長に伺いたいと思います。

当時、ひび割れは確認できなかったのですか。できたのだけれども、まだ当時はよくわからなかったということなのでしょうか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　深澤農業委員会事務局長。

○深澤清之農業委員会事務局長　検査のときでございますけれども、このフェンスの基礎部分の後、９月のときに議員さんからご指摘されたときにはっきりわかったものでございますけれども、私が検査を実施いたしましたとき、３月のまだ終わったばかりの状況でありました。このクラックについてはっきりヘアクラックと言われる、本当に最初に出たものというのは、コンクリートはいろいろな細かい抽出物なんかも表面に出るというようなこともございますので、そういったものがあったのか。いずれにしても、白色の物質等については確認できなかった状況にあります。短時間といいましょうか、大体２～３時間の検査時間の中で修繕等の指示はできなかったと。確認等はできなかったということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　今の答弁聞くと、何らかのひびはあったように答えています。そういうふうな答弁でしたよ、今のは。ただ、指示はできなかったと。ここまで広が

るかどうかはわからなかったという言い方でしたよ、今のだったら。いかがなのですか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

深澤検査員がヘアクラックを指摘はしてございません。検査員として何も指摘していなかったのではなく、他の箇所で転圧等が不備だった等の指摘はございましたが、ご指摘の箇所の支柱のところのヘアクラックに対しては、ご指摘はいただいておりません。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　指摘はしなかったのでしょうけれども、ひびは若干でもあったということなのですか。深澤局長に伺います。

○佐久間孝光議長　深澤農業委員会事務局長。

○深澤清之農業委員会事務局長　現場で確認したときには、はっきりして、これがそうなのかということについては確認できなかったので、指摘できなかったということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　指摘までは、当時のまだコンクリートが十分乾いていない段階でしたでしょうから、ひびも本当に小さいもので、それがおっしゃるように広がるのか、このまま推移するのか、それはわからなかったと思うのです。問題は、そういうひびが若干でもあったということでいいのですね。

○佐久間孝光議長　深澤農業委員会事務局長。

○深澤清之農業委員会事務局長　その関係でございますけれども、現状で監督員に指示できていないほどのものだったので、発生していなかったというふうな捉え方で今の報告になっているものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　捉え方なんて言っているのですから、これは口どめするようなことを上から言っているのですか。若干でもひびがあったのだというふうに私は理

解せざるを得ないというか、それが事実だと思うのです。これが何で管理業者が指摘できなかったのか。これはまだわからないということであれば、それは私も理解できます。これがまだ小さいので、これが広がるかどうかというのはわからないということで指摘ができないということであれば、それはわかりますよ、私も。ただひびはあったわけでしょう。そこは管理業者はないとおっしゃっているのですか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　ひびがあったと１回目の答弁でお答えさせていただいたのは、コンクリート打設直後のことでございます。それに関しては現在でも、その当時、まだ施工中に補修した箇所というのは確認できます。完成時の検査時においては、クラックは発生していなかったということでございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　いつまでやってもしようがないのですけれども、課長、いい施設をつくっていくのだということで、ぜひ業者の責任は責任で認めてください。何か業者の代弁をしているような感じで受けるのです。そうしたら、結局私がこういう質問しないであのまま放っておかれたら、30年もつものが、15年、20年で次の改修するようになりました。もう皆さんいないでしょう。私だって議員やっていませんよ、きっと。誰も責任とらないということで、そんな施設をつくってはだめなのです。そうでしょう。そういう施設をつくらせないために、課長は答弁をしていただきたいと思うのです。

　それで、完成時にはわからなかったと。結果的に広がってきてしまったということですね。これは業者の瑕疵にはならないのですか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

　最初から申し上げておりますようにヘアクラックであり、構造上に危険性、問題性がないということであれば、その当時引き渡し時に発生していなかったクラックについては、瑕疵とは言えないと考えております。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　あくまでもそこを、業者側の代弁になっているということが本当に残念です。こんなことで安全で耐久性の高い建物が皆さんに任せられるのかということを、きょう来ている区長さんの皆さんも思いますよ、これでは。実際にこれ

だけのひびが入っていて、全部支柱に入っているのでしょう。支柱のところにひびが入っているのだから。これが問題でないのだと、ヘアクラックだと。可溶性成分のこれが溶け出しているというのに、これが問題ないのだという見解なのですから、これでは安心して、高い金払っていて、耐久性の高い建物を皆さん方に任せることができないということになってしまいますよ、これでは。そうではないですか、いかがですか。

○佐久間孝光議長　岩澤勝町長。

○岩澤　勝町長　少しでもいいプールをつくりたい、公金を使って公共工事でつくりたい、川口議員さんと私どもの気持ちは全く一致しているのです。それで、そういう中で決められた完成検査をやって、それでヘアクラック、それが出た。しかし、何度も質問いただいて、答弁を今までもさせてきていただいたように、これは躯体に影響するような、中に影響が出るようなひびではないということを、設計業者も調べてそういうふうに言っているわけです。それで、そこのヘアクラックのところだけはきれいにした、そういうことです。

　ですので、議員さんおっしゃるように、このヘアクラックというのが中までいってしまっているのではないかということだと思うのですけれども、それは最初言ったように私たちも少しでもいいプールを、公金を使ってやっているのですから、しっかり検査をしていただいて、それでやっているわけですから、それで検査をしていただいて問題がないと。中にはいっていない、外だけだ。ヘアクラックなのだという話で、それを修理をした。そういう答弁をずっとさせてきていただいているわけですけれども、なかなかご理解がいただけないのは大変残念ですけれども、これ以上の答弁というのをできないのです。やってきたとおりのことをやっていて、中まではいっていないというしっかりした検査のもとで答弁をさせていただいていますので、ぜひご理解をいただきたい。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですね、そんなに何回もやってもしようがないのですけれども、ちょっと確認です。

　では、中までいっていないという検査は、どういう工法で検査されたのでしょうか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

管理業者、また施工業者と同時立ち会いのもとで現地で目視で、クラックスケールというのがあるのですけれども、それでテレホンカードぐらいのが0.3ミリ、それが中に入っていかないということになると、もうそれ以上いっていない。それ以上、先ほど言いましたように、それで９月の段階で確認をして、夏場の暑い膨張の時期と冬場の寒くて乾燥して収縮する。この時期にさらにクラックが広がるようであると、今回は低圧で上からモルタルを注入する工法にしましたけれども、そうでない場合はＶカット、中をきちんとＶ字に割って、深度の奥まで削った上での補修という工法になるのですけれども、それには至らないという施工管理、１級建築士の判断のもとで決定しております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　もう一回、上側にもひびが入っていますよね。これについては何かおっしゃってましたか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　同様のヘアクラックということでございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　これはどの程度の耐久性を持ったものになるのかということは、10年、20年たたないとわからないのだと思うのですが、エフロレッセンス、可溶性成分、これが出ているということは、中のコンクリートが溶け出しているということでありますから、表向きの修理で済むのかということは私は甚だ疑問を持たざるを得ません。

それで、町の検査員についてなのですが、そうすると１級土木施工管理技士、１級管工事施工管理技士、測量士及び測量士補、水道技術管理者等々いるわけですね。嵐山町には検査ができる人間は、人数は何人いるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　植木弘参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　お答え申し上げます。

まず、土木系の今お話があったような１級土木施工管理技士については５名、それから１級管工事施工管理技士につきましては１名、測量士３名、測量士補３名、水道技術管理者２名、合計延べで14名でございますが、検査員はこのうち延べ９名で、実際には５名の人間を検査員として指名をしております。

また建築系では、同じように総数12名おりまして、これは延べ人数でございますが、検査員は延べ人数６名、実際には３名の職員を検査員として任命をしております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　なるほど、そうですか。検査員は14名いるのですけれども、実際は９名だと。これは副課長になっていないので、この人数差が生じているという理解でよろしいのでしょうか。

○佐久間孝光議長　植木弘参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　先ほど申し上げました総数は技術者ということで、検査員は副課長以上の者ということで、おっしゃるとおりでございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　少し私も勉強したのですけれども、こういう技術を持っていれば、一応安心なのかなと思うのです。問題は、初めにも指摘しましたようになれ合いが生じていると、これはせっかくの技術で指摘をしても、あるいは意図的に見逃すということがあるのではないかというふうに思うのですけれども、その辺の何といいますか、技術と同時に心構えといいますか、この工事の結果がまずいのだという指摘をしていく心構え、それはいかに養っているのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　植木弘参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　お答え申し上げます。

まず、先ほどからも申し上げていますように、我々職員は、町のあるいは町民の利益というものをまず考えて仕事をしておりますので、その点はお含みおきをいただければと思います。

検査員の資格を持つ職員でございますけれども、毎年、先ほども申し上げましたように埼玉県の県土整備部が行う検査への臨場ですとか、あるいはその検査能力を上げるための研修、講師をお招きしての研修等も行っております。さらには、特に昨年度から今年度にかけましては職員のコンプライアンスということで、そのための研修というものに少し重点を置いて研修を行っていまして、法令をしっかり順守するということで、厳格な検査を行えるような資質を磨いているということでございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　ちなみに、最低でも９名の人、建築にかかわる３名の人、全

員これは受けているのでしょうか。

○佐久間孝光議長　植木弘参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　お答え申し上げます。

　コンプライアンスの研修に関しましては、検査員に限らず、全職員を対象に実施しておりますので、当然受けております。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると検査事務及びコンプライアンス、これは別々なのですね。検査事務をそれでは受けている人数は何人なのですか。

○佐久間孝光議長　植木弘参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　検査事務といいますか、県の行う検査への臨場ということですと、平成25年、26年、27年のこの３年間続けて、年に２人ずつの職員を派遣して実施をしております。それから、平成27年、28年におきましては、埼玉県の県土整備部から検査を担当できる担当の職員を派遣していただきまして、それで研修を実施しているということでございまして、今年度につきましては、町の任期つき職員の中にそうした講師ができる職員がおりますので、内部で研修を実施しております。

　以上でございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　その方は岡本技監でよろしいのでしょうか。

○佐久間孝光議長　植木弘参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　岡本技監もその一人でございますし、あと小林調整幹もいらっしゃいます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　岡本技監に伺いたいと思うのですが、このひび割れ、それからエフロレッセンスは問題だというふうに私は聞いているのですけれども、これが出ているわけです。これは問題だというふうに認識しますか。

　それと、このひび割れは、奥までいっているというふうに見ているのかどうか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　岡本技監。

○岡本史靖技監　まず、ひび割れの関係なのですけれども、ひび割れについては、私はまだ現場のほう見ていないので何とも言えないのですけれども、一般的にＲＣコンク

リートって、コンクリートを入れるものに対しては、基本的にひび割れは許容する構造物であります。必ずヘアクラックというのは起きる。どういう形かわからないですけれども、ヘアクラックは起きる。ＰＣとか工場で製品にしたものに関しては、基本的にヘアクラックは許容しないというのが一般的でして、ＲＣの部分については、中に、どういう構造になっているか確認していないのでわからないのですけれども、鉄筋が入ったりなんかしていて、そのかぶりの関係がどうだとかという形でクラックが生じる、生じないというような形になってきます。今、クラックゲージ等ではかった限りであれば、今のところヘアクラックという形で判断できるのかと思っております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○岡本史靖技監　それも仮に奥までいっていなくても、その間に水が入っていれば、あそこから出てくることはあるので、まずヘアクラックか、それとも本当の中まで、鉄筋までいってしまっているクラックかというのが確認できないと、それによってどうだこうだというのは判断は難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　このひび割れがほとんどの支柱に出ていたのです。これはどうなのですか、技術者として。問題があるのではないかというふうに私は思うのですが、いかがですか。

○佐久間孝光議長　岡本技監。

○岡本史靖技監　多分打設するときに、基礎をつくって円の型枠みたいな形をやった形で打設していると思うのです。そういったときに、鉄筋が中に入っていると思うのですけれども、鉄筋との関係によって、その表面の部分がやっぱり出てしまうのは出てしまう。それがずっと奥までいっているかどうかというのは、本当に細かく言うと非破壊検査みたいな形で調査しないと何とも言えないのですけれども、先ほどの確認の中ではずっと奥まで入っていないという話でありますので、それについては今のところはヘアクラックだというふうに思えるのかなと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　技監まで同じ答弁だと、もう次へ進まざるを得ないですね。

地域活力の関係で、なるほど、こういう４点が契約条件なのですか。これはわかりました。そういう状況だということを確認できればいいです。

それで、ごめんなさい。ちょっと質問要旨見ていなかった。先ほどのプールは業者に346万だったかな、支払っているのですよね、管理業者に。こういうひび割れが結果的に出たってヘアクラックで済まされて、それだけ支払っていたわけです。今度の駅につくっているあれは250万ぐらいだったかな。ちょっと正確なのがわかったら教えてほしいのですけれども、予算書持っていますから、見ようと思えば見られるのですけれども、それだけのお金払っていてどのような管理をしているのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

今回、地域活力創出拠点工事に当たりまして、管理業務のほうの契約を９月６日付でさせていただいておりますけれども、金額のほうにつきましては233万2,800円、税込み額での契約でございます。

そして、業務の関係でございますけれども、こちらにつきましては既に現場のほうの工事が始まっておりまして、始まると同時に、この管理業務に対する最初の打ち合わせを９月の時点で行っております。業務内容の確認をいたしまして、業務に当たっての打ち合わせ頻度等の打ち合わせを経まして、今現在週に１回の打ち合わせを行っております。議員さんも現地を見てご存じだと思うのですけれども、今現在基礎の工事をやっている最中でございます。特に、施工後建物として形になったころは、地下に潜ってしまう部分、見えなくなってしまう部分でございますので、特に打ち合わせ頻度等もふやしながら、現場のほうの管理業務として、細かく打ち合わせを常時させていただいているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を２時45分といたします。

休　　憩　午後　２時３５分

再　　開　午後　２時４５分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　今、答弁あったわけですけれども、ただ東武系列内の工事業者がそうで、管理業者がそうなわけです。果たしてきちんとした管理ができるのかなという疑問は持たざるを得ないです。その点、いや大丈夫ですよという根拠があるのかどうか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

実際に現地のほうを施工しております施工業者のほうに関しましては、東武谷内田建設でございます。拠点施設の管理業務、先ほどご説明申し上げた管理業務の契約先に関しましては東日本総合計画株式会社、こちらのほうと契約をさせていただいております。

この管理業務発注に当たりましては、実際に今現在国で示してございます基準がございまして、その基準で申し上げますと、全くの第三者に発注する方式、それと発注者みずからが管理を行う方式、それと設計した業者と随意契約によって管理を行うという方式が国のほうで示されております。町のほうとしましては、特に現地のほう、鉄道の安全対策を重視いたしまして、設計を行っております東日本総合計画と契約をさせていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　この東日本総合計画も東武系列ですよね。これは９月議会のときにお答えしてもらいましたけれども、工事業者が東武系列、管理業者が東武系列と、これできちんと管理ができるのかということでは、甚だ疑問を持ちます。町の検査員以上に、なれ合いがここでは生じてしまうということが考えられます。その点、あわせて厳しく課長は見ていっていただきたいと思うのです。

工事は、12月でもう基礎ができたのですか。基礎がまだですよね。３月いっぱいまでですよね。これは間に合いますか、建設が。一応確認しておきたいと思います。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

今現在、最初に現地掘削から始まりまして、基礎ぐいを最初に打設をいたしております。基礎ぐいの施工が終わって、今現在、その基礎ぐいの上部のコンクリート基礎

となる部分の打設に入ったところでございます。打設する前には、当然鉄筋を配筋してございます。そういった部分、一つ一つ工程が変わるごとに現地確認を行いまして、実際にはやっているところでございます。

今現在、当初の計画工程を出していただいておりますけれども、実質計算上１日おくれている状態でございます。今現在、それを取り戻すべく、当初恐らく余裕を見てある工程の日数があるかと思います。その部分を詰めて、何とか工程どおりにという指示をしているところでございまして、現在の状況ですと、ほぼ予定どおりに完了する見込みでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　（６）なのですけれども、施工管理業者に落ち度があった場合、責任のあり方ということで質問したのですけれども、これは工事請負契約に対しての約款を、今副町長が答弁されたのですけれども、管理業者に対しても、これが当てはまるということなのでしょうか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　それぞれ約款がございまして、管理業者には管理業者用の約款がございます。それを申し上げさせていただきました。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、管理業者がここに載っているという理解でよろしいのですか。何か文言を見ると、建設請負、最初は嵐山町建設工事請負契約約款及び業務委託というふうになっているわけです。それをるる述べているわけですよね。工事請負のように見えるのですけれども、これは管理業者もこういうものになっているということで、これで管理業者ということでよろしいわけなのですか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　おっしゃられるとおりでございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、プールの問題も検査完成後１年以内に、これはヘアクラックではなくなったといった場合は、業者持ちで徹底した改修が行われるということなのでしょうか。大体これと似たような委託契約になっていたのですか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　先ほどからのプールの問題についてのご質問でございますけれども、先ほど課長から応急の修理を行ったというふうなことでございまして、これについては瑕疵担保の条項ではなくて、業者のほうの進んでの善意的な修繕で行ったわけです。今、私申し上げましたとおり、瑕疵があった場合には１年間の瑕疵担保責任がございますよと、業者には。それが、悪質であったりした場合には10年ですよと、こういうことになっていますと、管理のほうも。こういうふうにはご答弁を申し上げたのですけれども、１年というふうなことになりますと、来年の３月です。

３月までの間、ひび割れがどういうふうな状態になっているのか、それを簡易な方法でございますけれども、定点の目盛りをつけてございます。それは、この間、担当課とともにそういうふうなことをしたわけですけれども、３月になってさらに変化があるのかどうなのか。その時点で、ひび割れがさらに拡大をしていると、あるいは中までということになると、瑕疵担保責任の条項を使って、町として管理業者、それから施工業者に対して改善の要求をしていくと、こういうことになるわけです。なければそのまま終わると、こういうふうなことでございまして、来年の３月まで我々はここを監視をしていくと、こういうことで考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　わかりました。来年の３月を待ちたいと思います。

続いて、埋め立ての問題に移りたいと思います。10月31日までに業者に原状回復の命令を出していたわけですけれども、業者は土砂を除去しませんでした。

そこで、（１）として、10月５日に地元説明会を開きましたが、地元の方も参加できなかったということです。なぜ地元の方も締め出す会議にしたのでしょうか。

（２）、台風等で大雨が降り、土砂の流出がこの間相当あったと思います。どのくらいの量が流出したのでしょうか。

（３）、土壌汚染の検査はしたのでしょうか。

（４）、産業廃棄物の上に、20数年前の産業廃棄物ですね。その上に今回の埋め立てが行われ、そして今回の土砂の中にも産廃があったのではないかと思います。どう処分するのか伺いたいと思います。

（５）、業者は原状回復しないことがはっきりしました。町の責任でやるべきでは

ないでしょうか。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）から（５）の答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　それでは、質問項目２の（１）につきましてお答え申し上げます。

千手堂、比丘尼山の土地の埋め立ての案件については、平成３年に問題が生じた時点から、地元千手堂１区の代表者である区長、隣接地権者、土地改良組合の正副理事長、そして町とで話し合いの場を設けた経緯がございます。10月５日に開催した地元説明会でも、土砂の埋め立てが実施された平成３年当時からこの問題に携わってきた方々に対し、今回の土砂の埋め立てに関する経過説明をさせていただいたところでございます。

続きまして、質問項目２の（２）につきましてお答え申し上げます。11月21日に現地確認を行った結果、９月15日に隣接地への土砂の流出面積を確定させるために測定を行った時点から比較すると、台風による大雨によって流出した土砂の量はわずかであったと思われます。

続きまして、質問項目２の（３）につきましてお答え申し上げます。土壌検査につきましては、土砂の条例第15条の規定に基づき、認可事業者に対し、事業等を開始した日以後６カ月ごとに、町長が指定する職員が立ち会いのもと実施し、町長に報告しなければならないとされてございます。今回の埋め立ての件につきましては、無許可による搬入でしたので、規則で定めている検査は実施しておりませんが、７月21日の立入検査時に、職員による放射能濃度測定器での簡易検査を実施してございます。今後、町として土壌検査を実施し、事業者に対し検査費用を請求することを検討してもよいかと思われます。

一方、10月に実施した地元説明会の場で、事業地下にある谷沼の水を下流域の農地への農業用水として利用していることもあり、水質の懸念があると話を受けました。11月10日に水質検査のためのサンプル採取を実施し、農業用水基準と比較し、水素イオン濃度等他８項目の分析を行いました。その結果、山側から谷沼への流入地点及び谷沼から圃場への流出地点の２カ所の分析結果で、水質検査の結果は異常は見られませんでした。

続きまして、質問項目２の（４）につきましてお答え申し上げます。廃棄物の定義

は、事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物処理法で規定された20種類の廃棄物とされてございます。

一方、事業者は、伐採届に資材置き場を造成し、残土を搬入するということを明記してございます。残土とは建設発生土のことで、建設作業において、基礎工事などの全工程の比較的初期段階で多く発生し、その現場で使用用途がなくなった土であるとされてございます。今回の土砂の中に産業廃棄物が混入していたかは、町としては確認しておりませんが、事業者に対し８月18日付で出された措置命令で、土砂等が搬入される前の状態に戻すことを命令してございます。11月15日付で措置命令の督促を行ってございます。今後も速やかな履行を求め、督促を重ねてまいりたいと考えてございます。

質問項目２の（５）につきましてお答え申し上げます。町の責任として、原状回復を行う代執行につきましては、命じた行為が代替的作為義務であること、義務の不履行があること、他の手段によって履行を確保することが困難であること、その不履行を放置すると著しく公益に反すること等の要件を満たしていなければなりません。また、過去の事例の判例といたしまして、死者が出るといった重大な被害が発生するおそれの場合には、行政には代執行の義務があるとされてございます。

今回の案件は、隣接地へ土砂の流出こそあったものの、そこまでの段階には至っていないかと思われます。先ほどの質問項目でもお答えさせていただきましたが、事業者に対し11月15日付で措置命令の履行を求めた督促を行っております。今後も督促を重ね、条例に基づいた対策を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　地元の方に関してなのですが、以前も同じようなことでやったから、今回も同じ役職のメンバーで会議を開いたということですか。以前がどうだったかというのは参考にはなるかもしれませんけれども、以前そんな少なくてよかったかどうかということは、きちんと検証しないといけないと思うのです。この問題、町がかかわった責任の大きい問題ですから、ここは見逃したという、300しか入れていないだろうという、そういう思い込みで、気がついたら1,700入っていたということです。ですから、町の責任が非常に大きいわけです。

ですから、今後こういうことがないように多くの町民に知ってもらうと。どう解決

していくか、町民からの知恵もおかりすると、そういうことが私は大事ではないかと思うのです。そうではないですか。こういう少ないことにしようというのは、何かやましいことを抱えているから、できるだけ多くの人には入ってもらわないようにというふうに見えてしまうのですけれども、これ課長では答えられないでしょうから、いかがですか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　比丘尼山の問題でございますけれども、これは長い経過があるわけでございまして、今回は無許可で泥の搬入が行われたと、こういうことでございまして、では許可があった場合にはどういう地元との関係、手続が必要だったのかということになるわけです。そうしますと、地元千手堂地区区長さんを中心とした千手堂地区に対して、事業者は説明をしなさいと。それから、下流域にある農業用水として使っている、その関係者の方にも説明をし、同意をとりなさいということになっているわけです。

　そうしますと、一番の千手堂の中で関係する方になると、千手堂の土地改良組合、それから千手堂１区という区、その代表者の方が入っている今申し上げた組織に対して、町は一緒にこの問題を考えてきたということでございまして、このことについて何しろ今現時点では、こういうふうな事業者に対して中止の命令、それから撤去の命令を出していますよと。いろいろ心配していただいていますけれども、今こういう段階ですと。引き続いて何かあったらば、またご連絡しますので、それから皆さん方から町に対して何か要望がございましたら、何なりとおっしゃってくださいと。こういうことでこの会議を締めくくったわけですけれども、内容的には人数が少ないかもしれませんけれども、それぞれ地域を代表している方々とお話し合いを進めたということでございまして、その点については、今後もこういう方法で進めてまいりたいと、このように考えております。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　この３名の方が入るのは当然だと思うのです。今、おっしゃったようなことでお話ししたのであれば、関心のある方が入ったって、何ら問題ないのではないのですか。いかがですか。今後のあり方として、これが今後の町の会議の開き方になってしまったら、これでは情報公開の時代の中で逆行することになってしまうのではないかと思うのです。情報はできるだけ皆さんに知らせると。当然悪いと

いうところというのも知られることになりますけれども、それはしようがないではないですか。いかがですか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　議員さんおっしゃられるとおりでございまして、一番我々が配慮しなければならないのは、広く皆様方に情報をお知らせするというのは大事なことです。そういうことでございますので、誰か出たいという人を、こちらから拒んだというふうなことはございませんので、次回以降、何か地元との情報のやりとりにそういうふうな誤解があったとすれば、次回はその辺を地域の方にもお話をしながら改善に努めてまいりたいと、このように考えております。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　地元の方でも、出たいという人がいたというふうに聞いているのです。私も出ようと思っていたのです。ところが、関係者以外は出られないということだったので、私も出なかった。何も連絡しないで、抗議もしないで出なかったわけですけれども、今後は、ではそういうことでやってください。

　次に、流出した量がわずかだと。これはなぜ９月15日を起点にしているのですか。1,700立方だと答えたのは、私の前に吉本議員さんが質問をして、それに答えていますけれども、それは９月２日の一般質問でしたよね。ということは、その前にはかっているわけです。そこを起点にして計量すべきではないのですか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　その1,700立米の測量を実施させていただきました。それにつきまして、その後の流出状況等を判断をするために、その流出の状況の流末といいますか、のり尻のところに木ぐいを打設してございます。その日にちがその日にちと。そこのところから、おおむね1,700立米の地点でなるわけでございますけれども、その時点からどの程度流出したかというものを測量してございます。その量がわずかであったというふうなことでございます。

　以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　これは量ではお答えできないのでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　流出した場所でございます。こちらにつきましては、千手堂

の821の１番地先というところの１筆のところでございます。おおむね奥行き約2.2メートル、幅約2.4メートル程度ということで、立米数といたしまして0.4立米程度というふうに試算してございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　0.4立米で、この下の谷沼の10月、台風の後だったな。11月入ったのかな。新しい泥が入って中洲をつくっているのです。前のは草や木が生えているから、新しい泥だなというのがわかるのですけれども、0.4で済むのかなと思います。こちらにないので、次に進みます。

土壌検査の関係で、放射能検査を町が持っている測定器で測定したということなのですか。どんな測定、何カ所ぐらい測定をして反応がなかったということなのでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　前回の1,700立米の測量を実施、また立入調査を実施させていただいたときに、その測定器を職員のほうが持参をしてはかってございます。何地点でどこの場所というものに関しましては、特に明記をしたものはございませんけれども、流出、土砂の搬入状況等を現地の中で確認をしている中で、適宜調査を実施させていただいて反応がなかったということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　それでは、測定として、放射能が出ているかということを証明することはできないわけです。やはり、福島から来ているのではないかという心配は一番強いわけですので、今後町として土壌検査を実施しとあるわけですから、放射能もぜひやっていただきたいというふうに思うのです。今後、町として土壌検査を実施するということですけれども、これは早ければ早いほどいいと思うのですけれども、いつごろを予定しているのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　こちらにつきましては、費用的な部分もございます。予算措置というものもございますので、中で財政当局も含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　次に、水質の検査をやったということですね。そうですね。８項目の分析を行いましたと。その結果、水質異常は見られませんでしたと。下の沼のことをやったということですよね。本当になくて土壌汚染がないのであれば、とりあえずは安心です。安心ですけれども、ただそんなに流出量が多くないということですから、流れ出した量が0.4立米だということですから、これで安心はできないです。やっぱり地元の人が安心してもらうためには、土壌検査というものをきちんとやる必要があるというふうに思うのです。予算がどうのと言っているのですけれども、予算についていかがですか。３月議会、これでは過ぎてしまいますから、今年度というか、12月にでも実施すべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　議員さんご心配いただいていますように、今行きどころのない土、新聞等でも非常に問題になっています。これが入ったのではえらいことだと。まずは、我々が一番警戒したのはこの部分なのです。空中放射線量がどのぐらいあるのか、たしかかなりの数を現地で行いました。その結果、他で調査しているものと遜色ございませんでした。その点では安心をしたのですけれども、今度はその土質がどうなのかというふうなことになるわけですけれども、課長がご答弁申し上げましたけれども、土質がどうだこうだではなくて、入れたものを出しなさいと。しかも直ちに出しなさいと、こういうふうに事業者に我々は言っているわけです。

いろいろ住所地を変えたりなんかしていまして、それを追跡調査をして、法に基づいて我々は業者に対して必要な措置を講じていると。こういう段階でございまして、それでも地元の方が心配だというふうな話。ただ、お話の機会に提案してみますけれども、そういうことであれば、町のほうは一刻も早く地域の方に安心していただくというのが大事でございますので、土壌検査を実施していくと、そういう方向になるというふうに思っています。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　嵐山町は緑と清流が豊かな町です。それがひょっとしたら侵されるかもしれないということですから、これは地元の人がどうのということより、

町の姿勢として私はやるべきだというふうに思うのです。ぜひこれは早くやっていただきたいというふうに思います。

（4）ですけれども、今回のは産廃は入っていないのだということで答弁いただいて、驚いたなと思ったのですけれども、これは私が撮った写真なのです。8月の終わりごろです。白っぽく見えるのはコンクリートのがらなのです、これが。コンクリートのがらがあっても、何％以下だと産廃にはならないとかという、そういう基準というか規定というか、そういうのはあるのですか。だから、今回のは産廃ではないのだよということになるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　コンクリートのほうの割合でございます。先ほど答弁をさせていただきましたけれども、割合というふうなものではなくて、建設の中で土砂ということで、業者のほうにつきましては申し出があったと。こちらのほうで立入調査をさせていただいたときに、東松山環境管理事務所等にも同席をさせていただきまして、どうなのかというふうな判断を仰いでございます。そういった中で、こちらとしては土砂というふうなことで判断をさせていただいている状況でございます。

先ほど答弁させていただきましたけれども、今搬入されているものにつきまして、速やかに搬入する前に戻していただくというものの措置命令を出しているという状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員）　東松山の環境事務所が、それでは間違った判断をしています。これは、コンクリートのがらではないですかということを主張すべきではないのですか。コンクリートのがらですよ。これは私もさわってきましたけれども、写真も撮ったのですけれども、これが産廃ではありませんなんていう判断していたら、産廃なんていうのはなくなってしまいます、嵐山町から、産業廃棄物というのは。何でも埋め立て可能だということになってしまいます。いかがですか、これは。松山の環境事務所が間違っていますよ、そんな判断をしているのだったら。これはきっちりおっしゃるべきです。いかがですか。もうだめでしょうか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　先ほど申し上げましたけれども、町の条例に基づいて、違法な行為

を行った事業者に対して命令をしているわけです。繰り返し繰り返し命令をしていながら履行しなかったと。こういうことになると、条例に基づく次の手段に入っていくわけです。条例に基づく罰則がございまして、これが産業廃棄物だということになれば、他の法律の罰則、これも適用になるわけなのです。ですから、その部分については産廃なのかどうなのかという認定は、今後のことになってくるというふうに思います。

今は議員さんご心配いただいているように、コンクリートのがらも入っている。私も確認をしました。入っているものもございました。これが産廃なのかどうなのかということ以前に、先ほど申し上げましたけれども、違法な行為によって土砂の搬入をした。この業者に対して直ちに土を撤去しなさい、土砂を撤去しなさいという今命令を出して、その督促を１度行ったところです。これを繰り返し行いながら、履行しなかったときには、条例に基づいて必要な法的な手続に入っていくと、こういうことでございまして、議員さんが心配しておられることについても、産業廃棄物のことについては松山の環境事務所が、一応法律に基づく担当になっておりますので、そういったところともご指導いただきながら、協議をしながら対応してまいりたいと、このように考えております。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　産廃であった場合の処分の仕方というのは、どういうふうになるのでしょうか。町がかかわるのかどうか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　廃棄物に係る事務に関しましては、これは県のほうの事務になってございますので、東松山環境管理事務所が行政指導を行うという案件になるかと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　東松山の環境管理事務所がこれを認めないというのは、何か考えられることがあるのですか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　何か考えられることがあるかということにつきましては、こちらが考えられることはないかなというふうに考えてございます。ただ、土砂を搬入

されたときに、こちらといたしまして過去の案件等もございましたので、東松山環境管理事務所に立ち会いを求めて現地調査を行ったという状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　東松山環境管理事務所からも、この措置命令というのは出せるのですか。原状回復命令ですね。いかがですか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　先ほど副町長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、産廃かどうかというふうなところが、どういうふうに判断をするかというふうなところであるかと思います。ただ、町といたしましては、土砂条例の中で、条例を超えた搬入がされているという状態でございますので、速やかに土砂が搬入される前に戻していただく措置命令を出しているという状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　認めないというのは大変私は不満なのですが、仮にこれは産廃だとなった場合には、東松山から原状回復命令というのは出せるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　そちらにつきましては、法に基づきまして、環境管理事務所のほうからいかなる指示が、指導が入るというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　５番に移ってから。５番は、業者に義務の不履行があったり、他の手段によって履行を確保するのが困難であったり、著しく公益に反する等があった場合には、町がやると、代執行でやるという、こういうことですね。そうすると、現在は原状回復命令を出すしかないという、こういう判断ですか。どっちがいいですか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　こちらにつきましては、まずもって県のほう等の指導、また行政手続、行政代執行法等にも記載がございますけれども、業者に粘り強く搬出をしていただくことを督促していくというところが、まずは求められているところなのか

なというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　粘り強くというのは、おおむねどのくらいの期間になりますか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　こちらでどの程度の期間というものにつきましては、幾日というものは記載されているものはございませんけれども、担当といたしましては、毎月毎月文書等をもって、業者のほうには督促等を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　11月15日に出したと、原状回復命令。これはまだ命令なのですね。前と同じですね。前は10月31日という期限を設けましたけれども、今度の期限をあわせて伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　こちらにつきましては、命令が不履行をされてございますので、その命令に関しまして実行していただく督促でございます。ですので、速やかに実施がされていないので、実施をしていただきたいというふうな督促でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　次の質問に移りますけれども、そうするとこれが嵐山町だけが出しているより、埼玉県もかかわったほうが、私は効果は大きいのではないかと思うのです。これは産廃だと認めさせて、埼玉県と一緒に原状回復命令を出していくべきだと思うのです。代執行が当面無理であれば、町もやる気ないのでしょうから、このとおりであれば代執行やらないでしょうから。いかがですか。これは産廃ではないかということを松山の環境事務所のほうに認めさせて、一緒に原状回復命令を出したらいかがかと思うのですけれども、いかがですか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　条例は、議員さんよく中身をご存じでございまして、改めて言うこともないわけですけれども、この条例を町が制定をして初めての事案なのです。どう

これに対応していくか、県のご指導も大変大切だというふうに思います。産業廃棄物であるかどうか、こうなったときには、県の条例ではなくて、他の法律の規定でどういうふうに影響を受けてくるのか。それについては県のご指導をいただいて、法律に基づく処置がどういうことになっていくのか。

我々の権限の範疇である条例の運用について、いろいろ課題がございますけれども、代執行までいくのには条例がちょっと不備な面もございますし、何しろ判例では、課長がご答弁申し上げましたように、命にかかわることというのが判断の基準になるというようなことでございまして、町がかわって運び出すというのは、大きな予算が必要になるわけでございまして、町民のために使わなければならない予算を、業者が義務を履行しないために使うというのは、やはり慎重でなければならない。我々ができる努力を全てやって、それでも業者が動かない。町民の命にかかわる事案が発生しそうだと、こんな状況にならない限りは、なかなか現場で代執行するということは難しいのだろうというふうに思います。

埼玉県でも、過去に代執行をしたのは１件だけと、こういうことでございまして、なかなかハードルが高いのだなというふうに感じています。産廃の面につきましては、議員さんがおっしゃられるとおり、県と協議をし、ご指導いただいて対処してまいりたいと、このように考えております。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　次に、災害について。

台風21号は、川の増水があったため通行どめにした。通行どめの判断基準はできているのか。

（２）、避難勧告や指示の判断基準は何か。

（３）の質問は、東山から下里への小川町分の道路で土砂崩れがあり、通行どめにした。

（３）、嵐山町の分の土砂崩れの調査はしているのか。

（４）、通行どめとあったが、自動車が走れると思い入っていった。このときに土砂崩れが発生しなくてよかっただけで、通行どめの現場対応が問われると思います。今後の現場対応について伺います。

（５）、土砂崩れ箇所は安全性が確保されているのか。いないならば、確保されるまで通行どめにすべきではないか。

（６）、支え合いマップを更新中ですが、データを電子化し、情報の共有を図ることを考えているのか。

（７）の質問として、町制施行50周年事業と衆院議員選挙の投開票日、さらには台風21号が重なり、（７）、大きな被害はなかったが、職員は疲労こんぱいという感じで、仮に大規模な災害が発生した場合、住民の安全を守る正しい判断ができたか。

（８）、町制施行50周年事業を実施したのは正しかったか。

○佐久間孝光議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（３）から（５）について、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　それでは、順次答弁のほうをさせていただきます。

まず最初に、（１）につきましてお答えいたします。現在、通行どめの判断基準はできておりません。現状は事前に立入禁止の看板を設置しているのが、志賀２区の第一公園、平澤地区の調整池及び遠山地区の谷川橋下流の遊歩道の３カ所であり、その他は過去の事例により、観察をしながら判断をし、通行どめとしております。

続きまして、質問項目３の（３）につきましてお答えいたします。嵐山町分につきましては、小川町分のような急傾斜地はありませんので、土砂崩れの危険性は少ないと判断をしております。なお、業務委託等による土質調査はしておりません。

続きまして、質問項目３の（４）につきましてお答えいたします。通行どめの現場対応につきましては、この先通行どめの予告看板をＵターン可能な場所に２カ所設置し、最後のＵターンできる場所で通行どめとしました。今後も現場の状況に合わせた対応をしていきたいと考えております。

続きまして、質問項目３の（５）につきましてお答えいたします。土砂崩れ箇所は小川町分で起きており、小川町の判断により、通行どめ及び通行どめの解除をしております。先ほどの（３）で答弁させていただきましたように、嵐山町分は土砂崩れの危険性は少ないと判断をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（２）、（７）について、青木地域支援課長。

川口議員に申し上げます。残り持ち時間が５分となりましたので、答弁のほうを簡潔にお願いいたします。

○青木　務地域支援課長　では、（２）につきましてお答えをいたします。

吉本議員の一般質問に対する答弁でも申し上げましたが、各種避難情報発令の判断

基準は、現在暫定的な基準を設け運用しております。まずは、嵐山町に土砂災害警戒情報が発令されていることであり、その上で気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報において、町内に警戒地区が存在した場合は、避難準備高齢者等避難開始情報を発令し、非常に危険な地区が存在した場合には、避難勧告を発令、極めて危険な地区が存在した場合には、避難指示を発令することとしております。

しかしながら、近年の雨の降り方は年を追うごとに激しさを増し、現在の暫定基準でも、避難情報発令のタイミングに間に合わない可能性が出てきております。このため、この暫定基準にこだわることなく、現場の状況報告や前兆現象の確認等によって、臨機応変に発令するものとしており、今回の台風21号の際の発令は、まさに臨機応変により発令を決定したものでございます。

次に、（７）につきましてお答えをいたします。今回の台風21号が接近した10月22日は、町制施行50周年記念式典及び衆議院議員総選挙投開票日が重なり、厳しい条件のもとで災害対応を行いました。このような中、地域防災計画に基づく災害対応動員となる各職員は、自身の業務が終了次第、そのまま災害対応に当たり、また避難所開設に当たっては、開票事務と重なったため、動員対象以外の職員にも緊急に協力をいただきました。早朝からの引き続きの災害対応となったため、職員の負担は大きかったものと思われます。

また、当日は嵐山消防隊にも協力をいただき、さまざまな情報を提供していただきました。今回の避難情報の発令や避難所開設については、集められた情報と発表されている気象情報をあわせて勘案し、適切なタイミングでその判断が行われたと考えております。

今回は、台風という一過性の災害でありましたが、大地震による災害が発生した際は、長期間の対応が予想され、その万が一のときのために、ソフト面における体系立った災害対応体制を確立し、どのような状況下にあっても、町民の生命を守るべく、正しい判断をしてまいるよう努めてまいります。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（６）について、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、私のほうから（６）につきましてお答えをいたします。

嵐山町支え合いマップ、災害時等要援護者情報台帳は、災害等で避難するために支

援を必要とする方や支援する方の情報を、住宅地図を用いた台帳として整備して、災害時の安否確認や避難支援を迅速に行うためのものです。また、この台帳は災害時だけでなく、ふだんの声かけや見守り活動等、地域における要援護者の情報としても活用されており、毎年１回、各行政区において要援護者の調査を行い、最新の情報に更新しております。

台帳には個人情報が含まれており、現在は町と各行政区の区長、民生委員及び自主防災組織、これは代表が区長と異なる場合でありますが、情報の漏えい、紛失などがないよう厳重に管理し、目的以外には使用しないということで、地域でもルールを決めて活用していただいておりますので、今のところデータを電子化し、情報を共有するということは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（８）について、植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　私からは、７につきましてお答え申し上げます。

この日は、当初予定しておりました町制施行50周年記念式典に衆議院議員総選挙が重なったことで、まさに役場職員総動員体制で臨むこととなりました。さらには、夜半に台風21号が接近したため、関係する各課職員には、その対応に当たっていただきました。

しかし、50周年式典を実施したことにより、衆議院議員総選挙や台風への対応にマイナスの影響があったという報告は受けておりません。記念式典は、大変厳しい環境の中での挙行ではございましたが、嵐山町50年の歴史を振り返るとともに、新たに迎えようとしている困難な時代へ踏み出す第一歩を、町民の皆様とともに確認し合う重要な機会という位置づけでございました。図らずも私たちの記憶に残る、長くとどまる１日になったのではないかというふうに思いますが、町制施行50周年式典、この実施の判断につきましては間違っていなかったというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　いろいろ反論したかったのですけれども、時間がありませんので終わりにします。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○佐久間孝光議長　続いて、本日４番目の一般質問は、受付番号４番、議席番号６番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項１の乳がん検診高濃度乳腺対応についてからです。

〔６番　畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○６番（畠山美幸議員）　それでは、議席番号６番、畠山美幸、議長のご指名がございましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、２項目にわたってでございます。

まず、第１項目め、乳がん検診高濃度乳腺対応について。日本女性の12人に１人が罹患する乳がん、その早期発見、診断に欠かせないマンモグラフィー検診は、世界的にも信頼性が高い方法ですが、受診者の乳腺濃度によっては、マンモに向いていない人、マンモでは見つからない乳がんが問題になっております。乳腺の密度が濃い高濃度乳腺の人は、しこりが隠れて判断できなくなる。高濃度の乳房は、日本を含むアジア人に多く、乳腺濃度が高いとマンモの画像では真っ白に映るため、同じく白く映る腫瘍との判別が困難です。こうした乳房は、超音波検査を行うと異常を判断しやすい。この高濃度乳腺に対する本町の対応について伺います。

○佐久間孝光議長　それでは、答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　質問項目１につきまして、お答えいたします。

厚生労働省では、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針において、乳がん検診は40歳以上の女性を対象にマンモグラフィーを実施することと定めておりますが、嵐山町では独自に対象を30歳以上の女性とするとともに、マンモグラフィーまたは超音波検査を実施しております。

乳がん検診でマンモグラフィーか超音波検査を選択できるため、特に高濃度乳腺の可能性がある年代の方には、超音波検査を受けていただくようお勧めしております。また、マンモグラフィーの検診結果により、高濃度乳腺であることが判明した方には、検診結果報告書にて、高濃度乳腺であることをお知らせし、超音波検査を受診することを推奨しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　こちらのほうでは、もう既にやっているという答弁が返っておりましたので、安心したところでございます。

皆様のお手元に、今回資料として、高濃度乳腺の資料をお出ししているのですけれども、まだ厚労省のほうでは、これから進めるようなことも書いてありました。私としては、嵐山町の検診表みたいなものを見ると、嵐山町では30歳から乳がん検診をやっているのですよというのは承知しておりましたけれども、高濃度乳腺であるということのお知らせをしているということを存じておりませんでしたので、今回たまたまおととしですか、私もずっとがん教育をやってほしいということで、玉ノ岡中学校、菅谷中学校にてがん教育をやっていただいたところでございますが、熊谷のＮＰＯ法人くまがやピンクリボンの会の方々がされております乳がん教育、がん教育というものに、おととし、熊谷の中学校に行って参加してまいりました。

そのときにＮＰＯくまがやピンクリボンの会の皆様から、日本人は特に８割ぐらいの方がこの高濃度、皆様のお手元にある一番右側に書いてある、乳腺が真っ白に映ってしまうために、白雪で白いうさぎを探すような作業になってしまうというお話を伺ったものですから、これは嵐山町でも、高濃度乳腺であるか否かを明らかにしていただいて、マンモグラフィーで検診をした方は、再度踏み込んだエコーの検査をしていただくといいなと思いまして、今回この質問をさせていただいたところでございますが、現在やっていただいているということなので、これを嵐山町でずっと続けてエコーの検査につなげていただきたいと思います。

ちょっとここで確認なのですが、マンモグラフィーとエコーの検査と、検診状況はどうなっているかお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光議長　石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

平成28年度の結果で見ますと、合計で視触診プラスマンモグラフィー510人受診をしております。また、視触診プラスエコー検査、これだと365人ということでございます。合計で875人の方が受診をされているということでございます。

ちなみに、この受診者数なのですけれども、平成25年度から徐々にではありますけれども、毎年受診をされる方がふえてございまして、28年度では875名の方が検診を受けたということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　やはりマンモのほうが若干多いということもありますので、引き続きの周知をお願いしたいと思います。

こちらは以上で終わりにしたいと思います。

○佐久間孝光議長　一般質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩をしたいと思います。再開時間を55分にしたいと思います。

休　　憩　午後　３時４３分

再　　開　午後　３時５４分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き一般質問を始めます。

質問事項２のイルミネーションとライトアップの設置についてです。どうぞ。

○６番（畠山美幸議員）　大項目２番目、イルミネーションとライトアップの設置についてです。

町制施行50周年を迎え、このおめでたい本年に冬の風物詩となっているイルミネーションを設置してみませんか。幻想的なイルミネーション、ライトアップは、誰もが足を止めて眺めてしまうものです。光には人を引きつける力があり、暗闇を照らす光は人々に安心感を与えます。子供や女性はきらきら輝くイルミネーション、ライトアップが大好きです。

そこで、提案があります。（１）、武蔵嵐山駅ロータリーへのイルミネーションの設置は。

（２）番目、嵐山渓谷紅葉のライトアップ。

（３）、千年の苑周辺イルミネーションアンドライトアップ。

以上です。

○佐久間孝光議長　それでは小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　質問項目２の（１）、（２）、（３）につきましては関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

観光地等のライトアップにつきましては、近年全国的にブームであります。当町におきましては、桜まつり実行委員会により行われている都幾川桜堤のライトアップが春の風物詩として定着してまいりました。また、越畑の金泉寺、すみません。「寺」

とすべきが「時」となっております。申しわけございません。訂正をお願いできればと思います。越畑の金泉寺の大イチョウにつきましては、住職の努力により紅葉の時期にライトアップが行われております。身近なところでは、国営武蔵丘陵森林公園でも、紅葉見ナイトと称した約500本のカエデのライトアップが人気となっています。

当町といたしましては、玄関口でもある駅や川の丸ごと再生事業で復活した嵐山渓谷、さらには今後整備が進む千年の苑周辺につきましても、人を呼び込み、にぎわいを創出するための仕掛けづくりが課題となっております。議員ご提案のイルミネーションやライトアップ等の設置につきましても、大変魅力的なものでございますので、仕掛けづくりのヒントといたしまして、商工会や観光協会、さらには民間企業の協力やアイデア等をいただきまして、実現性について研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　これからいろいろと研究していきたいということでございますけれども、まず（１）のほうの、武蔵嵐山駅ロータリーへのイルミネーションということですが、駅におり立って目に飛び込んでくるものが、暗闇というか、明かりが少ないのです。しかしながら、ＬＥＤの防犯灯をつけていただいて、嵐山町の中が大変明るくなったという評価をいただいているところではありますが、駅前にしてはちょっと寂しい。それで、冬至まで日が短くなるこの時期に、駅におり立ったときに、お客様に歓迎の意味でもある、お出迎えの意味でもあるイルミネーション、また帰ってきた子供さん、ご主人、奥様方が、やっと嵐山に帰ってきたわとほっとする、やはり玄関口でございますので、そういうようなイルミネーションを、ぜひ目の前に飛び込むような形で設置していただけたらと思います。

今、花いっぱい運動の皆様によって花壇がきれいになって、この間もつい最近、植え込みを直しました。ああいうところに何かきらきらするイルミネーションを私も提案したくて、一応資料を用意しようと思っていたのですけれども、そこの部分が見つからなくなってしまって。だから、棒が１本真ん中に立っていて、ただツリーのようにお山、三角錐のような形でイルミネーションを垂らしているだけで、何かほっとするような感じになっていましたので、お金をかけずとも、明かりがあるというのが皆様方にほっとする、安心感を与えると思いますので、ぜひ西口、東口に今後検討して

いただきたいと思います。ＬＥＤでそんなにいっぱいぎらぎらさせなければ、費用もそんなにかからないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、駅の特に西口でございますけれども、以前から大分明かりが寂しいというお話もいただいております。駅の特に西側につきましては、商工会等とも事業として花壇を植栽したり、掃除をしたりという事業も行っております。ご提案のイルミネーションがあれば、もっとよくなるものかと考えております。こちらに関しても、商工会さん等と相談をしながら実現できればいいなというふうに考えているところでございます。

○佐久間孝光議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　ぜひお願いしたいと思います。

（２）のほうに移りますけれども、嵐山渓谷の紅葉のライトアップということで、私も、先ほど山下企業支援課長の答弁にありました紅葉を見ナイトを見に行ってまいりました。その日は本当に風もなく、暖かな夜だったのですけれども、４時から開催ということだったのですが、５時半ごろ行きましたところ、私、中央口だとわからなくて、熊谷方面にずっと向かっていきましたら、真っ暗闇で、森林公園を通り過ぎてしまって、森林公園どこかしらと思ってまた舞い戻って、それでここではないのだと思って中央口に参りましたら長蛇の列で、森林公園の併設している駐車場はいっぱいで、役員の方が、この先に民間の駐車場がございますので、そちらをご利用くださいというわけで、私、その先の200円で入れるところに止めて、410円で中に入ってまいりました。

そうしましたところ、時間が早かったからだと思うのですけれども、券売機の前は長蛇の列になってなくて、１時間ほどでぐるっと見て回れて帰ってきたわけなのですけれども、大変に工夫されたライトアップで、音楽も流れていたり、人がそこを通るとセンサーが感知しておしゃべりする、顔になっているライトアップがあって、そこを通るとお話しするような形になっていたりとかして、いろいろ参考になってまいりました。

去年の11月にも京都のほうにたまたま行く機会がございまして、京都の紅葉なんて見ることができるかなと思っていたら、去年は見ることができて、本当にすばらしい

紅葉。ただライトアップ、下からライトを当てているだけで絵になるというか、多くのお客様が見えていましたけれども、嵐山町、できるではないのと思いました。本当に嵐山渓谷、川の丸ごと再生を事業としてやっていただいて、まだ木が若いと思うのですけれども、駐車場も遠山にあんなに立派な駐車場もできましたし、あの辺一帯やるといいのではないのかなと思いまして、観光協会が紅葉祭りということで、裏にこういう地図などを描いたものもあって、これなんか３、４、５のあたり、３は新しい遊歩道と飛び石とか、その辺から４番の炭焼き窯跡とかあったりして、ここのところ、ずっと遊歩道もついているはずなのです。遠山のほうからずっと。なので、この辺あたりライトアップして、お客様に来ていただいたらいいなと思っております。

このライトアップなのですが、やはりライトアップするにも仕掛けが要るなと思いまして、実は皆様もご存じかと思いますけれども、目黒川のみんなのイルミネーションというのをご存じでしょうか。こちらが目黒川の品川とか大崎のあの辺なのですけれども、目黒川があるのですが、2.2キロにわたって、これは目黒というか、品川とかあの辺のところから食用油を皆様から提供していただいて、その提供していただいた食用油をバイオディーゼル燃料にかえ、そのバイオディーゼル燃料にかえたものを発電機に入れて、その発電したものでイルミネーションをしているのです。

ここは桜がすごい有名なところでもあるのです。こうやって目黒川親水護岸桜ライトアップなんてやっているところでもあるのですが、冬はその枯れ木にピンクのライトアップをして、冬の桜が咲いているようなライトアップをしていると。それで、ちょっと絵は小さいですけれども、こういうふうに囲ったところに発電機を置いて、皆様からいただいた、また企業とかいろんなレストランとか、そういうところからいただいた燃料をバイオディーゼルにして100％自家発電でやっているというのを、たまたま何かＮＨＫか何かの旅番組か何かでそれをやっていて、局長からも本を借りたりして読ませていただいて、やはりこれはいいことだなと思っております。

こういう考え方で、それを調べていったところが、たしか小川町で家庭で出た油を集めているというのをちょっと私伺っていたものだから、この間小川町にお話を伺いに環境農林課に行ってまいりました。そうしましたところが、小川町、もう５年前から家庭用の廃食用油を集めている事業をしていました。拠点収集をしておりまして、役場、中央公民館、図書館、大河公民館、竹沢公民館、八和田公民館、東小川自治会館、みどりが丘自治会館など、８カ所に回収箱を配置して、それを週１回、毎週水曜

日に職員の方が回収に回り、それを熊谷のほうの企業さんに売り、軽油にしてというか、バイオディーゼル燃料にして、それを給食の配送車と公用車のハイエース１台、計２台を走らせているという。それが走ると天ぷらのにおいが、排気ガスがするというようなことなのですけれども、こういう取り組みをしながらお金をかけず、みんなの協力でライトアップができるのだよという、ライトアップをするという方法があるのですけれども、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

いろいろとお話をいただきましたけれども、最初に森林公園のイルミネーションの関係でございますけれども、実はこれはここ２年、観光協会さんのほうでも、ちょっと言葉は悪いですけれども、偵察に行っておりまして、参考にというふうなことで見られている状況がございます。

それと、嵐山渓谷のライトアップでございますけれども、渓谷自体入っていくのにも、若干小型の車でないと入っていけないような状況もございますので、そして既存の電源というものがないところでございます。ご提案のバイオ燃料等との関係になってきますと、若干うちのほうだけでは、相談しないといけない部分も出てこようかなというような部分もございます。

それと、目黒川のイルミネーションでございますけれども、品川区の大崎駅の近くの周辺だったと思います。こちらも廃油を利用したバイオ燃料で、イルミネーションを点灯させているというふうな地区だったと思います。実は、イルミネーションの関係につきましては、数年前から研究をしておりまして、目黒川の関係につきましては、私自身も目を通していた部分でございます。区のほうと、それと実行委員会のほうで、恐らく半分ずつぐらいの分担でやられている場所だったように記憶しております。それと協賛をしている企業さんを見させていただきますと、国内の大手企業さん30数社だったと思うのですけれども、そうそうたる会社の方が協賛していた記憶がございます。

それと小川町も同様に廃油収集でバイオ燃料というふうなことでお聞かせいただいたわけでございますけれども、やはり真っ先に浮かんできますのが、廃油を燃料化する経費ですとかという部分がどうしても浮かんできてしまいます。そういった部分もあろうかと思いますけれども、それも含めまして研究をさせていただいて、燃料化と

いう部分も視野に入れながら考えてみたいと思います。

真っ先にイルミネーションで浮かんできたのが、実は太陽光のパネルでございまして、例えば先ほど駅の西口ロータリー、こちらも電源がないのでどうしようかというふうに真っ先に考えましたところ、やはり太陽光パネルを利用して、電源として利用していくというのが浮かんできてしまいました。そういったこともありまして、バイオ燃料、それと太陽光並行して、こちらを研究をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　課長たちも研究に研究を重ねて、いつやろうかというところではあったのでしょうけれども、太陽光パネルは私は今回提案はしていなかったのですけれども、やはり手軽でよろしいのかなと。以前の藤野議員さんのところに、たまたま私今度こういう質問しに行くのよという話をしたら、何年か前に西口に自分で勝手にやったことがあったのだよと。それで電源をどこかの屋根のところから、電柱からとろうと思ったら、３また、ちょっとあれが違って、変換機がないとだめらしくて、最初はついたのだけれどもすぐだめになってしまって、それからやっていないのだけれども、やっぱり駅前が明るいことはいいことだから、どんどんやれなんて言われてしまったのですけれども、今の太陽光だったら線を引っ張ってくることもないし、ぜひ考えてみていただきたいなと思います。

今、全然規模は小さいのですけれども、100均でも単３の電池２個入れて、ちょっとしたイルミネーションのコードが11メートル50センチとかというのも、部分的なライトアップするのに重宝だよというようなネタもあります。

バイオエネルギーとかいう話も書いておけばよかったのですけれども、後出しで申しわけなかったのですが、環境課に及んでしまうのですけれども、副町長、こういう考え方なのです。いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　畠山議員さんには、いつも斬新なご提案をいただきましてありがとうございます。

課長がご答弁申し上げましたけれども、嵐山町で考えていくときに、県下でもいろんな場所でやっていますけれども、嵐山町でできるものというのは何なのだろうとい

う、そして誰が実施主体になるのだろうというふうなことになるのだと思うのです。イルミネーション、議員さんおっしゃられるとおり、見れば非常に幻想的なわくわくするような、夢が広がるような非常にいいイメージで捉えられます。実際やるとなると、何の目的でこのライトアップやイルミネーションをやるのかというふうなことになるわけですけれど、多くはやはり集客というふうなことになると思うのです。そうしますと、その恩恵を受ける方には事業主体に加わってもらったり、事前の調査研究も非常に大事でしょうし、今議員さんがおっしゃられるような、さらに付加価値というのでしょうか、魅力を増すには廃油の利用というのもいいアイデアです。

そういったことも嵐山町でどこまでできるのか、課題は多いわけですけれども、きょうこういうご質問をいただいて、あしたからとか来年からというふうなわけにいきませんけれども、考え方は非常に重要なことでございますので、課長からもご答弁申し上げましたように、商工会等とも研究をして、どこでどういうような形で実現できるか、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　廃油の話ですけれども、小川町ではとりあえずペットボトルに入れて、１年間で2,600リットルとか2,700リットルとか、そのぐらいたまっているということですので、参考までに申し上げておきます。

私、企業の回し者ではないのですけれども、たまたまちょっと調べておりましたら、「まちおこし、地方活性化事業をご検討中の皆様へ」なんていうページがあって、課長ももしかしたら見ているかはあれなのですけれど、このイルミネーションをやったことで、さっき副町長もおっしゃいましたけれども、思ったほど集客ができず、商店、地域の売り上げに結びついていないという悩みを持っていらっしゃるお客様も多くいらっしゃいますということで、補助金ありきではなく、少しでも地方が元気になるお手伝いをすることが弊社のミッションと考えております。イルミネーションを、装飾を行うということは、あくまでも手段の一つであり、目的ではございません。地域外からのお客様をお迎えできる仕掛けが構築できれば、飲食、お土産物などの物販、宿泊需要を生み出し、補助金に頼り続けない自立した地域であり続けることこそが、真の活性化、地方創生のあり方と考えますというある企業さんの文章があったのですけれども、そういうところに話を聞くのもいいのかなと思ったりもしました。

（3）のほうに移りますけれども、千年の苑があれだけ関東一円、10ヘクタールの立派なラベンダー園になるわけなのですけれども、平地だというところでなかなか見るのに大変。どういうふうにして見たらいいのかなと思うのですけれども、たまたま今年のゴールデンウイークにネモフィラを見たくて、ひたち海浜公園に行ってまいりました。そのときに、ネモフィラのブルーのお花畑が小高い丘にだあっと咲いているのを見ると、本当にすばらしかったのですけれども、あそこは一年中飽きないように、いろんなものを品をかえ花をかえやっているわけなのです。皆様のお手元にお配りしたコキアのライトアップということで、これはホウキグサといって、ラベンダーではないのですけれども、ちょっとラベンダーの花に似ているなと思って、一応参考までに載せてみて、白黒で大変恐縮なのですが、色がこういうふうにあればこんなにきれいなのですけれども、いろんな音楽に合わせてライトアップをしているのです。

開園時間がここに書いてありますけれども、6時から9時半まで点灯時間があるということで、音楽も今はやりの音楽からクラシックみたいな音楽に合わせて、ライトの色が黄色になったり赤になったりで、ユーチューブか何かで見ていただければわかるのですけれども、ここもすごく、これは夏にやっているのです。このホウキグサというのは、夏、この時期は緑で、秋になると濃いピンクというか、紅葉するのです。そのころは、色を見てもらうためにそのままなのですけれども、このイベントは夏にやっているのです。なので、これは嵐山のあそこのラベンダー園、千年の苑に向いているなと思って、一応参考までに写真を添付しましたけれども、課長はここもごらんになったことがあるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

議員さん、コキアライトアップで参考資料でつけていただきましたけれども、こちらにつきましては初めて見させていただきました。この後、できましたらホームページ等々に行ってみようかと思っております。千年の苑近辺ですと、やはりどうしても樹木に関して飾りつけのできる部分が少ない場所でございますので、こういったライトアップも参考になるものというふうに認識しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員）　本当に嵐山町は、外から見る人にとっては、すごくいいもの

がいっぱいあると思うのです。ですので、今課長から答弁いただいたとおり、いろんなところで研究しているというのは重々わかりましたので、また今回私の提案させていただいた内容なども踏まえていただきながら、今後本当に嵐山町に多くのお客様、また住んでいらっしゃる方が、自信を持ってお友達を呼べるような町にしていただけるように頑張ってやっていっていただきたいと思いますし、また私もそういうのに協力していきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

後でさっきお話しした、回し者ではないけれども、さっきのホームページの話もちょっとお見せしたいと思います。

以上で終わります。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

◇　長　島　邦　夫　議　員

○佐久間孝光議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号５番、議席番号４番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項１の風害及び豪雨災害の対応についてからです。どうぞ。

〔４番　長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○４番（長島邦夫議員）　議長から指名をいただきました長島邦夫です。一般質問をしたいというふうに思います。

今回、大項目で２つでございます。通告書により順次質問しますので、よろしく答弁願いたいというふうに思います。随分関連するところがきょうはありまして、豪雨の関係の災害について、また今畠山議員からあった千年の苑の関係についてでありますが、重複したところは避けたい、省きたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。風害及び豪雨災害の対応について。今年の夏、秋の台風では、風害及び豪雨により、近隣町村においては災害が発生したとニュースでも流れました。当町においても、災害のおそれから、消防団の警戒出動がありました。私もたまたま東松山から帰ってくるとき、10時、11時ぐらいですか、月田橋のたもとで回転灯回っていましたから、どうかしたのというふうに聞いたら、こういうわけなのですと聞いたものですから、大変ですねというふうなことで、私も車からおりたら、そこのところは水浸しで、ふだんは水も何もないところなのですけれど

も、足がぐしゃぐしゃになってしまった記憶がございますが、そのようなことがございました。

特に、町では河川の豪雨危険箇所、急傾斜地等の崩壊の危険指定地が多くあり、心配されるところでありますので、今回質問をさせていただきます。以下、３点についてお伺いをしたいというふうに思います。

（１）としまして、河川改修については進捗も見られるが、改修要望箇所の状況、また新たに今回の豪雨等により、危険箇所が発生してしまったのかどうか、その辺をお伺いします。

２番目としまして、町では、県の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定から、土砂災害のハザードマップを作成いたしました。危険と指定された急傾斜地が37カ所ということでございまして、ふえたのかなというふうに思っておるのですが、ホームページを見ましたら、確かにそのようなところだなというふうな感じを持っています。その関係からお伺いをしたいというふうに思います。

（３）としまして、本年８月９日にＢ＆Ｇで、立ち木の枯れ枝が車に当たる、風害と思われる事故が発生したと報告がございました。また、損害も与えてしまったということでございますけれども、関連する町街路樹の対応、対策についてお伺いします。今まで、小学校等の樹木についても、随分その危険から枝落とし等をやっているようでございますが、このようにこれから次から次にこういうものが出てしまいますと、民間、自分でも十分気をつけているつもりですが、よほど気を使わないと、まだ損害が車だけでございますから結構ですけれども、それが人命的な、頭に当たったりなんかすると大変なことになるので、この辺の対応をお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　それでは、私からは質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

改修要望につきましては、入間川水系改修工事期成同盟会及び都幾川・市野川水系改修促進期成同盟会において、国土交通大臣、国土交通省関係局、国土交通省荒川上流河川事務所長、国土交通省関東地方整備局長、財務大臣、財務省関係局、埼玉県知事及び埼玉県県土整備部長に対し、毎年要望しております。

町の改修状況につきましては、埼玉県の河川整備計画に基づく必要な河川断面はおおむね確保されていると聞いております。県といたしましては、断面の確保されていない河川を、下流から順次整備を推進している状況とのことでした。また、新たな危険箇所につきましては、県、町ともに、発生していないと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（２）について、青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　では、質問項目１の（２）につきましてお答えをさせていただきます。

土砂災害防止法の規定に基づく土砂災害警戒区域には、土石流に対する指定、急傾斜地に対する指定及び地すべりに対する指定の３種類がございます。そのうち嵐山町で対象となるのは急傾斜地のみであり、その数は、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンが37カ所、うち35カ所に土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンでございますが、含まれております。

県内の指定状況を見ますと、38の市町村、5,226カ所が指定されており、市町村別では秩父市が最も多く、３種類合わせて1,110カ所ございます。比企郡内では、小川町が３種類、261カ所、ときがわ町が３種類、258カ所と、嵐山町と比較をいたしましても、約６倍もの警戒区域を有していることになります。

町では、今年度土砂災害ハザードマップを作成いたしましたが、このマップの意義は、土砂災害防止法の規定により地域防災計画上で定めた対象区域及び避難先を周知するためのものでございます。この37カ所のうち12カ所に、27世帯、１施設が含まれておりまして、豪雨等により土砂災害の危険が予想される場合には、職員が直接電話などによりまして、該当者に対して連絡をとっております。残りの25カ所につきましては山間部等に所在をし、その区域の中に民家等は含まれておらず、人命への危険は逃れるものと思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（３）について、植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　（３）につきましては、まず私のほうからお答えをさせていただきます。

平成28年度中の越畑地内の町道脇倒木による車両への損害、七郷小学校敷地のり面の倒木による隣接住宅への損害に続き、今年度もＢ＆Ｇ駐車場内の立ち木の枝が落下

して、駐車中の車両に損害を与える事例が発生をいたしました。

町では、議員ご質問の町道街路樹のほか、多くの公共施設においても樹木を管理しておりますけれども、事故の発生を重く受けとめ、植栽された場所、数量、樹種等に応じた適切な管理を行うよう、各課で徹底を確認したところでございます。このうち、町道の街路樹の管理につきましては、約600本の高木と多数の中低木がございまして、これらの管理につきましてはシルバー人材センターに委託をして剪定をするなど、繁茂の状況により、適宜対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　それでは、１番から、若干ですけれども質問をさせていただきます。

都幾川の鎌形地内においても大きな被害があったところを、八幡橋の上流ですね。そこは改修をしていただいて、この前の大水が出たときも異変はなく、よかったなというふうに思っているところでございますが、先ほども吉本議員の質問のご答弁の中でも、班渓寺橋のところについてはまだなのですよという、そんなお話が出ておりましたが、あそこについての今後の予定については、どのような感じになるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　お答えさせていただきます。

先ほど吉本議員さんの質問のときに、未整備箇所としまして、嵐山町内におきましては、班渓寺橋の上流の一部、まだ未整備区間があるということで答弁させていただきました。ここの未整備区間につきましては、先ほど、毎年要望している箇所の中に、ポイント的にここも未整備になっていますという位置づけで、整備のほうをお願いしますということの要望書のほうは出させていただいております。県のほうでも、当然ここは未整備区間という形で図上にも載せてありますので、未整備区間ということでの認識はしております。

また、10何年前だったでしょうか、やはり台風のときに、そこの未整備区間のところの急カーブになっているところがあるのですが、そこにつきましては、やはりのり面が崩壊するという災害が生じたというのを、私も記憶しております。そのときには災害対応ということで、一応修繕はしておりますので、その後はそこの未整備区間に

つきましては、台風が来ても、今のところは災害になったというふうな話は聞いておりませんので、今現時点では、以前あった災害の対応で何とかなっているのかなというような状況でございます。

要望のほうにつきましては、町のそこの未整備区間については、要望箇所の中に図面上は入れていただいての要望をしているということになります。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　要望は出ているのですというふうなことで、毎年要望を出しているけれども、まだそこには至っていないということだというふうに思います。

私が心配するのは、以前からその上流では消防団の警戒、私が若いときなんか警戒に出たことがあるのです。ですけれども、今は河川の改修が終わっていて川幅が広くなりましたから、その危険性はなくなったのですけれども、ですから余計に川の水の勢いが強くて、橋に当たる勢いが強いのです。そうすると、あそこの河川の橋脚についても、下がかなりえぐられているのです。

そういうことも説明をして、状況が変化していますということで、いつまでも同じ状況ではないのだということを説明をしていかないと、同じになってしまう。橋までも壊れてしまうと大変なので、やはりそういう状況も説明して、新たな体制で臨まないと、要望が出ているだけということではなくて、何カ所も改修するところがあるのでしょうから、そういうことがあるということを申し上げていかないと、順番は早まらないと思うのです。

玉川、その上流についてはかなり改修が終わって、ほとんど終わったような感じが見えますが、その町村においては、うちの場合もここがまだだというところは多分あるかと思います。ですけれども、都幾川を見た限りでは、そこが私も危険だというふうに思われますので、ぜひ早目の要望、そういう状況も説明していただきたいというふうに思うのですが、そのようなことは可能なのでしょうか。

○佐久間孝光議長　藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　班渓寺橋のところ、今、議員さんおっしゃるとおりかなというふうに思います。河川自体の改修につきましては、当然、町からも単独で、県のほうに要望をしても全然差し支えはないと思います。班渓寺橋近辺、この辺が大分護岸といいますか、その辺が今ちょっと壊れているといいますか、正規な状況では

ないのは、今年度入りまして私のほうも確認をさせていただきました。ここ何年かの台風によって護岸のほうが洗われたといいますか、正常な状態ではなくなったというような話も聞いております。

ただ、その護岸を直すにつきましては、班渓寺橋は県のほうに町として占用という形で、占用物件ということで、橋のほうを占用させていただいている状況になります。その占用物件がありますと、その橋の前後、上流・下流側、ともに10メーター以内というのは、占用者のほうが管理しなければいけないということになっています。そうしますと、班渓寺橋の下側の護岸関係、その辺は町が整備しなければいけないという区間になりますので、そこにつきましては県のほうに要望しても、それは町のほうが占用している物件のところだから、町がやってくださいよで終わってしまうという状況になってしまうものですから、そこの班渓寺橋のところの護岸につきましては、今年度見て、何とか早急に修繕といいますか、そういったものはしなければいけないのかなというのは感じているところでございます。そのほかにつきましては、県のほうに要望はしていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　それでは、２番に移りたいと思いますが、お願いします。

水害に関してハザードマップが作成されて、書かれているとおり37カ所というふうなことでございます。この危険箇所の関係なのですけれども、ホームページ等では、そこを自分でも確認、今降っている雨に対しての危険の状況の確認をすることができるわけですけれども、そのときにいわゆる避難勧告だとか、自主避難の関係のことをお聞きをしたいというふうに思うのですけれども、避難勧告は、前回のときの土砂災害の関係では出されたのですか。それを初めにお聞きします。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

午前中、吉本議員のご質問の中でご答弁申し上げました避難勧告につきましては、今回はあくまでも市野川の河川に関しての勧告ということで、地域を限定して発令をさせていただいたものでございますので、土砂災害を想定した勧告自体は発令をしてございません。

ただ、避難所に関しましては一部開設をさせていただきました。というのは、先ほ

ど答弁の中で、37カ所中12カ所にお住まいの方がいらっしゃるということでご答弁を申し上げましたところですが、その中でも多く所在をするのが、町の北部、吉田、越畑、杉山、こういったところが多く抱えているところ、危険がより高いのかなというふうに思っているところでございます。この３つの地域の方が、台風ということもございます。気象状況等々を見まして、当日、10月22日の22時に避難所を３カ所、これは越畑第１公民館、第３公民館、杉山集会所、この３カ所を開設し、該当する方に対しては、こういった避難所を開設しました。必要がございましたら避難をしてくださいと、このようなことで連絡をとらせていただきました。ただし、実際に避難をされた方はいらっしゃらなかったという結果でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　すみません、自席に忘れ物がありますので、ちょっととらせてください。

○佐久間孝光議長　はい。

○４番（長島邦夫議員）　すみません。

自主避難の関係を想定して避難所を開設したとか、そのようなことにつながっていくのですか。そういうものを見越してということなのでしょうか。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

避難所を開設したということでございますので、考え方としては避難準備情報を発令し、避難所を開設したと、このようにご理解いただければと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　今言ったように、テレビのニュースだとか、または気象庁のホームページを見るだとか、そういうふうな関係から、当然そのようなことがあったほうがいいですよね。ぜひこれからも、どこへ避難したらいいだろうなというふうなお困りの方がもしいたら困るので、ぜひそのようなことというのは大切なことだというふうに思いますので、やっていただいたほうがいいかなというふうに思います。

そして、嵐山町のハザードマップの中のことをお聞きするのですが、県の調査でここが37カ所が危険ですよと。そういうことで注意をしてくださいということなのでご

ざいますけれども、やはり町の調査だとか住民の進言で、ハザードマップを見て、ここは本来なら指定していただいたほうがいいのではないかというふうに思うような、町からではなくて、住民の方からそのようなことはなかったですか。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

私が知る限りということで申し上げますが、町民の方から、この場所を指定したらどうかというようなお話があったというのは何ったことはございません。やはり、この区域に指定をされると、建築に関する一定の制限がかかったり、どちらかとすれば、土地の所有者とすれば一定のデメリットがあるというか、そういったこともございますので、住民からの発案というのは、恐らくないのかなというふうには思っています。

指定の流れとしては、埼玉県が指定をするわけでございますが、埼玉県が調査を行い、その調査の結果に基づき地域の住民に対して説明を行い、意見を聴取し、また町の意見も聴取し、そういったことに基づいて県が指定をすると、こういうような形で指定がなされていくということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　以前の話でございますけれども、このハザードマップができる前、３年か４年ぐらい前の話ですが、ある方が県のほうに自分で個人でお願いをしたそうです。ここについては砂防のあれが途中で止まってしまっていて、どうしたらいいのでしょうねといったことで、そこから始まって、今回の指定箇所につながっているという経緯もございます。ですから、住民の声というのは、やはり自分で危険を感じるようなことがあったら、町はまとめてそれを県に持っていって進言をすると、そのようなことがあってもいいかと思うので、ぜひ十分注意をしていただきたいというふうに思います。

そのような関係から、その危険の箇所について、県は幾らか補強工事みたいのをするようなお話、ただ指定しただけで、その後は何もないのでしょうか。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

現在、指定をされている地域に対して、県が具体的な動きをということについては、現在のところは把握をしてございません。

以上です。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　うちのホームページ、ハザードマップでそのような危険箇所を制定したわけですから、よその町村から比べると随分少ないなというふうに思うのですけれども、やっぱり危険箇所は危険箇所なので、そこを取り除いていただくような進言というようなものも、県には申し上げるべきだというふうに思いますが、ぜひそのような方向でできたら進んでいただきたいというふうに思います。

それでは、３番目に移らせていただきます。余り、立ち木が枯れるというのは、山林を持っていたり街路樹を持ったりする人というのは、近年非常に困っています。私も随分ここでお金を使いましたですけれども、これは住民の方に危険があったり、公共物を痛めつけたら大変だというふうに思ったものですから、自分で手を打ったわけでございますけれども、そういう話がありましたから、その後Ｂ・Ｇのほうを、私も近所ですから、散歩のコースでもありますし、通っておりました。どんな対策をしているのかなというふうに思ったのですけれども、これについてどうこう対策を立てているようなあれは、私からは見えません。

それで、確かに枯れ木を集めて対応はしておりますが、私は写真を撮っておりましたが、こういう太いのが道路の脇に落ちておるのです。これは当然どなたかが片づけたと思います。今現在あるわけではないですから。ですから、風によって落ちる、木が腐って欠ける。それで、車に当たるところではないです。これは歩道のすぐ脇ですから。こういうふうに、先ほども言ったけれども、人に危害を加えてしまったりなんかすると大変なことなので、その管理が、Ｂ＆Ｇの職員さんに管理をどのようにお願いをしているのかお聞きしたいというふうに思うのですけれども。

○佐久間孝光議長　田畑文化スポーツ課長。

○田畑　修文化スポーツ課長　ただいまの質問に対しましてお答え申し上げます。

長島議員さんのおっしゃるとおり、あそこであのときは風により、夕立だったですか。その影響で、車のほうに枯れ木と枝が落ちて損害を与えてしまったということで、その後の対応につきましては、うちのほうは直ちにシルバーさんにお願いしまして、駐車場内の見える範囲内、手が届く範囲内の枝のほうは、落ちる作業をさせていただきました。それと、今後まだ手の届かないところもございますので、駐車場内につきましては、風による枯れ枝の落下も考えられるので、注意喚起ということで警告の札

を立てて対処いたしました。

あと、そういう状態でしたので、その後Ｂ・Ｇの職員、臨時の方なんかにつきましても、点検は頻繁にするように伝えております。この辺につきましては、来年以降も続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎会議時間の延長

○佐久間孝光議長　一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ケヤキの上を見て、どれが枯れるからなんて、そんなことをするというのは非常に困難だとは思います。ですけれども、実際としてそれが落ちてくれば、そういうことになるので、正直言って町がどういう方針を持っているかわかりませんけれども、切るしか方法はないです。

それで、先週の日曜日、やはり枯れ木が随分落ちていました。というのは、うちの嵐山南部の改良区で、ここに碑があるものですから、そこの清掃を冬場に１回必ずやっているのです。それが先週の日曜日だったのです。それで、私、Ｂ・Ｇのところをどういうふうになっているのかなと見たら、もうちょっと駐車場を狭めてもいいかなと思うのですけれども、真下に車が止まっているのです。これでは幾らやったって、真下にあるということは危険だということだと思うので、そんなに混んでる場合のときではないですから、やはりこれは課長、対応を早目にしないと、また同じようなことが起きます。いかがですか。

○佐久間孝光議長　田畑文化スポーツ課長。

○田畑　修文化スポーツ課長　議員さんのおっしゃるとおり、確かに木の真下に置かれる方、特に夏場なんかについては木が茂っていて、夏の日差しを避けるために置いている方々が多いです。ですから、私も見ていて、これで夕立が来たら危ないなと思っている状況でした。

そういうことで、教育長のほうからも話が来まして、注意喚起の札を上げさせていただいたところなのですが、どうしてもこの冬場、木の葉が落ちて枝が出ている状況

でも、やはり皆さん、かなりなれた方と言ってはあれですけれども、毎回利用者は結構同じような方がいらっしゃるので、止めやすいところというところで置いてしまわれるのかなと思います。早急に何とかいい方法を見つけていきたいと。やはり、確かに全部伐採してきれいにして、再生を図るということも考えられると思いますが、予算面もかかりますので、よく相談しながらやっていきたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　本当、大きなお金がかかると思います。ですけれども、民間でもほかでもみんなやっているのです。こんなにお金がかかるから嫌だといって、下に人が通ったときだとかに傷つけたりなんかすると大変なので、だから私も自分でも気づいていましたけれども、よく散歩で出会う人が、随分枯れ木が落ちているけれども、いいのかねというふうに言われたのが、この質問のきっかけなのです。

町ではやっているというふうには十分思っていますけれども、やっぱりこの間の駐車場の様子を見たら、これは言わないとだめだと思ったものですから、お話を申し上げました。ぜひよい対策を立てていただいて、これを丸坊主にしてしまったら、景観的に随分落ちてしまいます。ですから、そういうところを徐々にでも、常緑の冬場でも葉の落ちないような、枝の落ちないようなもの、樹木はあるわけですから、少し考えてやっていただいておかないと、後で、人はヘルメットをかぶって歩いていないですから、ぜひそういうことも考えていただいたほうがいいかなというふうに思いますので、ご進言を申し上げます。

それでは、次に移らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（２）の千年の苑の運営についてお伺いをいたします。10ヘクタールに及ぶ関東一番のラベンダーの園が、間もなく完成を迎え、多くの観光客の来場を予想、最低限の附帯設備も完成する予定であります。今後、隣接するバーベキュー場、親水公園と一体となり、町の観光のメッカとして大いに期待をされるわけでございますが、今までも、シーズンオフの活用が問題となっています。バーベキュー場を私が管理しているときでも、やはり会員の中からは、年間を通じて利用ができないと、雇用の問題ですとかいろいろな問題から、もったいないよねというふうな話が出ても、確かに手をつけることができませんでした。

千年の苑がここでできると、非常にここのところが期待をされるわけなので、群馬

県の草津町のスキー場のゲレンデでは、冬は当然スキー場ですけれども、夏になるとグラウンドゴルフやパターゴルフというふうに姿を変えます。または、ゴルフ場として使っておるところもございます。ゴルフ場については、これは群馬の県営でございますし、グラウンドゴルフだとかパターゴルフは町営であります。町営ですから、非常にお金が、そういうところの観光地ですから、そういうところでお金を稼がないとどうにもなるわけではないですから、そのようなことをやっているのだと思います。

私もそんな話をしたら、ある団体の方が、俺んちの団体もグラウンドゴルフはあっちへ行って泊まってきて、慰安をしたのだよというような話を聞きました。かなり遠くのほうからもお見えになるのだというふうに思います。観光地というのは通年使えるのがベストでございますので、ぜひその辺の考えがありましたらお伺いをして、ないようでしたら、こちらから再質問で申し上げたいところもございます。よろしくお願いします。

○佐久間孝光議長　それでは、答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　それでは、質問項目２につきましてお答えさせていただきます。

千年の苑のシーズンオフの活用につきましては、推進母体であります千年の苑事業推進協議会において、検討課題の一つとなってございます。議員さんが事例として挙げられました群馬県の草津スキー場や、同じ群馬県のたんばらラベンダーパークと、千年の苑事業地の大きな違いといたしまして、千年の苑事業地は、農地に景観作物のラベンダーを栽培し、観光農業として位置づけてあるということでございます。そのため、平成28年度からスタートした千年の苑事業を公園として整備できれば、活用の選択肢も広がるかと思いますが、当事業地は土地改良事業施工区域で、第１種の優良農地でございます。農地法の範囲内で事業展開をしているところが状況でございます。

しかしながら、風光明媚な田園風景を一層活用し、隣接する観光資源として活用できれば、稼ぐ農業の一翼を担うことにもつながります。先進地の例といたしまして、本年７月に視察団が赴いた北海道富良野のファーム富田や彩香の里のように、ラベンダーをメーンとして四季折々の草花が一年中咲き誇る花園として周年営業することは、選択肢の一つかと考えます。シーズンオフの活用と周年営業につきましては、千年の苑事業推進協議会のほうを中心に広く意見を賜り、調査検討を重ねてまいりたい

と思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　なかなか私も難しいことを言っているのは、確かに自分でも思っています。あそこのところが中間管理機構に借り上げていただいて、ラベンダーを植栽し、観光客を呼ぶと。非常にいい試みだなというふうに思って称賛をしておるところでございますが、夏場に、暖かい時期に限られてしまうのです。隣のバーベキュー場も、これも暖かい時期です。それで、あそこの嵐山渓谷の紅葉が今の時期、これもいいところ12月、今ごろまでですよね。そうすると、その以降は何もないのです。

だから、私が今言っているのは、千年の苑というふうなことで言っていますけれども、農政課長さんにこれを言っても難しいのかなというように思うのですけれども、あの周辺の観光的な要素を、今も畠山議員さんからありましたけれども、紅葉のライトアップとか、それは一つの手段なのです。私とすると、年間を通して、さらにあそこの相乗効果を上げていくというのは。

ただ、ラベンダーについてはそういうふうなことですから、それ以上のものはできないですよというふうなことですけれども、いわゆるほかの草花を、ラベンダーだけではなく、冬場のほうに入り込んでいくような草花等に、多少なりとも可能性はあるかなというふうに思うのですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　それでは、ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

当然、嵐山渓谷であり、バーベキュー場であり、大平山等々観光資源があのエリアに集中してございます。それらを連携しながら事業効果を上げていくというものにつきましては、この事業を展開する中でも、今後活用しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

ここの圃場の中で、先ほどファーム富田等々先進地の事例を出させていただきましたけれども、今現在といたしまして、ラベンダーを10ヘクタール植栽をいたしまして、こちらは北海道のファーム富田を除くエリアとしては、一番を目指したいというふうに考えてございます。ただ、圃場のエリアの中につきましても、大規模の畦畔等々ございますので、そういったところを活用しながら、先ほど畠山議員のほうのご提案も

ございました。そういったものも踏まえながら、この農地として活用しながら、どんな方向で周年営業といいますか、人を呼ぶことができるのか、それらは今後いろいろな方面から検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　今、私が申し上げたようなものについては、考える余地があるというふうなことでございましたけれども、この千年の苑の中にこれからつくられる観光施設とか、そのようなものについてお聞きをしたいのですが、今加工する施設をつくっておりますよね。その加工する施設とか、また運営をしていく、それを販売する人とか、またはめんこ61みたいな食べ物を、当然そこへ来れば、バーベキュー場等はやっていないときであれば、そこのところで食べ物をとるというふうなことも考えられるのですけれども、そういうふうなことにも徐々に向かっていくのでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　施設整備のほうの点でございます。こちらにつきましては、今年度こちらの千年の苑事業の隣接地のところに観光手芸用施設というものを、トイレと若干のミーティング等ができる施設を、今設計をして、これから工事のほうの発注を予定してございます。こちらにつきましては、千年の苑事業においでいただいた方々に、ポプリであったりドライフラワーであったり、そういったものを予約いただいたような方に、そこの施設を活用しまして、そこで体験をしていただくというものを目的としてございます。また、それ以外の端境期につきましては、そのエリアを管理する方々の休憩舎等々で活用する機会はあるかと思います。そういったものを今年度予定させていただいております。また、来年度プレオープンということで、平成30年にプレオープンということで、担当といたしまして考えて進めているわけでございます。

そういった中におきましては、ここのラベンダーの開花時期というものが、おおむね２カ月程度になるのかなというふうに考えてございます。そういった中につきまして、恒久的なものをあの中につくるということではなくて、販売施設またトイレ等につきましては２カ月間をリース等で考えながら、来るお客さんの対応につきましては考えたいというふうに考えてございます。

そういった中で、販売施設等もどんな形で、そこのところに来たお客様に地域の商

店街の方々、商工会の皆様がそこで販売をしていただくことにおきまして、経済のほうの活性化につなげたいというふうに考えてございますので、それらの手法につきましては、今年度業務委託の中で、それらを調査研究させていただく予算を、業務も発注してございます。そういったところと調整をとりながら、どういった方向が一番ベストなのかを、これから計画させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　非常に期待が持てるように説明をしていただくのですが、いろんな運営をする。食べるところであっても、そういう加工物をつくるのであっても、ある程度この方につくっていただき、やっていただきましょうといった、そういうふうなものが、今商工会とお話が出ましたですけれども、商工会の理事会等でそのようなものを出して了解をある程度いただいたり、予想が立っているのですか。まず、そこのところをお聞きします。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　今年度、先進地の視察をさせていただきました。そういった中で、限られた人数でございましたので、商工会さんを通して、こういった事業の中で、どういうふうなかかわりが持っていただけるのかという方を応募させていただきまして、２名の方が視察団の中で参加をさせていただいてございます。平成28年度の中で、業務委託の中で、商工会さん等に、先進地の事例の中でどういったお土産品等があるか。そういったものも先進地の事例を見ていただきながら、こういったものが嵐山にあったらいいよねというふうなもののヒアリング等はさせていただいた経緯がございます。

これから、まずもってプレオープンをさせていただきながら、商工会さん等々にアナウンスをしながら、どんな形で千年の苑事業の中で売り上げを伸ばしていただけるのか。そういったものは、これからご提案をさせていただければなというふうに考えてございます。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　そのプレオープンが近い。近々控えているので心配なのです。どこにもそういう姿は見えないのです。ですから、心配しているので、始まれば引っ込みがつかないのです。ですから、そこのところをもうちょっとよく精査をして、こ

の団体に本当に任せられるのかどうかという、そういう判断をしないと、厳しいところに来ていると思います。

町長なんかも、そういうあれを見ているかなというふうに思うのですが、プレオープンを控えてどうでしょうか、町長の見通しについて。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　議員さんと同じような考え方でおります。動き出すと、時の流れというのはとんでもなく速く、あっという間に行ってしまう。それで、どうするこうすると言っている暇はなくなってしまうような状況だと思うのです。そういう中でいろいろな案が出てくるわけですけれども、さあこれをといって、中心的に今やっています千年の苑事業推進協会、ここのところで、では俺のところがやるよという形でばんばんいってくれればいいですけれども、なかなかそこのところがどうなのだろうという。ですから、そこのところは、やっぱり周りでジャッキ巻いてやらないといかない部分もあるのかなというような感じがします。

それで、いろいろ案を出していただいて、これありますけれども、通年、年間を通してやらなければいけないぞ。ラベンダーの花だけでは短いよというような話とか、いろいろあるのです。そういう中でどうやって稼ぐか。稼いで回していくかということ。それを考えると、いろんなところで、今シバザクラもよく話題に出ますけれども、ああいうところがいっぱいあるわけですけれども、みんな独立採算で動いているところというのはないのです。今やっているのが、嵐山のバーベキュー場ぐらいのもの。あそこのところは自分のところで稼いで、自分のところでエンジンの車を動かしている。それで、お金が今年は利益が出たなといったら、町に寄附。それで、そのお金をまた町のほうでお預かりしている部分として、新しい事業展開、いわゆる焼き場を整備していこうとか、あるいはお手洗いをどうしようとか、何をどうしようというので使っているわけですけれども、あんな場所というのは、嵐山渓谷のあのバーベキュー場だけなのです。

ですから、いつも言っているのですけれども、あそこのところを見習って、ああいう形で採算がとれるような、損益分岐点をしっかり計算に入れながらやっていくことを考えていかないとということだと思うのです。ただ、時間がないというのはそのとおり、おっしゃるとおりでございまして、大変心配しております。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　ちゃんとやっていけば明るいのです。新しい事業を嵐山町の鎌形の奥のほうで始めた方がいらっしゃいます。相当お金も使って設備をしてやっているというふうに聞いています。ですから、採算がとれなければ、その方もそんなこともしないでしょうから。

やはり、そういう事例、やるのだというふうなところ、必ずやらなくてはならないというところに来てしまっているので、やはり実践的な、商工会よりは、実際そこのバーベキュー場を運営している観光協会のほうが、もっとリスクは少ないと思います。早目にいけるかなというふうに思うところもありますし、それは会員さんがその気にならなければどうにもならないことですけれども、今のままだと、ラベンダーについても随分枯れてしまって、心配だねというふうに地元の人は言うのですけれども、これは専門家に任せて、一生懸命やっているのだから大丈夫だよというふうに私なんかも説明をしているのですが、プレオープンに関してのことだけについては、もう本当にやる人を見つけてやっていっていただくしか方法はないかなと思いますが、町長、何か。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　ちょっと補足といいますか、今年の新年会に鎌形の南部のところにご招待いただいて、お話が出ました。それで、鎌形にとってはすごいことなのだと。あそこのところにラベンダーのああいうものができるというのは、鎌形で今までにないことだという、地域ではそういうムードなのです。それにやっぱり乗っていかないといけないと思うのです。

それで、担当にも話をしながら、いろいろ仕掛けづくりをやってもらっているわけですけれども、班渓寺があり、向こうの八幡様があり、それから嵐山渓谷、塩山のほうから回ってくるあれもあり、それと八幡様から川の土手をこうやってラベンダーのほうに行くのに、今はやぶが邪魔していて通れないわけですけれども、左岸のほう、あそこのところに山を整理して通れるような道をつくると。そうすると、あそこは回遊路になる。それで、またすぐということはできないですけれども、あそこの回遊路をつくる山のところに、この間もやったようなツツジをどうするとかいうような形でこうやっていく。

それで、前にも議員さんにもお話ししたかもしれませんけれども、地域の人が乗ってもらわないとどうしようもないので、地域の人たちが自分ちの庭畑でとれているよ

うなものを、販売もつくるとか、何をどうするとか、この前も話したように、柿が要らないでおっこちたままになってしまうような感じであれば、地域でみんなとりっこして好きなだけ詰めていってください。１袋幾らですみたいな形でやれば、必ずどうにかなるのではないか。稼ぎ方を地域の人と一体となってやっていく。そこのところに、野菜もつくる、いろんなものもつくる、これもつくってみようではないか、あれもやってみようではないかということで、そういうもので広がっていくのではないか。広げていかないとだめだなというふうに感じているのです。

それには、だから、ラベンダーだけ植えつけたのでは何もならないので、そこのところでどうやって稼ぐかというのをみんなで知恵を出して、そうすると正山のほうから、先ほどもイルミネーションの話が出ましたけれども、紅葉のほうからつながって一体となって、あそこのところが回遊、歩けるような形になる。そういう形をつくっていかないと、あそこだけ考えたのだったら絶対だめだというふうに思っているのです。ですので、バーベキュー場を参考にしながら、どうやって稼ぐ、損益分岐点をどこのところに置いて、どれだけどうすればいいかという、そこから出発をしていかないと厳しいかな。地域の皆さんのご協力を請うご期待でいるところなのですけれども。

○佐久間孝光議長　第４番、長島邦夫議員。

○４番（長島邦夫議員）　地域に期待していただくのもあれなのですけれども、やはり人を呼ぶには資金を入れなくてはならない。そうすれば、当然観光地というのは、それに見合ったものを自分たちで収入として入れていかないと、どこでも苦しくなってしまうのです。だから、その入れ方を何か今言ったように、農業だから、あそこを中間管理でやっているのだから、そういうものは難しいのですよと言われてしまうと、それっきりなので、それを何か違う方向で、ほかの草花を植えてみたり、年間を通して何かができるようにして事業効果が出るようにしていかないと、観光地で成り立っていかないので、ぜひ皆さんのお知恵を出して、そういうふうに一つの団体に、あの団体に任しておけばと、私、一番難しいかなというふうに思うので、そうではない方法を考えていただきたいというふうに思います。

ぜひよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　５時１８分）

平成２９年第４回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

１２月６日（水）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第11番議員　　松　本　美　子　議員

○出席議員（１４名）

１番	吉本秀二 議員	２番	森　一人 議員
３番	大野敏行 議員	４番	長島邦夫 議員
５番	青柳賢治 議員	６番	畠山美幸 議員
７番	吉場道雄 議員	８番	河井勝久 議員
９番	川口浩史 議員	１０番	清水正之 議員
１１番	松本美子 議員	１２番	安藤欣男 議員
１３番	渋谷登美子 議員	１４番	佐久間孝光 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長		村田	泰夫
書記		新井	浩二

○説明のための出席者

岩澤	勝	町長
安藤	實	副町長
植木	弘	参事兼総務課長
岡本	史靖	技監
青木	務	地域支援課長
山岸	堅護	税務課長
村田	朗	町民課長
前田	宗利	子育て支援課長
石井	彰	健康いきいき課長
山下	次男	長寿生きがい課長
杉田	哲男	環境農政課長
山下	隆志	企業支援課長
藤永	政昭	まちづくり整備課長
菅原	浩行	上下水道課長

金　井　敏　明		会計管理者兼会計課長
永　島　宣　幸		教　育　長
村　上　伸　二		教育総務課長
田　畑　　修		文化スポーツ課長
深　澤　清　之		農業委員会事務局長

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長　皆さん、おはようございます。第４回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第４回嵐山町議会定例会第６日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前　９時５５分）

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○佐久間孝光議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　松　本　美　子　議　員

○佐久間孝光議長　本日の一般質問は、受付番号６番、議席番号11番、松本美子議員。

初めに、質問事項１の来年度予算、事業についてからです。どうぞ。

〔11番　松本美子議員一般質問席登壇〕

○11番（松本美子議員）　皆様、おはようございます。議長の指名がございましたので、11番議員松本美子ですけれども、一般質問を３項目に分けまして質問させていただきます。

まず、来年度の予算あるいは事業についてということでございます。来年度予算案の編成期がいよいよ始まっていると思いますが、予算編成には、目的あるいは効果を考えて、あるいは町民が何を考え望んでいるかをしっかりとした視点に立ち、事業の展開をどのように取り組むかが重要だと思っております。

（１）ですが、新職員採用ですけれども、技術職あるいは一般職、男女別または職員の現状について伺います。

（２）ですけれども、交通弱者対策のデマンド事業が、試行的でございますけれども、実施されております。新年度の方向性を伺います。

（３）事業費補助金の各課での見直しと、来年度に向けてはどのような方向性が出るのかお伺いをいたします。

（４）につきまして、高齢者の予防事業への新たなる取り組みがございましたらお伺いをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（３）について、植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　それでは、私からは質問項目１の（１）と（３）につきましてお答え申し上げます。

平成30年度新たに採用する職員につきましては、現在、一般職若干名の採用に向けた手続を進めております。さらに、今後重点的に取り組む事業や新たな事業に対応するための専門的な人材確保に向け、一般土木２名、保健師１名、臨床心理士１名の技術職につきまして、経験者枠で新年度採用に向けた募集を行っております。

なお、職員の現状ですが、育児休業、派遣等の職員を合わせた全職員数は144名で、男性職員が94名、女性職員が50名という状況でございます。

続きまして、（３）につきましてお答え申し上げます。平成29年度現在、事業費補助金を交付している団体は38団体であります。各団体へは、事業費補助金交付要綱に基づいて適正な補助金交付を行っております。

新年度、平成30年度の団体補助金につきましては、各団体を所管する各課において、団体の前年度活動実績及び新年度の活動計画について、要綱上の補助対象経費の適合性などを確認し、見直しを行った上で、新年度の団体補助金予算を要求していただくことになります。

今後でありますが、例年１月に実施しております補助金適正化委員会にて再度確認、検討の上、各団体への最終的な事業費補助金として新年度予算に計上させていただく予定となっております。

いずれにいたしましても、財政状況が非常に厳しい中、補助金の内容を厳正に審査し、適正な額を決定してまいりますので、その旨ご理解いただくよう丁寧に説明をさせていただきたいと存じます。

以上、説明とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（２）、（４）について、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、私のほうからは質問項目１の（２）と（４）につきましてお答えをいたします。

（２）のほうですが、高齢者外出支援タクシー助成事業につきましては、平成23年度に事業を開始してから、今年で７年目を迎えております。平成25年度には制度内容を一部見直し、利用者の利便性の向上に努め、申請者数や利用件数は年々増加している状況となっております。また、今年度は助成方法を見直し、初乗り運賃分の助成から運賃に応じた助成へと内容を変更し、制度の持続可能性や利用者の公平性を図ったものとしたところであります。

今後はアンケート等も実施しながら、嵐山町ではどのような制度がいいのかを検討し、制度の本格的な実施をしていきたいと考えておりますが、来年度については、今年度制度を変更したばかりですので、現制度で試行的に実施をしていきたいと考えております。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。高齢者の予防事業への取り組みとしては、平成27年度の介護保険制度の改正による、要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保される体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築があり、地域支援事業の充実や介護予防・日常生活支援総合事業、これは総合事業と言っていますが、の推進を図っております。

具体的な内容といたしましては、2017年度末までに全市町村で実施しなければならない、１つとして在宅医療・介護連携の推進、２つとしまして認知症施策の推進、３つ目としまして生活支援・介護予防サービスの充実、また総合事業があり、これらの事業の推進に取り組んでいますが、新年度も引き続きさらなる充実、推進に向けて取り組んでいきたいと考えております。

新年度の新たな予防事業としては、総合事業の一般介護予防事業で、現在モデル事業として実施をしている「ぷらっと嵐トレ」がございます。ぷらっと嵐トレとは、ぷらっと歩いて通える身近な場所で、住民の皆さんが主体となって、効果的な筋力アップ体操に取り組んでいただくものです。今年度はサポーターを養成し、各地区での開催に向けての準備や数地区での開催を予定をしているところですが、新年度は多くの地区に広げていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、随時再質問等させていただきます。

まず、新年度の関係なのですけれども、こちらにつきましては一般職は若干名の採用ということですけれども、この若干名というのがもう少しはっきり具体的にわかりましたらお願いします。

それと、女性の関係がこちらのほうには、私のほうでも質問の中に入れていなかったかもわからないのですけれども、この中で女性の関係につきましてはどのくらいの割合で管理職あるいは採用に向けての、保健師さんはもちろんそうかわかりませんが、臨床技師もわかりません。この辺では女性の取り組みについてお伺いをさせていただきます。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　まず、若干名でございますが、新採用につきましては、今現在３名の方の職員を、採用を予定しております。

それから、女性でございますが、新採用職員予定している中には女性が１人いらっしゃいます。

それから、現在の役場の人員構成でございますが、先ほど申し上げましたように女性職員は50名でございますが、管理職につきましては申しわけありませんが、ちょっと手元に数字が、副課長職がおりますが、課長職はおりません。今、人数についてはちょっと今手元で集計をしていないのですけれども、後で集計してお答えをさせていただきたいと存じます。申しわけありません。管理職につきましては、女性は７名でございまして、全体の15.2％になります。全て副課長職でございます。

以上でございます。申しわけありません。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　しばらくの間というのでしょうか、管理職ですけれども、課長職が女性には、ここいなかったですよね。ですから、その辺のところについてそれなりの試験というか、いろんなことはクリアできなければならないというふうなこともあるのかもしれませんけれども、希望というか、そういうものも中にはあり、試験を受けるのかなというふうに思うのですけれども、その辺のことについて少し教えてもらえればと思っています。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　職員は、管理職になる場合には、希望で試験を受けていただくということになっております。副課長職につきましても、希望で試験を受けて登用させていただいたところでございます。

なお、男女の管理職につきましては、これは特に女性だからとか男性だからということでなく、能力に応じて任用しているということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、現時点で課長さんがここ何年もいないということは、希望者がいなかった、あるいは受けたのですけれども、残念ながらと、そういう形でしょうか。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　副課長までは希望で試験を受けていただくということになりますが、その上の課長職につきましては、これは能力に応じて任命をしているという状況でございまして、今現在は該当する人間がいらっしゃらないということでございます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　ちょっと確認、すみません。私は、管理職も課長も副課長も希望をとりながら試験をやっていくのかなというふうな解釈今したのですけれども、ただいまの答弁ですと、課長につきましては能力的なもので任命だということで、試験というようなものはないということでよろしいですか。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　課長に関しましては、試験はございません。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　わかりました。そうしますと、育児休業あるいは派遣というような形を、全職員含めても144だということですけれども、育児休業は最高でとれる範囲内というのが決まっていますが、何名ぐらいで、どのくらいの長い間とっている方たちがおりますでしょうか。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　今現在、育児休業が２名いらっしゃいまして、１名は昨年

度から、１名につきましては今年度の途中からでございます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、次に移らせていただきますけれども、（２）になると思うのですが、交通弱者の関係でデマンド事業なのですけれども、こちらにつきましては長年の７年間ですか、実施してきているというような答弁いただきました。そういった中で、今後もこの方向で試行的にやっていくのだというようなくくりですけれども、こちらにつきましては使い勝手が大分よくなったというようなご意見等も出てきているというふうに思っております。

ですけれども、試行的試行的と言って７年もたつということですから、その中では初乗りの関係とか枚数とかいろいろ、それから妊婦さん、あるいは自主返納した免許証の関係の方とか、いろいろ枠が少し広がってはきておりますけれども、そのほかに何か来年度新たなものを入れていきたいというようなことは全然考えていないのでしょうか。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

先ほど答弁もさせていただきましたとおり、今年度からまた一部制度を見直しをさせて、試行的な実施をさせていただいているところでございますので、来年度につきましては、特に制度的な内容で変えていくという考えは持ってございません。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　私が申し上げたいのは、こちらはこれで、もちろんいろんな方向性を出しながらやってきているから、これはこれでいいかなというふうに思ってはおります。そういった中で、前にも質問等も、ほかのところで一般質問でやっていますけれども、一人生活で、まだこの年齢に達しないのですけれども、結果的には足腰が悪いとかという形で一人で生活をしており、60から65ぐらいの年代の人ですけれども、そういった形の人が、毎日の食生活が滞り困っている場合が多いのですね。そういう方も、これからは結構ふえてくると。核家族という形になってくると、そういう人たちがかなりふえてくるかなというふうに思っています。そういった方たちをこのまんま放置しておくということは、生活上も困りますので、どうなのかなと。その辺の考え方を、もう一度来年度に向けて考えを入れていっていただけるのか、あるい

は到底無理なのかということになると思うのですが、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今現在、高齢者のタクシーの助成につきましては、75歳以上ということで実証させていただいているところでございますが、今議員さんがおっしゃいましたとおり、その年齢に達していない方で、例えばひとり暮らし世帯ですとか、そういった方がいた場合の支援とはということでございますが、そういった人たちにつきましても、例えば体が不自由といいましょうか、そういった足で買い物へ行けないとかという方たちになりますと、65歳以上ですと一応介護保険のほうもございますので、そういったほうの申請をしていただきまして、また介護保険のほうのヘルパーさんですとか、そういったものを使っていただくようなこともあると思いますが、ただ単に健康でいてひとり暮らしだからということになりますと、なかなかその辺のサービスといいましょうか、そういった助成につきましては今のところは特にないわけでございますので、そういったことにつきましては一応ご相談していただいて、何かそういったつなげるものがあるかどうかというのも、また相談をしていただければこちらのほうでも考えていきたいというふうな形で考えてございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　いずれにしましても、このデマンドのほうに該当した方たちはそれなりにサービスが受けられていますから、安心して多少の動くのには足に使えると、そういう声は聞いていますから承知しています。ですけれども、今答弁されたように、65歳以上にならないと介護の関係が絡んでくると。その前にけがをしまして、身体障害までは受けていませんけれども、手が上がらないとか、肩が動かないとか、足が、膝がだめになってしまっているとか、そういう形の人たちがかなりいるわけです。まだ60ちょっとか70ぐらいまでの間ですね。

そういう方は、そうすると担当課のほうに来て、現在治療中で医者も通っていますけれども、あと言えば精神の関係だとかも持っている方がいますけれども、医大のほうまで行っていますが、そういう方たちの対応としては必ずタクシーしかないので、タクシーを使っているのですけれども、生活がまだ年金はもらえませんし、どうにも動き等がとれないというふうにもなっている方たちも多いので、そこのところの枠の

広げ方というか、町のほうでの相談には乗っていただけるのか、何かその辺のところまではお答えいただければと思っています。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

長寿生きがい課での支援となりましては、やはりこの介護保険等々の支援というふうになってくると思いますが、健康いきいき課のほうではそういった福祉関係のほうもございますので、そういった連携といいましょうか、相談等話していただければ、そういった中でのまたつながりといいましょうか、つなげていける方向も一つの方法として考えていけるのではないかというふうに思いますが、必ずそういったものがありますよというふうなことでは、今の段階でといいましょうか、はそういった答弁はできないので、いずれにしましても相談していただいて、何かそういったことができれば、そういったものにつなげていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、こちらのほうは検討課題という形になってくると思いますけれども、前向きな方向でよろしくお願いしたいと思っています。

それから、今後のアンケートという形になりますけれども、現在アンケートをとって皆様の声を聞きながら、よりよい方法へというふうにデマンドも動いていると思っております。この中で非常に困るような内容のアンケートを１～２点挙げていただければと思っています。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えさせていただきます。

この中でお答えをさせていただきましたアンケートというのは、今実施しているわけではございませんので、この制度が変わって今年１年、その制度を実施した、来年ですね、今考えているのは、また来年度に申請をしていただきますが、そのときにアンケートをお願いしたいなということでございます。

それとあと、そこでのアンケートとなりますと、実際この制度を申請した方だけというような方になってしまいますので、前に吉本議員さんからもご質問がございました利用していない方、そういった方に対しましても、ちょっとその辺のアンケート等も考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、アンケートの関係なのですけれども、こちらにつきましては利用したりしなかったり、年齢的なものも制限がある。そういう中でアンケートの形をとっていくということになると思うのですけれども、先ほど申し上げました、まだこちらに達成をしていない年、年齢、その方たちについてまで幅を広げていただいて、どんなふうな考えを持っているのか、そういうところまで踏み込むというわけにはいかないでしょうか。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

私どものほうで実証していますこのタクシーの助成事業、あくまでも75歳以上の方々に対する助成でございますので、それを今後本格的に実施していくためにはどのようにしたらいいのかというようなことを考えながら、アンケートも実施して皆さんのご意見もいただきながらやっていきたいということでございますので、今その年齢に達していない方々に対してのアンケートにつきましては、特に今のところは考えてはございません。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうですか。一番困っているのは、ここに入れない、年金はいただけない、ここの分野の方たちに救いの手を差し伸べるということが、私としましては必要なのかなというふうに思っています。

町長に伺いますけれども、町長、その辺の考えは課長が答弁したとおりということでしょうか。それとも少し枠を考えながら、アンケートぐらいはとったほうがいいのではないかとか、そういう考えはありませんか。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

課長答弁のとおりに進めさせていただきたいと思うのですけれども、もう一度ちょっと考えていただきたいのですけれども、デマンド交通という大きなくくりの中で、嵐山町は、デマンド交通というのは停車場、バスの停留所まで歩いていって乗るというのが基本であるわけですね。しかし、嵐山町のこの今試行的に行っているのは、そ

れより一歩進めて、戸口から戸口、玄関から必要な場所までという形で進めているわけです。ですから、一歩進んでいるわけです。その中で、さらに年齢制限を加えて、それでしかも妊婦の方ですとかいうところまでどう広げたらいいだろうかということで、今試行的にやっているわけですので、それをさらにどこまでどう広げたらいいのかというのは、これからの大きな課題だと思います。

足の確保ということは当然必要になるわけですけれども、それには当然予算が絡むわけですので、どこまで一歩進んだタクシーを使ったこの今のシステム、やり方というものを広げていくのか、どうするのかというのは、議論を経て、その上で決定をさせていただく。現状では、今のまま続けさせていただきたい。課長の答弁のとおりでございます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　これ以上お話ししても、現状どおりで来年度もやっていくということのようですから、町民のアンケートはしっかりとっていただき、町民の方たちのお答えがどんなようなのが来るかわかりませんけれども、それに沿ったような形で来年度も実施していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、（３）のほうに移らせていただきます。

○佐久間孝光議長　どうぞ。

○11番（松本美子議員）　こちらにつきましては、補助金団体につきましてですけれども、もちろん事業費補助ということでやっていらっしゃると思います。それで、現在では38団体がその補助金の交付になっているということですけれども、こちらにつきまして来年度もこの中でどんなふうに変化していくのかちょっとわかりませんけれども、あくまでもこちらにつきましては町の監査がきちっと入っているのでしょうか。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　お答え申し上げます。

それぞれの団体からは実績報告をいただいておりまして、それぞれ所管する課で厳正な内容の監査といいますか、チェックをさせていただいているところでございます。さらに、その上で補助金適正化委員会にてお諮りをして、内容を精査をしております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、38団体でここ何年間か、この団体数で変更は

なかったのでしょうか。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　お答え申し上げます。

この何年かの間には解散をされた団体等もございますので、若干の変動はございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　これは自主的に解散なのですか、それとも事業の終結というふうな形で、町のほうでもそろそろいいのではないかというような形がとれて、どのくらいの団体数が解散したのかわかりませんけれども、お答えいただきたいと思います。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　おやめになった団体につきましては、それぞれ団体のご都合ということがあると思います。こちらで補助金を打ち切ったというようなことではございません。団体の解散に伴いまして、補助金の請求がなくなったということでございます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、解散したり都合でというような形であればやむを得ないかなというふうに思っています。この事業費補助金の団体につきましては、町のほうにはかなり貢献が、町民に対しても、町に、執行側に対してもあるかなというふうに思っています。そういう中で幾つか挙げていただければありがたいのですけれども、どんなふうに町の行政上のことで町民に対してプラスアルファになっているかというところを少しお答えいただければと思います。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　幾つかお話し申し上げますと、例えば社会福祉協議会ですとかシルバー人材センター、あるいは商工会ですとか体育協会ですとか、そういった団体、公益的な団体がございます。そのほか嵐山まつりの実行委員会ですとか、そうした団体。それから、自主的に活動されている団体で、町の公益的な事業にも貢献をしていただいている団体として国際交流協会ですとか、それから自然の会・オオムラサキですとか、そういったような団体もございます。そのほか、さらに産業の振興を

図っていただく団体ですとか、そういったものが含まれております。いずれも何らかの形で公益的な活動をされているということが前提になるかと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、ちょうど予算編成の関係に携わってきていると思いますので、この38団体については見直し、減額、そういったようなものはお考えになってあるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　予算も大変厳しい中でございますので、より事業費の事業そのものの内容については精査をさせていただきまして、要綱に沿った形で適正な執行をお願いするということで、削減に向けて精査をさせていただきたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　事業の内容を見なければということは当たり前かなというふうに思っていますから、それに基づいて減額ということですのでよろしいかなというふうに思いますけれども、削減率なのですけれども、どのくらいを考えて、平等に削減を何％かするのか、あるいはこの団体はどうだというふうなことがあるのでしたら、現時点で結構ですからお答えください。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　お答え申し上げます。

一律に何％というようなことは考えておりませんが、事業の内容を精査をさせていただきまして、補助をすることが適当な内容なのかどうかということで、事業の個々の内容を精査させていただいた上で削減にご協力をいただくということになろうかと思います。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、事業内容に基づくということですから、これは事業費補助ですから結構ですけれども、この辺の内容につきまして、町のほうからの指導、あるいはその団体についての、こんなふうに１年間してきても事業内容がこうだよとか、そういう指導というようなものも、今までも今後もやるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　お答え申し上げます。

先ほども最初の答弁で申し上げましたように、それぞれの団体には交付申請、そして実績報告を上げていただいておりまして、個々の使途についての細かい内容を提出をいただいております。それらについて、さらに厳正に内容をチェックをさせていただくということの中で、削減に向けてといいますか、適正な補助金の執行に向けてご協力をいただくということになろうかと思います。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、どこの団体でもそんなに多くの補助金をいただいているわけではありませんので、削減削減ということになると活動のほうが大分狭められてくる団体もあるのかなというふうに考えていますけれども、一律ではなくて、その事業内容について見直しながら削減をしたいということですが、全体的ではまだ出していないのでわからないかとは思いますけれども、金額的にはどのくらいを考えているのでしょうか。38団体全部でないでしょうけれども、どこかそういった基準になるようなもので、来年度はこれだけのところを補助金団体では削減をしていただきたいのだというか、そういうようなお考えがありましたらご答弁いただければというふうに思います。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　具体的に幾らというものは現在持っておりませんけれども、団体によってはふえる団体、減る団体があろうかと思います。ちなみに平成29年度の当初予算のベースですと、昨年から67万5,100円を28年度に対して削減をさせていただいたところでございます。今年度につきましても、原則的にはできるだけ厳正に内容をチェックして、削減できるところは削減をさせていただきたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　この補助金団体につきましては、公益的なものもかなりしっかりしているというようなご答弁でしたので、できる限り努力していただき、余り大幅な減額がない方法で、来年度も団体さんのほうには補助金出していただければというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきますけれども、４番になると思いますが、高齢者の予防事業の新たなる取り組みということですけれども、具体的なことはこちらのほ

うにも答弁していただいておりますが、2017年度から全市町村で実施しなければならないというようなものができまして、在宅の関係あるいは認知症の関係、生活の関係ですか、予防ですか、そういうものが総合事業のほうでしっかりと取り組んでいるということですが、こちらにつきましては現在はどのような内容で、どのくらいの方たちが参加をしているのかお願いします。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

介護予防の事業につきましては、それぞれいろいろな教室等で実施をさせていただいておるところでございますが、それぞれの教室等によって定員等がありますので、何人というのはちょっと今あれなのですが、それぞれが大体定員を満たして実施をさせていただいておるような状況でございます。

それと、こちらにも答弁のほうで書かせていただきましたが、在宅医療・介護連携の推進ということで、こちらのほうにつきましては主に各市町村単独でやっていかなくてはいけないというようなことでございますけれども、比企地区につきましては、この在宅医療・介護の連携の推進事業につきましては、比企の９市町村が共同で実施をさせていただいておりまして、東松山市の社会福祉協議会のほうに共同で委託をしているものでございます。

それで、今現在やっている内容としましては、地域の医療・介護の資源の把握というようなことで、比企地区の在宅医療・介護連携ガイドブックというようなものも作成をしてございます。それから、12月16日に開催をされるのですが、ヌエックのほうで比企地区在宅医療・介護連携推進講演会というものが開催される予定でございます。そういった事業を現在は行っているというところでございます。

それから、認知症の関係につきましては、今現在、新オレンジプランというのが日本で出されていまして、そちらは７本の柱があって、その中で一つ一つ推進をしているようなことでございまして、町のほうで取り組んでいる内容としますと、認知症のサポーター養成講座等を実施してございます。今年度につきましては７回実施しまして、約180人ぐらいのサポーターのほうを養成している状況でございます。通算しますと1,031人ですか、トータルではそういったサポーターを養成をしている状況でございます。

それから、認知症の初期集中支援チームというようなものを設置をしまして、早期

にそういった方々がいた場合には対応していくという体制をとっています。それから、認知症ケアパスというようなものも作成をしてございます。それとあと、認知症カフェを町民ホールのほうで月１回開催をさせていただいているというようなところがこの内容でございます。

それから、生活支援・介護予防サービスの充実ということでございますが、こちらにつきましてはそういった体制整備の協議会を設置し、また生活支援サポーターというものをこちらは嵐山町の社協のほうに委託をさせていただいて、生活支援サポーターというのを設置しているところでございまして、総合支援のそういった中で総合事業が始まりまして、いろんな多様なサービスというものをやっていかなくてはいけないということの中で、町ではどういった資源といいましょうか、足りないサービス、そういったものを新たに創出をしていくとか、今度総合事業で通所介護ですとか訪問介護の基準を緩和したサービスというような形でございますが、そういったことをやっていただけるサポーターといいますか、その養成講座等の実施をして、昨年も12人の方を養成して７人の方に協力をしていただいて、今現在やっていると。それから、今年度もまた新たにそういった講座も実施をして取り組んでいくというようなことが現在行っている状況でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　ありがとうございます。それで、新年度の新たな予防事業というところで答弁をしていただいておりますけれども、こちらにつきましてはぷらっと嵐トレのことが、身近な場所で歩けるというようなことのようですけれども、こちらにつきましてもうちょっと詳しく答弁いただければありがたいかなと。サポーターの関係とか、いろいろ各地区で対応するのだとかというようなご答弁がありましたけれども、現状につきましてはどうなのでしょうか、すみません。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

このぷらっと嵐トレでございますけれども、こちらのほうは今埼玉県のモデル事業として実施をしているものです。埼玉県では、ご近所型介護予防事業ということで実施をしているものでございます。それについて、嵐山町ではぷらっと嵐トレというような名称といいましょうか、そういうふうな呼び名をつけまして実施をするというこ

とでございまして、今年度モデル事業を開始したところでございます。

埼玉県では、この７月の時点で36市町村がこの事業に参加をしてやってございます。今年はサポーターの養成ということで、９月から10月にかけまして講座を開催をしてございまして、８日間の日数で、サポーターの養成数につきましては29名のサポーターを養成ができたというような状況でございます。

それで、こちらは先ほども申し上げましたとおりぷらっと嵐トレ、ぷらっと歩いて通える身近な場所、そこで住民の皆さんが主体となってやっていただくと。効果的な筋力アップですので、体操に取り組んでいただくということなのですけれども、その体操の内容としましては、いきいき百歳体操、これは手首ですとか足首におもりといいましょうか、バンドでそこにおもりが入っていて、そのおもりは幾つも調整できるような形になっているのですが、そういったものをつけて簡単な体操をやっていただくというものでございます。

それと、嵐山町では、あと嵐丸くん体操というのも取り入れて一緒に実施をしていただくというような内容となってございます。こちらにつきましては、住民の皆さんが主体となってやっていただくというようなものでございまして、今までの町でやっていたような講座ですと、講座が終わってしまいますと、その後続けてやっていただけるというようなことがなかなか難しい状況でございますが、これは住民の皆さんがやっていただくということで、長く続けていければかなりの筋力アップといいましょうか、が期待できるというようなことが言われてございますので、その辺をやっていきたいと。

今年につきましては、今現在、きのうから志賀（２区）のほうで、１地区がもう実施をしていただきました。今後またお話をいただいているのは３地区でしょうか、そういったところでやりたいというようなお話をいただいていますが、まだ現在は実施まで至っていないということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　このぷらっと嵐トレですか、これが普及して嵐山町中の方たちが地域を挙げてやっていただけるということになってくると、すばらしいかなというふうに思っています。なかなか講座講座といって５～６回の講座だと、そこの場所だけで後が続かないと。課長さんからも答弁いただきましたけれども、そういうこと

が多かったかなというふうに私たちも、ほかのところの講座に入らせていただいていますけれども、「ああ、終わっちゃったね」という形でなかなかその後が続いていかなかったということがありましたが、こういった方向が示されてくると非常に期待をするところかなというふうに思っていますので、ありがとうございます。

それでは、２番のほうに移らせていただきます。

○佐久間孝光議長　どうぞ。

○11番（松本美子議員）　農業者対策についてということを質問させていただきますけれども、農業委員会法が改正されまして、意見の公表あるいは建議が法文からは抜けました。削除ですね。そのかわりに、新たに意見の提出、これが規定が新設されたわけです。そういったことを踏まえまして、何項目か質問させていただきます。

まず、（１）ですけれども、農業委員あるいは推進委員で構成された、この２つの任務というものが分割されているというふうに私は思っておりますけれども、それの現状についてお伺いします。

また、（２）ですけれども、奨励作物支援の現状と、今後ますますこういったことは必要だと思いますので、拡充の考えがあるのか伺います。

（３）、農業所得をとにかく倍増しなければ、なかなか魅力もないし、農業をやっていく方も減っていってしまうということになってきますけれども、改めて６次産業というようなものにも着目がされているわけですが、こちらの関係につきまして販売あるいは加工、あるいはめんこ61ですか、そういったものが現在でもなされておりますけれども、こういうものをするのには施設の整備がきちっとしてありませんと、なかなかそれ以上進めないというふうになって、拡大にはつながっていかないかなというふうに思いますが、この辺の考え方をお尋ねさせていただきます。

それから、（４）ですけれども、農家をやるには農機具がやはりなければ、人力だけではなかなかできないということになりますけれども、価格もかなり高額ですよね。そういった中で、農業者の後継者も今はほとんどいなくなってきています。そういった中で後継者不足を補っていくといいましょうか、後継者の人を支えていくといいましょうか、そういったことで農機具の購入をするときの何か補助金というようなものが各個人、法人化になっていますとかなりの金額が全部出ていますけれども、なかなか個人でやっている方にはありませんよね。そういうことでお尋ねさせていただき、補助金の導入等が何かないかということです。

それから、（５）ですが、農業の従事者対策といたしましては、例えば町外から来られたような方は住宅というようなものがまず頭の中に浮かび、土地ももちろんですけれども、そういった対応の関係ですが、住宅整備の考えということで、できれば空き家か何かを利用できるような方向が出ているのか出ていないのか、取り組んでいるのか取り組まないのかお尋ねをさせていただきます。

○佐久間孝光議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、深澤農業委員会事務局長。

○深澤清之農業委員会事務局長　質問項目２の（１）についてお答えいたします。

農業委員は、農地を農地として使用する場合、所有権の移転、農用地利用集積計画の決定、農地転用許可申請に当たって具申すべき意見の決定等を総会で審議し、最終的に合議体として決定することを主体とした責務を負っております。

農地利用最適化推進委員は、嵐山町内を４地区に分割し、担当地域において農地の利用状況、集積活動を行っています。また、総会案件に対して調査意見を述べることを主体とした責務を負っております。毎月１回、農地調査会では、農業委員と農地利用最適化推進委員合同で農地調査、パトロールを行っております。

以上のように、農業委員及び農地利用最適化推進委員の責務分担を行い、お互いに連携をとり、円滑な農業委員会の運営を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（２）から（５）について、杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　それでは、私のほうから質問項目２の（２）についてお答えさせていただきます。

町では農業者の支援対策としまして農業者フォローアップ事業を実施し、優良種苗、品種導入事業を実施してございます。新品種や栽培のない作物を主として助成を行っております。補助率といたしましては、事業費の２分の１以内と定めてございます。また、平成27年度より比企地域で古来より栽培されていた伝統野菜の比企のらぼう菜の栽培を推進するための生産者団体への助成や、平成28年度より県の奨励品種より外された小麦農林61号の栽培を行い、めんこ61事業として事業展開を図っております。今後も農業者の生産性の向上や農産物のブランド化による差別化を図りながら、農業者の所得向上に向けた取り組みができればと考えてございます。

続きまして、質問項目（３）につきましてお答えさせていただきます。６次産業の

推進につきましては、平成28年度より観光果樹園ふるさとが行っているブルーベリーの販売促進として冷凍庫の整備及び小麦農林61号の生産、販売に向けためんこ61事業を展開してございます。ブルーベリーにつきましては、収穫期以降の販売に向けた冷凍保存、ニーズに合わせた販売を目的に、今後は加工に向けた展開を予定をしてございます。また、めんこ61事業につきましては、小麦農林61号の生産をらんざん営農に委託し、味菜工房にて加工品の取り組みを行い、農林61号の個性を生かしたまんじゅうや手打ちうどんの販売を行ってございます。手打ちうどんの販売につきましては、土曜、日曜、祝日の11時から14時の限定で味菜工房の隣接地の仮設テントにより販売を行っております。天候状況にもよりますが、１日平均として77杯の売り上げでございます。うどん以外の加工品につきましては、農産物直売所にて販売を行ってございます。今年度については、町内の飲食店からの要望により、小麦の生産性を拡大すべく作付の拡大を行ってございます。町として、小麦農林61号をブランド化をし販売力を高める上での拠点となるべく、施設整備につきましては今後調査研究をしてまいります。

続きまして、質問項目（４）につきましてお答えします。町では農業者の支援対策といたしまして、農業者フォローアップ事業を実施し、汎用性の高いものを除き、管理機、播種機、運搬機など生産性の合理化を図るための機械につきまして、限度額を20万円として事業費の２分の１以内を助成してございます。平成28年度につきましては、管理機２台、マルチプラウ１台が助成対象となってございます。国等の農業行政の進め方として、農地中間管理機構を活用しての担い手への農地集積、経営規模拡大による合理化を進めておりますので、今後も動向を注視いたしまして、国等の助成を活用しながら農業者への支援をしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、質問項目（５）でございます。平成28年度の人・農地プランによりますと、３名の方が新規就農されております。いずれも市街化調整区域に居住地を構え、農業を営んでございます。職業柄、収穫物の整理、農業機械等の管理等から納屋等の作業場や物置が必要となります。したがって、町外からの新規就農の相談ケースといたしましては、住居と耕作地の調査からの相談となります。農地につきましては農地バンク、住居につきましては空き家バンクのデータを参考に、新規就農者の希望を聞きながら進めております。今後も農業の活性化を図る上で担い手の確保は非常に大切となりますので、既存の制度を活用しながら、地域の農業委員さんと連携を図り進め

てまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、随時（１）から質問をさせていただきます。

まず、農業委員と推進委員さんの関係につきましてですけれども、こちらにつきましては長の任命ということがありました。そういった中で、農業委員さんあるいは推進委員さんが出てきているわけですけれども、こちらの推進委員さんの関係ですけれども、４地区に分かれているということで、その農地の利用の関係あるいは集積の活動について行っているのだということですけれども、こちらを分割して回ってみたり、あるいはいろんなことをやっているそうですが、実際にはどのようなことがここでわかってきたでしょうか。

○佐久間孝光議長　深澤農業委員会事務局長。

○深澤清之農業委員会事務局長　毎月17日前後に農地調査会を行っておりまして、ここで農業委員さんと推進委員さんに現場状況等を確認をしていただきながら、総会の案件についてのことであったり、また農地の利用集積計画についての案件についての検討をして確認、署名等をいただくと。また、新規に農業地に新たに展開しようとしている方についての地元説明会等にも参加していただいているというような状況でございます。今後ともこのような状況で、現地の活動を活発に行っていっていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　ちょっといまいちわからなかったのですけれども、17日前後に１回の調査会の関係で皆さんに集まっていただいてパトロールというのでしょうか、やっていると。その結果が集積とか利用とかの関係について出されて、これからも新たな展開への参加をこの方たちにはやっていただくのだというようなことですけれども、そうしますともちろん農業委員さん、推進委員さんですから、ご自分でも農業はきちっとやっていらっしゃるのでしょうね。そこを伺います。

○佐久間孝光議長　深澤農業委員会事務局長。

○深澤清之農業委員会事務局長　農業委員さん、推進委員さんの中に認定農業者の方もおられます。農業委員の方の過半につきましては認定農業者となっておりますので、

もちろん農業は行っております。農業委員さんの中には中立委員、直接農業を行っていない方が１名おります。ほかの推進委員の方も、認定農業者の方は１人なのですけれども、過半以上の方が主たる農業を行っているという状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　ああ、そうですか。農業委員さん、推進委員さんもあれなのですか、余り農業には携わっていないということですか。認定者が１人ですか。それで嵐山町の農業を担って、先頭立ってしっかりと取り組んでいると言えますか。

○佐久間孝光議長　一般質問の途中ですが、暫時休憩をしたいと思います。再開時間を11時10分といたします。

休　　憩　午前１０時５７分

再　　開　午前１１時１０分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き一般質問を続けます。

深澤農業委員会事務局長。

○深澤清之農業委員会事務局長　お答えいたします。

先ほどの農地利用最適化推進委員さんの農業関連従事しているか否かというようなことでありましたけれども、推進委員の方全てが農業に精通している方でございます。この推進委員さんにつきましては、農地の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人、現に自分でももちろん農業をやっている、かつ農業をこれからより効率的にしっかり整備推進まとめた形で進めていくというようなことに躍進することで、公募また土地改良区等のお願いをして決定されたものでございますので、農業委員さんと推進委員さんどちらも農業に精通された方で、委嘱また任命されているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　農業委員さんと推進委員さんの関係なのですけれども、これの割り振りなのですが、農業を全員の方がどのくらいやっているのですか。精通していると言われても、各農業委員、推進委員さんは。私の把握だと、そういう農業従事していない方もいるのかなというふうに思っていますが。

○佐久間孝光議長　深澤農業委員会事務局長。

○深澤清之農業委員会事務局長　お答えいたします。

農業に直接従事されていない方につきましては、中立委員の方が女性で１名おられます。その１名の方以外につきましては、農業を行っている方でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　女性の方が１人は農業に従事していないということの答弁ですか。そうしますと、ほかの肩書から入ってきている人たちは、それはそれで精通しているからいいのだという考えですか。

私が質問したのは、率先をして農地利用最適化推進委員さんは農業に携わっていくのが原理原則ではないかというふうに質問したわけなのです。ですけれども、長のほうの任命のときの基準というようなものがあるでしょうから承知していますけれども、こういうふうな形ででき上がってきているのが今の農業委員会関係かなというふうに思いましたので、この中で、そうしますと認定者が先ほどはお一人だったということですけれども、どのくらいの農地を耕作しているのですか。そこまでわからないですか。わからなかったら、わからないで結構です。

○佐久間孝光議長　深澤農業委員会事務局長。

○深澤清之農業委員会事務局長　申しわけありません。農業委員さん、また推進委員さんの耕作面積につきましては、申しわけありませんが、集計をとっておりませんので、ちょっとお答え難しいところでございます。ただ、議員さんの話された農業にも、農地利用の最適化推進委員さんでも推進に熱意と意識、識見を持った方にお願いしているということでございますので、その考え方については議員さんのおっしゃっているとおりでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　なぜ私、この農業委員さん、推進委員さんの関係をしっかりと今回は質問しているかといいますと、やはりこういう方たちが先頭切って嵐山町の農業も担っていかなければ、単なる肩書にすぎてしまったのでは何もならないかなというふうな考えもあります。

そして、農業を実際にやっている、うちのほうも農業地帯ですから、農業をやって

いる方が、「百姓もしてねえのに農業委員さんかい」と、「検査したりパトロールしたりしているだけで、よくわかるんかな」とか、そういう声が少し上がってきたのです。前の農業委員会とは変わりましたから、余計にその辺のところが声としては出てきているかなと思いまして、今回は質問させていただきましたけれども、できる限り一生懸命この辺の方たちに、先頭切って嵐山町の農業の今後についてですか、そういうものを把握しながらやっていけたらいいというふうに思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

では、次に移らせていただきます。

○佐久間孝光議長　どうぞ。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、（２）になりますけれども、奨励作物の支援ですけれども、こちらにつきましては今フォローアップの関係で実施やっているのだということですが、事業費の２分の１の補助率があるということですが、新品種というようなことで作物を中心として助成を行っているのだということですが、何点かどのような新しい品種に対して助成しているのかお尋ねします。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　それでは、品種につきましてお答えさせていただきます。

平成28年度の実績といたしまして、野菜類と花卉類に助成のほうをさせていただいてございます。主な内容でございますけれども、アスパラの苗であったり、またトマトのこれは加工用のトマトでございますけれども、それらの苗、また今芋ようかん等々商品化をさせていただいてございますけれども、それらの原材料になります紅はるか、サツマイモですね、それらの苗、また過去に推奨した作物でございますけれども、栗ですね、そういった６品種を事業費39万5,568円といたしまして、その２分の１といたしまして19万7,000円を助成をさせていただいてございます。

また、花卉類でございます。こちらにつきましては、ユリ科の花でございますけれども、アガパンサス、またウメバナ、ウツギ、コマデリ等々、こちらのほう８種類を総事業費30万1,400円、２分の１といたしまして15万円、こちらのほうを助成をさせていただいている状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、小麦の関係にちょっと移らせていただきますけれ

ども、いよいよめんこ61が定着をしつつ、町民の方からも食べたりなんかしたらおいしかったとか、いろいろ場所的には、「これから寒くなると、あそこで食べるんじゃね」とか、「暑いときに、暑くてしようがなかった」とか、いろんな考え方があったり、声等も聞かせていただいております。

そういった中で、私ここで、これからの拡充のことを聞いていますけれども、これは１日当たり70から80ぐらいのめんこ61を出しているのだということですけれども、土日、祭日のみですが、これ以上の対応は今現在では無理だという形でしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　これからの展開につきましてお答えさせていただければと存じます。

平成28年度、今現在29年度につきまして、試験的にこの農林61を使ったもので、味であったり量であったり、そういったものを試験的に消費者のご意見を聞きながらどういう事業展開ができたらということで、土日、祝日を始めさせていただいた状況でございます。

平成30年度につきましては、面積を今拡大をさせていただいての作付ということで、約５ヘクタールほど作付をさせていただいてございます。商工、個人商店さん等も希望のある方に契約として作付をさせていただいておるわけでございますけれども、あくまでも今現在につきましては試験的な販売ということでございます。議員さんご指摘の施設等の整備状況も踏まえながら、やはりテントの販売でございますので、気象状況に販売も左右される状況でございます。それらも踏まえまして、今後事業展開は調査研究をさせていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、施設のほうの関係も前向きに検討しながら、もう少し展開がスピーディーに広範囲にできると、まちおこしといいましょうか、そういうふうにもつながってくるというふうになると思いますので、期待していますので頑張っていただければというふうに思います。

それから、（４）のほうに移らせていただきますけれども、農機具のほうの関係なのですけれども、購入の関係ですが、なかなか農業者と後継者の関係が不足という現状もありまして、農機具を購入するのには大変だというふうになっており、それと高

齢化がありますので、徐々に自分自身ではできないからという形で農地も荒れてしまっている現状だというふうに思っています。

そういう中で、この農業者のフォローアップ事業ということでは、限度額としてはこちらのほうで答弁が20万という形になっていますけれども、こちらを28年度については管理機が２台と、これはマルチプラウですか、１台というふうな形ですけれども、こちらはどちらの、どこへというのでしょうか、出したのでしょうか。ちょっともう一度、ここすみませんが。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　どちらにこの補助金のほうを交付されたかということでございます。フォローアップ事業の申請で補助対象になる方につきましては、認定農業者であったり生産組合の生産者であったり、農業を販売業としてといいますか、生産をする方、自家消費ではなくてですね、そういう方を対象とさせていただいてございます。そういった中でこちらの３件につきましては、生産組合員からの交付のほうの申請があった案件でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そういうことになりますと、これからもこれには対応がしていけるという形でよろしいですか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　こちらにつきましては、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、汎用性の高い機具は除くということで考えてございます。そういった中で、こういう特殊的なネギの管理機であったり、そういったものにつきましては、予算の範囲内でこれからも引き続き対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　農機具というのは、高いので買い切れないから助成をしていただきたいというふうなことで私質問していたのですけれども、なかなかそれは難しいということですか。そうしますと、農業者はますます農業していけなくなってくるかなというふうに感じるところですけれども、何かいろんな補助対象になるようなものがありましたら、いち早く手を挙げていただきながら嵐山町に導入していただけれ

ばというふうに思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それと、（５）のほうに移らせていただきますけれども、こちらにつきましては答弁等も、今後とも新規就農の関係につきましては住居と耕作地の相談には乗りますよということですが、空き家バンクなんかにもというようなことで答弁してあります。

それと同時に、３名の方が新規就農されているということですけれども、多分私が考えているところかなと思いますが、確認の意味でもう一度、その３名が何をどこでやっているかということをご答弁いただければと思います。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　３名の方の生産のほうの農業形態でございます。こちらにつきましては、露地野菜ということでございます。一人の方が吉田、一人の方が志賀、一人の方が古里、こちらの地域で露地野菜として農業のほうを営んでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、３名の方につきましてはそれぞれのところで持ち家ですか、借り家、借りていただいた家に住んでいるというふうな形ですか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　１軒の方につきましては、たまたま希望する地域のところに農家の空き家がございました。空き家バンクに登録をする以前に、こちらからこういった地域でということでありましたのでご紹介をさせていただきまして、家と農地、こちらを一括して購入されてございます。残りの２軒につきましては、借家でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　まだ町のほうでは、その辺の対応については今後という形で進んでいないということですか。空き家対策や何かやっていますけれども、それをそちらへ回して住んでいただくというような希望があれば、その辺のところも持ち主の方とのお話し合いということになってくるのでしょうけれども、対応としては今の私のほうの質問の内容ぐらいまでしか進んでいないのでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　空き家バンクのほうの関係でございますけれども、こちらに

つきましてアンケート等を実施をさせていただきまして、空き家バンクへの登録をアンケート等で所有者の方にお願いをさせていただきまして、随時登録をしている状況でございます。

ただ、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、農業を営む方につきましては、やはり市街化調整区域の住宅、農家用住宅がやはり好まれます。そういった関係から、やはり地域に根づいた方、農業委員さん等々も巻き込みながら、相談者の方が、新規就農を希望される方がどちらの地域でというふうなものがあれば、そこのところを重点的にお話をさせていただきまして、登録をしていただいて利用に結びつければというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　ありがとうございました。

それでは、３のほうに移らせていただき、子供の読書についてをお尋ねさせていただきます。

○佐久間孝光議長　どうぞ。

○11番（松本美子議員）　心の成長には欠かせないのが読書であるというふうに考えています。図書館等では気軽に手にすることもできますけれども、さらに読書の環境の充実を図るということが必要なのではないかなというふうに思いまして、質問させていただきます。

（１）ですけれども、読書環境を整えるための人材育成や推進計画、推進委員の現状についてお伺いします。

（２）につきましては、生徒への読書活動の啓発。

（３）一般開放への取り組み状況について。

（４）ですが、長期間お休み、夏休み、冬休みということになりますが、この辺ではどのくらいの本を読んでいるのかということをお尋ねさせていただき、目標あるいは１回で借りられる数といいましょうか、それはどのくらいなのでしょうか。

それと、（５）ですけれども、障害がある方への配慮というものが重要になってくるかなというふうに思いますけれども、この辺の認識とか、あるいは特にこういう対応をしているというようなことがありましたら質問させていただきますので、ご答弁いただきたいと思います。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）から（５）の答弁を求めます。

村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　それでは、質問項目３の（１）より順次お答えさせていただきます。

読書環境の整備に関しては、学校では各校に司書教諭が配置されており、司書教諭免許を有する教諭は、町立小中学校５校に９名在籍しております。また、平成28年度より学校司書を配置し、両者が連携して各校の図書室の整理と充実を進めております。各学校では町立図書館との連携も深め、学期ごとに町立図書館の本を団体で利用しております。教育委員会では、現在嵐山町子ども読書活動推進計画を嵐山町図書館協議会で審議しており、平成29年度中の策定を目指しております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。各校では、毎年学校図書館教育年間計画を作成し、「朝の読書タイム」や「読書の日」等の活動や、「こども読書週間」、「読書週間」に合わせた啓発活動により、年間を通して利用指導、読書指導を実施しております。また、特別活動の図書委員会の活動の中で、児童生徒による図書室の整理や貸し出し業務等を行うことで図書に親しみ、図書館利用を促進し、読書の習慣化を図っております。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。学校図書館、いわゆる図書室でございますが、各校とも教室に隣接して校舎の中に配置されており、また図書室には司書教諭、学校司書が常勤しているわけではなく、授業や学級活動、図書委員会活動の中で利用していることから、学校の管理上、一般開放は考えておりません。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。長期の休みに際しては、各休みに向けての読書指導を各校でしておりますが、目標冊数は各学校、学年によりまちまちであります。ただし、各小中学校では読書マラソンノートを年間で１冊完走することを目標にしており、年間を通して１冊分、本30冊を読破することを目標としております。借りられる冊数と期間は、通常は１冊から３冊で１週間、長期の休みは３冊で休みの期間中となっております。

続きまして、（５）につきましてお答えいたします。特別支援学級の児童生徒も在校しており、学校には拡大鏡などの器具も用意しておりますが、今後も障害のある児童生徒の状況に応じて、さまざまな配慮をしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　それでは、随時質問させていただきます。

まず、（１）なのですけれども、これは計画が今なされているということですけれども、29年度中では策定を目指しているということですが、もうちょっと具体的に何か今ありましたら。これだとちょっと内容的にも何も全然わかりませんので、お願いします。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　具体的な内容というのはなかなか策定中ですので、まだ確定はないのですけれども、子供の読書ということで学校だけでなく、当然町立図書館、また家庭での読書習慣、こういったものを連携して子供の読書を進めていくと。

また、町立図書館は現在１カ所だけですので、なかなか遠い地区の子供たちは利用するのも難しいというのがある中で、かつて昔行われておりました移動図書館の縮小版といいますか、図書館で持っているワゴン車に図書を積んで、例えば北部交流センターに持っていって、そこで地区の方々、子供たちに貸し出しをしたりとか、そういったことも現在この計画の中で考えられているものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　これから作成するということで、今何点か挙げていただきましたけれども、なかなか遠いと図書館のほうまで出向いてということが無理になってきますし、学校のほうもこの後開放はしていませんというようなことですけれども、ちょっと先に進んでしまって申しわけないのですけれども、一般開放のほうも入ってしまいますが、私とすると開放する日にちや何かも設定をして開放していただければ、近所の方ですか、そういう方は歩いてでも行けるのではないかと。それで読書にも親しむこともできるのではないかというふうに考えておりますけれども、今後の課題ということでよろしくお願いしたいと思います。

それと、読書の習慣をなかなかつけるというのは難しいのかなというふうに、ちょっと関連してしまっていますので、全体的に質問してしまいますけれども、よろしくお願いしますが、こちらの関連する本の冊数なんかの関係なのですけれども、これは自分でお決めになるということですか。それとも学校で目標ですから立てて、１人当たりがこれだけの本を読みましょうというような形でやられているのでしょうか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

　夏休み等のときに関しては、課題図書等もございます。また、各小中学校の図書委員会の活動の中でお勧めの本を子供たちが自分たちで選んで推薦したり、また先ほども言いましたが、司書教諭また学校司書もおります。そういった方々のお勧めの本という形で、図書室の中でコーナーを設けている学校もございます。

　以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　前後して申しわけないのですけれども、（２）のほうにちょっと戻らせてもらいますが、朝の読書タイムというものがありますよね。こちら答弁でもありますけれども、読書の日とか決めているということですが、これ朝の読書タイムというと時間帯がかなり少ないのかなというふうに思ってしまうのですが、ここについてもうちょっと細かく説明いただければと思います。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　先ほどもお答えさせていただきましたけれども、学校ごとに図書館教育の計画というものがございます。その中で朝の図書館活動というのを行っておりまして、朝の５分間から10分間程度、これを毎日読書の時間に割り当てて、それぞれ生徒児童が読書に親しむという活動をしております。

　以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　５分から10分の朝のタイムなのですか、随分少ないなと思いますけれども、これで何か１冊ぐらいは読めるという形ですか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　なかなか５分10分で１冊の本を読むというのは、小学校１年生が絵本なんかを読むのであればできるかと思うのですけれども、これを毎日朝続けるということで読書習慣を身につけるという活動につなげております。

　以上です。

○佐久間孝光議長　永島教育長。

○永島宣幸教育長　私のほうからつけ加えさせていただきますけれども、朝の読書習慣を続けるということは、継続して１冊の本を読み切るということもございますけれど

も、もう一点は１時間目の授業に落ちついた状態で入っていくという点でも非常に大きな効果を得ているところでございます。

朝、子供たちは忙しい中で登校してきていまして、学校によりますと部活動等もありますし、朝のいろいろな活動もあります。それを一度リセットするという意味でも、朝の読書活動というのは小学校、中学校においても非常に子供たちに大きな効果をもたらしているものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　教育長さんのお話、ごもっともだと思います。わさわさしている中で授業を始めてもなかなかということも、そういうふうな観点からも朝の読書は必要であるということですから、よくわかりましたのでありがとうございます。

それと、この本の冊数なのですけれども、これはただ借りて読んで終わりと、そういうことなのですか。あるいは、その内容について何かを出してくださいというか、何かそういったような、ただ目標に達すればいいのですよというような内容だけなのですか。その１点だけ、すみません。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　夏休みに関しては、全ての児童生徒が読書感想文という形で必ずその期間、休み期間中に読んだ本についての感想文を書くというのがございます。それ以外につきましては、どのような本をどれだけ読んだとかいうのはございませんけれども、それぞれの各校で子供たちの読んだ読書量等は調査しているというふうに聞いております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　そうしますと、児童につきましてはこちらのほうにも答弁等にありましたけれども、これはあくまでも自主的にということですか。あるいは、ある面では教員さんのほうからで割り当てではないですけれども、何かそういうものでもあるのですか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

先ほど年間の読書、年間30冊というのは、特にどの本をというのはないのですが、

また夏休み期間中でいいますと、例えば菅谷小学校では１年生はないのですが、２年生が15冊、３年から５年が３冊、６年生が５冊、七郷小学校では１年から３年が５冊、４年から６年が３冊等々の目標冊数がございます。その中で、先ほど言いました司書教諭、学校司書がおりまして、毎年図書も新規に購入しておりますので、そうした中で新着図書の紹介ですとか、先ほど言いましたお勧めの図書、子供たちに読んでもらいたい図書類等の推薦をして、そちらのほうを積極的に読んでいただくようにしているところでございます。

○佐久間孝光議長　第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員）　いろいろ多岐にわたりまして質問させていただきましたけれども、ご答弁いただきましてありがとうございました。

これで私のほうは終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前１１時４０分）

平成２９年第４回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

１２月７日（木）午後１時３０分開議

日程第　１　一般質問

第13番議員　　渋　谷　登美子　議員

第８番議員　　河　井　勝　久　議員

○出席議員（１４名）

１番	吉本秀二 議員	２番	森　一人 議員
３番	大野敏行 議員	４番	長島邦夫 議員
５番	青柳賢治 議員	６番	畠山美幸 議員
７番	吉場道雄 議員	８番	河井勝久 議員
９番	川口浩史 議員	１０番	清水正之 議員
１１番	松本美子 議員	１２番	安藤欣男 議員
１３番	渋谷登美子 議員	１４番	佐久間孝光 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長		村田	泰夫
書記		新井	浩二
書記		清水	雅也

○説明のための出席者

岩澤	勝	町長	
安藤	實	副町長	
植木	弘	参事兼総務課長	
岡本史	靖	技監	
青木	務	地域支援課長	
山岸	堅護	税務課長	
村田	朗	町民課長	
前田	宗利	子育て支援課長	
石井	彰	健康いきいき課長	
山下	次男	長寿生きがい課長	
杉田	哲男	環境農政課長	
山下	隆志	企業支援課長	
藤永	政昭	まちづくり整備課長	

菅	原	浩	行	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教　育　長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
深	澤	清	之	農業委員会事務局長

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長　皆さん、こんにちは。第４回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第４回嵐山町議会定例会第７日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午後　１時２８分）

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長　ここで報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○佐久間孝光議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　渋　谷　登美子　議　員

○佐久間孝光議長　本日最初の一般質問は、受付番号７番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項１の花見台工業団地拡張についてからです。

〔13番　渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　渋谷登美子ですけれども、花見台工業団地拡張について質問いたします。

（１）です。９月11日の県との打ち合わせ会議録では、農地を除く案に落ちつく予定です。山を造成するに当たって土砂災害は、検討項目の一つになっていました。土砂災害の防止に係る土木事業の規模はどの程度か。県では、工業団地造成経費とその後の収入の黒字は難しいと予測しています。県費とはいえ、造成工事の経費、土砂災害の防災に係る経費は最小限になる造成とすべきと考えますが、見解を伺います。

２番です。花見台工業団地近辺は、イノシシの被害、出現が多いところです。野生

生物との共存が可能な範囲内に山林開発をおさめることが必要です。現在、野生生物との共存は開発の立地基準にはありませんが、近い将来、大きな被害が予測され、それへの職員投入は限界があります。山林の開発には、今現在は対象項目に入っていないが、野生生物との共存、これを嵐山町では、この課題を見過ごすことはできないと考えます。考え方を伺います。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　それでは、質問項目１の最初に（１）につきましてお答えいたします。

花見台の拡張予定地区に関しましては、平成28年度の予備調査業務等の実施により、計画区域面積約10ヘクタールから14ヘクタールの３つの案を作成し、県企業局との調整を図ってまいりました。町といたしましては、造成後に最大の効果を出すべく、農地を含む14ヘクタールの区域面積の設定をお願いをしてまいりましたが、現時点では、より短期間で効果が得られ、かつ概算収支面でも比較的有利な農地を含まない約10ヘクタールの区域設定による整備計画を策定することで調整作業を進めているところであります。

県企業局の意向では、計画段階において進出予定企業の募集を開始し、企業の意向に沿った形での、いわゆる「オーダーメイド型」の造成を行い、土砂に関しても現況地形を考慮した必要最小限の移動にとどめ、造成経費を低く抑えたいとのことでありますので、造成経費等は必要最小限になるものと考えております。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。花見台工業団地内や周辺では、数年前からイノシシとの衝突による交通事故や、夕方から夜間にかけての目撃の情報が寄せられ、情報提供者宅へ出向きますと、畑の作物を時期になると荒らしに道路を横断してやってくる。また、夜間の散歩は自粛しているなどの話を近隣の住民の方からお聞きいたします。造成に当たりましては、イノシシなどの対策も行いたいところではありますが、現状では非常に難しいものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私は、この総務経済委員会での過去の花見台工業団地の関係のことが余りに何か不自然なので、全部、花見台拡張予定団地予備調査業務委託、

それから産業団地適正図書作成業務委託、県と町との交渉議事録、それから業者との交渉議事録というのをずっと情報公開でとって読んでみたのです。そうすると、県は全くほとんど黒にならない、赤になるということです。それで、14ヘクタールだと、まるで赤になる。一番最終の段階で、こういうふうになっています。これは８月31日の段階で、やっと花見台工業団地の拡張については、嵐山町分を無償で譲渡された場合だけ黒字の予定になっていて、県北の地域振興のために、今引き受けたからには一応やっていく予定だが、これで事業者が入ってくるかどうかということで、非常にマイナスになっていくというふうな感じの懸念はされています。

私も、事業者との記録をずっと読んでいて、なぜ県が赤になっているというのに、嵐山町のほうは10億円の収支では入ってくる予定で予備調査業務委託は書かれていますが、これこういうふうになっていました。町は、コンサルタントとの事業打ち合わせ、町と業者との事業打ち合わせ、企業局としては利益が10億円以上にしたいというふうな形になっていって、そして花見台拡張予定業務委託ができたわけです。それが、収支が10億円というふうになっていますよね。

私は、もともと山の造成、これ以上の山の造成をする必要はないのではないかというふうに考えています。もし仮にやるとしても、企業が入ってこないことも考えられるので、絶対に入ってくるという企業があって、先ほどの県のだと、オーダーメイドでやっていくという形でやっていくのならば、まあ企業局としてはいいだろうなと思うのです。

そして、町としても、これ以上職員を配置する必要はないですよね。オーダーしてしまえばいいのだから。そうすると、少ない職員の中で、この費用に対してのことを考えていくということが、新たに企業誘致をするというところに人を配置しなくてもいいということがあって、これについては、いささかやり方が強引過ぎて問題なのではないかな。町は14ヘクタールのほうが非常に効果も大きいというふうに言っていらっしゃいますけれども、今の答弁ではね。でも、県は大きければ大きいほど造成費用がかかってお金がかかるというふうに言っていますよね。この答弁、会議録の中ではね。すごくそこにそごがあって、かなり無理を、ずっと読んでいきますと、強引にやっているなという感じがするのです。

確かに欲しい企業がいるのだったらば、そこのところで造成していけばいいと思うのです。でも、それ以上の造成というものは、私は今の山林のあり方とか、次に続き

ますけれども、野生生物のあり方、共存ということを考えると、もうやらないほうが、必要なものだけにして、やらないほうがいいと思うのですが、その点について町長に伺います。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

花見台工業団地の拡張については、嵐山町でも課題として持ってきたわけですけれども、長いこと県のほうにお願いをしてまいりました。しかし今、言葉は適切ではないかもしれませんけれども、門前払いのような状況が長く続いてまいりました。そして、今もちょっとお話の中にも出てきたかもしれませんけれども、県はやるからには費用対効果、利益を出さないことには取っかかれないという基本的な考え方、線を持っておりました。そして、このところ数年、急激に圏央道を中心に開発が進み、企業進出が進み、そして県でも誘致をする場所がだんだんなくなってきてしまっている。こういうことで、圏央道を中心とした東北道、それから関越道等に場所を広げて、埼玉県の中により多くの企業誘致をしようという方向に変わってきたのだと思うのです。そういう中で、嵐山町が話をしてもらえるような状況にだんだんなってきたということです。

そういう中で、今回のところにまで進んできたということですので、県は広くとか何をという一番の前提というのは経営効率、黒になるか、どれだけどうなるというのをすごく関心といいますか、それが中心になっているように感じてまいりまして、今でもそのような感じで県とするとやっていただいているのだというふうに思います。ですので、答弁も今させていただきましたけれども、当初予定の部分より、県は減らしたほうがいいのではないかと、そうでないと利益が出る分が少なくなってしまうのではないかということで、当初の町が計画をしていた計画面積より減ってしまったという経過でございます。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私は、嵐山町全体のこと、嵐山町というよりも、県とかそういった全体の県税というふうなことを考えますと、今のやり方は非常に問題があると思っています。町の課題ではなかったです。岩澤町長になってから、そして勝手に何か稼ぐ町というふうな形で、急に短絡的に花見台工業団地の拡張という形になってきました。

花見台工業団地に事業者が入っていくまでにどれだけ時間がかかったか、私はずっと見ているので、どのぐらい職員がこれに時間を投入してきたかよくわかっていますので、今後事業者がはっきり確定していって、ここが欲しいというところがあってオーダーされていくのだったらば、嵐山町としても事業者、その後の企業誘致に人をかけなくてもいいし、そのほかのことに時間をかけなくてもいいので、それならばいいと思うのです。今のところ２社あるというふうに書いてありますけれども、現実的に２社あって、その２社のとおりにやっていくことがあって、そしてそのほかに、そのための造成工事を進めていくのならば、もっと費用も少なくて済むし、職員の投入等も少なくなっていいと思うのです。そういったことについてどのように考えていくのかということを１点伺います。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　私のほうからお答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃいましたように、企業局さんとの協議によりまして、町長からもありましたけれども、町のほうは14という形で要望をし、最終的に短期間で効果が上がる10ヘクタール、これは実際には約10なのですけれども、実際には農地を含まない、主に山林の部分で造成を考えていくというお話を今現在いただいております。

そして、企業ニーズの関係なのですけれども、こちらに関しましては、通常の窓口業務でも企業さんのほうが相談にやってまいります。その相談に来たものを、平成26年から会社名ですとかメモをさせていただいて、一応要望というふうな形で、うちのほうは記録としてとらせていただいております。

そして、先ほど議員さんのほうから２社というお話がございましたけれども、こちらに関しましては、既存の花見台の工業団地の中の企業さんからアンケート調査をとったときに、進出をしたい、増設をしたいという申し出が２社からございました。実際には、その２社のほかに要望をされている企業さんいらっしゃいまして、そちらのほうも企業局さんのほうに報告をさせていただいて、今計画をして、つくっていただいているという状況でございます。ですので、この２社のみではなくて、計画としては考慮されているというふうなことでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　10月16日に地区計画を策定するということになっていまし

たよね。もう既に地区計画が策定されているので、そうするとどういうふうな形で、どんな感じの企業が何社ぐらい入っていくかというのはある程度わかっていると思うのですが、この企業に関してエントリーしている企業はオーケーなのかどうか、そしてほかに来ている企業はどうなのか。オーダーメードでやっていくということでありますから、オーダーメードでやっていくには、それなりの企業からの要望があってやっていく。そして、そのほかに塩漬けの土地をつくらないということが原則だと思うのですね、企業局としては。そうでなければ大変なことになっていきますから、この職員数の少ない中で、それをどうやってやっていくのか。

これは私、非常に何か聞いていても答えが不明確で、ごにょごにょ、ごにょごにょ、絶対に14ヘクタールでいきたいのに縮められてしまった。嵐山町の課題ではなかったです、今まで花見台工業団地を拡張するというのは。突然出てきた課題ですよ、少子化が進んだという形で。そこのところで、何か短絡的な感じがするのですけれども、どうなのですか。町長は、塩漬けの土地があったとしても10ヘクタールでやっていくというふうな形。そして、今のところ土砂災害の部分は除かれる形になっていますよね。だから、まあそれはよいとして、それはどういうふうにするのですかということが１点。

そして、そのまま続いていきます。イノシシ対策についてですけれども、イノシシ対策、今の状況だと花見台工業団地のエリアが、私きのうも行ってきたのですが、ここは本当にイノシシがすむ場所としては最高のところだなと思いました。こんなところを追い出したら、イノシシはどんどん、どんどん下に来るから大変なことになってくるなと思っていて、そうするとそこにまた職員を配置しなくてはいけないということになってきます。

そこの点について、私は土地利用計画の中には、これは今オオタカは入っていなかったけれども、入っている形、基準に考えるけれども、今後のまちづくりの中に野生生物の共存というのをつくっていかないと無理があると思うのですが、今現在のこの無理やり拡張していくという感じで私は聞いているのです。聞こえているのですね。私、ずっと花見台の話を聞いていると、何でこんなにやらなくてはいけない、必要なところだけやってあげたらいいというふうに思っているので、その点について伺いたいと思います。

そうすると、何とか住民というか、町の希望というか、業者の希望と、それから野

生生物の居住地を守るということは住民生活を守ることにつながりますから、そこのところの接点を今後どう考えていくのか伺います。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　最初の、渋谷議員さんはどうも不自然だと、花見台の拡張が出てきたのは不自然だと、無理やりではないかとか、そういうお考えですけれども、ちょっと経過を私のほうからまず説明させていただきたいと思います。

嵐山町の今の現状に花見台工業団地が大きな効果、恩恵を得ていることについても、これまでもご説明申し上げてきました。そして、さかのぼりますと平成20年度の機構改革において、稼ぐ力という言葉ではございませんけれども、嵐山町をもう一段の企業誘致を進めていくのだと、こういう考え方から企業支援課というのがそのとき誕生したわけなのです。ここまで来ていますけれども、そのときには今ある天沼の川島地区に、最初はM社をそこに移転をするというふうな、そういうふうな構想で川島地区の工業開発の話が出てきました。それは、そういう必要に迫られてそういうふうなことを、対策を講じたわけですけれども、そうでないとM社は町外に出てしまう、そういうお話が町のほうに来ました。その中で、町ではこういう場所に適地を選定をして、そこに行ってもらおうと。そういうふうにしたところ、最終的には町の中へ残ることになった、これが一つは大きな成果です。

それから、地区には工業を振興するための、天沼の下に都市計画道路を入れて、市街化区域に編入をして工業導入を図っていくというのは、ずっと以前から地区にそういうお話をしてきたのです。それで、地区もその事業については100％賛成をすると、そういう同意も出ているのです。そういうことで、ここには工業を誘致をするという考え方はそこにあったわけです。それを進めるに当たって、民間開発かどうかという、企業局かというふうな中で、町としては企業局にいろんな形で、今までも花見台やってまいりましたのでお願いをしようということで、企業局に足を運んできたと。しかし、その経過は町長から先ほどご答弁申し上げましたけれども、そのような経過であったと。

その後、県の方針が建築、工業・産業団地の造成に着手してから５年で成果が出るもの。それから、できたらば、その収支の関係もありますけれども、道路や下水、水道等のインフラが相当なお金かかりますので、そういったものが整備をされているところが適地としてはふさわしいですよ、嵐山町さんもそういう視点でもう一度考えて

みてくださいというところから、花見台の工業団地の拡張という話が出てきたわけです。

今申し上げましたとおり、花見台はインフラは整備されております。したがって、ここだったらば、今県が我々に示した５年以内で何とか企業誘致が進むのではないかと、そういうふうなことで花見台の拡張というものが現実味を帯びてきて、今のような状況になっているというようなことでございます。決して無理やりどうこうということではなくて、経過があって、嵐山町が稼ぐ力、それから定住促進、若者の働く場所、経済の振興、発展、活性化、こういったものを期待をして、重点事業として進めている事業でございます。

それから、イノシシの関係でございますけれども、現実的に野生生物と共生ができるというのが人間にとって、やっぱり野生生物にとっても、それは理想だというふうに思いますけれども、今現実の話を私させていただきますけれども、これまでも花見台の工業団地内の道路において、イノシシと地域の車、あるいは企業に働いている方の通勤の車が２件だったでしょうか、衝突をして車がめちゃめちゃになったというふうなこともございました。それから、周辺の勝田地区、広野地区の農家の方々がイノシシに農作物を荒らされて大変な思いをしていると、そういうようなことも町に寄せられております。野生生物との共生は大事なことですけれども、現時点においては、我々はなかなか共生をしていく現実の話となると難しいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　渋谷議員に申し上げます。

一問一答でありますので、その原則を踏まえて、今後は一般質問のほうを継続してください。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　いいですか、そうすると言いたいことはこういうことなのです。オーダーメードをしていく部分でやっていくと、その部分面積が減りますよね、たくさん売るということではなくて。その部分、野生生物との関係をよくすることができると思うのです。特に土砂災害の地域は谷になっていますから、そこのところに多分、そこら辺にすんでいるのだろうなというふうに思うのです。

そこのところを外していくというふうな形は今あるから、それはいいのですけれど

も、私は今イノシシと共存できるような形に造成もできるはずだと思うのです。なぜかというと、タケノコを出さない、奥にやっていくとかそういうふうな形の、今イノシシのは何垣と言いましたかね、そういうふうな垣根をつくるのですよね。昔の人たちのやり方というのがあって、入ってこないような垣根をつくる。そういうふうな形の造成というのも必要だと思いますが、今現在だと、このままでたくさんの面積を拡大していくと、その分だけ野生生物の生活する部分を少なくしていくのです。

私は、あそこをきのう見てきて、本当にこれはイノシシにとってすみやすい場所だわねと思って見てきたのですけれども、そういったことを考えながら造成をしていかなくてはいけないと思いますし、私がかなり強引だなというふうに言ったのは、10億円の収益が出るというふうに出ていますけれども、県は赤になると言っているわけです。ここの差というのは何なのですかね。県のほうは千代田コンサルタント、嵐山町は昭和コンサルタント。そして嵐山町は、県は10億円の収益が欲しいというふうに町から昭和に言っていますよね。そこのところで10億円にするように書きかえたなというふうに、私なんかは正直なところ思ってしまうのです。

それは、かなり強引なやり方をしているのではないかなと思うのですが、そういうふうな形でいくと、面積的には非常に、今のオーダーのところがどのぐらいあるのか知りませんが、オーダー何社であって、そのオーダーのところに沿うような形でやっていくと、どの程度の面積になるのか伺います。

○佐久間孝光議長　山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長　お答えをさせていただきます。

今回、オーダーメード型の造成を県のほうで考えているというふうなお話を今いただいているという答弁をさせていただきました。実際に現地のほうの面積に関しましては約10ヘクタールで、枠は決まっております。その中で、要は工場用地としてどのくらいの造成ができるか、この辺の考え方ですとか、高さの設定の仕方によってかなり事業費が変わってくる部分がございます。

町のほうで、昨年度この予備調査業務委託として発注をして、これは町独自でつくったわけではなくて、企業局さんのほうに出向きまして、相談をしながらつくったものでございます。単価等についても相談をしながら、指導をいただきながら、これは中身に関してはある程度つくっております。ですので、今年度は企業局さんのほうでやっている業務に関しても、さほど開きがないものというふうに考えていたところで

ございますけれども、その辺若干開きが出てきている。これに関しては、やはり冒頭申し上げました高さのとり方ですとかいう部分が若干、最初に指導をいただいたときからは変わってきているのかなというふうな認識を持っているところでございますけれども、ただこの仕事自体、今現在概算を出している状態でございまして、またこれは実際に詳細設計に入っていきますと、より細かな数字も出ようかと思います。また、そのときには多少の開きも出てくるのではないかという認識も持っております。

したがいまして、今オーダーメードというふうなことに向けて、実際には町のほう、そして企業局さんのほうと希望のあった業者さんとコンタクトもとり始めております。そういった中で、この後、来年度１年度、１年間かけてそういった部分も大体煮詰まってくるのかなという認識も持っております。今年度、本当に動き始めたばかりでございます。この後は、現地地権者さんもおりますので、計画の説明会等も予定をしております。そういったものの手順を踏んで実施していく予定でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　次に行きます。イノシシの問題は、結構造成の中でいろいろできると思うので、お願いします。

次、次年度の職員体制について。

○佐久間孝光議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　平成29年度、岩澤町政４期目に対応するように町の執行体制が変わりました。稼ぐ町にするための職員配置全体に、私はマイナスの影響が出ていると考えています。職員の異動はあるが、ある程度さまざまな部門の経験も必要だと思いますが、福祉、環境、上下水道に関しては、異動をしない専門職員を配置し、歴史的にどのようなことが起きているか把握できる体制が必要と考えていますが、いかがですか。

（２）として、平成30年度に職員を重点的に投入する部門について伺います。稼ぐ部門、地域活性化に係るものです。子育て支援に係るもの、それから農業環境部門、その他について伺います。

その次、（３）、行政のＩＣＴ化についての進捗予定について伺います。

○佐久間孝光議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）について、安藤副町長。

○安藤　實副町長　（１）につきましてお答えをいたします。

我が国の人口が減少に転じ少子高齢化が進展していく中、ＩＴ技術は目覚ましい進歩を遂げつつあり、国は「働き方改革」を推進している一方で、例えば保育の分野や土木などマンパワーを必要とする特定の分野においては人材不足が大きな課題となっています。また、近年の異常気象への備えや対応については、行政や地域に求められるものが複雑多岐にわたってきており、幅広い分野において社会は目まぐるしく変化をしています。

本町においては、これまで権限移譲や将来を見据えた「稼ぐ力」を充実するための諸施策を積極的に進めており、これらに対応するための組織と経営を進める視点から、本年４月に機構改革を行いました。しかしながら、今後におきましても人口減少社会の進展に伴い、行政規模の縮小や行政サービスを担う職員の減少が予想される中、基礎的自治体としての町の職員は、町民に最も身近であることから、複雑化する行政手続に対応するための専門知識は、定期的な異動等を通じて習得することが望ましいと考えます。

また、一方では即戦力と指導力を兼ね備えた県からの派遣職員の活用、あるいは専門性の高い資格や実務経験を有する任期つき職員や経験者枠の職員採用なども実施しておるところでございます。議員ご指摘の福祉、環境、上下水道に関しましても、国家資格を必要とするような専門職を除きましては異動を前提とし、職員の育成、配置を図ってまいりたいと考えております。その上で、職務内容の継続性につきましては、人事異動の際の引き継ぎを徹底し、職員間で常に情報を共有するよう努めてまいりたいと考えております。

（２）につきましてお答えいたします。平成30年度におきましては、「稼ぐ部門」への職員配置として、嵐山花見台工業団地拡張をはじめとする企業誘致関係や千年の苑事業の推進に関する業務、「子育て支援に関する部門」に対しては、子育て世代包括支援センター設置に関連する業務、「農業環境部門」については、新規就農支援に関する業務など、多岐にわたる分野に重点的に職員を配置したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（３）について、青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　では、（３）につきましてお答えをいたします。

昨今における情報技術の進展やインターネットの普及などにより、情報化社会がま

すます進んでいるのは周知のとおりです。その一方、自治体においては情報漏えいへの備えも大変重要な課題として考えられます。

町では、情報漏えいなどに対応するため、少なくとも年に１度は全ての職員を対象とした研修を行っております。ここ数年は、町で契約しておりますＩＴアドバイザーの方を講師として実施をしているところでございます。情報化社会に対応するため、さらにＩＣＴ化を進めることは無論必要ですが、財政面での課題もあり、まず優先順位としては、情報漏えいへの備えを第一と考えております。今後も、個人情報保護委員会による「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、セキュリティーの強化を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　時間がないので進んでいくのですけれども、これは福祉、環境、上下水道に関しては特に専門的な人を、歴史的なものが必要なことがわかる人が必要だというのは、比丘尼山のことでこれをあえて書いたのですけれども、平成３年からの問題が、これがこのままになっていて、結局続かなかったわけですよね、職員間の中でそういったものが。それが結構問題かなと思っていまして、異動も環境課から福祉に行ったり、そういうふうな福祉からいろんなところに行ったりしていますが、こういったものに関して、藤沢市だと福祉に関しては福祉専門職が１人必ず、どこにどんな問題があるかということがわかっている人がいる。環境に関してはどうかわからないです。

そういったことがないと、嵐山町全体のことが、聞ける立場の人がいないのではないかなと思うのです。派遣職員は、確かに技術的なこととか県のことはわかるかもしれませんけれども、嵐山町全体で今何が起きて、どういうふうなことが起きたかということがわからないと思うのです。その点について、どのような形でやっていくか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　渋谷議員さんおっしゃられるとおり、専門的な知見を有する職員、必要だというふうに思います。いろんな問題が起きるたびに、そういうふうに感じます。一般的に専門職で例示をされていますので、例えば福祉部門、保健師さんですとか社会福祉士さん、これは必ず必要な資格でございますけれども、関係をする福祉、

子育て等のところで多く異動では経験をしますけれども、そこから全く違うところに保健師さんが行くということはございませんので、そういう意味では経験を積んで、いろんな形に対応できる職員に育っていただけるのかなというふうに思います。

それから、環境の部門ですけれども、環境の部門は専門的な資格、国家資格が非常に広範囲にわたっておりまして、例えば騒音ですとか振動ですとか、その６部門の専門家ということになるとなかなか難しくて、それについては町の方針としては民間委託をしていくと。例えば、水質検査ですとか悪臭の検査ですとか、そういったところは外部に発注をして、町のほうでは法務、どちらかというと法律的なこと、住民とのかかわりのことについて職員が携わっているということでございまして、できるだけ経験をした方を、経験する方を長く置いて、わかるようにしていくというのは大事なことですけれども、職員の育成というふうな観点に立つと、ジョブローテーションに基づいて、一定の期間を過ぎたらば違う部署を経験していって、役場の職員としての知見、町民から期待されるさまざまなことについて習得していただくということも大変大事なことでございまして、その辺については長く置くということも必要ですし、いろんなことを経験していただくことも必要というふうなことでございます。

それからもう一つ、土木、上下水道部門で例示されていますけれども、上下水道については全くおっしゃるとおりでございまして、水道については頭の中に水道管の管網が入っているような方も過去にはいたわけなのですけれども、事故があると、一旦役所に行って図面見てくるかというわけにいきませんので、これは長い経験の方が必要だというふうに思います。

それから、下水の部分につきましては、法でいろいろ制約がございまして、なかなか下水道の専門家ということになると、嵐山町の中には人材が不足をしておりまして、その部分を民間にやはり委託をして実施をしているというような状況でございまして、議員さんおっしゃられるとおりでございまして、そういう視点から職員を育成していかなければならないと感じております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません。最後まで行きたいので、本当はここのところをもう少しやりたいのですけれども、３番目のＩＣＴ化についてなのですけれども、議会ではなるたけタブレットを入れていくというふうなことを考えていますが、これ

はどうなのですかね。職員、文書配付の効率化ということもあって、なるたけ早目に議場での、議会側はタブレットを入れていきたいと思っています。

執行側がそれが始まらないと、なかなか嫌だというベテランの議員さんもいて難しいのですが、これはそうしていかないと、議会の中でというか、情報がうまくやりとりができなくて、職員の関係もあって、この前もそうですけれども、何だかわからないけれども、予算書を何回も何回も、水道課でしたっけ、持ってきていただいてというふうな形がありました。そういうふうなことのために、どのような形でこの改革を一体化してやっていくことができるのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　私からお答えさせていただきます。

議会のＩＣＴ化ということにつきましては、執行側につきましても同時に進行させていく必要もあろうかと思いますし、想定される問題としては、一気にでは紙をなくすということができるのかどうかということもございます。それから、さまざまな役場が持っているいろんな情報にアクセスするのに、セキュリティー上の問題はどうなのかということの課題もございます。そういうこともいろいろございますし、さらには町の財政的な問題もあって、一気に整備をしていくのがどうかというような課題もございますので、もう少し時間をかけて研究をさせていただきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、そういった方向に向かうということにつきましては、おっしゃるとおりかというふうに考えております。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　２年前ですか、議会のほうでは２年後にはタブレットを導入できるようにしようというふうに言っていたのですが、それが結局執行側の問題として、そこのところが入ってこなかった。執行側がついてこないといいますか、それがあるので、こちらではちょっと待っているという感じですか、そんな感じもあります。

それは利用する人と利用されない人の差があるのですけれども、具体的に言うと、いつ、どこまでにこれをしなくてはいけないというものを執行側のほうがやっていかないと、これはできませんよね。それで、いつまでもいつまでもやって、情報というのはある程度機械を入れることもそうですし、具体的にやっていった、ほかの執行も

入っているところを見ると、かえって経済的な部分は問題解決していますよね。そういったことも必要なのですが、執行側としてはどういうふうな形でそれを研修していくのか。研修計画的なものがないと進まないわけですけれども、その点について伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　私のほうからお答えさせていただきます。

　先ほども申し上げましたように、少し時間をかけて、そういった部分につきましては、先ほど地域支援課長からもお答えしましたけれども、町にはＩＴアドバイザーという職の方もいらっしゃいますので、そのＩＴアドバイザーの指導を受けながら研修の計画、それから議員おっしゃるとおり、いつまで何をしていくかという全体の移行までに至るスケジュールというようなものもこれからしっかりと定めていく必要があるかなというふうに考えております。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　どうなのですかね。あと来年度には導入できないのですか。私は思っているのですけれども、これやっていくと本当に抵抗があるのですよね。使わない人にとっては抵抗がある。だけれども、抵抗を考えていたら、いつまでたっても進まない。

　だから、その抵抗をどうやって切り抜けていくかというと、やっぱりきっちりした研修していかないといけないのです。そこのところを来年度に導入できないのだったら再来年というふうにきっちり計画つくっていかないと、無理があるのです。ずっと見ていても、ちっとも進まないなというふうな感じでいますが、その点についてアドバイザーの人は、アドバイザーの問題ではないですよね、町の姿勢ですよね。その点についてはどのように考えていくのか。ある程度の期間、期限を切っていくという必要があると思うのですが、どのようにお考えになっていくか、ゆっくりとではなくやっていけるかどうか伺います。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　先ほども申し上げましたが、少し時間をかけて、スケジュールをしっかり立てて進めさせていただければと思っております。いつまでにというのは、今申し上げることはなかなかできないのですが、少なくとも完全実施ができない限り、なかなか効率的な運用というのはできないと考えておりますので、少し研修

の期間等も必要になってくるかというふうに考えております。30年度、来年度からの実施というのは現実的ではないかなというふうに考えております。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　それはどういうふうな感覚でやっていらっしゃるのかわからないのですけれども、今学校でも入っていますし、家庭でも、何か私もびっくりしましたけれども、タブレットで勉強するというのが、塾のかわりにやっていくのは当たり前になっていますよね。

そういった時代の中で、ここの議会はおくれているなというふうな感じがあります。情報のとり方もおくれているなというふうな感じがありますので、本当にやったことがない人の抵抗は大きいです。その抵抗をどうやって解決していくか、そのためにスケジュールをどういうふうに組んでいくかということが大切なので、それについては30年度当初からは無理かもしれないのですけれども、後半分ぐらいからはできるようにしていただきたいと思いまして、次行きます。

○佐久間孝光議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　情報公開制度についてです。

（１）、嵐山町は、過去の報道というか新聞報道では、情報公開度は埼玉県内自治体の上位に位置していましたが、平成26年度より不合理な非公開情報がふえました。その理由を伺います。

（２）、情報公開は、自治体の民主主義度の物差しと言えます。今後の情報公開の非公開基準の決定方法は。

（３）、庁内の各種会議、審議会は要点筆記の記録です。担当、発言者、発言内容が明記されるシステムを求めます。

（４）、音声、電磁記録公開の考えを伺います。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　それでは、お答えさせていただきます。

まず、（１）についてお答えいたします。情報公開制度は、一般的に行政の保有する情報が開示を求められた場合には公開することを原則とするものであります。当町におきましても、嵐山町情報公開条例に基づき、住民の知る権利を保障することを原則としております。ただし、例外的に非公開とする情報がある場合があります。この

場合には、合理的理由に基づく必要最小限のものに限ることとなります。また、個人に関する情報は、あくまで個人のものであり、特定の個人が識別され得るものは公開しないことができることとしております。

町では、条例に基づく原則により、現在の情報公開制度に照らした上で、個々の情報公開請求に対し、公開すべきものと非公開とすべきものを判断しながら制度の運用を図っております。

続きまして、（２）についてお答えを申し上げます。情報公開が制度化されてからこれまでの間、制度運用上での非公開基準に関しましては、国や自治体において取り扱い事例による変化、解釈の変更などがあることを踏まえますと、嵐山町においても基本原則を規定した条例を補完するための開示決定等に関する審査の基準を早急に策定し、公開、非公開の決定ができるようにしたいと考えております。

次に、（３）につきましてお答えいたします。議員ご質問のとおり、庁内における、役場内における各種会議、審議会の記録につきましては、基本的には要点筆記を原則としております。これは、議事の内容が記録として活用できる形になることが目的であると想定しており、現行の要点筆記による記録であっても目的にかなうものと考えております。

次に、（４）につきましてお答えいたします。本町におきましては、音声や電磁記録等について、それらの記録を公開するための具体的な取り扱い基準を定めておりません。今後、質問項目（１）でお答えしました開示決定等に関する審査の基準策定とともに、電磁的記録の公開に関する具体的な取り扱いの基準につきましても策定してまいる必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　基準の見直しはいつぐらいになりますか。（１）に関して言えば私は、平成26年度より不合理な非公開情報がふえたわけなのですけれども、その理由を伺ったわけですが、不合理な非公開情報というのは、職員によっては個人情報の公開が、非公開の基準が職員の判断で、個人の判断でそれを行っていたように思えるのです。今まで公開されていたものが突然非公開になってきたりというふうなおかしな状況になっていたので、その理由を伺いたかったのですが、その点もう一度伺います。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　先ほども申し上げましたように、きちっとした基準ですとかマニュアルというものが整備されていないということを前提に、職員は一応慣例的にといいますか、前例に倣って公平性を確保すると、担保するということを行っておりまして、個々の事例によって対応を変えるということは、やはり公平性をなくすということから、直近の前例と同じ対応をさせていただくというのを原則とさせていただいております。

　ご指摘のように細かな基準がございませんので、これはご指摘をいただいたからといって、すぐに担当の判断で変えられるものと、それから制度上の変更がなければなかなか変えられないものというものがあるのかなというふうに考えておりまして、そういう意味では、ご指摘をいただいたように不合理な部分も現在あるのも確かかなというふうに感じております。早急にその基準を整備して、公平に、あるいは迅速に、法の趣旨に照らして、改めていく必要があるものにつきましては改めてまいりたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　後ろからあれだったのですけれども、恣意的な判断というのがなかったのか伺います。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　個人の恣意的な判断というものはございません。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　組織的な恣意的な判断というのがあったのですか、伺います。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　恣意的な判断は、何回も申し上げますが、ございません。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　基準はなるたけ早くつくっていただかないと、非常に困るなと思っています。特に電磁記録の公開というのは、議会の一応ビデオになっているわけですよね。ＤＶＤになっていて、それが見たいという人もいらっしゃるので、それについては早目にしていただきたいなというふうに思いますので、どのくらいまでにできるでしょうか。

○佐久間孝光議長　植木参事兼総務課長。

○植木　弘参事兼総務課長　お答え申し上げます。

まず、音声あるいは電磁記録等については、当初は公文書としての位置づけというものが確立をされておりませんで、しかもさらに近年急速にこれが進歩して、さまざまな方面に発達をしているという状況がございますので、早急に基準を設ける必要があるということは全く同感でございます。今後、直ちに検討に入らせていただきます。いつまでというのは、私がここでは申し上げられませんが、直ちに検討には入らせていただこうと考えております。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　では、次に移ります。

今後のごみ処理についてです。

○佐久間孝光議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　今後のごみ処理、（１）、埼玉中部資源循環組合の事業進捗は。

（２）、中部資源循環組合までの収集運搬は、９月議会の答弁では嵐山町は直送することとしていましたが、９月27日の管内協議会の結果は異なっています。小川地区衛生組合では、焼却炉を解体し、そこに中継をつくる計画でしたというふうになっています。今後の手順と日程を伺います。

（３）、徹底した分別収集による焼却ごみ削減、資源化の方向を伺います。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　（１）につきましてお答えをいたします。

埼玉中部資源循環組合の今年度の事業スケジュールにつきましては、環境アセスメント、農業振興地域除外及び都市計画決定、地元協議会の開催及び施設整備基本設計が予定されております。そのうち環境アセスメントにつきましては、現地調査並びに予測、評価に係る手続に入っており、平成30年７月ごろに終了予定となっています。当該調査、予測、評価を実施した結果を示し、環境保全に関する組合としての考え方を取りまとめ、準備書作成手続に入ることとなります。事業用地の農業振興地域除外手続及び都市計画決定につきましては、地元吉見町により埼玉県と事前協議を行っている段階となっています。地元協議会につきましては、準備委員会を設け、協議会の

設立に向けた会議を12月に予定しております。また、施設整備基本設計につきましては、今年度末までに実施を完了する運びとなっております。

（２）につきましてお答えいたします。９月21日に開催された第５回の管内協議会の場では、一般廃棄物の計画収集ごみを回収したパッカー車は、各町村とも埼玉中部資源循環組合へ直接搬入することが決定しております。一方、住民個人からの直接持ち込みごみについては、小川地区衛生組合での中継処理を計画するためのシミュレーションを実施する話となりましたが、その後の関係町村との協議によって、費用を投じてのコストシミュレーションを実施する必要がないと判断をされております。

（３）につきましてお答えをいたします。基本的には環境基本計画における基本目標の３「持続可能な循環型社会をめざすまち」の中で個別目標３―１「ごみの減量化を進めよう」に基づき、１人１日当たりのごみ排出量の減量化に努め、個別目標３―２「資源の再利用を進めよう」に基づき、リサイクル率の向上に努めることとされています。今後、ごみ処理が埼玉中部資源循環組合へ移行することに伴い、ごみの分別収集や減量化に向けた調査研究が必要になると思われ、嵐山町廃棄物減量等推進審議会等でご検討していただくことになるかと思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を２時40分にいたします。

休　　憩　午後　２時２８分

再　　開　午後　２時４０分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き一般質問を始めます。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　質問したのではない。もう一回質問してもいい。時間がなくなるよりは、答えてもらったほうがいいのではないかね。

○佐久間孝光議長　執行部からの第１回目の答弁が終わったところでありますので、再質問があれば、渋谷議員のほうからの再質問になりますけれども、なければ。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　１番は結構です。ああ、そうですね、１番の中ですみません、これがありました。ごめんなさいね。

地元協議会がつくられていると、12月に行われるということでしたけれども、地元協議会にはどのような人が加わっているかということと、地元要望というような、外部の施設ですよね。地元協議会は外部の施設をつくるわけですけれども、地元要望による温水プールや足湯、直売所などは嵐山町の町民の多くは利用しないわけですけれども、それについての負担割合は、吉見町と嵐山町や東秩父やそういったものとは全く違うべきであると思いますが、そこの点についてどのように考えていくのか伺いたいと思います。それが１番目です。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　地元協議会につきましては、吉見町と川島地区の一部、区長さん等で構成をされているというふうに聞いております。

それから、負担割合の関係です。主に検討していくというのは周辺施設のことだというふうに思います。その負担割合については、建設と運営と２つあると思うのです。それについては、まだそれぞれ意見は出されております、構成市町村から。決定はしておりません。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　嵐山町の意見はどのようなものだったのでしょうか。特に小川地区衛生組合管内はほとんど行かないと思うのです。そのような利用しない人たちが同じように負担割合を持っていくという、どういうふうな考え方で発言されているか伺います。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　小川地区衛生組合の管内の市町村は、全体の中の例えば嵐山町は６％等々ということになるわけでして、５カ町村が意見を集約してお話を申し上げようということは、小川地区の衛生組合の管内の副市長村長の会議でそういうふうなことになりました。その申し上げる機会は、まだこれからというふうになっております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうしますと、当然そこの部分に関しては利用割合、利用度がほとんどないかもしれないような人たちのところで負担金を支払っていくというのは、建設に関しても運営に関しても支払っていくのはどういうものかなというふう

な考えがあるのですが、それは小川地区衛生組合管理者の中でそれが決定してから決定するということでしょうか。それとも嵐山町は嵐山町の独自の意見はどのようなものがあるか伺いたいと思うのですが。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　嵐山町としての意見は持っていますけれども、アンケート調査というのをこの協議会しばらく、平成23年度でしょうか、前になりますけれども、アンケートというのを実施しているのです。アンケートにおきましては、嵐山町の意見はそれぞれ出しておりますけれども、例えば運営でしたら吉見町でやってほしいと、そういうふうな意見はアンケートのときに出しておりますけれども、その後周辺施設等の具体化してくる中では、まだ正式に嵐山町の表明というのはしておりません。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　ここのところに余り時間かけたくないのですけれども、これはそうすると表明しないということで、嵐山町の意見は今のところできていないということでしょうか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　嵐山町の意見という形で言うのではなくて、やはり小川地区は統一した見解を持って意見を出していこうと、こういうふうなことが決定しているということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　では、嵐山町の意見は今のところつくっていないということで、そういうふうにしか考えられないので次行きます。

運搬のことですが、今後の手順と日程というのは今伺ったわけなのですけれども、すみません、嵐山町では事業系のごみや何かは直送になるのですか。そして直送になったときに、事業系のごみはそこで全部受け入れるという形になっていて、生活系のごみも直接搬入という形になって、個人のごみはどこかで中継するから、中継の場所としては嵐山町は独自のものができるというふうな形になっていくのでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　運搬につきましては、私のほうからお答えさせていただきま

す。

先ほど副町長のほうで答弁させていただきましたけれども、生活系のごみの中でパッカー車で収集をしているものにつきましては、直送させていただくという方向で決まってございます。個人の持ち込み、これにつきましては分別収集を各市町村等が進めさせていただきまして、ステーションに出していただくのが原則でございます。ただし、個別に今現在小川地区衛生組合に個人で持ち込んでいらっしゃる家庭の方、また小規模な事業所の方、そういう方がいらっしゃいます。それらにつきまして、今現在どのような台数があるのか、どういうふうなものがあるのか、それらを小川地区の管内協議会の中で協議をさせていただきまして、方向性を今調査をさせていただいているという状況でございます。今現在決定しているものにつきましては、収集運搬をしているパッカー車は直送で埼玉中部のほうに搬送するというところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　では、３番に行きます。

そうすると、分別収集による資源化の方向という形で、分別収集のことで徹底した削減をされるということですが、私はここのところに大きな嵐山町で量が減ってくるというのはとてもすごく、嵐山町にとってはとてもありがたいことだなと思いますし、地球環境にもとってもいいことだと思うのですけれども、具体的には削減というのはどのような形で進むか。そして、各市町村で削減が進みますと、今の中部資源循環組合の炉では大き過ぎますよね。大き過ぎるというふうになっていくのは、私はもう目に見えているので、また建設計画を変えていかなくてはいけないのですが、削減計画なしで建設計画が始まっていますので、そこの点についてどのように考えて、私はゼロになるなと、焼却ごみはゼロにまで持っていきたいなというふうに考えているのですが、この点についての考え方を伺います。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　渋谷議員さんからは、前回もこの考え方についてはご質問いただきました。できるだけ分別収集を徹底をして、５Ｒの精神に基づいて嵐山町はやっていきましょうと、こういうことになっております。したがって、これから収集のことについては町民の皆様に協力を仰いでいくわけですけれども、どのように具体的になってくるかというのはこれからというふうなことでございます。

それから、炉の大きさのことですけれども、228トンということで想定されています。嵐山町の基本的な考え方、私、副市町村長の会議ではいつも町長に言われるのですけれども、できるだけ一円でも安く、できるだけ効率的にできる方法を考えてくれというふうに言われていますので、処理人口についても人口減少が進んでまいります。それから、今申し上げましたように、ごみの収集についても、分別をしていきますとごみの量も減ってまいります。そういったことを想定した施設にしてほしいということを、機会があるときに申し上げております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　35年の人口規模でやっていると思うのです。32年か35年、そうするともう完全に炉が大き過ぎるのです。今の状況でも炉が大き過ぎるのです。削減計画をしていないために、削減計画を皆さんがつくっていくと、本当にごみが足りなくなって、あっちこっちからごみを買うような感じになってくるのです。特に私は生ごみに関しては、小川地区衛生組合は絶対堆肥化施設とか別の形でやっていくほうが、うんと効率的だし安いしというふうに思っているのです。そこのところまで今回の、嵐山町独自でやるだけでも構わないのです。廃棄物検討審議会にそこのところまで持っていって、それについて話し合っていただきたいのですけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　嵐山町の基本的な考え方は、できるだけごみを減らして、共同でできる、運営する施設もできるだけ効率的に安くというふうなことを考えておりますけれども、意見は述べますけれども、最終的に決定をするのは９つの市町村で決定をしていくわけでございまして、嵐山町の意見が通るかどうかというのはまた別ですけれども、意見だけは申し上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません。今のは嵐山町のごみ処理検討委員会ですか、審議会今度つくりますよね。予算とっていますよね。そこのところで生ごみの処理については、嵐山町独自でできるような方向に持っていけるかどうか、話し合い、協議していただきたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　嵐山町の環境基本計画、ストップ温暖化計画、これに基づいて嵐山町は進むわけでございまして、この基本計画できておりますので、この方針にのっとって嵐山町はごみ処理行政を進めていくということで申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうすると、ストップ温暖化計画は循環型社会をつくるというふうな形になっていて、CO_2も削減していく方向になっていますので、生ごみをわざわざあそこまで持っていって、そして燃やすということは、ストップ温暖化計画とは反する計画になってきますから、当然そのような形での話はされるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　小川地区衛生組合で、議員さんもご承知だと思いますけれども、中継施設をつくって、そこに嵐山町も持っていって、大きな荷物にして吉見まで持っていくというふうな話は、昨年の８月の正副管理者会議に提案をされて、シミュレーションの委託を業者にやってもらおうと、こういうことになったのですけれども、嵐山町長がちょっと待ってくれと。そのことについては、嵐山町は一つ考え方は持っているので、それはちょっと待ってくれということで、それは止まったのです。その後、我々の段階で検討して、そして今課長からお話がございましたように、中継地というのは嵐山町は希望しないと、滑川町も希望しない、ときがわ町も希望しない、こういうふうなこともはっきりしてまいりまして、中継施設は小川地区衛生組合内ではつくらないと、こういうことになったわけです。それは、嵐山町の基本的な考え方がそこにあるから、そういうふうなところに影響していったのだというふうに思います。

ご答弁になったかどうかわかりませんけれども、嵐山町の基本的な考え方についてはそこにあるということをご理解いただければありがたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、生ごみについても検討していただくというふうに、いい理解で、次に行きます。

○佐久間孝光議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　比丘尼山の土砂埋め立てと産廃処理のその後についてです。

１、比丘尼山の土砂の埋め立ての現状と産廃の廃掃法第16条違反の認識を伺います。

２として、町と県の事業者への不法投棄処理に係る今後の作業について伺います。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　それでは、質問項目５の（１）につきましてお答えさせていただきます。

比丘尼山の土地の埋め立ての現状といたしまして、９月12日に開催された土砂等による土地の埋立て等事業協議会におきまして、埋め立てされた土砂ののり面崩壊による災害発生防止のため、行政の責任としましてブルーシートを敷くべきことの決定によりまして、崩落防止の措置を講じたところでございます。その後、台風等によるブルーシートの剥がれがございましたけれども、その都度修復作業を行い、災害防止に努めているところでございます。事業地下の谷沼への土砂流出の状況を鑑みますと、災害の防止への効果はあったかと思われます。

一方、廃掃法の第16条の規定につきましては、投棄の禁止について「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」ことがうたわれてございます。町の条例上、土砂等は廃棄物の第２条に基づきます廃棄物以外のものとされておりまして、今回の土砂の埋め立てに関しましては、資材置き場の造成に伴います残土の搬入ということでございましたので、廃棄物が搬入されたとは捉えてございませんので、廃掃法の16条違反ではないというふうに考えてございます。

続きまして、（２）につきましてお答えさせていただきます。先ほども答弁させていただきましたけれども、今回搬入された土砂等は産業廃棄物と捉えてございません。今後は、土砂の埋め立てに関する措置命令に係る督促等の手続を東松山環境事務所廃棄物・残土対策担当の指導を仰ぎながら、条例に基づきました対策を講じてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　おとといの川口議員のときにも産業廃棄物ではないというふうなことがありましたので、私もちょっと調べてみたのですけれども、建築残土の不法投棄になりますと、建築残土では、これはマニフェストが必要になってきますよ

ね。マニフェストで排出先が、排出物があって、それから排出先で順番があるのですが、それについてのものはいただいていますか。それがなければ産業廃棄物としてもいいと思いますし、私は平成３年からずっとあそこを見ていて、あれは中に畳とかコンクリとかいろいろあるわけですよ。それは産業廃棄物ですよね。明らかに嵐山町の記録を見せていただきましたけれども、産業廃棄物の投棄となっています。そうすると、その上に土をかぶせたのだから、産業廃棄物を隠蔽する行為をやったという形で、とても重大な行為になると思うのですが、それについてはどのような認識をお持ちになっているのか伺います。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　こちらにつきましては、東松山環境管理事務所等と現地調査をさせていただいている状況でございます。そういった中で、今現在といたしましては、資材置き場をつくるための残土の搬入というふうな申し出がございましたので、産業廃棄物ではないというふうに東松山管理事務所のほうでも捉えてございますし、町といたしましても、そのような見解で今、土砂条例に基づきます措置命令で、そこのところから条例違反に基づきます土砂についての全量搬出を措置命令、督促を行っている状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　産廃を隠蔽する形になっていますよね。産廃を隠蔽する形になってきている土砂の残土の持ち込みというのは、私は刑事罰としては結構大きいかなというふうに考えているのです。そして、ずっと議事録を読んでいました。そうすると、関口弁護士についても告訴の方法もあるというふうな提示されています。町が茨城県に問い合わせしたところ、茨城県でもその業者は不法投棄を繰り返している業者であるというふうになっています。町がこういうふうな形でこういうふうなものを告訴していることで、いろんなところから同じような問題が出てくるのではないかなと思うのです。実際に平成３年から土がずっと流入してきているわけですよね。その人に対して、嵐山町としては何も対応していないというか、そこの原状回復ができていないわけで、それに対応するために告訴という方法も１つあるかと思います。

それともう一つ、このことなのですが、町の条例ですよ。条例の第３条、「町は、無秩序な埋め立てを防止するため、必要な総合施策を推進するとともに、土地の埋め

立て等を監視する体制の整備に努める」というのがあります。そして、事業者の責務というのもあるのですが、これ読んでいくと、そういうようなことをやらない人たちに関しては許可をしてはならないとなっているのですけれども、実際にずっとやってきて、許可をしてしまったわけですよね。ということは、町の責務を怠ってしまったということですよね。不作為に怠ってしまったのですよ、それは。とても善意でやっているから、怠ってしまった。違反事実を公表することができるというのです、第23条で。だけれども、違反事実の公表はしていないし、何しろ情報公開でとったら全部黒になっていますから、私はこうやって話をするときも、どこの業者がどうなっているという話もできないわけです。

こういうふうな形でやっていくと、嵐山町というのは地元の人に対しての地面の流出に対しての被害を監督することもできなかったし、許可もしてしまったので、それで私は７月の13日ですよ。町長のところに、川口議員と河井議員と３人で大変なことになっているから行ってくださいと言ったのですけれども、実際に会議がされたのは20日か19日ですよね。そして、21日に措置命令か何か、命令を出したわけですよ。そんな形でいるわけで、嵐山町としては非常に何か怠慢といいますか、行政としては非常に怠慢な状況になっています。そうすると、その怠慢を取り戻すためには、まず嵐山町は警察に対して告発か告訴するしかない。そして原状回復をして、その業者に対してそれの原状回復した費用を請求していくしかないと思うのですが、その点について伺いたいと思います。これは、私は町の怠慢だと思いますよ。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　それでは、ただいまの質問につきましてご回答させていただきます。

この案件につきましては、許可案件ではございませんでしたので、300平米以内で１メートル以内で資材置き場のための盛り土を行うというふうなことの伐採届の中に記載されていた案件でございましたので、許可案件ではございませんでした。そういった中で、監視の中で、300平米を超えて条例違反による土砂の搬入であるということで現地調査をさせていただきまして、事業の停止命令、今土砂のほうの搬出の措置のほうの命令を出している状況でございます。

そういった中で、まず措置命令のほうの期限につきましては10月末日ということで、川口議員さんのほうのご質問にもお答えさせていただきましたけれども、期限が切れ

ている状況でございます。そういった中で、県等々の指導の中で、まずは粘り強く、今事業者に対しましてそれを履行していただくことを、督促を重ねている状況でございます。そういった中で、そういったものを重ねながら、最終的にはそういったことの行政に対しましての次の条例に基づきます措置、そういったものを協議会の中で検討して実行していくというふうな形になるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　どうなのですかね、私は産業廃棄物を隠蔽した行為だと思っているのです。それが条例違反ではないというふうな形で、でも実際には虚偽申告ですよね。虚偽申告であるわけだから、かなり重たい、刑罰としては重くならないだろうし、あれですけれども、実際には大きな罪になってくると思うのですよ。それを、何回も粘り強くとおっしゃっていますけれども、私もずっと読んでいきましたけれども、粘り強くしたって向こうが逃げたり隠れたりするわけだから、どうしようもないではないですか。それを粘り強くやっていくうちに、きっとどこかにいなくなってしまうのだろうなと思うのですが、その点について私は、はっきり刑事的な処分に持っていって、そして大きな、多分いろんな各地でそういうふうな状況が起きているのだと思うのです。茨城県であったということですから。その人たちが一緒になってやっていくことで、こういうふうな団体が不法投棄を少しでもなくしていくという形がとれるかと思うのですが、これは行政レベルの運動ですよね、そういうふうな形に持っていくべきだと思うのですが、その点について伺います。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　この問題につきましては、多くの議員さんからご心配をいただいて、ご指摘をいただいております。ある面では、怠慢というふうなお言葉出ましたけれども、町の側としても今回教訓にして、今後に生かしていかなければならない。あるいは、今条例ができていますけれども、条例をもう一度この条例でいいのか、川口議員さんからは茨城県の条例の提案もございました。

そういったことも含めて検討を加えていきたいと思いますけれども、当面我々が今やらなければならないことは違法行為に、許可をとっていないわけですね。許可をとらずに行ったこの行為に対して、やった人ははっきりしているわけですから、この泥を外へ出しなさいと、これを今命令しているわけです。命令するのも、今粘り強くと

いうお話ございましたけれども、繰り返し繰り返しやってくださいと。それからではないと警察は動きませんと、こういうことなのです。告発をしていくのに、何回ぐらいですかというと、このくらいですという数字も教わっております。そういうことを積み重ねていって、そして告発ができるというふうなことでございまして、警察にもご指導いただきながら、弁護士にもご指導いただきながら、県にもご指導いただきながら、初めての経験ですけれども、まずは地元住民を守る。そして、この問題について悪いことをした業者には徹底的に条例や法に基づいて処理をしていく、対応していくということが一番大事なのではないかなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　では、粘り強くが100回になるのか何回になるのかわからないのですけれども、お願いします。

その次に行きます。

○佐久間孝光議長　どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員）　３歳児以下の子の育児、保育、教育環境についてです。

１、保育園、幼稚園の入園希望について伺います。

２、保育園外、町外幼稚園に就園していない３歳児への教育環境の考えを伺います。

○佐久間孝光議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　それでは、私のほうから質問項目６の（１）の保育園に関する部分についてお答え申し上げます。

保育園入園希望者につきましては、平成29年４月１日現在で312人ありました。うち継続申し込みは197人、新規申し込みは115人でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（１）、（２）について、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　それでは、私のほうから質問項目６の（１）、幼稚園についてお答えさせていただきます。

平成30年度の嵐山幼稚園入園希望の申請者は35名でありました。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。３歳児の年齢に達した子供の教育は、自立の心の芽生え、抽象的思考の発達、社会性、協調性の学びなど、子供の

発達の基礎を培うという点で重要であると考えております。就園していない３歳児への教育といたしまして、幼稚園での生活を体験してもらい、集団生活になれる機会とすることを目的とした「さくら教室」を月２回、年間20回開催しております。４歳児でのスムーズな就園につなげていけるよう、年間を通してそうした家庭との連携を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　先日、子育て会議というのを傍聴したのです。そうすると、民生委員の方とか、それから保育園の方のお話なのですが、３歳児の行く場所がないために、２歳児の保育希望が多くなっているということなのです。そうすると、これはちょっと問題が多いなと思う反面、町立幼稚園は各学年、年中児というのですか、が50名、そして年長児が50名の合計100人になっています。今現在入園希望が35人、そして今の年中さんが37人ぐらいですか、そうすると72で28人分ぐらいの定員のあきができてきますよね。それで、現在の条例では４～５歳児という形ですけれども、３歳、４歳、５歳児の縦割りの考え方というのもとれるかなと思うのです。そうすると、クラスを変更しなくても、ある程度できるのかなというふうに思っていますが、どうでしょうか。

私、月に２回の３歳児というのはもう限界だなというふうに考えています。特に、今審議中の保育料無償化が実行されますと、これは３歳児を希望する方は多分町外の幼稚園に行くか、保育園にどっと希望されるかで、また３歳児のところでとても今度は待機児童が出てくるというのですか、そういうような状況になってくると思うのですが、その点についてどのような考え方があるか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　嵐山幼稚園についてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、現在、年中、年長で各50人の定員、２クラスずつというので運営しております。単純に50足す50、100、それで現在の嵐山幼稚園の就園の数とこれからの希望数、それらが例えば100以内になったから、そうすればという考え方もあるかと思うのですが、実際にいろいろな私立幼稚園等の３歳児の育て方といいますか、幼稚園に関しては１クラス35人を限度とするというふうになっております。ただ、やはり４歳、５歳児に比べて、私立また公立で３年保育をやっている幼稚園等の状況を

見ますと、やはり３歳児については20人程度、しかも担任、副担任という２人での教育というのが一般的な教育の方法だというふうになっておるようでございまして、今の段階で縦割りなり、またクラス数等というのは、現状の幼稚園教諭の配置の状況からいくと、ちょっと困難ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　そうすると、３歳児の行き場がなくなってくると思うのですよ。私は、今回の子育て会議、やっぱり３歳児の行き場というのが一番問題になっていたなと考えているのですが、３歳児についてはどのように考えていくのか伺います。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　最初のほうでお答えさせていただきましたさくら教室等、確かに数のほうも昨年度まで10回だったのを、今年度から20回という形にふやしております。そうした中で、各家庭の保護者の皆さん、また３歳児の皆さんにいろいろな対外的な活動も触れていただいて、幼稚園のことも知っていただいて、何とか４歳児での就園、そしてその後の小学校への入学へとスムーズにつなげていけるように、今後も努力していきたいと思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　教育総務課長さんは子育て会議に出席していませんでしたか。それだと全然親御さんとか関係者のニーズを満たすことができないのですよ。教育長さんが多分出席されていたのを覚えているのですけれども、今の現状の中で３歳児の行き場がないというのは結構かなり大きなことで、何回も言っていますけれども、私が３歳児保育をやっているわけなのですよ。ほかの多くの親御さんというのは、嵐山町で住んでいた方はそうではないかもしれないけれども、大体の親御さんというのは、３歳児保育というのは当たり前なことなのです。

ところが、嵐山町だけは３歳児保育がないわけで、保育園に皆さん希望される、保育園に入ろうと思っても入れないから２歳児から保育園を希望するというおかしな状況になっていて、それを解決するためにどうするのですかというふうに言っていて、町立幼稚園は今の現状のままでする。それが町長の方針ですから、でも町長の方針を

変えない限り、ここのところは難しくて、皆さんゼロ歳児とか１歳児とかの保育園希望されますよ、そうするとこのまま。そっちのほうが保育園無償化ですから、今の状況だと。無償化で、そして３歳児だけ親が一生懸命あっち行ったりこっち行ったりしなくてはいけないというふうな状況になってくるわけですよ、これから。それについてどう解決していくか。これは、さくら教室をふやすとか、そういうことでは解決できないような課題だと思いますが、その点について伺います。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　たびたび渋谷議員さんからはご質問いただいているわけですけれども、この少子化が進む中で、保育園、幼稚園の運営というのは大変煩わしいというのか、言葉がちょっとあれですけれども、難しい岐路に立っていると思うのです。嵐山町はという話も毎回言われているわけですけれども、きょう、けさちょっと調べてもらったら、今年度のゼロ歳児、生まれた赤ちゃんが81人、けさまでで。それで、けさ現在でゼロ歳児が82人だそうです。81人生まれて82人いるというのは、だから出たり入ったりしていますから、ゼロ歳児が、そういう形で１名ふえているということなのでしょうけれども、82名。今まで頭ん中で考えてきたのは、100名という形あったわけですよ。しかし、もう100名というのなかなか現状では、今の時点ではなかなか難しくなってきてしまったのかなという感じがいたします。

　そうすると、その80人の体制でいろんなことを考えていかないといけないのかなと。というのは、保育所、保育園についても運営をしていかなければいけませんし、幼稚園についてもしっかり運営をしていかなければいけない。近所の町では、保育所あるいは幼稚園の定員人数を下げている、少なくしている、そしてこの指導者の数を減らしていく、いろんな維持管理費を安くしていくというようなところまで踏み込んでやっているという状況があるわけですけれども、きのう、おとといちょっと出た新聞記事なのですけれども、保育事業の需要期、保育要望のピークというのはいつなのだという調査結果なのですけれども、2015年、2016年がピークだったという自治体が３％、2017年度と答えたのが大都市近郊を中心に９％、そして2019年度は24％というふうに一番多い、このアンケート結果では。ということは、そこのところが幼稚園も保育園もピークですよというふうに見られているわけです。

　そうすると、これから幼稚園、保育園に行政がやらなければいけなくなることというのは、施設を維持管理をする、持続可能な形で続けていってもらうために行政は何

をすべきかというようなことに移ってくるのではないかと思うのです。ですからそういう、これからもうほんのすぐここのところまで来ている状況に対して、どういう対応をしたらいいのか。ただ、今足りていないものについては、しっかり対応していかなければいけないという現実がある中で、こういうものがそこまでもう来ているという状況があるわけです。

○佐久間孝光議長　渋谷議員に申し上げます。残り時間２分30秒です。

〔「そうなんです。わかっていますが、町長の
話が」と言う人あり〕

○岩澤　勝町長　ということですので、ご理解をいただくというか、そういうような状況の中で嵐山町の状況を判断をしてやらせていただいている、こういうことでございます。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　今いろいろおっしゃっていましたけれども、今すぐそばにいる子供たちというのはどんどん、どんどん大きくなるのですよ。３歳のときにどういう環境が、今の子供たちにどういう環境が必要かということがあれで、町長は町の運営ということを考えるでしょうけれども、親はそういうことを考えないのです。今すぐそばにいる子供たちをどういうふうにして環境をつくってあげるか、そういうことなのですよ。

　そうすると、これで３歳児というのはあれですか、今の現状でやっていくのでは、多分嵐山町の３歳児というのは町外に移っていくか、だって３歳児の保育料は全部出るのですよ国から、町外の私立の幼稚園に行って。そして、そうすると嵐山町は３歳児からはみんな町外に行ってしまって、町立の幼稚園に入らなくなりますよね。幼稚園のお母さんたちというのは、小学校もその場所でそのまま続けて行きたいので、そっちに転居していくということはかなりあるのです。そういうふうなことを考えますと、今の嵐山町の３歳児保育は、あと何年たったらゼロ歳児がちょうどよくなるよというふうなことではなくて、今現在どういうふうにやらなくてはいけないかということなのですけれども、町長の話を聞いていてもしようがないので、担当課の話を聞きます。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　担当課ということでございますけれども、やはり町全体で教

育委員会としても、先ほど来申し上げていますように、３歳児教育の重要性というのは教育委員会として重々承知しております。ただ、町としてできることを今現在やっていきたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　できることって何なのですか。伺いますよ。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　先ほど来申し上げております、さくら教室等々の教室をやっております。そういった形で、町民の３歳児保護者の皆さんに認識していただきたいと思っております。

○佐久間孝光議長　渋谷議員に申し上げます。一般質問の持ち時間を過ぎましたので、これにて打ち切りたいと思います。

◇　河　井　勝　久　議　員

○佐久間孝光議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号８番、議席番号８番、河井勝久議員。

初めに、質問事項１の人権問題についてからです。

〔８番　河井勝久議員一般質問席登壇〕

○８番（河井勝久議員）　議席番号８番、河井勝久です。それでは、大きく分けて２問について質問させていただきます。

まず、１つは人権問題についてでありますけれども、部落問題解消法が昨年の12月９日参議院本会議で可決成立し、施行１年が経過いたしました。６条の条文から構成され、罰則のない理念法であり、期限のない恒久法であります。部落差別を法律名に入れた法律で、改めて同和問題の解決が我が国の重要な課題であることを明らかにするものであります。かつて同和対策特別措置法など同和３法は財政措置の裏づけがされた事業法であったが、法案が廃止後、「部落差別はなくなった」、「差別はもうない」などの声がある中、現在も部落差別が存在し、不当な差別に苦しむ人々がいる現実を直視し、国や地方自治体は適切な役割分担を踏まえ、差別のない社会を実現するため、問題解決を図る目的とするためのものであります。

それを期待しますけれども、（１）といたしましては、部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重される

ものであるとの理念であり、国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、差別のない社会を実現するとされていますが、現状についてお伺いいたします。

近年の傾向として、ＳＮＳ等の普及、拡大による差別的言動がインターネット上で横行しております。今年６月の埼玉新聞でも、差別の拡大が過去最悪となっている報道がされております。差別の現状をどのように把握しているのかお聞きいたします。

（２）といたしまして、この法律は、国や地方自治体の責務として相談体制の充実や教育、啓発、実態調査の実施等を明記しています。適切な役割分担、地域の実情に合わせた的確な対応が求められています。同法案成立時に附帯決議もあわせて可決されていますが、法案に対する見解をお聞きいたします。

（３）といたしましては、人権問題は部落差別に限らず、女性、子供、高齢者、外国人等々さまざまな分野において起こっており、解決に向けた取り組みが必要ですが、部落差別に対するこれまでの対応を含め、今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上です。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　では、質問項目１の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

部落差別の解消に関する施策につきましては、昭和44年に同和対策事業特別措置法が制定されて以来、平成14年３月の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効までの33年間において、さまざまな特別対策事業を行ってまいりました。その結果、地域の生活環境等については改善されたものの、心理的差別につきましては依然残っている状況であります。

一例を申し上げますと、結婚や就職に関した身元調査による戸籍謄本の不正取得事件や、平成25年に和歌山県で発覚をした中古住宅販売会社の同和地区土地調査事件、そして今回の法制定のきっかけとされる全国部落調査復刻版出版事件とインターネットへの地名リスト掲示など、差別を助長、拡大につながる事件が発生している現状と認識をしております。

続きまして（２）につきましてお答えをさせていただきます。今回の部落差別解消法において、国や地方公共団体の責務が明示され、必要な施策が法制化されたことにより、行政として人権問題に関する事業を実施するに当たっての根拠法令になるもの

と考えます。また、差別解消に関する施策を実施するに当たっては、附帯決議にもあるような新たな差別を生むことがないよう地域社会の実情を踏まえつつ、十分留意して、私たち一人一人が同和問題を正しく理解し、自分自身の問題としてもう一度考え、差別のない明るく住みよい地域社会を実現できるよう努めてまいります。

次に、（３）につきましてお答えをいたします。部落差別のない社会を実現することを目的として制定された部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、同和問題を重要な人権課題の一つとして捉え、嵐山町人権施策基本方針に基づき、引き続き国や他の地方公共団体等と連携を図りながら、人権教育、人権啓発の推進に努めてまいります。

具体的な施策といたしましては、町民、企業、各種団体を対象とした人権啓発活動の充実を図り、計画的、総合的に人権施策を推進いたします。また、関係機関と連携し、相談体制の充実を図るとともに、学校におきましては人権同和問題を計画的に実施をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　それでは、再質問をさせていただきますけれども、この人権問題の中で、今一番言われているのは隠れた形での問題点が非常に多いと。先ほど私の（１）の質問の中で出したように、課長さんも答えていますけれども、どこのところがこの部落であるよというような本が出されて、それはもう社会問題になったことあるわけでありますけれども、その出版社等はそういう意見も聞かずに、例えば公に出していると。とりわけ今問題となって、この出版社の名前を言っていいのかどうか、問題あるわけですけれども、鳥取ループ、これは部落地域をちゃんと明記して、それで企業や何かに売りつけたり、さまざまなところに売りつけているということがされておりまして、それを見たところが、例えば企業の採用だとかいろんな問題にまで影響してきているというお話もお伺いしております。

さらにＳＮＳ、これが今インターネットや何かを通して出ているわけでありますけれども、例えば結婚問題や何か、あるいはそういう地域に住む人たちに関するさまざまな問題が差別として出てくると、成立した婚約までが解消されてくると、そういうものが執拗に出ているというお話も伺っております。

先日の座間の事件、これはやっぱりこのＳＮＳ、それであああいう事件が起きてくる

ということになってくると、例えば婚約解消させられてきた人が隠れ自殺というのですか、隠れ自殺というか自殺はそのものはそういう形で出ているという話も伺いますけれども、こういう問題について、例えば嵐山町でそのようなことが起きたことがあるのかどうか、そこら辺はどう把握しておりますか。そのことを今日お聞きしたいと思います。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

ただいまもご答弁をさせていただきました。また、議員さんの質問の中にもございました。今回法制定をされたわけでございますが、この直接的な原因となると、これは今回の法というのは６条で構成されている大変短い法律になっております。その法律の第１条の目的のところに記載があるわけですが、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていると。今回の法の制定の直接的なきっかけは、いわゆるこの今申し上げた部分だというふうに思います。

過去に部落差別に関してはいろんな問題があったというふうに伺っておりますが、やはり情報化の進展に伴って差別のありようが変わっていると、ＳＮＳというお話もございました。こういったインターネットを使った匿名性というのでしょうか、そういったものを利用して、正しい情報、あるいはそうでない情報、そういったものが掲示をされることによって、すぐさま拡散をされてしまうと。こういったものを国として大変ゆゆしき事態というふうに思い、国はこういった問題に対して正面からこの問題に取り組んでいこう、そういったことのあらわれの法律だというふうに私は思っております。そういったことを考えまして、町としては、できる対応を行っていくことになろうというふうに思っております。

議員さんのご質問の中で、嵐山町で果たしてそういった実例があるのか、そういったものを把握をしているのかというようなお話でございますが、実態的な実害というのでしょうか、そういったものについて、私のほうで承知をしている案件というものはございません。ただ、インターネットでいろいろ検索、これは誰でもいつでもできるわけでございますが、そういったもので検索をしてみますと、嵐山町に関する例えば地名であったり、そういったものが今でもインターネット上から検索ができてしまうと、こういった状況がございます。これは、もととなっているのは、先ほど議員さんがおっしゃられた地名総鑑、こういったものがもとで拡散をされて、いろんなとこ

ろに掲示がなされてしまっていると、こういった状況はあるというのは承知をしておるところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　理念法ですから、この問題についてはそれぞれ国民が、差別に対してそういうことはいけないのですよということを６条の中でうたわれているわけでありますけれども、これらの問題については、常に私どもがそのことを考えて行動なり、あるいはやらなければならない問題だろうと思っているのです。

それで、（２）に移らせていただきますけれども。

○佐久間孝光議長　どうぞ。

○８番（河井勝久議員）　附帯決議の問題であります。これも朝日新聞に載っていたのですけれども、参議院の法務委員会で可決された際に、これまでの差別運動に対してはさまざまな意見があったり、いろんな運動が展開されたと。そういう中にあって、今度の問題について、過去の運動団体の行き過ぎた言動など部落差別の解消を阻害した原因に対する対策を講じる。もう一つは、教育、啓発や実態調査により、新たな差別を生むことがないように留意するという附帯決議です。

こういうことになると、例えばいろんな運動をすること、実際やる主体がいろんな啓発運動をすること、それらに対してまた新たな差別や何かの問題が出る可能性があるということは、先ほども課長答弁の中にもありましたけれども、こういうことをつくらないことが、この附帯決議の中の基本になっているわけであります。これらの問題について、そういうことが起こる可能性があるというふうに考えなければならないだろうという形で、こういう附帯決議がつくられてきたのだろうと思いますけれども、それらに対してはどういうふうに考えておりますか。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

今回、衆議院の法務委員会並びに参議院の法務委員会、それぞれ附帯決議をつけておるわけでございます。その中で、今議員さんのほうでは参議院の法務委員会の附帯決議ということで３点ほどお話をいただきました。この中で、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえと、こういったものの一つの例としては、例えば「えせ同和行為」というものがあろうかというふうに思います。行政の立場とすれば、そういった

「えせ同和行為」に該当するような方に対しては、やはり毅然とした態度を持って対応すると。こういったことを許さないと、そういった強い思いを持ってやはり取り組んでいく、こういったことが必要ではないかなというふうに思います。

新たな差別を生むことがないように、当然こうしたことがないように、教育、啓発等々をしっかり行い、町民の一人一人が正しい理解を持っていただく、正しい行動をしていただく、こういったことに努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○佐久間孝光議長　一般質問の途中ですが、暫時休憩いたしたいと思います。再開時間を３時50分といたします。

休　　憩　午後　３時４０分

再　　開　午後　３時４９分

○佐久間孝光議長　それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　それでは、引き続き質問させていただきますけれども、とにかく今度のこの理念法は６条から成っていて、特に３条から６条までが国や地方公共団体の責務、さらには相談体制の充実、教育及び啓発ということでそれぞれなっているわけでありますけれども、私の質問の中にも相談体制の充実、教育の啓発、実態調査の実施等をどういうふうにやっていくのかということで、とりわけ今、課長さんの答弁の中にも適切な役割分担、それからそれらを含めながらしていきたいという話もございました。

それぞれ住民がこういう問題についてどう把握しているのかというのも、それぞれ啓発なり教育なりというところにもあらわれてきているのだろうと思います。比企郡下の中で、人権に対する意識調査等をアンケートや何かでやったことはありますか。昭和26年に１度したということでありますけれども、そのことについて、もしありましたらお答え願えればというふうに思っているのですが。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

これまで、これは比企郡市内で合同で行っておるものでございますが、近くで申し上げれば、平成14年並びに平成26年に人権に関する意識調査、こういったものを実施

をしてございます。

その中で若干申し上げさせていただきたいと思いますが、人権に関する意識調査ということでございますので、同和問題だけではなく、さまざまな人権に関する意識を問うている内容となってございます。その中で、例えばあなたは同和問題について初めて知ったきっかけはどんなものでしょうか、こういった設問がございますが、最も多いのが学校の授業で教わったと、これが37％、次が家族から聞いた19.8％、こういった結果になっておりまして、この中で同和問題を知らないと、こういう対応された方も8.7％いらっしゃったわけでございます。

また、同和問題に関して現在どのような問題が起きていると思いますかと、こういった設問もしておるわけでございますが、その中で最も高い回答があったのが、結婚について周囲が反対すると、次が誤った偏見から交際を避ける、身元調査をする、就職、職場で不利な扱いをする、このようなことのお答えをした方が内容的には多かったというようなことでございます。

こうした意識調査につきましては、比企郡市のみならず、県内各地で同様のものが行われており、その郡市間でどういった傾向があるかというものを見させていただいておりますが、埼玉県内大体同様の結果が出ているというふうに把握をしておるところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　質問の内容なんかの問題なのですけれども、どういうことで気にしていくのかという中身の中に、住宅の購入や生活環境を選ぶ際に、その地区が同和地区であるかどうかを気にしていくということと、例えばその中で、気にする、どちらかといえば気にするという回答が４割近くあるのです。

これは何かというと、先ほども言っているように、学校、家族等の話の中でもそういう問題が出てくると。結婚の問題が、今課長さんが話されましたけれども、これで御破算になっていくということが、親の反対だとか、あるいはそういうインターネットを通して、あるいは友達からということがあって、これはどのくらいそういう問題でうわさとか、だめになってしまうのかという問題もあるだろうと思うのですけれども、とりわけそのことは、先ほどもそういうことはまだ把握し切れていないような話だったのですけれども、そういうことが多いのではないかなというふうには私も気に

しているわけであります。

私もこの問題で、奈良の御所市に視察に行ったことがあるのです。これは神武天皇の御陵があるところなのですけれども、大変な地域的な差別が公然と行われております。隣同士でも口をきかないということもあるということで、今どきそんな地域があるのかと言って行きましたら、大変なところですね。そういうのを学んできましたけれども、とりわけ今の課長さんの答弁の中にもあったのですけれども、20代の人がこの問題について大変気にしているというのが40％以上に達しているのです。というのは、必ずそこに気にするということの20代の人がいるということは、やっぱり婚姻問題に一番あらわれてくるのかなというふうに思っているのです。

ですから、その辺のところを考えると、やっぱりこういう問題については十分いろんな形を通して教育していかなければならない問題だろうというふうに思っているのですけれども、そのことに対して町としてはどういうふうにするのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

今回の法の中に、教育、啓発の重要性、こういったものもうたわれております。地方公共団体の責務としてございます。当然この法の趣旨を踏まえ、こういったことを適切に行っていかなければならないというふうに思っております。とりわけ教育、啓発、大変重要だというふうな認識を持っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　それでは、（３）に移らせていただきますけれども、これは自治体や国の責務もあるというふうに書かれてあるわけでありますけれども、とりわけ教育等も含めて、この同和の人たちだけではなくて、女性なり子供なり高齢者なり外国人等のいろんな問題も差別としては出ているわけでありますけれども、人権ということでは大事な問題でありますから、それを考えながら、これからもさまざまな形で教育し、あるいは啓発をし、実態も把握していくという形での取り組みが自治体としては大切になってくるのだろうと思いますけれども、今まで嵐山町も１年に１回ですか、２月ごろ、そういう問題では、人権問題については講演をしたり、いろんな形で取り組んできておるわけであります。このことはやっぱり大切なことでありますか

ら、そういう問題も含めて、さらに町としてはどんなことを頭の中に描いて検討していっているのか、そのことをお聞きしておきたいと思います。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　お答えをさせていただきます。

ただいま議員さんのほうから、町民に対する研修会のお話がございました。町では、毎年毎年町民を対象としたもの、町内の企業を対象とした研修、また町の職員を対象とした研修、こういったものを毎年毎年実施をしております。こうした研修会の中で、さまざまな人権問題をテーマに取り上げまして、より正しい理解と知識を持っていただくということで努めておるところでございます。

また、先ほど来インターネットにおける不正な書き込み等と、こういった問題について申し上げたところでございますが、先進地においては、そういったものに関して行政の立場で監視をしましょうというような取り組みを行っている自治体もございます。過日、比企郡市の担当の集まりがありまして、その会議の中では、比企としても何かしらの形でこういった取り組みを進めていこうではないかと、こういったことも意思統一をしたところでございます。具体的にいつからというのは、まだ決定をしてございませんが、そういった各市町で連携を図り、取り組みを進めることによって、一日も早くこうした差別がなくなるように努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　いろいろとお聞きしました。この法律が理念法であり、恒久法であります。ぜひ、いつのまにそういう差別がこの世の中からなくなったのだということになれば、それは恒久法ということではなくて、これがいつの間にかなくなっているという形になっていくというのが、やっぱりこの人間社会の基本であろうというふうに思っているのです。

ですから、これからも町はあらゆる機会を通して啓発活動なり、そういうものをやっていただいて、少なくとも嵐山町ではこういう問題が全て解消されておりますよというふうに持っていくための努力をお願いしておきたいというふうに思っております。

それでは、次に進めさせていただきます。

○佐久間孝光議長　どうぞ。

○８番（河井勝久議員）　大きな２番として、比丘尼山の埋め立ての問題でありますけれども、既に本議会でも３人の方が今まで質問されておりますし、そういう中で、とりわけ私もこの問題が気になっているところでありますけれども、とりわけ土砂の埋め立てについては既に中止しておりますけれども、その後、土砂は撤去された形跡はないのです。土砂は谷に向かって崩れているというふうに、私も見て感じております。放置されると問題点が生じ、どのような対策を行ったのかが今後の対応として、その進捗を伺います。

以上です。

○佐久間孝光議長　それでは、答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　それでは、質問項目２につきましてお答えさせていただきます。

他の議員さんからのご質問でもお答えさせていただきましたけれども、埋め立てされた土砂による災害を未然に防ぐために協議会で検討してございます。事業者及び土地の所有者に対しまして、土砂の流出、崩落等の災害が発生しないように対策を講じることを文書で指導をしてございます。

町では、事業地の土砂が台風等によりまして崩落等の災害が発生しないように、搬入された土砂をブルーシートで覆ったり、今後の土砂等の流出を確認するためのくいの打設、また２次災害を防ぐための場内への立ち入りを防ぐためのロープ柵及び看板の設置を行いました。また、台風などの荒天候等によりますブルーシートの手直しや、巡回による状況確認を実施してございます。また、事業地の下に農業用ため池がございますので、農作物への影響が心配されます。水質調査の実施をしてございます。水質につきましては、基準値以内であることが確認されてございます。

土砂のその後の流出の状況でございますけれども、現地確認の結果、谷に向かいわずかに流出されているという状況でございます。今後も事業者に対しまして、土砂が搬入される前の状態に戻すことを求めた措置命令の履行を求め、督促を重ね、条例に基づく対策を講じてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　一応町としては、ブルーシートで崩落をというか、土砂が崩れないように覆っていると。しかし、私は10月の台風と長雨の問題で、その前から何回も何回も足を運びまして行きました。県の東松山からの立ち入りのときにも一緒に、たまたまそこにいたわけですけれども、先端でかなり大きなひびが入っているときに、「そこに立ったら、多分そこと一緒に崩れていっちゃいますよ」と、「危ないですから下がっていたほうがいいですよ」ということを言われて下がったのですけれども、その後、やっぱりその危険だと言われたところは、既に崩落してしまってありません。かなり下のほうまでそれが行っているというのは、何回ももちろん課長さんなんかも確かめているのだろうと思いますけれども、そういうことでいくと大変な状況になっているだろうなと思っているのです。今までもいろんな議員さんが質問してきましたから。

それで、今後の問題というのは、さまざまに質問されておりましたけれども、私は一番危惧したのは、この20数年前の産廃する上に、既に1,700立米の土砂が埋められてきているわけです。何回も何回も重機がどういうふうにしていくのかというと、真ん中を掘ってしまうのですね。谷ですよ。それで、その中に埋めて、翌日にはその周りのコンクリート壁が張っているような、でも割といい土だなと思うところがかぶせられてきて、また翌日には違う形でそこを掘り下げて、そこに埋めていくという形がとられていると、前の産廃というのはそのままと、新たにそういう形での土砂が埋められてきて、カムフラージュされているというのが実態なのですね。

こういうことをやってくると、本来なら前の産廃というのは片づけて、当然そういうことでの埋め立てをしなければならないということが条例でなっているわけですから、そこら辺もあると、やっぱりあの会社がどうなったのか、どういう会社だったのか。実際に何回ぐらいまだ、町のほうではその業者に対して撤去や何かの申し入れをしているということですけれども、あの企業が正式に今あるのでしょうか。そこら辺がどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　お答えさせていただきます。

企業のほうにつきましては、電話連絡、住所等も確認がとれないものにつきましては、法的な手続によりまして状況確認をさせていただいている状況でございます。事業者につきましては、携帯電話等々で連絡がとれるような状況でございますので、郵

便もあわせて、場合によってはこちらから出向いて直接的にお渡しをさせていただいたりとか、そういった行為を繰り返しながら、今粘り強く原状復旧のほうを、搬入された土砂のほうの撤去を命じているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　出向いていっているということでありますけれども、そこのところにちゃんとした会社名がかけてあっての会社なのでしょうか。町のほうは、携帯電話だとか、書類を送っているのかどうか、その辺も把握できないのですけれども、そういう形で行って、企業がちゃんとそこに存在しているということなのでしょうか。何か既にペーパー会社になっているのではないかという話もお伺いするわけですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　事業者につきましては、個人名の事業者でございます。会社組織というふうなことでは、肩書につきましては、総称といいますか、何々工業であったりとかというふうな形で表記はされてございましたけれども、個人の住所地のところに郵便物のほうは郵送ないし配達をしているという状況でございます。

○佐久間孝光議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、個人営業でやっているということになると、町がいろんなことをやっていっても、その埋め立てを請け負ってしただけの会社なのか、あるいはその人がちゃんとした責任者として、後までの処理が全部できるような会社方式になっているのかどうか、そこら辺はきちっと確かめてみましたでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　こちらにつきまして、その方の財務状況につきましては調査をしてございません。ただ、こちらにつきましては条例に基づきまして、そちらのほうの撤去命令、督促等を重ねている状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、町からの撤去命令や何かを送ったとしても、そこにちゃんとした存在しているという状況が把握できないということになれば、これから先も何年も何年も放置されていくという可能性はあるだろうと思うのです。そう

なったときの町としての認可した責任というものは、先ほどもちょっと質問の中にも出ていたのですけれども、どういうふうな形でやっていくのでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　郵便物の到達につきましては、書留郵便でお送りさせていただいてございますので、そこのところに郵便局のほうから到達の事実というものが確認できている状況でございます。場合によって返送されるというものも想定をされますけれども、そういったものにつきましては、こちらから出向いて手渡しをさせていただいているというふうな状況でございます。

　こちらの案件につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、条例に基づく300平米以下の事業を実施するというふうな旨の伐採届の中に記載があった事実の中で、それを逸脱をして搬入されてしまったという案件でございますので、こちらといたしましては条例違反に基づきます全量の撤去命令を、督促もあわせてさせていただいているというところが今の現状でございます。

　以上です。

○佐久間孝光議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　そうすると、相手からの連絡というのは、ほとんど途絶えているということですか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　こちらから電話連絡等々あわせまして、督促をさせていただいている状況でございます。そういった中で、いっときも早く事業を履行していただきたいと、作業を履行していただきたいという旨の申し入れをしている状況でございます。

○佐久間孝光議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　電話は携帯電話ですよね。そうすると、居場所は本当に不定ですよね。そういう中で、では命令がきちっと行き届くかどうか、これは大変私も疑問に思っているのです。既に町から申し入れて、この日までに撤去という形がされているわけでありますけれども、何らあれもないと。

　地元説明会ありましたよね。地元の人たちは、町が入ってくれない限りは怖くて何も言えないと言うのですよ。そうすると、その人は実際言ったら、言葉はちょっと悪いのですけれども、ペーパー会社になっていて、どちらかといえばアウトローに近い

ような人ではないのかという話も聞くわけですけれども、非常に地元の人は怖くて、こちらからどうのこうの言えないという話も聞くわけですけれども、そこら辺はどう把握しているのでしょうか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　先ほどの事業者の方につきましては、こちらといたしまして、そういうふうな命令のほうを、申し入れをさせていただいているというふうな状況でございますので、その方に関してどういう方かということに関しては、調査はさせていただいてございませんけれども、町といたしまして条例に基づく対応をさせていただきまして、粛々と進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　河井議員さんが、適法な手続をとっているのかと町が、こういうことですよね。いろいろ課長ご答弁申し上げていますけれども、２人いるのですね、２名。１人は法人名が冠にかぶった方、その方に措置命令を送っても、先ほど配達証明つき郵便というので出しています。どうしても本人が受け取らない受け取り拒否ということで戻ってきてしまったわけです。

それで、弁護士等もご指導いただき、あるいは県のご指導もいただいて、法的に受け取らなかった場合のものを受け取ったことにするのにはどうしたらいいかと、それを関係する裁判所に、行政側から言えば公示送達の手続を申し立てをして法的な、本人にその命令が届いたという行為が法的になされたというふうなことをやってもらってあります。その他必要な、ご心配いただいていることについては、担当課のほうでは法にのっとって処理はなされているというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第８番、河井勝久議員。

○８番（河井勝久議員）　私は、この問題が起きてから、これが片づくというのは相当長期間の年数を要するのかなというふうに思っているのです。私は、前の香川県の豊島にも視察に行かせていただいたことがあるのです。県会議員を通して、あの中に入れました。そして、いろんな状況を見ていったのですけれども、なぜここまでこうなってしまって、香川県が数百億円の金を出さなければあれが撤去できないという状況にまでなってきたのかということは、これは行政の問題としてもああいう問題が起き

てくると、やっぱり考えていかなければならない問題の一つだろうと思っているのです。

ですから、やっぱり早いときにその問題はきちっと芽を摘んで解決していくということが大事なのだろうと思いますけれども、もうああいう埋め立ての人たちというのは、のらりくらりですよ。それは、今までもずっとそういうことがあって来ているわけでありますから、そのために自治体も泣いてきているということがあったわけでありますから、ぜひこういう問題では一日も早く、下流にそういうものが出てこないとは限らないわけですから、そこら辺も頭の中に入れていただいて、問題解決のために積極的に努力をしていっていただきたいというふうに思っているのです。

そのことだけ要望しておきまして、質問を終わらせたいと思います。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○佐久間孝光議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時１９分）

平成２９年第４回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第５号）

１２月８日（金）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第10番議員　　清　水　正　之　議員

日程第　２　議案第４１号　嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについて

日程第　３　議案第４２号　嵐山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

日程第　４　議案第４３号　平成２９年度嵐山町一般会計補正予算（第４号）議定について

日程第　５　議案第４４号　平成２９年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定について

日程第　６　議案第４５号　平成２９年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定について

日程第　７　議案第４６号　平成２９年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算(第３号)議定について

日程第　８　議案第４７号　平成２９年度嵐山町水道事業会計補正予算（第２号）議定について

日程第　９　議案第４８号　町道路線を認定することについて（開発行為）

日程第１０　請願第　２号　憲法九条を変えることに反対することを国に求める意見書の提出を求める（請願）

日程第１１　議員派遣の件について

日程第１２　閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

追加

日程第１３　発議第２９号　一括審議による働き方改革推進法案を見直し、長時間労働を規制する法律の制定を求める意見書の提出について

日程第１４　発議第３０号　性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める意見書の提出について

日程第１５　発議第３１号　主要農作物種子法廃止に際し日本の種子保全の施策を求める意見書の提出について
日程第１６　発議第３２号　嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについて
日程第１７　発議第３３号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議について
日程第１８　発議第３４号　準強姦事件逮捕状執行停止の真相解明を求める意見書の提出について
日程第１９　発議第３５号　不公平な小選挙区制の廃止を求める意見書の提出について
日程第２０　発議第３６号　衆議院の質問時間は従来どおりにおこなうことを求める意見書の提出について
日程第２１　発議第３７号　森友疑惑の当事者の証人喚問と徹底究明を求める意見書の提出について

○出席議員（１４名）

１番	吉本秀二 議員	２番	森　一人 議員
３番	大野敏行 議員	４番	長島邦夫 議員
５番	青柳賢治 議員	６番	畠山美幸 議員
７番	吉場道雄 議員	８番	河井勝久 議員
９番	川口浩史 議員	１０番	清水正之 議員
１１番	松本美子 議員	１２番	安藤欣男 議員
１３番	渋谷登美子 議員	１４番	佐久間孝光 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長		村田	泰夫
書記		新井	浩二
書記		清水	雅也

○説明のための出席者

岩澤	勝	町長	
安藤	實	副町長	
植木	弘	参事兼総務課長	
岡本史	靖	技監	
青木	務	地域支援課長	
山岸	堅護	税務課長	
村田	朗	町民課長	
前田宗	利	子育て支援課長	
石井	彰	健康いきいき課長	
山下次	男	長寿生きがい課長	
杉田哲	男	環境農政課長	
山下隆	志	企業支援課長	
藤永政	昭	まちづくり整備課長	

菅	原	浩	行	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教　育　長
村	上	伸	二	教育総務課長
田	畑		修	文化スポーツ課長
深	澤	清	之	農業委員会事務局長

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長　皆さん、おはようございます。第４回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第４回嵐山町議会定例会第８日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（午前　９時５８分）

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第１日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第48号　町道路線を認定することについて（開発行為）の件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第１日に総務経済常任委員会に付託し、審査を願っておりました請願第２号　憲法九条を変えることに反対することを国に求める意見書の提出を求める（請願）について、審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日渋谷登美子議員外１名より、議案第43号　平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第４号）議定について、修正の動議が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたのでご報告いたします。発議第29号　一括審議による働き方改革推進法案を見直し、長時間労働を規制する法律の制定を求める意見書の提出について、発議第30号　性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める意見書の提出について、発議第31号　主要農作物種子法廃止に際し日本の種子保全の施策を求める意見書の提出について、発議第32号　嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについて、発議第33号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議について、発議第34号　準強姦事件逮捕状執行停止の真相解明を求める意見

書の提出について、発議第35号　不公平な小選挙区制の廃止を求める意見書の提出について、発議第36号　衆議院の質問時間は従来どおりにおこなうことを求める意見書の提出について及び発議第37号　森友疑惑の当事者の証人喚問と徹底究明を求める意見書の提出について、以上の９件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案９件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎発言の訂正

○佐久間孝光議長　ここで、昨日12月７日の河井議員の一般質問において、安藤副町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　昨日の河井議員さんの私の答弁中、土砂の埋め立てに関する措置命令書の送達方法につきまして、内容証明つき郵便というふうに答弁申し上げましたけれども、配達証明つき郵便の間違いでございます。おわびをして訂正をさせていただきたいと思います。

◎一般質問

○佐久間孝光議長　それでは、日程第１、一般質問を行います。

◇　清　水　正　之　議　員

○佐久間孝光議長　本定例会最後の一般質問は、受付番号９番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項１の高齢者の負担についてからです。

〔10番　清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番（清水正之議員）　おはようございます。日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。

まず、第１は高齢者の負担についてです。政府は、高齢化でふえる社会保障の伸びを毎月5,000億円以下に抑えるとしています。同時に来年は第７期の介護保険の見直

しに当たります。こういう中で高齢者の負担がどういうふうにふえているのか、またそれの対応を町はどうしていくのか、現状と今後の課題について伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、村田町民課長。

○村田　朗町民課長　質問項目１につきましてお答えさせていただきます。

高齢者の医療負担の現状と今後につきましては、最初に国民健康保険被保険者では、本年10月現在の70歳以上で見ますと、自己負担１割の方が324人、２割の方が710人、３割の方が81人の状況であります。次に、後期高齢者被保険者では、同じく10月現在では自己負担１割の方が2,403人、３割の方が122人の状況でございます。

厚生労働省では、70歳から74歳の方の医療費の窓口負担について、平成26年度から平成26年４月２日以降、新たに70歳に達する方から２割とするなどの見直しを行い、また一定の所得がある方につきましては、今までどおりの３割負担としています。この見直しに当たりまして、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないように、平成26年４月１日時点、既に70歳になっている方は１割に、そして高額療養費の自己負担限度額を据え置くこととしております。

なお、高額療養費につきましては、平成29年８月から段階的に上限額の見直しがされているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、私のほうからは、介護に関係することにつきましてお答えをさせていただきます。

介護保険制度におきましては、平成27年度に制度改正があり、費用に関する幾つかの改正が行われております。介護サービス費の自己負担は１割でしたが、第１号被保険者のうち、高所得者については自己負担が２割となり、高額介護サービス費は高所得者には新たな区分が設けられ、自己負担限度額が引き上げとなりました。また、施設サービスを利用したときの低所得者の居住費、食費の負担軽減の判定要件に、預貯金等配偶者の所得の追加や70歳未満の方の高額医療・介護合算制度の限度額が変更されました。それから、第１号被保険者で低所得者の保険料については、軽減割合が拡大されました。

平成30年度においては、世代間や世代内の公正性を確保しつつ、制度の持続可能性

を高める観点から、介護サービス費の自己負担３割も導入されます。また、平成29年度には高額介護サービス費の利用者所得区分の一般の方に対しての自己負担限度額の引き上げがあり、平成30年度からは70歳以上の方の高額医療・介護合算制度の限度額が変更されます。利用者にとっては負担増となるものが多くなっておりますが、低所得者に対する町単独の制度である利用料助成制度については、今後も継続していきたいと考えております。

また、今年度は第７期介護保険事業計画策定の年であり、平成30年度から32年度の保険料について検討しております。団塊の世代が医療、介護を必要とする可能性が高くなる75歳を迎える2025年問題を見据え、また介護保険介護給付費支払準備基金の状況等も考慮しながら、今後の安定した介護保険制度の運営と、被保険者には必要なサービスを安心して利用していただけるよう、適正な保険料を算定していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　負担がふえて大変だなというふうには思うのです。ちょっとお聞きをしておきたいと思うのですけれども、26年４月２日以降に70歳になる人は、新しく２割負担になるというふうになっているのです。そういう面では、後期高齢者の人かなというふうに思うのですけれども、結局１割負担から２割負担にふえると。１割負担の人がいなくなってしまうということですよね。２割負担から始まるのだと。そういう面では、後期の人であるとすれば、今１割負担の人が2,403人いると。2,000人ぐらいの人が、今度新しく70歳になったときに２割負担になるということになるわけです。もう一つ、一定の所得のある人と。一定の所得というのは、一体幾らぐらいの人たちを言っているのでしょうか。

○佐久間孝光議長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

平成26年の見直しにつきましては、70歳からということで、70歳に関係いたしますのが国民健康保険の被保険者が関係してくるかと思います。国民健康保険の被保険者で、２割負担の方が先ほどご答弁申し上げました710人、１割が324人ということで、平成28年３月から現在の被保険者数で見ますと、国民健康保険ですけれども、70歳以上の方、１割負担645人が28年３月です。現在、29年10月時点で見ますと、324人とい

うふうに減ってきてございます。こちらは先ほど議員さんおっしゃるとおり、26年４月１日までに70歳を迎える方は１割負担でございましたが、26年４月以降70歳を迎える方、現在もですが、その方につきましては特例措置の見直しの関係で２割になっている状況です。

それと、後期高齢者の関係で今まで１割負担になっている方のことですけれども、こちらにつきましては新聞等で、社会保障審議会等により、いろいろ後期高齢者の２割負担等議論されているところであるのは承知しております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうしますと、４月２日という線が引かれているのだと思うのですけれども、国保の場合は３歳から69歳までは３割負担、70から74歳が１割負担ですよね。その部分が４月１日以降70歳になった人については、この１割負担が２割負担になるという話ですよね。

もう一つ、後期高齢者の場合は自己負担が１割の人と３割の人がいると思うのですけれども、この１割負担というのがなくなって２割負担になっていくということなのですか。

○佐久間孝光議長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

後期高齢の１割負担が２割負担になるかということは、今国のほうで審議されているところでございまして、正確な情報はまだ来ておりません。

それと、先ほどのご質問の一定の所得というご質問で答弁が漏れてしまったわけなのですけれども、一定の所得のある方、これが基準が約211万円、これを境にしている状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうすると、自己負担の部分で、後期高齢者の部分は今国が検討しているのだと。もう一つ、国保については、そのまま１割から２割に移っていくということになるわけですか。

○佐久間孝光議長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

国保につきましては、現段階ではそのような情報しか、厚生労働省のほうのホームページを見ますと、そういう状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　もう一つお聞きをしておきたいと思うのですけれども、高額医療費の自己負担については据え置くというふうになっていますけれども、高額療養費の中身についてお聞きをしておきたいと思います。

○佐久間孝光議長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

高額療養費につきましては、今年８月から一部見直しがされました。現役並み所得の方につきましては、こちらは３割負担になるかと思いますが、外来では従来４万4,400円でありましたが、平成29年８月には５万7,600円、こちらが30年７月までということで１段階目です。２段階目では、30年８月以降これが細分化されまして、年収約1,160万円以上、そして年収770万円から約1,160万円、年収約370万円から約770万円という３つに細分化される予定でございます。

また、一般、１割、２割の方につきましては、29年７月までは、外来ですが１万2,000円でございましたが、29年８月から30年７月までの間は１万4,000円、そして２段階目で30年８月以降につきましては、１万8,000円という状況でございます。

また、住民税非課税の世帯につきましては、外来が29年７月までは8,000円、29年８月以降30年７月、そして30年８月以降も同じく8,000円ということで抑えている状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今言ったのは、今年の８月からの段階的な増減額の見直しということですか。

○佐久間孝光議長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　今年の８月から、そして30年８月からの高額療養費の上限額の見直しにつきましてのご説明でございました。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　もう一点、介護保険についてお聞きをしたいと思います。

介護保険の自己負担が１割から２割になる高所得者というのは、幾らからになるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、お答えさせていただきます。

２割負担となる方につきましては、本人の合計所得金額が160万円以上の方。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上の方が２人以上いる世帯で346万円未満の方は、１割負担のままという形になるということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　これは、その限度額については高額介護サービス費についても同じですか。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

高額サービス費につきましては、同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいる方がそのようになります。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　それから、30年度から介護サービス費の自己負担の３割が導入になるということですけれども、介護保険、通常１割負担というふうに言われていますけれども、３割負担の導入に該当する人というのはどういう人ですか。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

こちらにつきましては30年８月からということになりますけれども、２割負担の人のうち、特に所得の高い人の負担割合が３割ということでございまして、本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の年金収入プラスその他の合計所得金額が単身の場合は340万円以上、２人以上世帯の場合463万円以上の人は、サービスを利用した場合、負担割合が３割ということになるというものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　国保も後期も介護も負担がふえてくるというふうに思うのですけれども、年金そのものは、今、年金の改定によって引き上げがされていますか。

○佐久間孝光議長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

年金につきましては、引き下げの状況だと思います。

以上です。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうなのです。年金は、ここ数年引き下げられているのです。そういう面では、退職して頼りは年金かなという人たちです、こういう人たちは。元気な人たちは働き口を見つけていると思いますけれども、そういう点では主な収入が年金ということです。そういう面では、私、これはツタヤで買った単行本なのですけれども、「下流老人」という本なのです。そういう点では、字のとおり下流老人というのです。そういう面では、いつでもそういう状況になり得る。普通の人でもなり得るよ。病気によって高額の医療費がかかる、あるいは事故によって補償をする。そのことによって、今の時代ですから、いつでもそういう状況になる状況があるのだという本なのですけれども、随分深刻だなというふうに感じました。

そういう点では、限度額が160万だとかという人たち、アパートに暮らしている人たちは家賃もかかるし、光熱水費もかかるし、おまけに今話があったような保険税なり、介護保険料なり、後期高齢者なり納めていかなければ、制度として見てもらえないという人たちです。こういう人たちを一体どう考えて、どう救っていくか。これは、国や町の責任ではないかなというふうに思うのです。これは、町長、どう考えますか。今の負担増がどんどん、どんどんふえていく。年金がどんどん、どんどん下げられてる。町長の所見でいいですから、聞かせてください。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるように、制度設計をして制度ができたときと今の状況と、どんどん変わってきている状況です。ですので、おっしゃるとおりの状況というのはどんどん進んでいくと思うのです。そういう中で、いつも話していますけれども、負担と給付ということですけれども、負担ができる人というのは、どこまで負担ができるのか。それによって、その範囲によって給付の額が決まってくる、こういうことではな

いかと思っています。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　それでも年金生活者にしてみれば、さっき言ったように光熱水費は払わなければならない。家賃は払わなければならない。３度の御飯は食べなければならない。それに今の制度上の保険料、利用料、私は大変だろうなというふうに思うのです。それをやっていかなければ、普通の生活がなかなかできないという状況。年金が上がっているのならいいですよ、ほかの料金なんかも上げていっても。たかだか160万、たかだかという言い方もないのかもしれないですけれども、そういう収入しかない人、これはやはり生活保護というのはありますけれども、なかなか大変だろうなというふうに思います。おまけに今度国民健康保険が広域化になって、嵐山は多少上がるのです、保険税が。蕨市長は、保険税は上げないということを言明しました。嵐山はどういうふうになるのか。国の基準によれば、上がる多くの自治体の中の一つということです。

　では、町が決めてくる介護保険料はどうなるのか。まだ未定だというふうに書いてありますが、一体介護保険料はどういうふうになっていくのですか。この中では支払準備基金を使って対応していくということもありましたけれども、そういう点ではこの介護保険料、３月には金額をきちっと明記をして条例が出てくるというふうに思うのですが、どういうふうな段階に来ているのですか。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

　先ほども答弁をさせていただきましたが、今、第７期の介護保険の計画を策定している最中でございまして、第７期中の期間の30年度から32年度までのサービス見込み量等を、今予定量を見積もりまして、それが出るのがもう少し先になっている状況でございまして、それが出ますと大体の支払額といいますか、サービスの負担額、介護給付費のほうが決まってきますので、その段階である程度はわかってくるのかなというような状況ですけれども、先ほどお答えをさせていただきましたように、基金の残金があるような状況でございますので、そういったものを活用しながら、なるべく私としましても上げる方向にはなかなかない。

　ただ、今の状況につきましては、埼玉県内でも低いほうから６番目というような状況になってございます。ほかがどのような状況になってくるかということも、今の段

階ではまだわかっていない状況でございます。そういったことも考慮しながら、先ほどの答弁のとおり適正な保険料を算定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　何か違うかなというふうに思うのです。ほかの市町村との比較で嵐山は安いほうだというふうな話ですけれども、では介護保険が始まったときの嵐山の保険料はどのくらいですか。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

嵐山町の第１期の保険料につきましては、これは月額ですけれども、2,733円というふうな状況でございまして、現在第６期では、それが4,250円というふうな状況になってございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうですよね。だから、それだけお年寄りは負担がふえていると。介護保険料だけでも2,700円から4,200円にふえている。これは他町村との比較ではないと思うのです。これだけ介護保険料だけでも大変になってきていると。それだけ年金上がっていますか。上がっていないのです。さっき課長が言ったように年金下がっているのです。それはお年寄りの負担になっているのだろうなというふうに思います。

これは朝日新聞なのですが、兵庫県の明石市長なのですけれども、子育て支援で言っているのです。明石市は子供最優先の発想で、公共事業から子育て支援への予算シフトをいわば社会実験的に強行したわけですが、人が流入し、住宅の建設需要が生まれ、地域経済も活性化しています。お金がないという思い込みは間違いでした。金はある。国も同様でしょう。こども保険もこども国債も消費税も要らない。スーパー堤防や五輪施設などをつくらず回せばいいのですというふうに言っているのです。これは明石市長なのです。要するに予算をどういう使い方をしていくかということを提起しているのだと思うのです。やはり子育て支援であり、高齢社会に向かっていく老人福祉に対する支援に回していくような予算組みをしていく、こういうことも必要なのではないかというふうに考えるのですが、どうでしょうか。町長の考え方。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　いろいろ答弁というか、これ以上言いようがないような質問ばかりいただくわけですけれども、お話し申し上げましたように、国保についてはどうするかという一番基本のところというのは、皆保険制度、世界に冠たる制度というものを維持をしていこうか、していくまいかということだと思うのです。それで、これを何としても維持していくのだということで、弱い保険者ではということで、今度県単位にしてどうにか今より強い保険者にしていこう。

介護保険についてもおっしゃるように、１期からこのところまで何千円も上がってるわけです。上がっているというのは、議員さんもとうにご承知だと思いますけれども、制度設計をしたときの平均年齢というのは何歳だったですか。それが、ここのところまで平均年齢が上がってきているわけです。ですから、当然利用者というのはふえて、利用、活用がふえて、便利な人、使ってありがたい人というのがふえているわけです。そうすると、サービスを使えばお金は上がるということが来ているわけです。

ですので、ここの制度をどうするということをおっしゃっているわけではないと思うのですけれども、これを維持をしていくのにはどうするかといったら、先ほど答弁させていただいたように、入るものをふやす、そして出るものをふやす、これっきりないと思うのです。だから、どこまで入るものがふやせるか。国民の負担、今あれしているのは高所得者と言われる、比較的そういう人たちに対しては２割が３割に、あるいはそのほかの今度の年末の税制改正でも、大きくいろんな状況が出ておりますけれども、そういった国のほうに入ってくるお金をどうふやしていくか、これにかかっていると思うのです。それに沿って出すものがどこまで出せるか、こういうことだと思います。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう面では、来年度の予算組みができつつあるというふうに思います。そういう点では、やはりそういう部分を厚くするということも、なかなか難しい部分はあるのだと思います。制度そのものは、介護保険にしても国の制度ですから、町村がそれを変えるということは難しいのだろうというふうに思います。

介護保険で申しますけれども、そういう面では、私は介護保険料の軽減の制度をつくってほしい。第７期の保険税については上げないでほしいと思っています。嵐山町は、利用料の軽減は行っていただきました。これと同じように保険料についても軽減

を考えてほしい。７期の介護保険の見直しについては、３年後までの計画になるわけですけれども、支払準備基金が前回の議会でも明らかになったように、６期の見直しよりも多くなってきている。まして要支援、要介護１・２については、地域制度から外れる。介護保険は、公費５割、保険税５割という大もとの制度設計ができていますけれども、地域支援事業はこうした５・５の補助ではないのです。国からの補助金は、事業の５割を見るというふうにはなっていないのです。その部分、町の費用がそこにつぎ込まなければならないというのはあるのだと思いますけれども、そういうふうに国そのものは、どんどん保険から外して県や市町村にそれを押しつけてくる。

介護保険でやるのなら、５・５の国も半分持ってくださいというのが、本来の私は趣旨だと思うのです。だから、要支援・要介護、全てそこで見られるというふうになるのだと思います。介護保険そのものが崩壊をしていると。今度の地域支援事業は、その一端ではないかというふうに考えています。そういう面では、保険税の軽減、それから介護保険料の引き上げをやらないというふうに言うことができますか。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　大変厳しいお話ですけれども、先ほど来お話ししているような状況なのです。ですから、国もそうですし、各自治体もどんどん値上げをして、町民の皆さんに負担を強いていく。強いていきたいと思っている人というのは誰もいないと思いますが、そういう状況になるかならないか、ここではっきり言えということですけれども、それはなかなか言えない。制度設計をしているという状況ですので。

実際、清水さんはわかっていてお話ししているわけですからあれですけれども、自分でも今、他市町村との比較のときではないとおっしゃっているのです。そんなときではないのだと。国を挙げてこういうような問題になってしまって、行き詰まってしまっているのだというのがよくわかっているわけですから、ご理解をいただいてお願いをしたいと思います。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　お年寄りの状況というのがそういう状況なのだろうというふうに思います。ぜひその軽減を、そういう面では７期という節目ですから、十分考えてもらいたいというふうに思います。

次に移ります。もう一つ、国がこの総選挙の中で国難というふうに言って打ち上げた公約ですけれども、全ての子供たちの幼稚園や保育園の費用を無償化すると。義務

教育の無償化というものを打ち出しました。そういう面では、認可外もある町の対応をお聞きしていきたいと思うのですが、この国が打ち出した保育園、幼稚園の無償化ということについて、関係する世帯、人数、現状でいいです。

２点目は、該当するとなると、100％国の予算でやるのだと思いますが、該当する予算というのは一体どのくらいになるのか。認可、認可外の人数は何人いるのか。措置外の人数はどのくらいあるのか、あわせて町の対応をお聞きしたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）から（５）について、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　それでは、私のほうから、まず質問項目（１）の保育所の部分につきましてお答えをさせていただきます。

幼児教育の無償化につきましては、幼児教育の無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議の中で取りまとめられた方針を踏まえ、幼児教育無償化に向けた取り組みを環境整備と財源確保を図りつつ、段階的に進めることとし、その対象範囲や内容については予算の編成過程において検討することとされております。具体的な内容につきましては、現段階では示されておらず、関係する世帯、人数についてお答えできる状況ではございません。参考までに、平成29年４月１日現在の保育所に入所しております世帯数及び人数につきましては、世帯数が230世帯、児童数は287人でございます。

続きまして、質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。該当する予算につきましても、具体的な内容は現段階では示されておらず、お答えできる状況ではございません。

続きまして、質問項目２の（３）につきましてお答えいたします。平成29年４月１日現在、認可保育所の入所児童数は287人、認可外保育所の児童数は３人でございます。

続きまして、質問項目２の（４）につきましてお答えいたします。平成29年４月１日現在では、保育園、幼稚園ともに未入所の児童数は251人でございます。

続きまして、質問項目２の（５）につきましてお答えいたします。さきに答弁をいたしましたとおり、幼児教育の無償化については、幼児教育の無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議で取りまとめられた方針を踏まえ、その対象範囲や内容については予算編成過程において検討することとされており、具体的な内容は現段階では

示されておりませんので、今後の国の動向を注意深く情報を収集し、遺漏のないよう対応してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、小項目（１）、（２）について、村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　それでは、私のほうからは幼稚園に関する部分でお答えさせていただきます。

（１）につきまして、幼稚園につきましては、平成29年度の公立、私立の幼稚園に就園している幼児は119人で、世帯数は112世帯であります。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。国の幼児教育無償化について、具体的な内容は現段階では不明確でありますが、保護者が負担する保育料の無償化と仮定した場合、単純に町の予算に該当するのは、歳入で嵐山幼稚園に就園している園児の保育料となり、世帯所得や多子世帯での減免を考慮せず、単純に月額9,000円の保育料を就園幼児数で掛けた額では、平成29年度で799万2,000円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　平成29年４月１日で、保育園、幼稚園に行っていない人が251人いるということですけれども、今現在で保育園あるいは幼稚園の待機者、保育園の場合は待機者といいますけれども、幼稚園も申し入れしたけれども、入れなかったという人はいるのですか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　私のほうから保育所の待機児童についてお答えさせていただきたいと思います。

平成29年４月１日の待機児童数でございますが、25名でございます。年齢別に見てみますと、ゼロ歳児が４名、１歳児が９名、２歳児が４名、３歳児が６名、４歳児が２名となってございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　嵐山幼稚園につきましては、年中、年長ともに定員よりも少ない人数でございますので、待機の幼稚園児というのはございません。

以上です。

○佐久間孝光議長　一般質問の途中ですが、暫時休憩いたしたいと思います。再開の時間を11時10分といたします。

休　　憩　午前１０時５９分

再　　開　午前１１時１０分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き一般質問を始めます。

清水議員にお尋ねします。再質問は１から５が関連があるということで、一括質問ということでよろしいでしょうか。

それでは、第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　すみません。十分資料が整っていない部分があるので、行ったり来たりしますけれども。先ほど話をしましたけれども、保育園、幼稚園に入っていない子供が251人というふうに答弁があったわけですけれども、新入児、小学校に上がるときに、保育園も幼稚園も行っていない子供が入学するその人数というのは、今年度でどのくらいいるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　村上教育総務課長。

○村上伸二教育総務課長　お答えさせていただきます。

具体的な数、今手元にございませんが、いわゆる幼稚園、保育園に通わないで学校に行かれると。通常の場合、ないのですが、障害等を持たれているお子様の場合、ただそういうお子様でも保育園等に通われてから特別支援学校に入られたりというのはございます。そういうお子様に関しては、就学前に町で保育園また子育て支援課、教育総務課等々と、要保護のそういった子供たちをどのように就学していくかという委員会がございますので、その中で連携をとりながら就学しているという状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　今、言われたとおりだと思います。そういう面では251人というのは、入学前に幼稚園なり保育園なりに通っているというのがほとんどだということで、そういう点では、まだ国そのものが動いている段階でわからない部分もあるのだとは思いますけれども、そうしますとこの251人も含めてそういう状況があるわけで、そういう人たちに対しても、この無償化は該当になってくるというふうに考え

ていいのでしょうか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　お答えいたします。

未入所の方については、無償化というのは該当しないと思っております。保育料の無償化を考えますと、ちょっとお答えはできなかったのですが、平成29年度現在の見込みで町が保育所の利用者負担金としていただく額が、6,800万ほどを見込みで考えております。この利用者負担金につきまして無償化ということで、今、国のほうでいろいろ検討されているようですが、新聞等でも年齢３、４、５とか、そういった年齢を設けるとかいう形もございますが、今現在の町の総額で収入している部分につきましては、以上の金額でございます。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう面ではわかる範囲でいいです。先ほど言いましたように、国そのものがまだまだ確定ではない段階ですから、わかる範囲でいいと思うのですが、待機者が25人いると。未入所の児童が251人いると。特に待機者の場合は、申し込んだのだけれども、何らかの理由で待機者になっているという状況ですよね。そういう点では、町自体も東昌第二が新しくなって、企業内の保育所もふえてきているという点では、待機者が25人いるという、嵐山町で25人いるって随分大きいなというふうに思うのですけれども、こういう人たちの対応というのはどういうふうになるのでしょうか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　お答えいたします。

待機児童の対策ということで、前回も議会でお答えさせていただいたのですが、29年の待機が25名ということで、この間子ども・子育て会議、渋谷議員さんが先ほどちょっと一般質問の中で出ましたけれども、今年度子ども・子育て会議の中間時の見直しということで、今計画を見直しをしているところでございます。

清水議員さんからもお話がありましたとおり、若草保育園の定員を11名、東昌第二保育園の定員を11名、またたいよう保育所という企業所内保育所の中で５名の地域枠、また計画段階でございますけれども、若草保育園の小規模保育所を、今建設を申請が来て行っているところでございます。こちらで定員が11名。また、企業所内保育所なのですが、認可外の保育所として旭運輸さんも花見台の工業団地の中に認可外保育所、

事業所主導型の企業所内保育所という制度で、認可外の保育所を今整備されております。そちらも地域枠ということで、地元からの児童を６名ほど受け入れをしていただけるということで、こういったことで40強の定員につきましてはふやさせていただいているところでございます。見込みとしては、子ども・子育て会議の中でも児童数が29年をピークに減っていくということで計画を立てておりまして、30年につきましては、待機児童がなくせるのではないかという計画で今考えております。

また、今年度の申し込みが、実は新規申し込みが11月の末で終わりまして、新規の申し込みが83件、まだ中身を審査している状況なので確定はしておりませんけれども、83人ほどございました。ちなみに、平成29年度は115名の申し込みがありましたので、大分申し込みが減っているというのが感想でございます。以上のとおり定員数をふやしたり、児童数の減少だったりございますので、そういった面では対応ができるかなということで考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ということは、待機児童はなくなるという方向でいいのですか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　今の計画上の見込みですと、そういうことで考えております。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう面では国そのものがまだ動いている状況で、少なくとも安倍内閣の段階では総選挙の公約として掲げたわけだし、町もそれに沿って今動いているのかなというふうに思います。一人でも漏れのないような形で進めていただければというふうに思います。

次に移ります。太陽光設置の対応についてです。今、嵐山町の中でも山林伐採をして埋め立てると。そこに太陽光の設置をするという動きが出てきています。そういう面では、この間、今度の議会の中でも埋め立ての問題について、町は随分苦労しているのだなというふうな感じをいたしました。そういう面では、現在そういう状況が、どのくらいの件数が今町に届いているのか。土地改良の場合は、ため池が全て設置がされているということで、下流域のため池の影響についてどうなっているのか。また、

今度どういうふうにこうした対応していくのか、お聞きしたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長　それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　私のほうから質問項目３の（１）につきましてお答えさせていただきます。

町へ相談されている件数といたしまして、埼玉県の許可が必要とされる事案につきまして１件、県の許可を要しないと見られる相談が２件ございます。町といたしましては、県等と連絡をとり、許可に必要な手続や協議、関係法令や条例等による手続に関しまして、事業者へ指導を行っている状況でございます。

続きまして、質問項目（２）につきましてお答えさせていただきます。山林伐採によります太陽光発電設備の設置につきましては、開発面積が１ヘクタールを超える場合につきましては、林地開発許可が必要となります。開発の基準といたしまして、下流域への災害防止やかんがい用水のための水の確保が定められております。基準に従い指導がされるものでございます。また、林地開発の許可申請の添付書類の中に開発行為に係る森林を飲料水、かんがい用水等の水源として依存している者の同意を求めており、事前に関係する水利組合等へ協議がなされます。

続きまして、質問項目（３）につきましてお答えさせていただきます。現在、国では平成29年３月に、再生可能エネルギー発電事業者が法及び施行規則に基づき遵守が求められる事項を定めました事業計画策定ガイドラインを策定してございます。事業者において、そのガイドラインに基づき計画、施工、運用、管理がされるものと思います。また、設置される箇所によりまして、関係法令に基づきました許認可、行政指導が行われますが、町といたしましては太陽光発電施設に関するガイドラインを定め、設置に対する指導を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　県の許可が必要と。これは林地開発だと思うのですけれども、多分うちのほうかなというふうに思うのですが、県の許可が必要でない。要するに寄居林業事務所の林地開発の許可が必要がないのだということになると、これは多分古里かなというふうには思うのですけれども、そうなってくると、県の許可が必要ないということになると、許可を出すのはどこですか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　県の許可に該当しないもの、これにつきまして山林の場合でございますけれども、１ヘクタール未満のものにつきましては、環境農政課サイドの届け出といたしまして小規模林地開発の届け出を求めてございます。この中につきましては事業計画等々要綱に基づきまして、必要な書類をつけていただくというふうな手続になるかと思います。

　また、先ほど答弁の中で申し上げさせていただきました町のほうでガイドラインのほう、こちらのほうを使わさせていただいている状況でございます。その中で、林地開発の中でもそうでございますけれども、関係法令に照らし合わせて、各部局等と協議を行っていただくというものは必要になってくるかと思います。こちらにつきましての１ヘクタール未満での設置の許可、そういったものにつきましては特に定めてございません。今現在、定めさせていただいているものにつきましては、関係法令に基づく届け出、小規模林地開発につきましては届け出、またガイドラインにつきましても50キロワット以上のものにつきましては、設置に関する届け出を環境農政課のほうに出していただいて、関係法令に照らし合わせました基準に沿っているかどうかを判断をさせていただくという状況でございます。

　以上です。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　この間も私たちも含め、志賀は西森土木からのずっと引き続きでやっているのです。そういう面では、もう20年近くになるのですか。そういう面では、２番目に言っている町が許可をするということになると、その重要部分というのは水利組合になるのかなというふうに思うのです。町は、地元の反対を押し切ってまでやるつもりはありませんよと。地元優先というものを町はずっと貫いてきてもらっているわけですけれども、それはまだ変わりませんね。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　以前に議員さんからその旨のご質問いただきました。町は、今おっしゃられるように地元が反対なものは、町長の意見を述べるときに反対であると、こういうふうに述べるというふうに答弁しているというふうに思います。

　以上です。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう点では、今計画がされているところというのは、農業用水でため池をしょっている山林の伐採をしていくというふうな計画なのです。そういう面では、先日町長も含めて、比企、吉田町長が中心に座っていましたからトップなのだと思うのですけれども、ため池の稲作農法というものを世界農業遺産にしていくと。嵐山町のため池というのは一体どのくらいあるのですか。わかります。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　具体的な何個というものにつきまして、今手元に数字的なものは捉えてございません。主に七郷地域、こちらが今議員さんおっしゃるため池を活用した里山での稲作農法というふうな形でやってございます。ため池のほうが大小さまざま整備されているわけでございますけれども、具体的な数字については大変申しわけございませんけれども、今捉えてございません。

以上です。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　きれいなチラシが環境農政課のところにも置いてあったのですけれども、少なくとも谷津田を利用した世界農業遺産の認定を目指すのだということで、そういう面では山林の持っている重要な部分、みんな沼を通じて調整池に入って、調整池から田畑に水を供給する。これを谷津田米としてブランドにしていくという構想まで持っているわけです。

片や、そういう構想がありながら、太陽光ということで山林を伐採していくと。今ある町の要するにため池、沼は、ほとんど調整池に入って、稲作の大きな水利として重要な部分です。そういう面では、こういう自然を残していくというものを優先させると。そういう点では、世界の農業の遺産にしていくのだと、認定を目指すと町は言いながら、課としては大変なのだと思うのです。両方許認可の部分もあるわけですから、大変だと思うのですが、そういう部分では新聞報道もこれはされたわけです。

そういう面では、ガイドラインをきちっとつくって対応していくということですけれども、町長、世界遺産を目指すのだと。ＪＡの中央と熊谷を含めて、寄居や熊谷や深谷を含めた比企郡の農業を守っていくという点での、これを優先させていきたいという信念はありますか。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

嵐山町の基本というのは、自然を守ってということが第一義であります。そして、今回のご質問いただいているこの件について、一番町で難しいと思うのは、資産に対する考え方が町民の中で相反してしまうと困ってしまうのです。ここのところは、今までの山の資産として持っていようと。いや、もうこの時期、うちの資産としては離していこうという考え方が相反する状況が出てきてしまったら困ってしまうわけです。それで、全く町としてはっきりしているのは、副町長答弁したように地域の反対があったら反対です。そういうことになっていますので、一番の問題は、ですから地域の資産を所有をしている人たちの考え方がどういうことになるのか。

それで、世界遺産がどうとかというのは、当然嵐山町の自然を守っていく中で、さらにグレードを上げていくための方策でありまして、近隣の町村と連携をとりながら、進められるものは進めていきたいということでございます。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう意味では地元も大変なのです。多分町もそうなのだと思いますけれども、この自然を守っていく。そのために私たちもいろんな形で会議も開き、所有者も含めて地域の人に理解をしてもらって守っていくと。嵐山町のため池稲作農法というか、少なくともため池を利用する農法については、地元とすると町も一定の規制をかけていけるような、そういう方法がとれないか。確かに町は、地元が反対していれば反対なのだと。これは簡単ですよね。まず、業者は、一番先に来るのは町なわけですから、嵐山町の農法についてはこういう農法なのだと。そのためのガイドライン、規制をきちっと町が設けて規制をしていくと。今考えている利用者に対してのガイドライン、町が考えているガイドラインというのは、どういうものですか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　町といたしまして、基本的に10キロワット以上の発電の施設を持つものにつきましては、こちらのガイドラインで定められている内容につきまして、主に関係法令の手続に沿った形でやっていただく旨の指導というものが含まれておるわけでございますけれども、それらを遵守していただくと。50キロワット以上の発電所の設置につきましては、町へそれらの計画図面等々を踏まえまして届け出をしていただきます。中でそれらを適正な形での内容になっているかどうかを、関係各課等と協議しながら審査をしていくというふうな状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そのガイドラインをつくることによって、どの程度規制が強められるのですか。私は、この件に関して少し調べてみたのですが、佐久市では設置に関する規制が設けられているのです。これでいいのかなというのはあるのですが、同時に北杜市では指導要綱が設けられているのです。太陽光の設置に対して反対を言えるというのはなかなか難しいです。そういう面では、それぞれの土地改良区も、ある意味では沼が水源になって稲作を進めていく。これは多分比企郡の中での特徴なのだと思うのです。だから、こういうものができるのだろうなというふうに思うのですけれども、その部分を町そのものが規制を強めていくというものというのは、このガイドラインの中で入ってきますか。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　お答えさせていただきます。

先ほど清水議員さんのお話の中で世界農業遺産のお話がございました。当然、嵐山町の農法、特に七郷地域を中心とする水田の活用につきましては、ため池からの用水を活用し、谷津田といいますか、下流域に点在する水田に活用し、また土地改良事業等で整備をさせていただきました施設によりまして、伏流水として反復利用という形で、また上流のほうの用水に活用していくというふうな施設を活用してございます。当然、ため池の用水が非常に大切になってくるわけでございます。

町のほうで定めさせていただきましたガイドラインにつきましては、市、県等の指導のもとに作成をさせていただいているわけでございますけれども、基本的には林地開発の中でもそうでございますが、そういった用水の確保、また開発事業地からの災害を防止するための雨水対策、そういったものを関係法令等を遵守していただいて、適切に処理をしていただくというふうに指導させていただくものが、このガイドラインの中に定めさせていただいている状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　杉田環境農政課長。

○杉田哲男環境農政課長　失礼しました。あと、先ほど沼の数でございます。こちらのほうにつきましては、嵐山町にあるため池につきましては148個という状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そういう面では、古里のほうも地元の説明会をやったという話を聞いているのですが、北杜市の指導要綱の中では、まず地域住民との協議、それから土砂の流出、水害の防止、除草剤・殺虫剤の散布の禁止、天災・人災に対する措置の問題等々がうたわれているのです。だから、そういう面では、そういう規制を強化しながら町の農業振興の特徴等々もきちっと業者に伝えながら、一番いいのは、嵐山町はこうした林地の伐採については認めないというふうにしていければ、一番いいのかなというふうに思うのです。

先ほど町長言いましたけれども、地元の反対があれば反対なのだというふうにおっしゃいましたけれども、地元からすると、まず町の規制をきちっとつくってほしいというのが願いです。その設置に対する規制を、まず町が設置をしてほしいというふうに思うのです。その上で、農地を守るという姿勢を示してほしいというふうに思うのですが。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　この太陽光の問題につきましては、長年嵐山町、自然の豊かなこの嵐山町で相入れない事業として、地元も議員さんおっしゃられるように大変苦労を重ねてきました。そういう意味では、隣町等と比べると、太陽光の大きな発電は数が少ないというふうに思っています。

その規制というふうなことなのですけれども、法令、条例で許可あるいは不許可をどうするかというふうなことになるわけです。そうしますと山林が１ヘクタール以上の場合は、県知事の林地開発の許可が必要です。林地開発の許可には、地元の市町村長の意見が添付をされる。それから、周辺の住民への説明というのが義務化をされています。それから、下流域の仮に農業用のため池等があれば、その関係者から同意をとってください、こういうことが決められているわけです。したがって、そのところがクリアできないところは、今までも申請が上げられましたけれども、設置がされていないと、こういうことです。

それから、山林でないところはどうなのか。農地の場合は農地法の規制、農地でも山林でもない場合にはどうなるか。そうしますと何の規制もないと、こういうことになるわけなのです。そうしますと、なかなか地域住民、議員さんおっしゃられるよう

な非常に環境上も悪影響を及ぼしますから、そういったことが守れない。こういうことで、この11月に嵐山町のガイドラインをつくったということでございます。

ガイドラインは、議員さん、今北杜市の内容をおっしゃっていましたけれども、嵐山町もほぼ同様です。さまざまな規制がありますけれども、あくまでも行政指導の範囲です。これはガイドラインですから、そういったことになります。

もう一つ、違う面で見てみますと、土砂の埋め立てがあると。これは、町の今課題になっております土砂の条例に基づく手続が、一手間かかりますよ。あるいはこの内容によっては、許可にならない案件になるということでございますから、そうしますと土砂の搬入をするような太陽光発電については、抑止力が働いてくると、こういうふうなことになります。その条例について改めて申し上げることもないですけれども、下流域の水利権者の同意がないものについては進められないという、こういうことになっておりますので、今このガイドラインができた現在では、町の行政指導がしっかりできているものと、このように考えております。

以上です。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　時間がありませんので。

そういう点では、今副町長言われるように許可の要件、私たちもこの間、寄居林業に行って要望書も出してきました。先ほど課長は、嵐山町のため池が148カ所あるというふうにお話しになりましたけれども、そういう点では天水というか、山の水というか……

○佐久間孝光議長　清水議員に申し上げます。

一般質問の持ち時間５分前です。

○10番（清水正之議員）　そういう点では、嵐山町の稲作農法が、そういう部分で生かされているのだというものをきちっと業者のほうに伝えて、そういう面ではほかの地域と違うところなのだと思うのです。その部分を自然保護の観点からも生かしていくのが、８町村の連携なのだと思うのです。だから、世界遺産を目指していこうと。それをぜひガイドラインを一歩進んで、そういう面を生かすために規制をするのだというふうに踏み込んでほしいというふうに思います。

そういう面では、嵐山町の許可というものが２件あるというのは、この間の埋め立ての話もありますけれども、稲作農法を守るというのをもっと全面に出した、私は規

制に関する条例をつくってほしいというふうに思っています。ぜひ、研究を進めてください。今、町と一緒にこの問題については、地元は当たっていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

終わります。

○佐久間孝光議長　ご苦労さまでした。

◎議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第２、議案第41号　嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第41号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

嵐山町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについてでございます。

所得税法の一部を改正する等の法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うための本条例の一部を改正するものでございまして、担当課長より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田子育て支援課長。

〔前田宗利子育て支援課長登壇〕

○前田宗利子育て支援課長　それでは、議案第41号の細部説明をさせていただきます。

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、本条例に引用している文言「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるため、本条の一部を改正するものでございます。

改正条例をごらんください。所得の制限を規定した第４条第１項第１号の中で、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成30年１月１日から施行し、平成30年以降の所得による制限から適用することとし、平成29年以前の所得による制限については、なお従前の例によるものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　これは名称が変わっただけなのですか。内容面で、ひとり親家庭の医療費の支給の範囲まで今回の改正は及んでいるのか。その結果、この対象者は今までよりも楽になるのか、負担が重くなるのか、ちょっとその辺伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　お答えいたします。

あくまで対象者については変わりはございません。今までもそうですが、所得制限がございまして、所得を見るときに所得税法の中で、先ほどもお話をしましたが、所得税法の改正によりまして、1,000万円というところに控除対象配偶者というものができてございまして、その関係で税法上の所得を見る上での改正でございますので、ひとり親家庭の対象者が変わるということではございません。

以上です。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうすると、名称が単なる変更になったというだけの理解でよろしいわけですか。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　所得税法の文言の改正でございますので、その名称が変わったということでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第41号　嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですけれども、暫時休憩をいたしたいと思います。午後の再開時間を１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５６分

再　　開　午後　１時２５分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き審議を再開いたします。

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長　１件、ご報告申し上げます。

河井勝久議員より欠席届がありましたので、ご報告申し上げます。

◎議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第３、議案第42号　嵐山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第42号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第42号は、嵐山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める法律の一部を改正することについての件でございます。

介護保険法施行規則の改正に伴いまして所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、議案第42号　嵐山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての細部についてご説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。今回の改正は、第２条の職員に関する基準を改正するものでございます。第２条第１項第３号の規定は、主任介護支援専門員の定義を定めているものでありますが、主任介護支援専門員に更新制が導入されたことに伴い、今年の第１回定例会で１度改正をさせていただきましたが、その改正のもととなっている介護保険法施行規則の規定が不明確であったとして、改正後の規定のように再度その規則が改正されましたので、この改正を行うものでございます。

附則ですが、１項で施行期日を公布の日と定め、２項から５項までは経過措置を定めるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　定義が不明確であったということで今説明あったわけですが、それを明確にしたと。それ以外の変更はないという理解でよろしいのですか。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　今、細部説明させていただきましたとおり、不明確であった点をこのように改正しまして、明確にしたというものでございます。それ以上のものはございません。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第42号　嵐山町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第４、議案第43号　平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第４号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第43号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第43号は、平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第４号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億2,000万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を61億144万8,000円とするものであります。このほか地方債の追加が１件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木参事兼総務課長。

〔植木　弘参事兼総務課長登壇〕

○植木　弘参事兼総務課長　議案第43号　平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第４号）の細部について説明を申し上げます。

補正予算書の６ページをお願いいたします。第２表、地方債の補正でございます。追加として指定文化財保存管理事業債180万円でございますが、埼玉県指定有形文化財日本赤十字社埼玉県支部旧社屋の修理工事に伴うものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。２、歳入でございます。第１款町税、第２項固定資産税の現年課税分3,307万1,000円は、償却資産の増が主な要因によりますが、固定資産税の調定見込み額の増加により補正をするものでございます。

第12款分担金及び負担金、民生費負担金の412万6,000円、国庫支出金、民生費国庫負担金の4,533万3,000円、民生費国庫補助金の283万4,000円、第15款県支出金、民生費負担金の2,453万3,000円、これらの各費目の補正につきましては、それぞれの事業の利用者及び利用料の増減などによります実績見込みに伴い補正させていただくものであります。

14ページ、15ページをお願いいたします。第15款県補助金の農林水産業費県補助金、農村地域防災減災事業補助金の593万円の減につきましては、ため池耐震点検調査箇所数の確定に伴い補正するものでございます。当初の２カ所から１カ所へとなっております。

その下の教育費県補助金、文化財保存事業費補助金の248万4,000円につきましては、県指定有形文化財の修理工事に要する保存事業費の一部が交付されるものでございまして、補助率は２分の１となっております。日本赤十字社埼玉県支部旧社屋の雨どい等の修理に要する経費でございます。

一番下の繰入金、財政調整基金繰入金1,000万円につきましては、財源調整のための財政調整基金からの繰り入れ補正するものでございまして、補正後の額は２億4,705万7,000円となるものでございます。

18、19ページをお願いいたします。３、歳出の主なものを申し上げます。第２款総務費、文書広報費の役務費、通信運搬費250万円は、郵便料に要する経費を補正するものでございます。一番下の企画費、子育て世帯転入奨励金120万円は、子育て世帯転入奨励金の申請者の増加に伴い補正するものでございます。

20、21ページをお願いいたします。一番下、第３款民生費、社会福祉費の負担金補助及び交付金のうち、平和の礎・忠魂祠改修事業実行委員会補助金150万円につきましては、平和の礎・忠魂祠の改修事業に対する補助金を補正するものでございます。

22、23ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費の補装具給付事業100万円、介護給付訓練等給付事業6,569万5,000円、重度心身障害者医療費支給事業428万円、障害者生活支援事業157万2,000円、それぞれの事業費の増につきましては、それぞれ実績見込みあるいは制度改正等に伴うシステムの改修に要する経費を補正するものでございます。

その下の老人福祉費の高齢者外出支援事業、高齢者外出支援タクシー実施委託料の201万7,000円の減及びその下の高齢者運転免許証自主返納支援タクシー実施委託料

49万5,000円の減は、それぞれ実績の見込みによるものでございます。

24、25ページをお願いいたします。第３款民生費、児童福祉費のうち児童福祉総務費の1,676万9,000円及び次のページの第２目児童措置費の2,770万円、それぞれの事業費の増減は、おのおのの実績見込みに伴うものであります。

28、29ページをお願いいたします。第６款農林水産業費、農業費の農業用施設整備事業委託料の測量設計委託料680万4,000円の減及び工事請負費150万円につきましては、ため池耐震点検調査箇所の確定及び台風21号の被害による農業施設の修繕に要する経費を補正するものでございます。

一番下の林業振興費、林地台帳等整備事業整備業務委託料の184万7,000円の減につきましては、水田台帳管理で使用しております水土里情報システムの地図情報の利用が可能となったことに伴い、当初予定しておりました事業を自前で作成することが可能となったため補正するものでございます。

30、31ページをお願いいたします。土木費の道路橋梁費、幹線道路整備事業の土地購入費71万2,000円及び物件補償費４万9,000円は、歩道整備に要する経費を補正するものでございます。町道１―12号線を予定しております。

第10款教育費、教育総務費のうち学習支援教室運営委託料の750万円の減額につきましては、学習支援教室運営委託料の確定に伴い補正をするものでございます。

32、33ページをお願いいたします。教育費、社会教育費のうち第３目文化財保護費、指定文化財保存管理事業につきましては、工事請負費496万8,000円は、先ほど申し上げました埼玉県日本赤十字社埼玉県支部旧社屋の補修工事に要するものでございます。

その下の文化財発掘調査事業、作業員賃金41万6,000円につきましては、千年の苑用地内の観光手芸用施設の建設用地内の埋蔵文化財の発掘調査に要する経費でございます。

その下、保健体育費、体育施設費、スポーツ施設の管理事業のうち修繕料23万3,000円、機械借り上げ料４万円及び原材料費98万2,000円は、町営武道場、剣道場の修繕を行うための経費を補正するものでございます。

34、35ページをお願いいたします。一番上の学校給食運営管理事業の修繕料127万9,000円は、学校給食センターに係る修繕に要する経費を補正するものでございます。じん芥処理粉砕機の修繕を予定しております。

一番下、最後に第13款予備費でございますが、予備費を543万1,000円増額いたしまして、補正後の額を1,431万4,000円とするものでございます。

なお、次ページ以降は給与明細等でございます、ご高覧をいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　13ページの償却資産の関係なのですが、28年度の決算のときも償却資産がふえているというたしか説明だったと思うのですが、この傾向はまだまだ続くと見ていいのかどうか伺いたいと思います。

19ページの一番下の転入奨励金の関係ですが、人数と件数を伺いたいと思います。

それから、21ページの一番下の平和の礎・忠魂祠改修事業、この忠魂祠ですけれども、現地へ行ってみますと忠魂碑というのが、今回はほこらのほうを修繕するわけですけれども、隣に忠魂碑があるわけです。その忠魂碑に、こういうふうに書いた人の名前が彫ってあるのです。陸軍大将伯爵寺内正毅書と。私、寺内正毅というのを存じなくて調べてみたら、ちょうど今から100年前に総理大臣をやっていたのです。1916年から18年と書いてありました。月も書いてありましたけれども、月は覚えていないので。総理大臣になったら、私も別に何も文句言うつもりはないのですけれども、陸軍大将なのですよ。軍人なのです。軍人というのが最初に来ています、調べてみますと。こういう方が書いたもの、そして社会福祉協議会。

下に、このほこらはということで書いてあるのですけれども、このほこらは、少し長いですけれども、全文は、西南戦争以来、各戦役等に散華した本町出身者342柱の御霊を合祀したものであります。昭和２年在郷軍人会の協力を得て創建されたのであり、大東亜戦後放置されていましたが、昭和40年旧軍人や関係者の協力を得て、再建修復したものであります。そして、同年９月12日、ラバウルの名将今村均元大将を招き、合祀慰霊祭を挙行したものであります。石垣の石は全て都幾産のものです。嵐山町社会福祉協議会と、こう書いてあるのです。ここでも軍人の協力を得て忠魂碑を建てたと。ほこらをつくったと。

名将今村均、この方を調べてみましたら、南方の戦地に赴いて、大分連れていった日本人も、当然日本人しか連れていきませんけれども、亡くなっていたと。それでも

何人か生きて帰したので、立派だったというようなことが書いてありますけれども、こういう方を招いてのものなのです。忠魂碑そのものが、軍事教育の一環として戦前は利用されていたと。これがどうして平和の礎になるのか。ここに町からの出費はまずいだろうと私は思うのですけれども、お答えを伺いたいと思います。

それから、25ページのこども医療費、昨年度が5,000万円ぐらいです。これを計算しますと4,800万ぐらいになる。この増額分というのは、これからの冬の風邪、インフルエンザ、こういうものも考慮して出された数字だと思うのですけれども、大体昨年並みで推移すれば、5,000万円を切るぐらいの金額でおさまるというふうに見ていいのか伺いたいと思います。

33ページの日赤社屋なのですが、雨どいを今回は修理をするということですけれども、雨どい以外に現在悪いところというのはあるのか。それは今回の補助対象にはならなかったのか。あるのだったら、それはならなかったら出せなかったのか、修復は急いだほうがいいのか、その辺もしあった場合、伺いたいと思います。

それから、一番下の町営武道場なのですが、どんな修繕するのかを伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　順次答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長　それでは、13ページ、固定資産税の中の償却資産分の増額補正の関係につきましてお答えを申し上げます。

償却資産分について、当初予算においては３億9,108万8,000円計上させていただいておりました。今回、それを４億2,415万9,000円ということでございまして、3,307万1,000円の増額でございます。

この内容でございますけれども、当初予算に比較いたしまして100万円以上税額が増加した企業が11社ございました。そのトータルが約3,000万円でございます。3,307万1,000円の増額のうち3,000万円が、この11社の増額ということでございます。

28年度の決算のご質問をいただきましたが、28年度の決算額については、償却資産分が４億3,527万8,000円でございます。それと比較いたしますと、今回予算計上させていただきました４億2,415万9,000円、これを比較すると約1,100万ぐらい、28年度決算から比べると減額という形になっております。償却資産については、年々償却していきますので、新たな設備投資がなければ税額が減っていってしまうわけですが、

その減額分を上回る新規の設備投資であるとか、工場の建設であるとか、そういうものがあれば、こういった形で、増額というような形で補正予算を計上させていただくことができるわけですけれども、こういった傾向ができれば続いていっていただきたいなと、希望になりますけれども、そのように考えております。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　では、私からは、19ページの子育て世帯と転入奨励金につきましてお答えを差し上げたいというふうに思います。

今年度のこの事業使っての執行状況でございますが、現在のところ15世帯、49名の方が制度をご利用いただいて転入をいただいているということでございます。既に事前の相談も数件お受けをしていることもございまして、今回補正増ということでお願いをさせていただいたものでございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

21ページの忠魂祠改修事業実行委員会補助金についてお答えをいたします。戦没者を追悼する忠魂祠が菅谷館跡奥にございますけれども、その忠魂祠の基礎部分が亀裂が入りまして、劣化も進んでおりまして、早急に改修しなければならないというような状況であります。そこで、実行委員会が立ち上がりまして、町民のご協力をいただきまして改修をするということになりました。そして、町からも補助するということでございます。

また、町民から賛助金をいただいているわけですけれども、ちなみにこの人数を申し上げたいと思いますけれども、遺族会の関係で言いますと214人の方から、また一般の個人の方から195人、合わせて個人で409人の方から賛助金をいただいておるところでございます。また、団体、事業所関係で36団体ということでいただいておるということで聞いておりますけれども、広く町民の方からもご協力をいただいているということでございまして、町からも補助をするということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　続いて、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　私のほうから、こども医療費の件についてお答えさせていただきます。

川口議員さんおっしゃいますように、これからインフルエンザの時期にも入りますので、そういった今後の見込みを加味いたしまして試算をしてございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　田畑文化スポーツ課長。

○田畑　修文化スポーツ課長　私のほうから、33ページの日赤社屋の工事の内容につきまして、雨どい以外にあるのかということなのですが、ほかに窓枠と、あと屋根の後ろの屋根裏というのですか、そちらのほうも腐食が始まっておりまして、その部分について修繕工事を行うことになります。

本来でしたら、日赤社屋、10年スパンぐらいで、今のところ塗りかえのほうを県のほうにまず申請いたしまして、その翌年に補助をいただきましてやっているのですけれども、それが30年に申請して31年の補助という運びになるのですが、たまたま今年10月に県の方が視察に見えたときに現場を見まして、この状態ですと、その後２年待ってしまうと、もっと腐食が進んでしまって余計費用がかかってしまうから、今年度であれば、県のほうも補助できるかもしれないという話をいただきまして、今回の補正になっております。ですから、今回は雨どいと窓枠と、あと屋根裏のところの修繕になります。それ以外の塗りかえ等については、補助対象として、また31年になる見込みでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、33ページの町立武道場のどんな修繕をするのかということなのですが、前回の議会のところで質問が出た関係でございますが、現状ではかなりささくれ立ったような部分もありまして、今回はその上に、現場を専門というか、シルバーで大工さんをやっていた方なんかに見ていただいたら、剥がさないで、その上から同じような工法で板材を張りつけていくという方法をとらせていただくことになります。こちらは一括請負とかをするのではなくて、材料を購入してシルバーさんのほうにお願いして、自前でやって安く上げようということを考えております。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　今の武道場ですが、そうですか。シルバーの中にこういう専門の方がいらっしゃるわけですか。そうでないとだめですよね。これは前、議長が質問したわけですけれども、プロとそんなに変わらない技術を持った人がいらっしゃるということでよろしいのですか。その１点確認したいと思います。

それから、子育て世帯は、この120万円でどのぐらいの人数、世帯を見込んだ金額なのか伺いたいと思います。

それと、21ページの平和の礎・忠魂祠の関係なのですが、私の質問は、これは戦前の軍事教育の一環として学校の敷地の中に建てられていたということなのです。私なんか覚えていないですけれども、戦後はほとんど取り払われた。平和な国になったということで。

ただ、そういう中で残っていた学校が、大阪の箕面市というところなのですけれども、70年代どんどん人口がふえて、この学校ではもたないということで、学校を拡張すると。そのために忠魂碑を校庭内に移設しなければならないということで、やめれば別に訴訟など起きなかったのですけれども、移設ということで箕面市忠魂碑訴訟というのがあったのです。これは最高裁まで行きました。私もそうだったなと思い返したのですけれども、結果的には第一審は住民側の勝訴で、二審、三審は逆転ということになってしまったのですけれども、そのくらい住民の間でも、これはまずいだろうという意見があるものなのです。

これは平和ではないよと。軍事教育の一環としてつくられたものに対して、これにお金をかけるのはまずいことではないですかということを、嵐山町だってそういう人たちがいるから、これは寄附を募ったのです。私のところにも来ましたけれども。ところが、そんなに集まらなかったと、そういうことですよね。これに賛同しないという方が多かったということ証明しているわけです。そこに町がお金出してはまずいでしょう。何が平和の礎なのですかと私は言いたいのです。軍国主義を復活させる方向にこれはあるのだということを理解しなければまずいですよ。これは取り下げていただきたいと思うのですけれども、これは課長では無理ですから。もう少し質問ありますので。

25ページのこども医療費、インフルエンザを見込んでの推移ということで、昨年並みの推移を見て、この金額になったと。何か特別なものがなければ、大体5,000万円を切るぐらいの金額でなりそうだということでよろしいのかどうか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　青木地域支援課長。

○青木　務地域支援課長　19ページの子育て世帯等転入奨励金につきましてお答えをさせていただきます。

今回の補正で120万円増額をお願いさせていただいておるところでございますが、内容的には、おおむね４世帯分を対象と考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　忠魂祠の改修事業についてお答えをさせていただきます。

とんでもないわけだというお話ですけれども、今までも長い間、遺族会の皆様を先頭に町民の多くの皆様が、そして組織としては社会福祉協議会等の組織も関係する中で、町民が多くかかわってあそこの忠魂祠を守ってまいりました。そして、戦後70年も過ぎて、この前の大戦からすると72年～73年も過ぎる平和というもののありがたさというものを、遺族会の皆様が総会のときとか大勢集まるとき、靖国に参るときとかいろんな研修で出かけるとき、いろんなときに、この平和のありがたみというのをみんなで話し合いながら、そしてここのところをみんなで守って今まで過ぎてまいりました。

そして、戦後と言いましたけれども、その前からですか、このところは。それで戦後の何年ですか、記念をして、途中のところで改修もしております。そして、それを経てきたわけですけれども、長年の風雪に、そして今お話しのように地震等もあったり、いろんな状況の中で、それから長い間の経年劣化、そういうようなものも含めて、今回大幅な改修をしなければということを、長い間懸案として持ってきたわけです。そういう中で有志の皆様が、何としても平和のみんなで守ってきたこのものをしっかり守っていこうということで話を出して、それで先ほど話をしたように、大勢の皆様の気持ちが一つに集まって、今度この改修事業ができたということです。

そして、それらについて、町でもこれだけの長い間、みんなが平和のためにあそこの道路に行って平和を祈念をしたり、いろんな形で掃除をしたり、いろんなことをやってきた。そういうものを、当然ここまで来て、平和のこれは一つの文化施設です。嵐山町の貴重な施設になる。そういうものに対してご寄附を集めていただいたものの、その一部を町のほうで出すと。当然のことではないかというふうに思って、予算も計上させていただきました。しっかりご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　25ページ、こども医療費の試算についてですけれども、川口議員さんのおっしゃいますように昨年度の実績を見まして、今後のインフルエンザ

等の医療費の増加も見込みまして計上させていただいています。

以上です。

○佐久間孝光議長　田畑文化スポーツ課長。

○田畑　修文化スポーツ課長　シルバー人材センターのほうには、大工の経験者、大工の棟梁さんとかおりまして、その方に確認したところ、板材を購入してくれば施工は可能であると伺っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません。23ページになると思うのですが、介護給付訓練事業が6,462万5,000円、非常に高額です。それで、どういうふうな状況で、これだけの高額の増になったのか伺いたいと思います。

それと、あと高齢者外出支援タクシー事業も201万7,000円の減、そして高齢者運転免許証自主返納支援タクシー事業も49万6,000円の減で、実際には35万6,000円という形になってくるのです。これは該当者が意外と少なかったというふうなことなのか伺いたいと思います。

次に、先ほどのこども医療費のことなのですが、ゼロ歳から６歳は減額になりますよね。７歳から15歳がふえるという形でいいのでしょうか。そうすると、たしか歳入を見るとそうなってくるので、ゼロ歳から６歳と７歳から15歳、どんな割合になっているのか伺いたいと思います。

31ページです。町道１―12号線の歩道整備なのですが、歩道に対しての経費を補正するのというので、１―12号線ですから、今の遠山道のところなのですけれども、歩道のない部分というのはかなり問題のあるところなので、それがこの金額で変えていくのか。具体的にはどのような場所で、何メートルぐらいが新たな箇所になっていくのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　順次、答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

23ページでございますけれども、介護給付訓練等給付事業でございます。こちらのほうは、事業的にはさまざまな障害サービスがございます。実績によりまして増額補

正をさせていただくものでございますけれども、中でも多いのは、訪問系サービスの居宅介護、いわゆるホームヘルプサービス、こちらと日中活動系の生活介護、こちら施設入所している方の生活介護部分でございます。

それと、訓練等給付費の就労支援Ｂ型という作業所での就労の関係なのですけれども、こちらの事業のほうも大分ふえてきてございます。例えば就労継続支援Ｂ型の作業所の関係なのですけれども、人数的にというか、町内にはこの施設が４カ所あります。また、町外に18カ所ございまして、こちらのほうに障害のある方、皆作業という形で通われているわけですけれども、こちらのほうで人数的には60名程度いらっしゃいますけれども、当初週に２～３日、そういう短い日数でございましたけれども、ここへ来て結構週に５日とか、フルに行ける方がふえてきてございまして、時間数も大分伸びてきておりまして、額的には大幅に増額という形になってございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、私のほうからは23ページの高齢者の外出支援タクシーと、高齢者の運転免許証自主返納支援タクシーのほうの案件につきましてお答えをさせていただきます。

まず、外出支援タクシーのほうの関係なのですけれども、議員さんご承知のとおり、今年度から制度を一部見直しをさせていただきました。昨年度までは初乗り料金分730円ということで、ある程度実績といいましょうか、今まで何年かやってきましたので、大体の予想というのはついたところでございますけれども、今年度新たに制度が変わりまして、1,000円までは500円、1,000円を超えた分から2,000円までは料金の２分の１と。上限1,000円までということで制度改正させていただきましたので、その辺の伸びといいましょうか、どのぐらいまでかかるかなというのが、見込みがなかなか難しい面がございまして、当初はこちらのほうが850万ぐらいの見込みで予算を立てさせていただきましたが、28年度の実績というのは、１年間で790万ぐらいの支出でございました。それに対して若干プラスアルファということで、今言った850万円ぐらいを見込ませていただきましたが、実際今のところの実績としまして、この補正をさせていただいて大体範囲内でおさまるかなというような形で、この減をさせていただいたというものでございます。

今年の利用状況を見ますと、大体ほとんどの方といいましょうか、500円までの補

助の利用というのが結構多くなっていますので、730円との差額というような形もございますので、そのようなことで下がっているというようなことも言えるのかなというふうに思っております。

それから、自主返納のほうなのですけれども、こちらのほうも今年の１月から実施をさせていただいた事業ということでございまして、昨年度は補正予算をとらせていただきまして、３カ月で20人ということで計上させていただきました。その結果、昨年度は１月から３月までで18人の申請がございました。今年の当初では、それは60人程度ということで見込みをさせていただきましたが、今現在申請をいただいているのが、10月までで16人ということでございますので、この残りの分を考えたときに、補正予算減をさせていただいたところで何とかなるかなということで、補正減ということでさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　私のほうから、25ページのこども医療の割合のほうにつきましてお答えさせていただきたいと思います。

こども医療費につきましては、ゼロから５歳、就学前のお子さんにつきましては、県の補助対象ということでございまして、今回の補正後の数字が1,806万円で見込んでおります。就学前のゼロから５歳、人数が707人でございます。

また、県の補助対象ではございませんが、小学校１年生から中学校３年生までの医療費の見込みが3,001万2,000円で見込んでございます。人数といたしましては、小学生、１年生から６年生までの登録人数が742人、中学１年生から３年生が419人でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　次に、藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　私のほうからは、31ページの土地購入費につきましてお答えさせていただきます。

この土地購入費につきましては、路線は町道１―12号線、通称遠山道というところでございます。この土地の購入費につきましては、今年度の議会のほうで吉本議員さんのほうからご質問がありました、歩道がまだ一部できていないところがある、そういった進捗状況はどうなるかと、交渉はしているのかというようなご質問があった中

で、再度、今年度交渉のほうをさせていただきまして、今回協力をいただけるということで土地の購入をさせていただくものでございます。

これは歩道の部分でございまして、場所的には、今の比丘尼山の埋め立ての関係がありますが、そこのちょっと手前で、そのさらにちょっと手前に１軒家が左側にあると思うのですが、その間に一部歩道ができていないところがございます。そこの部分の歩道部分の土地の購入費ということになります。面積的には284.61平米、購入単価につきましては、町の基準によりまして、地目が山林なのですが、平米当たり2,500円の購入単価で買わせていただく予定でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　23ページの介護給付訓練費に関しましては、これは皆さんが利用しやすくなったというふうに考えてもいいのか。どういうふうに考えて、これだけふえてきたということか。それから、障害者の人が実際にふえたということではないですよね。これを利用するためにというか、あと施設費がふえたということなのか。相談回数も多くなって、利用しやすくなったために、これがふえたというふうに考えてよろしいのかどうか伺いたいと思います。

次に、こども医療費ってゼロ歳から６歳は２割ですよね、自己負担金は。ゼロ歳から６歳が２割で、そしてここの中で歳入では、私がちゃんと見ていなかったんで申しわけないのですけれども、明らかに県費が入ってきていて、そうするとその部分というのは、県費はどのくらいの割合で入ってくるのかわからないのですけれども、それが減額されていて、それは減額の部分を加え、減額されてその部分が入って1,806万円を見込んでいるということで、実際には町費ではどのくらい出ていくのか伺いたいと思うのです。

そうすると、小学生、大体同じ程度の医療機関への加入の仕方なのかなと思うのですが、その点はどうなのでしょうか。件数的には同じような感じなのかなと、今さっと見て考えたのですが、いかがでしょう。

それと、あと町道１―12号線のことなのですが、私は町道１―12号線の歩道というのは、下に擁壁をつくらなくては難しいのではないかと思ったのですけれども、擁壁をつくるところですよね、あれ。擁壁をつくらないで土地を買って、土地だけの購入というと、どんな感じになってくるかよくわからないのですけれど、かなり私自身は

あそこの吉本議員の一般質問を聞いていて、1,000万円ぐらいはかかるような事業になるなというふうに考えていたのですが、これは具体的にはどのような事業をなさるのか。単純に歩道を広げるというのは、どういう形になってくるのかなというふうに、今見えてこないのですが、その点伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　石井健康いきいき課長。

○石井　彰健康いきいき課長　お答えをいたします。

訓練等給付費の就労継続支援Ｂ型作業所の関係なのですけれども、こちらで言いますと知的障害、それと精神障害の方なのですけれども、ふだん今まで自宅に引きこもるというか、どこにも行かれないという方の家族の方から相談がございまして、そういう方のお話を聞いている限り、少しでもそういった作業所に行ければということで進めていったところ、初めのころ、ちょっとでは試しに行ってみようという形で行き出して、それで何日かそういうので気に入って通われるという形のケースもございます。ですから、利用しやすいという形のことも言えると思うので、これからもそういう障害のある方に、いいサービスという形で情報提供していければというふうに思っております。

以上です。

○佐久間孝光議長　前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　それでは、県費のほう、どのくらい入っているかということでございますけれども、県の対象分が915万6,360円というのが、県の補助対象の乳幼児の総額になります。そのうちの２分の１が補助金として入ってきますので、今回457万8,000円ほどがこども医療費の県の補助金として入っております。先ほどお話ししました1,806万円程度が町の歳出のほうの給付費でございます。県の補助金の457万8,000円、その部分が県の補助金で入ってきますので、それ以外の分につきましては町の負担ということになってございます。

以上です。

○佐久間孝光議長　藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

町道１―12号線関係でございます。今回、補正予算でお願いしているのは、あくまでも歩道設置のための用地の費用をお願いしております。工事費につきましては含まれておりません。工事費も当時の議会の質問のときには、1,000万円程度かかるので

はないかというような発言もしたかとは思うのですが、現状かなり急斜面のところでございますので、のり面保護、間知ブロックを積むなどのそういった保護をしながらの工事になるということで、かなりお金のほうも予算的にもかかってしまうのかなということで、とりあえず今年度、今回の補正予算では土地のほうだけ買わせていただくという内容でございます。工事につきましては、今後検討していかなければいけないかなとは思っておりますが、今回は土地の購入費ということでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　すみません。町道１―12号線のことなのですが、私はあそこ、土地がそもそも購入できるような状況になっているのかなというふうな思いがあるのですが、それは土地が購入できるような、１メートルから２メートルぐらいの幅で購入できるだけの土地があるということなのですか。そこのところがよくわからないのですが。

○佐久間孝光議長　藤永まちづくり整備課長。

○藤永政昭まちづくり整備課長　現地は行っていただければわかるのですが、結構かなり急斜面で下っています。そこで、要は歩道を広げて平らに、平面上歩道がつながっていくわけなのですが、そこからのりで斜面の部分をとめるというのですか、のりどめ的なものの間知ブロック等で積んで、のり面の保護をするようになるのかなとは思うのですが、ここののり面の下、そこのほうまで、要は土地は傾斜になっていましても、要は平面的には当然奥までありますので、こういった形で必要な部分の土地を買わせていただくということになります。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

◎議案第４３号の修正案の提出

○佐久間孝光議長　議案第43号　平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第４号）議定についての件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子議員外１名から修正動議が提出されております。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは修正案の説明をさせていただきます。

まず、後ろから２枚目の参考資料を見ていただければと思うのですけれども、今回の修正案は、高校生医療費支給事業というのを加えること。それと、加えるものを先に言いますと、教育費として新規事業という形でしていますけれども、小中学生学習支援費を小学生5,000円、中学生１万円、そして同じく新規事業として学校給食費第３子補助事業を加えています。

また、加えるものなのですけれども、衛生費として廃棄物減量等推進審議会運営事業として、運営委員さんの費用を15人分で３回で27万円の増になっています。その下にありますけれども、埼玉中部資源循環組合嵐山町負担金2,905万1,000円を566万9,000円に減額するというものです。

これについては、毎回同じように説明しているのですけれども、その隣にあります参考資料をごらんになってください。それは教育総務課から出していただいたものなのですが、平成29年度の学年費集金状況を調べていただきました。そうすると、各学校によって違うのですけれども、１年間分なのですが、小学校は月毎、現金で、必要の都度集めているという形です。月毎とか必要の都度、いろいろあるのですけれども。

中学校になりますと、菅谷中学校は銀行振替、月毎ですから、これはどのくらいずつ給食費になっているのか計算できないのですけれども、そういうふうな形。玉ノ岡中学校も、これはおもしろいです。3,300円月毎に加えていくというふうな形で、１年生が２万6,400円、２年生は１万9,800円、３年生が２万3,100円という形になって、具体的にはどういうふうな形の収支が行われているかわからないのですが。

志賀小学校を見ていただくとわかるのですが、非常に学年費が高額になっています。菅谷小学校だと、このぐらいなのかなと思いますけれども、大体学年費が小学校と中学校で、小学校１万円、中学校２万円という形でやってきていたときよりも、先生たちがご自分の使いたいので、金額を考慮しながら、運営費を考慮しながら、どういうふうな授業、ものを使ったらいいかということを考えてもいらっしゃるのでしょうけれども、親から集金するという形が前提になってきているので、非常にばらばらにばらけてきているというふうな感じがあります。だから、もう少し学年費なんかも、最初に小学校１万円、中学校２万円でおさまっていたものが、かなり変わってきている

というふうな現状があるということをお知らせします。こういうふうな状況になっています。

修正案についてお話しします。修正案は２枚目からになりますけれども、２枚目の総括ではなくて、２ページというのがあります。２枚目から説明書になっているのですけれども、２ページから行きます。歳出のうちに児童福祉費、高校生等医療費給付事業ですけれども、これは15歳から18歳の子供が３月31日までに達した医療費のうちに、自己負担分を１月１日よりも支給するための経費という形で、高校生等医療費給付事業で186万7,000円の増額になっています。

次の３ページになりますが、環境衛生費です。これは廃棄物等減量推進審議会運営費事業で、委員報酬で22万5,000円、それから旅費として４万5,000円を増額しました。１月から３月まで月３回お願いする。１月から３月まで、具体的には１月から３月までにはならないと思いますが、それをお願いする経費です。

そして、次に清掃費です。塵芥処理費のうちの埼玉中部資源循環組合負担金ですが、2,905万1,000円を566万9,000円に減額します。

次のページに行きます。これは教育費なのですけれども、教育費の小中学生学習支援事業を798万5,000円増額し、学校給食費第３子補助事業を138万円増額するというものです。菅谷小学校が210万円、七郷小が47万5,000円、志賀小が115万円、菅谷中が235万円、玉ノ岡中が185万円、特別支援学校が６万円という形で、若干先ほどの参考資料のようにお金を集めていて、小学校なんかもどんな感じになってくるのかなというのがわからないのですが、そうしたらそれはそれなりの形で返金していただくか、どうしたらいいのか。それとも使ったお金を、逆に保護者のほうに集めたお金で返金していくのがよいのか、ちょっとそのことは今考えていません。

それから、学校給食費に関しては、１月よりの３カ月分で計算しています。中学生が11人で15万6,000円、小学生が68人で81万6,000円、幼稚園が34人で40万8,000円という形になります。予備費ですけれども、総合計して差し引きして、補正額が543万1,000円が1,731万1,000円になるというものです。

一番最初のページに戻りまして、民生費ですけれども、民生費が児童福祉費が補正前の額が７億5,266万8,000円、補正額が4,313万4,000円を4,500万1,000円にして、補正後の額が７億9,580万2,000円が７億9,766万9,000円になりまして、民生費の全体の補正前の額が17億4,690万円で、補正額が１億1,971万3,000円のところを１億2,158万

円にして、補正後の額が18億6,661万3,000円が18億6,848万円となります。

４款の衛生費ですけれども、保健衛生費が補正前の額が変わりませんで、補正額が151万円のマイナスが124万円のマイナスになり、補正後の額が２億951万9,000円が２億978万9,000円になります。

清掃費ですが、これは補正前の額が３億1,855万5,000円が、マイナスの2,338万2,000円になりまして、補正後の額が３億1,855万5,000円が２億9,517万3,000円となります。

教育費ですけれども、教育総務費の補正前の額は、ごめんなさい。民生費の総合額を読みませんでしたけれども、教育総務費は１億4,778万7,000円で、補正額がマイナスの893万5,000円が43万円の増になります。そして、１億3,885万2,000円が補正後１億4,821万7,000円になりまして、教育費の補正額がマイナス５万8,000円が、加えまして930万7,000円の増になりまして、補正後の額が５億5,131万6,000円。そして、教育費全体が５億6,068万1,000円となります。

予備費ですけれども、予備費が補正前の額が2,434万7,000円、それが補正額が543万1,000円を1,731万1,000円にし、補正後の額が2,977万8,000円が4,165万8,000円となり、歳出合計の合計額の欄は変わりません。

以上です。

○佐久間孝光議長　修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子議員外１名から提出されました修正案に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第43号　平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第４号）議定についての件の採決に入りますが、この際、挙手しない議員の取り扱いについてお諮りいたします。

議案第43号の採決は挙手により行いますが、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことに決しました。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子議員外１名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、暫時休憩をいたしたいと思います。再開時間を２時45分といたします。

休　　憩　午後　２時３５分

再　　開　午後　２時４５分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き審議を再開いたします。

◎議案第４４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第５、議案第44号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第44号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第44号は、平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万円を増額し、歳入歳出予算の総額を24億7,786万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田町民課長。

〔村田　朗町民課長登壇〕

○村田　朗町民課長　議案第44号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定についての細部についてご説明申し上げます。

補正予算書の52、53ページをごらんください。２、歳入でございますが、４款療養給付費交付金、１項療養給付費交付金につきましては、平成29年度の退職被保険者等に係る高額療養費の増額が見込まれるため、その伸びに対応し、１目療養給付費交付金を256万円増額し、補正後の額を3,894万9,000円とするものです。

続きまして、54、55ページをごらんください。３、歳出でございますが、２款保険給付費、２項２目退職被保険者等高額療養費256万円の増額ですが、これは退職被保険者等高額療養費の４月から10月までの支払い実績額が、入院の長期化等の例があり、高額療養費が増加し、月により２倍から３倍の増加があったことが影響し、当初予算の１カ月当たりで算出した給付見込み額を上回っていることから、増額補正をお願いするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　歳出のこの高額療養費の分がふえたから、歳入の分を入れたということなのですよね、今の説明で。問題は、なぜこんなにふえてしまったのかということなのですが、どんな病気が多かったのか調べてありますか。

○佐久間孝光議長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

４月から10月までの今年度の高額療養費を見ますと、先ほどご説明をいたしましたが、６月に２倍、８月に２倍、９月に３倍の金額がかかってございます。その内容につきまして分析したところ、通常30万円から40万円の金額のところで比較いたしまし

た。特に多かった７月を見ますと、新生物の関係で入院がありました。入院の関係では、１人当たり診療費を見ますと２万5,700円となります。通常の例えば３月等を見ますと、１人当たり診療費ですと5,800円の状況でございました。

また、この７月の新生物での入院につきましては、県の１人当たり診療費を見ましても3,100円程度ということで、こちらにつきましてはかなりの診療費となっております。件数といたしましては３件で、合わせまして42日間というふうになっております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか。全体的にがんが多かったのですか。わかりました。

ちょっと確認なのですが、６月、８月、９月と私聞こえたのですが、７月という意味なのですか。今、７月を例に出しましたですよね。多かった７月をということで言いましたけれども、７月も多かったということなのですか。ちょっとそこを確認で伺います。

○佐久間孝光議長　村田町民課長。

○村田　朗町民課長　お答えさせていただきます。

７月中のものが９月に請求になります。その関係で、９月請求で７月分ということでございます。その比較でございました。

以上です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第44号　平成29年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第６、議案第45号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第45号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第45号は、平成29年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,794万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を12億6,304万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長　それでは、議案第45号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定についての細部についてご説明申し上げます。

補正予算書の66、67ページをお開きください。２の歳入ですが、２款国庫支出金、１項１目介護給付費負担金820万2,000円の増額、２項１目調整交付金と２目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）合計で80万6,000円の増額、３款支払基金交付金、１項１目介護給付費交付金と２目地域支援事業支援交付金合計で1,349万8,000円の増額、４款県支出金、１項１目介護給付費負担金742万6,000円の増額及び２項１目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）１万5,000円の増額については、それぞれ介護給付費及び地域支援事業費の増額が見込まれるため補正をするものでございます。

次に、６款繰入金、２項１目介護保険介護給付費支払準備基金繰入金は、介護給付

費等歳出の増加見込みとなる金額に対し不足する金額を補充するため、1,799万9,000円を増額し、補正後の額を1,800万円とするものでございます。

68、69ページをお開きください。３の歳出ですけれども、１款総務費、２項１目賦課徴収費は、需用費の印刷製本費を実績見込みに伴い12万8,000円減額するものでございます。

次に、２款保険給付費、１項１目居宅介護サービス給付費586万6,000円の増額、３目地域密着型介護サービス給付費588万4,000円の減額、５目施設介護サービス給付費3,779万6,000円の増額及び９目居宅介護サービス計画給付費844万円の増額は、それぞれ給付費の実績見込みにより補正するものでございます。

70、71ページをお開きください。２項介護予防サービス等諸費、１目介護予防サービス給付費300万円の減額、４目介護予防住宅改修費200万円の減額及び７目地域密着型介護予防サービス給付費429万7,000円の減額についても、それぞれ給付費の実績見込みにより補正をするものでございます。

次に、３項その他諸費、１目審査支払手数料40万円の減額についても、実績見込みにより減額するものでございます。

72、73ページをお開きください。４項高額介護サービス等費、１目高額介護サービス費473万9,000円の増額及び６項特定入所者介護サービス等費、１目特定入所者介護サービス費682万6,000円の増額についても、それぞれ給付費の実績見込みにより補正をするものでございます。

次に、３款地域支援事業費、１項１目介護予防生活支援サービス事業費12万4,000円の増額は、７の一般管理費で国保連合会へ介護報酬に係る請求のデータを伝送するために必要なインターネット回線使用料と機器の購入費を補正するものでございます。

最後に、６款予備費は、歳出で不足する額13万6,000円を減額し、補正後の額を593万2,000円とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　69ページの居宅介護サービス給付費負担金、ふえている理由。施設介護サービス給付費負担金、ふえている理由を伺いたいと思います。

それから、73ページの一般管理費の国民健康保険団体連合会との請求事務に係る環

境整備をということで、今説明あったのですけれども、今まではネットではなかったということなのですか。どういうふうにやっていたのか。ネットを使って安全なのかどうか、セキュリティーの関係を伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

まず、69ページの居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費、それぞれの増額の理由ということでございますが、居宅介護サービス給付費につきましては、いろいろなサービスの種類がございます。その中で、今回訪問介護分として600万円の増額、それから訪問看護分で400万円の増額、それから通所介護としまして1,386万円の増額、通所リハビリテーションが300万円の増額、それから福祉用具貸与といたしまして400万円の増額、それからまた減になるものもございますけれども、居宅療養費の管理指導ということで500万円の増額。それと減になるものは、短期入所生活介護1,300万円の減額、それから短期入所療養施設が450万円の減額、特定施設入居者生活介護1,500万円の減額というようなものがございまして、こちらの額を増額させていただいているというものでございます。

それから、施設介護サービス費につきましては、こちらのほうは結構入所者といいましょうか、そういった特養が多いのですけれども、そちらの入居者のほうが結構ふえてきているというような状況でございまして、こちらのほうの増額というような形になってございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　73ページ。

○山下次男長寿生きがい課長　すみません。失礼いたしました。あと73ページの一般管理費のほうの増額で、こちらにつきましては、今までにつきましてはインターネット回線ということではなくて、ＩＳＤＮ回線というようなものを用いて請求を行っていたわけなのですけれども、こちらのほうが一応平成30年３月31日までで、その回線を使った請求というのができなくなってしまうというようなことでございまして、これからはインターネット回線による請求をしてくださいというようなことで通知が来てございまして、それに伴いまして今回の補正をさせていただいたというものでございます。インターネット回線、こちらのほう、たしか専用回線だったと思うのですが、そういうことで、安全性とかについては問題ないのかなというふうに考えておるとこ

ろでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　69ページの居宅介護なのですが、そうすると全体的に居宅介護の方がふえているから、こうしたサービスの需要があると。需要というか、こういうものを用意していかないといけないということなのですか。どの程度居宅がふえているのかを伺いたいと思うのです。

居宅がふえて、施設入所もふえているわけですね。何かすごいなと感じるのです。介護を受ける方がどっとふえたのかなと。施設も行く、居宅介護も行くという、何か要因があるのかなという、この数字だけを見ると思ってしまうのですけれども、そんなにふえているのですか、今。介護を希望しているというか、あなたは介護のあれだと言われて、介護を受ける方がふえている実態が実際あるのかどうか伺いたいと思うのです。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

まず、居宅介護サービスのほうの関係なのですけれども、こちらの資料ですと、28年度の３月末と今年の８月末の比較ということでちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、434人が今年の３月末でございました。８月末につきましては429人と、５人ほど減っております。ただ、こちらのサービス給付費につきましては、介護度によって金額がそれぞれ変わってきますので、介護度が高い方がこういったサービスを受けていくと、その分が給付費が多くなる。逆に少ない方が多くなれば少なくなるというような状況でございまして、中身で見なければならないということもございますので、一概に今は申し上げられないのですが、人数としては若干は減っている状況でございます。

それと、あと昨年度の１年間のこちらのほうの介護給付費につきましては、４億200万ぐらいだったのです。こちら補正をさせていただきました予算額、補正後の額としますと４億3,200万ぐらいになりますので、若干昨年よりふえている状況で見込ませていただいたということでございます。

あと、それから施設のほうなのですけれども、施設サービス費につきましては、こちらも３月と今年の８月ですけれども、特養ですけれども、３月が81人で、８月末が

93人ということで、こちらのほうは12人ほどふえてございます。こちらのほう、１人ふえると200万ぐらいはふえていくような、それもまた介護度によってその負担が違いますので、一概には言えないのですが、そういった形でございますので、12人もふえますと、結構な額がふえてしまうというような状況でございます。

こちらのほうも、施設のほうも、こちら昨年の決算額でいきますと３億2,800万円程度でございましたが、これを補正をとらせていただいた後は３億9,200万ということで若干のプラスということで、大幅なのかもしれないですけれども、高齢化がこれからどんどん進展していく中では、ある程度こういった状況というのは、やむを得ないのかなというふうには見込んでいるところでございます。ただ、それほどの上昇率にはなっていないのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第13番、渋谷登美子美議員。

○13番（渋谷登美子議員）　当初予算に比べて介護予防費のほうが減額になっていますけれども、介護予防から介護のほうに移ったというか、そういうふうな方のほうが介護度が上がった方が多くなっているということなのですか。ちょっとそこの点を伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

予防のほうが減っているという理由でございますけれども、確かに詳しく見ていきますと、そういう方もいらっしゃるのかなというふうに思いますが、大きな原因というのは要支援１、２の方に対します総合事業の関係で、そちらのほうが給付から外れるといいましょうか、給付のほうではなくて地域支援事業費のほうでということになってございますので、その分の影響というのが大きいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　全体として在宅介護がふえているのかなというふうに思うのですけれども、全国的な方向として訪問介護の利用回数が多いというふうに言われて、

回数の制限を設けるべきではないかというふうになっているのです。そういう傾向というのは、嵐山町の中には予算を見る限りはないということなのですか。全国的にはヘルパーさんの行く回数が、１人に対して多くなってきていると。だから、ケアプランの中でも行く回数を、結局利用料にはね返ってきますから、それを減らしていこうではないかと。ある程度制限を加えるのだというのが全国的な方向なのです。そういう状況というのは、嵐山町の中では生まれてきているのですか。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

訪問介護の回数を減らしている傾向等あるかというようなご質問かと思いますけれども、保険者のほうからケアマネさんにそういった回数を減らせとか、そういうことでお願いしたりとかしていないわけでございまして、当然ケアマネジャーさんと利用者さんとか家族、そういった方の話し合いの中で、こういったサービスを使っていきましょうというような形で、そういったケアプランというものができているというふうに思っていますので、嵐山町ではそういったことは起きていないのかなというふうには感じてございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ケアプランのあるいは更新する部分もあるのだと思いますけれども、そのつくられたケアプランの範囲というか、結局利用する形態というか、それが決まってくると思うのです。それは、ケアプランの内容に沿って十分に対応できているという解釈でいいのですか。

○佐久間孝光議長　山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長　お答えいたします。

うちのほうといいましょうか、保険者のほうとしましては、そのようには解釈をしているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第45号　平成29年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第２号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第７、議案第46号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第３号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第46号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第46号は、平成29年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第３号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を６億3,132万8,000円とするものであります。このほか地方債の変更が１件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

菅原上下水道課長。

〔菅原浩行上下水道課長登壇〕

○菅原浩行上下水道課長　それでは、議案第46号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について、細部説明を申し上げます。

81ページをごらんください。地方債の変更でございます。公営企業会計適用債の限度枠1,190万円を、事業費の確定に伴い1,000万円に補正するものでございます。なお、

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、88、89ページをごらんください。歳入でございます。第８款町債、第１項第２目公営企業会計適用債の190万円の減額は、業務委託契約の締結により事業費が確定したことに伴い補正するものでございます。

90、91ページをごらんください。歳出でございます。第１款公共下水道費、第１項第１目一般管理費、第３節職員手当等の住居手当18万9,000円の減額は、職員の転居に伴い補正するものでございます。

次の第２節公課費の445万円の減額は、消費税の旧税率５％と新税率８％の適用の修正に伴い補正するものでございます。

第２項第２目維持管理費、第11節需用費の修繕料233万3,000円の増額は、定期点検により発見されたマンホールポンプの漏水を修繕するために補正するものでございます。

次の第３目公営企業会計適用化事業費、第13節委託料の190万円の減額は、歳入でも申し上げましたとおり、業務委託契約の締結に伴い補正するものでございます。

続きまして、第２款浄化槽費、第１項第１目一般管理費、第３節職員手当等の住居手当８万円の増額は、職員の転居に伴い補正するものでございます。

続きまして、第４款予備費は222万6,000円増額補正するものでございます。

92、93ページの給与明細書、94ページの地方債に関する調書の説明は省略をさせていただきます。

以上で下水道事業特別会計補正予算の説明を終えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより議案第46号　平成29年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第３号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第８、議案第47号　平成29年度嵐山町水道事業会計補正予算（第２号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議案第47号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第47号は、平成29年度の嵐山町水道事業会計補正予算（第２号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業費用を1,500万2,000円増額し、総額を５億845万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を１億7,752万9,000円減額し、総額を１億3,158万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただいます。

○佐久間孝光議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

菅原上下水道課長。

〔菅原浩行上下水道課長登壇〕

○菅原浩行上下水道課長　それでは、議案第47号　平成29年度水道事業会計補正予算（第２号）について細部説明を申し上げます。

107ページをごらんください。平成29年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第２号）により説明をさせていただきます。収益的収入及び支出の支出について、第１款事業費用、第１項第１目原水及び浄水費、第11節修繕費200万円の増額は、執行状況を考慮し、今後の緊急対応のために補正するものでございます。

次に、第２項第３目消費税及び地方消費税1,300万2,000円の増額は、今回の補正に基づき再計算をした結果により補正をするものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の支出について、第１款第１項第２目浄水施設費、第1節工事請負費592万9,000円の減額は、請負契約の締結に基づいて補正をするものでございます。

次の第３目配水場施設費、第１節工事請負費860万円の減額は、実施設計の額に基づいて補正をするものでございます。

次の第４目配水本管施設費、第１節工事請負費１億6,300万円の減額は、各担当職員自身が行っている工事の設計事務の進捗状況を考慮し、当初予定をしておりました９件のうち５件を翌年度以降に実施することとし、補正をさせていただくものでございます。

102ページのキャッシュフロー計算書及び104ページ、105ページの予定貸借対照表の説明は省略をさせていただきます。

以上で水道会計補正予算の説明を終えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　107ページの収益的収入の緊急対応なのですが、新年度予算を見ますと800万円ついていたわけです。この金額が、この間何かいろいろあったのか、800万円近くも使い切ったので、残りの日数というか月数を考えて、200万円のほうをつくかなということでこれを入れたのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、資本的収入支出の一番下の配水管布設工事なのですが、ただいまの説明ですと設計事務を考慮し、９件中５件をやめたということなのですか。どんな工事をここでは考えていたのか、予定していたのか、やめて差し支えないのか、さらに設計事務がどうしてできなかったのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光議長　菅原上下水道課長。

○菅原浩行上下水道課長　それでは、まず修繕費の件でございますが、こちらにつきましては、これまで緊急対応してきたものの額の実績に伴いまして、これから３カ月、４カ月残っているわけでございますが、今後対応していくのに既にもう使ってしまっている、またもしくは既に緊急対応で発注してしまったものの支払いが済んで、これから支払うものの見込みを考慮いたしまして補正をさせていただくものでございます。

それから、配水管布設工事の件でございますが、こちらにつきましては基本的には経年劣化、経年をしている配水本管、こちらにつきましての更新、それから民地を通って古い管がまだ各戸に配管になっている部分がございます。そういったものの配水本管の布設かえをするということで計画をさせていただいていたもののうち、特にまだすぐしなくてもというか、来年度以降に対応できるものを選ばせていただいて、来年以降におくらせていただくと。そういったことで、来年以降対応すれば間に合うというふうに考えているものでございます。

まず、できなかった理由はなぜかというお話でございますが、本年度の人事異動に伴いまして、去年までは技術職員が３名担当して設計事務をしておりました。今年度はいろいろな事業の関係がございまして、水道の施設担当につきましては技術系の職員が１人残って、残り２人につきましては、他の担当なり、他の課のほうへ異動してしまったという状況がございまして、私のほうでちゃんとマネジメントができれば、もう少し執行できた部分もあったかと思いますが、その辺の関係がございまして、各個々で努力はさせていただいたわけでございますが、現時点で発注できる件数が、現状では先ほど申し上げたとおりということでございます。

来年度以降につきましては、業務委託契約等を活用しながら、計画的に更新、工事等の設計が進められるようにというふうに考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長　第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員）　そうですか。緊急対応、わかりました。もう使ってしまっているので、これは必要ですので。

それで、配水管の関係なのですが、劣化しているというのがちょっと気になるのですけれども、これも来年回しになってしまうということなのですか。技術系の職員が３人いたのが１人になってしまったということで、これは人事の問題ですよね。幾ら頑張ってもできないという状況なのか、どうなのですか。来年度の、こういうことではまた大きな事故にならなければいいのですけれども、このままだとなってしまうのではないかと思いますので、ちょっとお聞きします。

○佐久間孝光議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　年末に来て年度末までのこの間を、残りの事業が完成できるのか総チェックを行いました。その結果、今課長からご説明申し上げたようなことになって

しまいました。ただ、５件予定された工事が来年度回しになるわけですけれども、何とかその辺は老朽管ですけれども、大丈夫だろうというふうなことでございまして、大変申しわけございませんけれども、新年度に改めて計上させていただきたいと、このように考えております。

それから、技術系の職員については、町全体でそのような状況でございまして、どこかに多く配置をしたからいなくなったということではございませんので、世の中全体に土木部門の人員というのでしょうか、技術者不足が生じております。町も同様でございまして、今年の夏ごろからそういった職員の経験者枠ということで、技術を持った方を募集してきたわけですけれども、２回募集しましたけれども、応募がございませのでした。これもさらに工夫をして、違う方法でできないかということも研究しておりまして、急遽そういった技術系の職員募集というのも考えながら対応してまいりたいと、このように考えております。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　　討論を終結いたします。

これより議案第47号　平成29年度嵐山町水道事業会計補正予算（第２号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４８号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第９、議案第48号　町道路線を認定することについて（開発行為）の件を議題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

大野総務経済常任委員長。

〔大野敏行総務経済常任委員長登壇〕

○大野敏行総務経済常任委員長　付託議案審査報告をいたします。

平成29年12月８日

嵐山町議会議長　佐久間　孝　光　様

総務経済常任委員長　大　野　敏　行

委員会審査報告書

本委員会は、平成29年12月１日付託された下記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

議案第48号　町道路線を認定することについて（開発行為）

総務経済常任委員会付託議案の審査報告を申し上げます。

本委員会は、平成29年12月１日付託された議案第48号　町道路線を認定することについて（開発行為）を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

本委員会は、12月４日、午前10時から総務経済常任委員会を開催いたしました。付託議案に当たりました議案は、議案第48号　町道路線を認定することについて（開発行為）についてであります。当日は、説明員として藤永まちづくり整備課長に出席を求め、説明を受けました。説明後、直ちに現地調査を行い、帰庁後、質疑、意見交換という日程で審査を進めました。

審査経過について。議案第48号は、開発行為に伴う路線の認定についてで、認定される道路は町道菅谷279号線であります。民間業者の住宅開発であり、区画割りは10区画、区画の真ん中には、車両の通行と住民の出入りができる道路が整備されます。道路の起点は、嵐山町菅谷字女堀496番59号までの延長59.41メートル、幅員4.50メートルから11.54メートルです。

現地確認を行い、帰庁後、質疑、意見交換を行いました。

道路の構造と確認審査はどのように行っているのかとの質疑に対し、道路築造の途中で業者より連絡が入り、関係職員が確認に伺う。構造は下層がゼロから40ミリの粒状砕石で厚さ20センチ、中層がゼロから30ミリの粒状砕石で高さが15センチ、表層はアスファルトで厚さ５センチの３層構造になっているとの答弁でした。

住宅の上を高圧線は通っているのかとの質疑に対し、県道沿いに立つ３区画は、かかる場合もあるとの答弁でした。

他に質疑はなく、直ちに採決に移りました。

採決の結果、議案第48号　町道路線を認定することについて（開発行為）の件は、賛成全員。よって、本委員会は、議案第48号の案件を原案どおり全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○佐久間孝光議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第48号　町道路線を認定することについて（開発行為）の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎請願第２号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第10、請願第２号　憲法九条を変えることに反対することを国に求める意見書の提出を求める（請願）についての件を議題といたします。

本件につきましては、総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過及び審査結果の報告を求めます。

大野総務経済常任委員長。

〔大野敏行総務経済常任委員長登壇〕

○大野敏行総務経済常任委員長　それでは、総務経済常任委員会に付託されました請願審査の結果について報告を申し上げます。

平成29年12月８日

嵐山町議会議長　佐久間　孝　光　様

総務経済常任委員長　大　野　敏　行

請願審査報告書

本委員会に平成29年12月１日付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告をいたします。

記

受理番号、請願第２号、件名、憲法九条を変えることに反対することを国に求める意見書の提出を求める（請願）。

審査の結果、不採択とすべきもの。

審査経過を申し上げます。

本議会において総務経済常任委員会へ付託されました請願第２号　憲法九条を変えることに反対することを国に求める意見書の提出を求める（請願）について、審査経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成29年12月４日、午後１時30分から会議を開催した。当日は、新日本婦人の会嵐山班事務局、高橋たね子氏が説明者として、清水正之議員が紹介議員として出席した。説明後、質疑応答、意見交換という日程で審査を進めた。

審査経過について。

まず、紹介議員の清水正之氏より説明があった。今回の請願の趣旨は、憲法９条に３項（自衛隊）を入れようとしていることをやめさせることである。９条に３項を入れると、前項が死文化してしまう。なぜなら、後からの条項が重要とされているからである。安倍総理は、2020年に施行するとの宣言をした。そして、来年の通常国会に法案を上程しようとの動きになっている。読売新聞の世論調査によると、国民の57％が９条の改憲を必要としていない。また、日本の平和と安全に役立っていると答えた人が82％であるとの報道がある。戦争をする国とするのを許すのか、戦争をしない国とするのかが請願の趣旨である。

次に、請願者の高橋たね子氏より請願書を朗読した後、私たちは憲法に守られてきた。民主主義と平和を引き継ぐ責務がある。嵐山町は、自衛隊の募集を広報で行っている。どのようなつながりがあるのかはわからないが、嵐山町にも自衛隊に入隊している人がいると思う。３項に自衛隊が明記されれば、自衛隊員は命を差し出せとの意

味と思う。嵐山町より戦死者が出たということが起こらないよう、嵐山町議会では９条を変えない決議をお願いしたいとの説明があった。

説明後の主な質疑応答。

問い、参考資料の説明を願う。答え、平和新聞という新聞を高橋さんがとっておりまして、その記事でございます。平和新聞の記事で「未来（あす）へ語るあの戦争」の投稿文の一部を読む。浜松市、池谷氏（86歳）、前文があり、途中より、あのころはみんな貧しかったが、新しい憲法のもと平和的文化国家をつくるという希望があった。少年時代の経験が、朝鮮戦争反対をはじめとして、70数年の平和運動の源泉になっている。この憲法が生きる希望になった。とりわけ９条を変える必要はない。

問い、参考資料が２枚あるが、意味があるのか。答え、事務局より意見書があれば提出をとの依頼があり、あくまでも参考資料である。

問い、３項に自衛隊が明記されると、なぜ戦争をする国になるのかわからない。答え、３項が条項にされると、１項、２項があろうと、後からできた３項が優先される。自衛隊が３項に認められると、１項、２項は空洞化されてしまう。

問い、憲法を変えるためには、国会の衆参３分の２以上、国民の半分以上の賛同がなければできないことで、安倍総理一人では変えられないと思うが。答え、既にさきの選挙で３分の２以上とっている。

問い、武力行使と書いてあるが、専守防衛ですよね。答え、北朝鮮との問題では経済制裁を行っているが、平和的な解決方法は行っていない。

委員からの主な意見。

専守防衛は今までの国の立場、それを変えようというのが９条の改正と思う。自衛隊が明記されれば、武器を使用できるという意味になってしまう。

１つ、日本が戦後一度も他国に攻められることがなかったのは、憲法９条があったからである。９条３項に自衛隊が明記されれば、安保法制の立場から海外へ出ていくことが強制される。

１つ、戦争は誰も望んでいない。周りを海に囲まれている日本は、今現実に厳しい国際情勢の中で、ある程度の武力がなければ、他国と相対していけない。先進国では武力を持っていない国はない。

１つ、日本はアメリカより武器を購入している。5.1兆円の予算は、余りにも国民負担として大き過ぎる。日本は米国の核の傘の中にいる。

１つ、北朝鮮が核の開発を進め、日本には脅威となっている。

１つ、現在の法律がカバーしてきたものの、変化が出てきており、自衛隊を明記する、しないによって、隊員が命を預け出すというよりは、災害復旧に関しても命を顧みず活動してきた事実がある。３項に自衛隊が明記されるかどうかは、これからのことである。この件の議論をしていくことは必要である。

１つ、９条に自衛隊の明記はまずい。自衛隊は専守防衛にのみ必要であった。

１つ、後藤田正晴氏が、安倍総理はかなり危険な人物であると言っていた。３項をつけるとすれば、日本は平和外交をするとの条項にすればいい。

その後、直ちに表決に移りました。

表決の結果、請願第２号　憲法九条を変えることに反対することを国に求める意見書の提出を求める（請願）についての件は、採択すべきものに賛成の委員３名、不採択すべきものに賛成の委員３名となり、同数のため、委員長決裁となりました。委員長決裁は、不採択すべきものであります。

以下にその理由を述べます。

自衛隊は、戦前にあった軍隊とは全く違うものである。戦後の日本は、現憲法と自衛隊の活動により、安心安全な国として復興してきた。９条３項の自衛隊を明記する意味は、自衛隊を今後とも軍隊にしないということと思う。自衛隊は徴兵制でなく、あくまでも個人の意思で入隊し、退職も自由である。国のため、国民のために働く自衛隊を法律の上からも認知することが必要と思う。

以上で報告を終わります。

○佐久間孝光議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ほかにありますか。

反対討論を第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　反対討論いたします。

この請願は、憲法９条に３項として自衛隊を明記することに反対する意見書を政府

に提出してほしいというものです。きょうは12月８日、日本が第二次世界大戦に開戦した記念日です。敗戦後、日本国憲法が生まれました。そして、その後1950年、アメリカは共産主義と戦うとして朝鮮戦争が始まりました。日本にいるアメリカの軍隊は、朝鮮半島の戦争に従事し、そしてその間、日本はアメリカの軍隊にかわる警察予備隊を設置しました。それが自衛隊の始まりです。

その後、日米安保条約、日米地位協定によって、日本の平和主義、国際関係のあり方が変遷していきます。日本人の多くは、開戦の前もそうですが、戦争はしたくなかった。今も日本人の多くは、戦争はしたくないという状況にありますが、戦争になってしまいました。そして、アジアでも日本でも多くの犠牲者を出しました。それは軍隊の中にも、当時の政府の人たちにも、戦争することに反対する、海軍の中にもそういうふうな形で意見を闘わせた人がいたのですけれども、軍拡の拡張、それがだんだん一つ一つ既成事実としてでき上がっていました。そして、一旦既成事実が認められていくと、どんどん大きく膨らんでいきます。一つ一つの事柄に歯どめができなくなって、そして12月８日、きょうの日の開戦になったということです。

今、日本に必要なことというのは、平和国家を具体化する政策を進めること。抑止的な平和は、国家のための軍拡ではありません。今回の総務経済委員会の中では、話を聞いていますと、今のメディアでの世界状況を憂える人がとても多いです。ですけれども、実際の歴史的な事実、北朝鮮と日本は国交を持っていないこと、それから日本は中国に戦争を仕掛けていったこと、満州事変を起こしていったこと、そしてとにかく日本の権益を帝国主義的にふやしていったことということの反省がありません。

このために、日本では、今の我が国では、歴史的な事実をしっかりと見詰めて平和国家とする政策が必要ですけれども、軍事大国のアメリカに追従していくというのが現在の日本になっています。実際に自衛隊法ができて、自衛隊は合憲という形になっています。ですから、あえて憲法に自衛隊を追記する必要はなく、むしろ自衛隊を追記することで、自衛隊を軍隊化して戦争を進めていく、これが一番大きな問題なのです。

どうやって皆さんが戦争が嫌だということを意思表示していくか、これが一番大切で、そのことで総務経済委員会では、皆さんの意見は、今の現状では世界の情勢を見るとというふうな意見もあったわけですけれども、世界の情勢を見ると、日米地位協定によって日本人はアメリカに追従していく。そのために沖縄でもいろいろな事件が

起きている。日本人は強姦されても、兵隊は、強姦した人はアメリカに帰っていく。これは全て日米地位協定の問題なのですが、そういったことに全く触れずに、今のメディアが流す北朝鮮の怖さというのですか、でも実際に北朝鮮は怖くはない。北朝鮮はアメリカと戦争している。その間に日本が入っているということなので、そのことを全く歴史的にも、それから世界の情勢的にも、非常に偏ったメディアの報道に惑わされている、そういうふうに感じました。

今、日本がしなくてはいけないことは、もし９条３項を追記するならば、平和外交を推進するというものを進めて、そして、日本の平和国家を進めていくべきであると思いますので、本委員会が決定した意見書を提出しないというものに関しては反対します。

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

これより委員長報告につきまして採決いたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光議長　挙手多数。

よって、請願第２号は委員長報告のとおり不採択とすべきものと決まりました。

審議の途中ですが、暫時休憩したいと思います。再開時間を４時５分にします。

休　　憩　午後　３時５３分

再　　開　午後　４時０３分

○佐久間孝光議長　休憩前に引き続き審議を始めます。

◎議員派遣の件について

○佐久間孝光議長　日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定により、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○佐久間孝光議長　日程第12、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○佐久間孝光議長　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第29号　一括審議による働き方改革推進法案を見直し、長時間労働を規制する法律の制定を求める意見書の提出についての件、発議第30号　性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める意見書の提出についての件、発議第31号　主要農作物種子法廃止に際し日本の種子保全の施策を求める意見書の提出についての件、発議第32号　嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについての件、発議第33号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議についての件、発議第34号　準強姦事件逮捕状執行停止の真相解明を求める意見書の提出についての件、発議第35号　不公平な小選挙区制の廃止を求める意見書に提出についての件、発議第36号　衆議院の質問時間は従来どおりにおこなうことを求める意見書の提出についての件及び発議第37号　森友疑惑の当事者の証人喚問と徹底究明を求める意見書提出についての件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第13、発議第29号　一括審議による働き方改革推進法案を見直し、長時間労働を規制する法律の制定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、一括審議による働き方改革推進法案を見直し、長時間労働を規制する法律の制定を求める意見書の提出について説明します。

提案理由ですけれども、労働法関連の法８本を一括して審議する働き方改革一括法案では、労働者の勤務時間の規制が適用除外になる人も多く、労働者のワークライフバランスを崩し、長時間労働を規制することが難しくなります。一刻も早く長時間労働の規制をすることが、今必要です。

具体的に言いますと、一括法といいますのはこれなのですけれども、働き方改革、同一労働、同一賃金の実現、最低賃金の引き上げ、長時間労働の是正、高齢者の就労促進が入っているのですが、実際には中身を見てみますと、労働者全体の賃金の低位平準化、それから正規労働者と非正規労働者の格差の固定化、３として健康で文化的な最低限度の生活できない最低賃金の容認、残業代ゼロ、過労死激増の労働基準法の改正、そして低年金、低賃金、不安定雇用の高齢者の就労促進、労働政策審議会の解体というふうな形になっているのが働き方推進法になっています。そのために、これは今回ですけれども、長時間労働のことについての意見書ですが、それの意見書を出します。

一括審議による働き方改革推進法案を見直し、長時間労働を規制する法律の制定を求める意見書、読み上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律要綱（以下、働き方改革推進法案要綱とする）は、時間外労働の上限規制、裁量労働制の拡大、高度プロフェッショナル制度、同一労働同一賃金等を一括し、労働基準法、じん肺法、雇用対策法、労働安全衛生法、労働者派遣法、労働時間等設定改善法、パート法、労働契約法の８本の法改正を一括した法律案としている。

しかし、働き方改革推進法による労働法制の一括審議では、立法方目的の異なる法

を同時に法制定することになり労働者のワークライフバランス、労働時間規制の原則を覆すことになる。

2016年10月に電通新入社員の過酷勤務により自殺を図った事案が労災と認定された。一刻も早く長時間労働の規制を求め、政府に対し、以下の法制定することを求める。

記

1　36協定による労働時間の延長に上限を規定すること。

2　交代制勤務にあり方について検討した上で、勤務から翌日の勤務まで、一定時間以上の継続した休息時間（インターバル）の付与を義務化すること。

3　健康管理時間（事業場内にいた時間と事業場外で労働した時間の合計時間）を把握し、記録するとともに、それを一定の上限の範囲内とする措置をとることを裁量労働制導入の要件とすること。

4　使用者が新たに労働時間管理簿を作成し、労働者単位での日ごとの始業・終業時刻、労働時間等を記録することを義務付けること。

5　違法な時間外労働をさせた場合に受ける罰則を強化すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第29号　一括審議による働き方改革推進法案を見直し、長時間労働を規制する法律の制定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第14、発議第30号　性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める意見書の提出ですが、提案理由として、性暴力被害者支援のための法は、第190回国会で成立する予定でした。しかし、安倍内閣による解散で成立しませんでした。

嵐山町は、日本で初めて犯罪被害者支援条例というのをつくったまちなのです。私、その後被害者支援に直接かかわっています。性犯罪被害というふうなことにも若干ながらかかわったことがあります。その中で、何をしなくてはいけないかということを改めて考えるのです。今回、伊藤詩織さんという人のＴＢＳの元プロデューサーに強姦された事件の本があるのですが、「Ｂｌａｃｋ　Ｂｏｘ」、それを読んで改めて、これは本当に真剣になってやらないといけないことだなというふうに思いました。特に、性犯罪に関しては、全く統計数値というのが出ていません。統計数値をつくって、そして見える化していって、毎年毎年検証していくということがとても大切なことになっています。

なので、嵐山町では犯罪被害者支援条例というのを初めて制定したまちとして、これは当然出すべき意見書であると思いますし、４項、５項に関して言いますと、次の部分の意見書のところですけれども、４項、５項は外してほしいというご意見がありました。ですけれども、これは埼玉県において、まだワンストップ支援センターはないのです。性犯罪被害者支援センターはありますけれども、ありませんでした。それは、医者と直接つながっていくということが必要です。そのためにどういうふうな形の計画をつくって、一つ一つやっていかなくてはいけないか、それを考えなくてはいけない。

そして、報告書をつくる。これは白書です。犯罪白書とか、そういうふうなものがありますけれども、統計数値をつくって、実際にどのような性犯罪が行われてきたか。多くは私の知っている感じでは、親しい人からの性犯罪が多いわけですけれども、皆さんは見知らぬ人からのレイプとか性犯罪が多いというふうな感覚があると思うので

す。そういったものを具体化していって、そういうのを報告書として、どういうふうな具体的に性犯罪の被害者の人に支援が必要か。そして、それを予防するためにどんなことが必要か、そういったことを必要とするために、報告書の公表をするというのが必要になってきます。

では、読み上げます。

性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める意見書

性暴力被害にあっては、被害者の人権が著しく侵害され、被害者が自らを個人として尊重されるべき存在であると認識することが困難になる等重大で深刻な被害が生じる。同時に、被害者がその被害の性質上、支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角に過ぎない。

被害者が告訴を行っても、ジャーナリスト伊藤詩織さんへのレイプ加害者、慶応大学生による集団強姦６名の不起訴など加害者起訴に至らない事件も多い。

性暴力被害の特殊性、深刻性に鑑み、性暴力被害者が被害を受けたときから直ちに必要十分な支援を受けることができ、中長期的にも支援を継続することができるような支援体制を構築する必要がある。このために以下を求める。

記

１　早期に性暴力被疑者を支援する法制度を求める。

２　性暴力被害者が、早期に十分な治療や対応を受けられるように「ワンストップ支援センター」を増設し、性暴力被害者支援に必要な予算措置を行うこと。

３　刑事手続きにおける被害者の負担を可能な限り軽減する方策を構築すること。

４　国及び都道府県においてワンストップ支援センターへの援助を求める性犯罪等被害者支援基本計画を策定すること。

５　性犯罪被害者の状況、政府が講じた性犯罪等被害者支援施策の実施の状況に関する報告書を公表すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、女性活躍担当内閣特命担当大臣、法務大臣、国家公安委員会委員長、衆議院議長、参議院議長です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第３番、大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　全体としては、私はこれは賛成なのですけれども、ただし記

の中の第５項、性犯罪被害者の状況、報告書を公表することとあります。どの範囲まで性犯罪被害者の状況の報告を求めているのでしょうか。氏名を出したり、その犯罪された内容まで事細かに公表すると。そこに対する対策はこういうふうに打ってきたと、全てそういうことを報告することを求めているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　公的な報告になりますから、プライベートなことは一切報告されることはありません。それは数字的な問題になってきます。状況としても、数字的にどういうふうな状況かと。いろいろな犯罪白書とか、そういうのを読んでみますと、そういった状況です。全ての白書というのは、白書ですから、報告書ですから、そういうふうなものになります。

〔「個人名は」と言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員）　個人名は出ません、普通。出ることはありません。

○佐久間孝光議長　第３番、大野敏行議員。

○３番（大野敏行議員）　改めて伺いますけれども、この５項を削除するというつもりはございませんでしょうか。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　これは、非常に重要なことなのです。性犯罪がどんなことが行われているかというのが見える化するということが大切で、見える化することによって、次のもし性犯罪被害を受けた方も、次に自分も告訴していきたいとか、そういうふうな形になっていく。これは、私は本当に伊藤詩織さんもすごいなと思ったのですけれども、山本潤さんという方が、これは父親からの性犯罪なのですが、それも文章にしている。

その前に、私、小林さんは名前忘れたのですけれども、小林さんという方もやっぱり文章にしていくのです。私はその小林さんが文章にしていくときに、本を書くときに、どうしたらいいかなと思ったのですけれども、そのぐらいやっぱり被害者の人は自分が名前を出して、そういうふうな形で少しずつ被害の状況といったものを皆さんに知らせていかないと、それが全国レベルというか、皆さんのものに、自分のものになっていかないということを思われて、わざわざ自分の名前を出して書いているのです。そういうふうなことがありますので、私はこれに関しては、とても報告書で出し

ていくということは大切なことだと思っています。名前は出ませんし。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。賛成ですか。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光議長　賛成ですね。

ほかに。

それでは、第１番、吉本秀二議員。

〔１番　吉本秀二議員登壇〕

○１番（吉本秀二議員）　１番議員、吉本秀二です。私は、性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める意見書に反対する立場で討論させていただきます。

私は、性暴力被害者支援のための……

○佐久間孝光議長　吉本議員、確認をさせてもらいますけれども、賛成ですか、反対ですか。

○１番（吉本秀二議員）　反対です。

○佐久間孝光議長　反対ですか。

それでは、改めて第１番議員、吉本秀二議員、反対討論をお願いします。

○１番（吉本秀二議員）　１番議員、吉本秀二です。性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める意見書、この意見書に反対の立場で討論いたします。

私は、性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める、これに対しては賛成であります。しかし、渋谷議員の提出されましたこの意見書に対しては反対をするものでございます。

その理由につきましては、この意見書の要旨の趣旨とするところに、ジャーナリスト伊藤詩織さんへのレイプ被害者、慶応大学生による集団強姦６名の不起訴など加害者起訴に至らない事件、具体的に事件名が挙げられているわけであります。とりわけ伊藤詩織さんの事件につきましては、不起訴になりまして、かつ検察審査会にて不起訴相当ということになっております。

しかし、国会において、これについては真相を究明すべきだということで、国会議員で超党派で真相を究明するという動きがあります。渋谷議員からも、この真相究明

について別の意見書で出ております。こういういまだ結論の出ていない、真相究明しようという段階のものを意見書として政府に提出するということには、私は理解ができません。

もう一点、先ほど本人は重要だと言っておりましたけれども、政府にこうした性犯罪等被害者支援策の実施の状況に関する報告を公表することとか、４、５についてうたってありますけれども、まずは性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求めることが先決だと思います。

同じような意見書につきまして、これは埼玉県の吉川市議会においても議会で通しているわけですけれども、これを確認しますと、そういった具体的な事件も挙がっておりません。かつ政府に対する要望、そういったものも記されておりません。読めば長くなりますので省略いたしますけれども、端的にこの性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める意見書になっております。多分、この意見書であれば、多くの方が賛同するものではないかと私は思っております。

したがいまして、この意見書に対しては反対をいたします。

以上。

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第30号　性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第15、発議第31号　主要農作物種子法廃止に際し日本の種子保全の施策を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　これですけれども、主要農作物種子法廃止に際し日本の種

子保全の施策を求める意見書ですけれども、これは２回目、３回目になります。大和市でもやっと出るようになってきました。

この３月から種子法廃止になりますと、モンサントというアメリカのグローバル企業が多分遺伝子組み換えの種子を売り始めます。そうしてそのときに起こることというのは、日本の米、大豆、麦が恐らくＦ１というやつではなくて、本当の日本古来の種子が、多分農家の方たちが使うことができなくなってくるくらいの厳しい状況になっていきます。そのことにより意見書を提出します。

これ急に決まったもので、今までしっかり考えて政策をつくってきたということではなく、本当に急に決定していって、それがどういうふうな形の状況になっていくかというのを、まだ日本の国民の皆さんが多く知らない。農家の方もどんな被害が起きてくるか知らない。そして、消費者運動、それから元農林水産大臣の山田さんというのが一番トップになって、この運動を始めています。そのくらい非常に厳しい状況になっていて、食料を日本で自給できなくなることがあります。

提案理由を読みますが、米、小麦、豆という日本の食事に欠かせない種を、これまでも守ってきました。グローバル企業によって種子を独占させないように、これからも普通に日本の種を農家が残すことができ、普通に食料を生産できるように、主要農作物種子法廃止に際し、日本の種子保全の施策を求める意見書を提出します。

内容です。

主要農作物種子法に際し日本の種子保全の施策を求める意見書

本年４月14日、主要農作物種子法（以下種子法）廃止法案が可決成立し、2018年４月より種子法は廃止となる。1952年より日本のコメ、麦、大豆の伝統的な在来種は、種子法で国が管理し、各自治体に原種、原原種の維持、優良品種の開発、奨励・審査が義務付けられていた。

公共の財産であった種子（植物遺伝情報）を多国籍企業が独占・寡占し、特許料をとるビジネスモデルにより、地域の栽培条件に適合した品種の淘汰が危惧される。

政府は、都道府県による種子生産の財源確保、種子の国際流出防止、種子独占の防止に努め、産地の分散化や品種の多様性を保ち、日本の固有種を守るための施策を推進するように求める。

という形で、提出先は内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　これは、９月議会にも撤回をするような意見書だったと思います。今回、少し内容がちょっと穏やかになっているのですけれども、この地域栽培条件に適合した品種の淘汰が危惧されるいうふうになる根拠。いわゆる、例えば今も野菜類なんかは自由化になっているわけですけれども、そのような兆候というのは見られないような気がするのです。渋谷さんがおっしゃるところの品種の淘汰が危惧されるということの根拠は何なのかいうこと。

もう一点、それと後段の「政府は」というところありますけれども、下の３行目、これについては参議院の中でも附帯決議をつけて、拘束力はないにしても、こういったことについては注意と関心を払っていこうということで、参議院も可決しているわけです。そういうことからも、なおかつここでこの意見書を出されていくというようなことは、私にしては理解できないのですが、その辺説明してください。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　既に野菜の種というのをお買い求めになったことがあるでしょうか。野菜の種というのを買いますと、全てＦ１といって、従来のものではなくて、今ほとんど輸入品が多いです。日本からの種というのは、そこら辺で買うことはできません。

その種を、例えばそれはＦ１というやつなのですけれども、それから種をとります。その種をとると、その次に出てくる作物というのは、私もやってみたのですけれども、必ずしも同じものが出てくるということにならないのです。例えば、これはノラボウナの話を聞いたのですけれども、ノラボウナだと実際にはコマツナになってしまう。今までの品種で全部遺伝子組み換えとかいろいろされていますので、売られているものは全てＦ１というものになっていて、在来種をとっているものではない、そういうふうな形になっています。私もキュウリとかとってやってみているのですけれども、なかなか従来のものが来るというふうな形ではないです。ですから、本当に買ったもの、買った種というのはそういうふうな状況になっています。

買っていない種、農家からいただく種というのがあるのですけれども、その人たちが在来種でずっと持っている。それは、種を保存していくという運動があるのです。その種を保存していく運動の農家さんから買った場合には、普通にちゃんととれるというのですか、そういうふうな形になってきています。

米とか大豆とか麦というのは、今までそういうふうなことをされては困るというので、遺伝子組み換えとか、それからいろんな形でやっていくのですけれども、それをさせないために種子法というので守っていたのですけれども、それがなくなりますと、今度はその方法というのですか、在来種を民間企業に渡すということができるようになります。民間企業というのは、主にモンサントとかグローバル化企業になるわけですけれども、そのグローバル化企業が、今度はその遺伝子組み換えの種にしていくのです。

遺伝子組み換えの種にしていって、一番ひどいのは、フィリピンではなくて、メキシコか何かだったと思うのですけれども、アメリカでもそうなのですけれども、それでほかの在来種の自分の固有の農地に植わっているものに、すぐ隣にモンサントの畑があったりするとします。そうすると、それが風でそっちに行くのです。そうすると、それが在来種のものから違うものになってくるのです。違うものになってきたら、今度モンサントは何を起こすかというと、次の品種になったときに、次の２代目になったときに何を起こすかというと、特許を取っているものを使ったといって、特許料の訴訟を起こします。そして、その特許を使ったものを使えというふうな形で、損害賠償請求していくというのがアメリカのやり方なのです、モンサントの。

それで、在来種というのを持っている人たちが、どんどんモンサントの種を使わなくてはいけないというふうな事業化をしていくのが、今のグローバル化企業のモンサントのやり方で、極めて日本の農業が守られていかないという状況になってくるので、これは非常に厳しい全体になっていて、それで今、日本の種子を守る会というのが立ち上がっていますけれども、とにかく種子を守るためにこれをやる。

だから、附帯決議というの、そういうふうなことがわかっている人たちが無理やりくっつけたというか、附帯決議をつけたのはどの人か知りませんけれども、そういうふうな形になっていて、そうしないと日本の特に米と麦と大豆は非常に大切なものですから、それが守られていかないということで、これは私のほうは消費者運動から始まっていますけれども、農業に従事している人たちは、とても大変なことだと思っていらっしゃる方も多くいます。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　わかったような、わからないような説明なのですけれども、種子法の廃止ということと、今おっしゃったことをくっつけているだけではないので

すか。要するに種子法というものは、そもそも短い文章です。そういったようなことは一切うたっていない、種子法には。そういうことについてはどう考えられるのですか。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　種子法自体は短い文章かもしれませんけれども、種子法のほかの周りにある国や県の条例とか、それから要綱、それにさまざまな部分がくっついています。今、種子法が廃止されると、とても危険だというふうにおっしゃっているのは、元農林大臣です。山口さんという方です。その方が非常に危険な状況になっているというふうに言われていて、そのこと自体を皆さん、農業者も余り理解されていないようですけれども、山形県とかそういったところではかなり大きな運動になっていますが、これがわかっていないと日本の農業は潰れていきます。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第３番、大野議員、賛成反対。

○３番（大野敏行議員）　賛成です。

○佐久間孝光議長　ほかに。

それでは、第３番、大野敏行議員、賛成討論をどうぞ。

〔３番　大野敏行議員登壇〕

○３番（大野敏行議員）　主要農作物種子法廃止に際し日本の種子保全の施策を求める意見書についての件に賛成の立場から討論をいたします。

主要種子の米、麦、大豆の種は、ＪＡの指導により、販売目的の生産品については、自家どりの種ではなく、購入種を使用するようにと言われ、それに従ってきました。そのことにより、国からの販売助成金がつき、収支の安定がなされました。

今回の種子法廃止により、民間にその主導権を任せるとのことのようでございますが、不安が拭い切れません。なぜなら、今後遺伝子組み換えの種子が一斉に入り込んでくることが予想されるからであります。日本の種子生産は、雑草が生えない処理をしっかりと行った登録した圃場でつくっており、県の農業担当者の確認もとれております。米国の種は、効率と経済性を重視した中でつくられており、小麦、大豆などは、

雑草を退治するため、飛行機で散布しております。それも作物が育ってきてからであります。通常であるならば、雑草とともに作物も枯れてしまうはずなのに、作物は生き残っております。遺伝子組み換えの種子で耐性を持つからであります。当然、残留農薬も残るでありましょう。

種子法廃止については、十分な議論も尽くされておりません。拙速過ぎると思います。十分審議を尽くし、生産者も理解し、代替案が提案された後の廃止であるべきと思います。

以上により、本議案書の提出に賛成をいたします。

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第31号　主要農作物種子法廃止に際し日本の種子保全の施策を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第16、発議第32号　嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについて提案理由を説明します。

日本では、焼却処理のごみ処理が中心になっています。ダイオキシンの問題ができたのは1990年代からなのですけれども、そのときから世界ではごみ焼却をしない方向になってきました。イギリスではそれが失敗したわけですけれども、あとＥＵではほとんどそういうふうな形になってきています。そのために、日本には世界の焼却炉の75％が日本にあるといいます。

ごみを焼却しないで処理していく方向を進めることで、資源循環を進めることがで

きるわけですけれども、ごみ焼却の問題がなぜ問題かといいますと、今ダイオキシンの問題がとりあえず解決したと言っていますが、実は高度なごみ焼却をすることで、大気中にさまざまな化学物質がばらまかれるのです。そして、そのことがどのような影響があるかというのは、今現在調査がなかなかされていないのですけれども、文部科学省のこれは調査なのですけれども、発達障害児が1980年ぐらいからずっと出てきて、1990年、2000年代、ずっとあるのですけれども、非常にふえてきているということ。それと精子と卵子ですけれども、不妊がふえてきているのは、精子が非常に不活発になっている状況になっているということがあって、妊娠年齢、それが高齢化しているということもあるのです。

全体的に科学的な物質で人間の健康な体が損なわれている状態があるという形が、恐らくまだしっかり科学的な根拠で出されているわけではないのですけれども、それは推測の形なのですけれども、予防医学をなさっている森千里さんといって、森鴎外の孫になる人がそのことをずっと研究しているのですけれども、それによると明らかに、やはりそういうふうな科学物質による人間の遺伝子が壊されてきている状況になっていると思います。

それで、ゼロウェイストといって、ごみを焼却しないでごみ処理をしていく方向、なくしていくという形で、ごみ焼却ではない資源循環のシステムに切りかえていくために、そのためにどのような手法があるのか、調査推進していく特別委員会を設置します。

名称は、嵐山町ゼロウェイスト調査推進特別委員会です。

設置目的は、焼却ごみを可能な限り削減し、国内で焼却ごみをゼロにするためのシステムの取り組みをしている事例及び嵐山町に可能な調査を行い、ゼロウェイストに向けての計画を策定します。

委員の定数は、６人です。

調査期限は、29年12月８日から平成31年６月30日とします。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今回、渋谷登美子議員さんはゼロウェイストを目指しているということで、なるべく焼却ごみは減らしましょうという一般質問もなさっておりましたが、なるべく私もそういうふうにはしたいなと思っていますが、年々子供、赤ち

ゃんは少なくなっていますが、高齢者がふえております。そういう中で、紙おむつは、今燃えるごみですけれども、そういうものをどうされるおつもりでしょうか。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　紙おむつは循環型の形になっていて、九州のほうでは、もうそれをリサイクルするシステムができています。ですから、紙おむつは紙おむつで集めて、今大木町というところなのですけれども、それは最終的には紙おむつにまた持っていきたいというふうな形がありますけれども、それは今のところ、パルプにして、そして段ボールとかそういったものになっています。ですから、十分できています。

もう一つです。これは聞いた話ですけれども、小川地区衛生組合のほうには、紙おむつだけを業者のほうに循環型をするために営業している人がいるというふうな形で、リサイクルでそういうふうな形に持っていきたいというふうな形になっているというふうな話で、そういうことも聞いていますので、既に紙おむつはリサイクルの対象になっています。

○佐久間孝光議長　ほかに。

第６番、畠山美幸議員。

○６番（畠山美幸議員）　今段ボールとか紙とかに戻すというお話ですけれども、あれいろいろとまざり物が多くて、そういうことが可能なのでしょうか。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　私、よくわからないのですけれども、集めるときにさっと汚物をとる。だけれども、汚物というのは大きいほうですよね。そのほかのものはどういうふうな形になっていくか。多分洗うのではないですか。そういうふな形でそういうふうな薬品をかけていくと、今の私はどういうふうなシステムになっているかと、どういうふうな薬品をつくって紙おむつをというふうな形のことまでは知りませんけれども、明らかに紙おむつはリサイクルされています。それは、それが可能だという形で、九州のほう、それからこちらのほうでもあるということです。それを調査しましょうということです。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第32号　嵐山町ゼロウェイスト調査・推進特別委員会を設置することについての件を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第17、発議第33号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議についての件を議題といたします。

提出者から議案説明を求めます。

◎会議時間の延長

○佐久間孝光議長　議事の途中ですが、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議です。

読み上げますけれども、これは何度もあれですけれども、だんだん私もなぜごみを焼却してはいけないかということが、非常に鋭くわかってきたなという感じがあるので、どんなことを言われても大丈夫です。

我が国では、大型焼却施設による焼却中心政策でごみ処理が進んでいます。しかし、この政策は日本にとってコストが高く、しかもごみを常に必要とし、ごみが常に必要になってくるのです。健康面、環境面でのマイナスが大きく、生命の安全が損なわれています。そのような政治から、ごみを燃やさない政策への転換が必要になってきます。嵐山町は埼玉中部資源循環組合から脱退することが初めの一歩になります。これ

からの地球環境を守る、嵐山町の財政を健全にするために、埼玉中部資源循環組合の脱退を決議します。

決議文です。

埼玉中部資源循環組合を脱退する決議

嵐山町は、平成26年より、埼玉中部資源循環組合構成自治体として、焼却処理施設を造る計画で、平成35年稼働予定であるが、吉見町大串は、嵐山町から距離がありすぎる。

現在では、５万人規模の人口で循環型社会形成のための事業に国補助金が交付される。

近距離の民間焼却施設もある。生ごみのバイオマスエネルギーへの転換、小川地区衛生組合管内の建設資材の端材、里山の産物等のエネルギー利用を考慮し、廃棄物処理計画を策定する必要がある。吉見町大串の焼却施設並びに付帯施設の建設・運営を行うには、将来的な負担が大きすぎる。ＣＯ２の排出の大きいガソリン車を、日常的に運行するのは、地球環境への影響も大きすぎる。

嵐山町が本組合を脱退することで、比企地域のごみ処理計画は、広域処理から、地域での処理を検討することができる。また、嵐山町においては、環境面においても人口減少による今後の財政改革もふまえたまちづくりを進めることが可能になる。

以上、埼玉中部資源循環組合から脱退することを決議する。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　渋谷議員も、これは本当に何回出ているのかなと思いますけれども、出てくるたびに私思うのですけれども、なかなかこれに対しての広がりがないのです。皆さんの理解がないといったらそれまでかもしれませんけれども。

むしろ、こういうことを出されるのであれば、もっと細かい、今中部資源に私たちの出向の先生が行っているわけでしょう。出向の皆さんが行っているわけです、担当課長を含めて、中部資源循環組合に。

〔何事か言う人あり〕

○５番（青柳賢治議員）　管理者組合とかあるでしょう。行っているでしょう、中部資源循環組合に。だから、そのぐらい大変な事業なわけです。やっぱりあなたがこれだけ上げるのであれば、この先にもう少し具体的な、皆さんがよく理解できるようなこ

とでやってもらったらいいのではないのですか。いつもいつもこんな同じようなことばっかり出されて。どう思います。わかりますか。

〔何事か言う人あり〕

○５番（青柳賢治議員）　そうではない。中部資源循環組合に行っているでしょうということです。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　意味がわからないのですけれども……

〔何事か言う人あり〕

○13番（渋谷登美子議員）　いいです。私、青柳さんの言っていることの意味というのは、こんなことするなよということでしょう。それで、例えば今のゼロウェイストの調査検討委員会を進めて、それでやっていきましょうとかいうのが皆さんへの提案ですし、それから１回１回皆さんに修正予算でもそれなりのことを説明していますし、どんなことができるかということはいろいろあります。それについて調査しましょうっていうふうな形の話をしていますけれども、それを皆さんが乗らないというだけの話で、私は今の議会でできる可能な限りのことは提案していますし、議会でできる可能なことというのをやっているわけで、それに乗ってこられないのが政友会の皆さんだということです。ですから、いつまでたっても平行線なのは、政友会の皆さんのほうの立場なのです。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　政友会だとか何かということよりも、私は、これが確かに自治法で、１人の方がサインしてくだされば議会に出せるわけです。それは十分我々も尊重している。私は尊重しています。ですけれども、やはり町では今懸案事項を抱えているわけです。その中でこれだけのことを発言されるのであれば、紙の中だけでちょっと無責任過ぎるんではないかと。出すことは自由ですけれども。もう少し細かい基本的な計画のようなものが上がってきていいのではないのですか。どう思います。

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　施設計画とか、そういったものを私のほうにつくれということらしいのですけれども、私個人は嵐山町の計画という形のものはできます。ですけれども、予算措置はできません。計画をつくることはどんなことでもできます。それについて、それを出してこれの決議に話をしろというふうになってもいいのですけ

れども、それはゼロウェイスト調査特別委員会とか、ごみ減量化推進調査特別委員会の中でできますし、今現在行われていることというのは、小川地区衛生組合でも今も焼却炉が継続しています。

その中で、どのような形で、最終的にそこではないところに持っていくわけですけれども、老朽化してそれがなくなったらどうするかというときに、ごみを焼却しない処理をしていく。そして、ごみ焼却があったら、焼却ごみがどうしても残るでしょうから、その部分については、民間の焼却炉に持っていく。そういうふうな形で嵐山町では、花見台工業団地の中にそれがあるわけですから、それから寄居町にもあるわけですから、そういうふうな形のことができますし、さまざまなことというのは、私の頭の中でいろいろありますけれども、それについて説明していただきたいというのなら説明しますけれども、そんなことまでしていいのですか、この決議の中で。

○佐久間孝光議長　第５番、青柳賢治議員。

○５番（青柳賢治議員）　これが何回も同じような形で出てくるから、その中に理解が深まっていないっていうことに対して私は申し上げているのです。非常に残念なことですよ、いろんな議会効率を考えても。そういうことなのです。それだけで結構です。答弁要りませんから。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔「答弁が要らないといって質疑することは、
今までの中でないんで、それだったら議
員間討議をするということになりますか
ら、討議を。そういうふうなことをおっ
しゃるならば言いますけれども、これは
どんなに丁寧に……」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　どんなに丁寧に説明をしても、拒否するという姿勢がその中にあります。これは、いろいろな意見書の中でもそういうふうなことが見えていますから、政友会という固まりの中と、その中で議運でやっていくわけですから、政友会の人たちがこういうふうになったというふうにしたら、それに対して私がやったって、それはどうしようもないことで、今回の吉本さんの意見書の反対討論なんか見事でした。私はそういうふうな形で言いますし、そのぐらい政友会というのが固まり過

ぎていて、全く聞く耳を持たない。今回、大野さんは聞いていただきましたけれども。そのぐらい嵐山町の議会というのがおかしい。そのぐらいおかしいということを政友会自体が認識しないといけないし、青柳さんは特に議会運営委員会の委員長だから、それについては認識してください。

○佐久間孝光議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第33号　埼玉中部資源循環組合を脱退する決議についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第18、発議第34号　準強姦事件逮捕状執行停止の真相解明を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から議案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　それでは、準強姦事件逮捕状執行停止の真相解明を求める意見書の提出についてお話しします。

これは、吉本議員が先ほど言われた伊藤詩織さんが書いた「Ｂｌａｃｋ　Ｂｏｘ」という本です。この本を読んで、私は性犯罪被害者支援法の早期制定をしなくてはいけないというふうに思いましたし、これについて真相解明を求める意見書を出さなくてはいけないと思いました。それで、出すわけですけれども、レイプ被害者は、名前と顔を出して告訴することは、本当に勇気の要ることです。そして、今回伊藤詩織さ

んの加害者への逮捕状は、執行直前になって止められました。なぜ、そのようなことが起きたのか、事の真相を明らかにする必要があります。

準強姦事件というのは、なぜ準強姦事件となったか。そして、なぜ検察審査会で不起訴になったかというと、準強姦というのは、レイプされても、そのときに合意があったかないかということが調査されます。検察審査会の中では男性が多かったのです。これは、わざわざ検察審査会、そういう人を選んだなというふうに思っています。どのような審査が行われたかわかりません。

デートレイプドラッグというのがあります。デートレイプドラッグというのを伊藤詩織さんは飲まされました。お酒を飲んでいる最中かどこかわかりませんけれども。そして、その中で車に連れていかれて、自分は運転手さんに駅でおろしてくれというふうに言っているのに、運転手さんはそれをはっきり証言しています。ホテルに連れていった。ホテルに連れていって、そこで強姦されています。ホテルで強姦されて、その部分のビデオも残っているそうです。そのビデオが、今回国会の審議の中で公開されるかどうかが一つの観点になっているのですけれども、それは柚木さんという国会議員の人が多分そこまでやるだろうという、できるのではないかと言っていますし、それから中村格という当時の刑事部長が、逮捕状を執行直前にやめさせたのですが、それもそういうふうに言った、逮捕直前で執行停止をさせたというふうなことまで国会で明らかになってきています。

私が必要だなと思っているのは、なぜ逮捕状執行直前にやめさせたかということが、どこに問題があるかということで、このレイプしたかどうかっていうことの問題ではないのです。それが政治的にいかに大きな問題であるかということを考えなくてはいけないということで、これをやっています。

ですから、伊藤詩織さんはわざわざ自分で、自分の名前を出して本を出している。そして、記者会見をしている。全てのことをやっているわけです、できるだけのことを。そのために、私はここで準強姦事件というふうに言っていますけれども、合意がないのに強姦されたかどうかわからないから準強姦事件になっている事件の真相をはっきりさせる、それが大切だと思っていますので、ここで出します。

読み上げますけれども、このくらい日本ではこのことが全く問題にならないけれども、世界ではこれが大きな問題になっている。普通、こういうふうなことは起こり得ない。ＴＢＳのディレクターですよね。それがこんなことをして、メディアが逆に総

理官邸から捜査されていく。そういう実態があるわけで、そのことを調査しなくてはいけないと思いますので、意見書、これを読み上げます。

準強姦事件逮捕状執行停止の真相解明を求める意見書

伊藤詩織著書「ブラックボックス」によると著者の伊藤詩織さんに対してのレイプ犯罪容疑者は、逮捕直前の平成27年、中村格刑事部長（当時）によって止められたことが記されている。レイプ犯罪では、告訴があっても35％は不起訴に終わるという。

しかし、伊藤詩織さんへのレイプ事件は逮捕状が発行され、それが執行直前で止められたという。なぜ、逮捕状が発行され、執行直前に止められたのか、真相解明を求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、法務大臣、国家公安委員会委員長、衆議院議長、参議院議長です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第34号　準強姦事件逮捕状執行停止の真相解明を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第19、発議第35号　不公平な小選挙区制の廃止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　不公平な小選挙区制の廃止を求める意見書の提出についてです。

提案理由は、日本国憲法の前文に「日本国民は正当に選挙された代表者を通じて行動し」とありますが、小選挙区制度は低い得票率で高い議席率を得られる制度で正当な選挙に値しない不公平な選挙制度であります。そのため、小選挙区制の廃止を求めるため、本意見書を提出するものであります。

それでは朗読いたします。

不公平な小選挙区制の廃止を求める意見書

2017年総選挙で自民党は小選挙区での得票率は48％、これは公明党が入ってでありますので、高いのですけれども、でありながら議席数は215議席、74％も得ていた。有効投票数の52％は他党支持であり、民意が少数であっても多数の議席を得られるのが小選挙区制である。これは2014年の総選挙においても、また2009年の民主党が政権についたときも同じ傾向であった。少ない得票で高い議席占有率を得られる、歪んだ選挙制度が小選挙区制である。同時に投票が議席に反映されない票、死に票が多いのも小選挙区制である。今回は死に票が52％にもなる。

小選挙区制は民意を反映せず、せっかく投票しても議席に反映されない不公平な選挙制度である。

日本国憲法は前文で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」とあるが、小選挙区制は正当な選挙制度とは言えない。

よって、嵐山町議会は不公平な小選挙区制の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。賛成ですね。

まず初めに、第10番、清水正之議員。

〔10番　清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員）　日本共産党の清水正之です。発議第35号　不公平な小選挙区

制の廃止を求める意見書の提出について賛成をいたします。

小選挙区制の是正について一連の判決は、現行小選挙区制が投票価値の平等をめぐって、憲法違反の重大な欠陥を持っていることを厳しく断罪している。私たちは、小選挙区比例代表制の導入が提案されたとき、この制度は選挙制度の基本である民意の公平な議席への反映をゆがめ、比例第一党に虚構の多数を与える根本的な問題があるとして反対をしてきました。同時に、小選挙区の区割り規定が２倍以上の格差を容認していることは、投票価値の平等に反する違憲立法だと批判をしてきました。

2005年の総選挙では、自民党は296議席、09年では民主党が308議席、昨年は自民党294議席と、第一党が圧倒的な議席を獲得をいたしました。いずれの選挙も、小選挙区の第一党の得票は４割台にもならず、７割から８割もの議席を占めています。投票率と得票議席に著しい乖離を生み出し、議席に反映しない死票が半数にも上っています。民意の反映を大きくゆがめる小選挙区制の弊害は明白であります。

したがって、この問題を解決するには、現行の小選挙区比例代表制の廃止を決断すべきであります。多くの国民も制度見直しを求めています。今、求められている改革は、選挙制度の基本に立ち返り、民意を正確に議席に反映する制度に抜本的に改めることです。それには小選挙区制を廃止し、全国11のブロックの比例代表制に改革することです。

もう一つは、全ての定数を現行の比例11ブロックの人口比例で配分することです。このことによって、ブロック間の最大格差は1.03になります。そうした点では、今提案のありました本制度についてきちっと認めて、改革を進めるべきだということを申し上げて賛成討論といたします。

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第35号　不公平な小選挙区制の廃止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第20、発議第36号　衆議院の質問時間は従来どおりにおこなうことを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　衆議院の質問時間は従来どおりにおこなうことを求める意見書の提出について提案理由を述べます。

議会制民主主義の基本は、与党の政府が野党の質問に誠実に答えるところにある。そのため、野党の質問時間を短縮することは許されないため、本意見書を提出するものです。

それでは、朗読いたします。

衆議院の質問時間は従来どおりにおこなうことを求める意見書

今、臨時国会において自民党は、与野党の質問時間配分を２対８から５対５にすることを求めている。

この質問時間配分の見直しは、日本国憲法の要求する議院内閣制の原理に照らしたとき、非常に大きな問題をはらむものである。議院内閣制とは、行政権が立法権のコントロールを受けながら国政を担う統治構造である。

このコントロールの核心が説明責任である。では説明責任をいかに求めるかであるが、国会の過半数の議席を得た政党によって内閣が成立するが、政権与党の専制化をコントロールする必要があり、これは野党が担うことにあるからである。すなわち、現代の議院内閣制における政権は、野党議員の質問に真摯に答え、国会に説明責任を果たすことにある。

自民党は野党の時には長く求め、与党になったら改めるということは、与党であるからこそ許されないことであることも付言しておく。

よって嵐山町議会は、与野党の質問時間は従来どおり２対８のままでおこなうよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣と内閣官房長官ですが、本来これは国会で決めるものでありますが、安倍総理の指示によって、これが変更されようとしているという報道がありましたので、総理大臣にも送る必要がありますので、提出先にしまし

た。内閣官房長官は、記者の質問に国会が決めることと言いながら、与党の時間をふやすことは至極当然なことだと私見を述べました。これも大変遺憾なことであります。したがって、内閣官房長官にも提出する必要がありますので、提出先に選びました。

以上です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第36号　衆議院の質問時間は従来どおりにおこなうことを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長　日程第21、発議第37号　森友疑惑の当事者の証人喚問と徹底究明を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔９番　川口浩史議員登壇〕

○９番（川口浩史議員）　森友疑惑の当事者の証人喚問と徹底究明を求める意見書の提出について提案理由を述べます。

森友疑惑は、３メートル以下にありもしないごみをあることにして、８億円余りの値引きを行ったところにある。なぜ、ありもしないごみをあるようにしたのか、徹底究明が求められる。また、関係者の証人喚問も必要なため、本意見書を提出するものです。

それでは、意見書の朗読を行います。

森友疑惑の当事者の証人喚問と徹底究明を求める意見書

森友学園の建設地は国有地で、その評価額は９億5,000万円だったが、地下のごみ撤去費用なる名目で８億2,000万円が差し引かれ、１億3,400万円で売却された。８億2,000万円の値引きの根拠は地下のごみが、最大9.9メートルまであるとしたからである。

ところが、実際には３メートルより下ではごみはほとんど出ておらず、政府職員と工事業者、それに学園の代理人弁護士とのやりとりが音声データで残されており、その中に「言い方としては、９メートルまでの範囲でガラ（ごみ）が入っている」ことにしたことが明らかになった。最大9.9メートルまでごみがあることにしたことで、８億2,000万円の値引きがされたと受け取れる。

また、ありもしないごみをあるように関係者の間で「口裏合わせ」をしていたことも明らかになったのである。疑惑はますます深まるばかりである。

それではなぜ口裏合わせをしてまで低廉で売却したかである。この時期、安倍首相の妻が名誉校長になっていたことが大きくかかわっていると考えざるを得ない。

よって嵐山町議会は、背任罪にも問われかねない森友疑惑の徹底究明は国会の責任でおこなうとともに、安倍首相の妻、昭恵氏をはじめ関係者の証人喚問をおこなうよう求めるものである。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆参両院議長です。

○佐久間孝光議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第13番、渋谷議員、どちらですか。

○13番（渋谷登美子議員）　賛成討論。

○佐久間孝光議長　賛成ですね。

ほかにおりますか。

それでは、第13番、渋谷登美子議員、賛成討論どうぞ。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　森友疑惑当事者の証人喚問と徹底究明を求める意見書の提

出に賛成します。

今現在、この問題の籠池夫妻というのはずっと勾留されています。なぜ、勾留されているかというと、ここで証人喚問をされると全てが明らかになってしまうので、ずっと勾留されているという状況です。それは、とても状況としては異常な事態になっているということです。その異常な事態を解決するためにも、当事者の証人喚問を行う。それも国会の会期中に行わなくてはいけない。それをやろうとしていないのが、今の安倍内閣です。それをやっていかないと、この問題は解決していかない。

そのために、この意見書を提出することに賛成します。

○佐久間孝光議長　討論を終結いたします。

これより発議第37号　森友疑惑の当事者の証人喚問と徹底究明を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎町長挨拶

○佐久間孝光議長　これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤　勝町長登壇〕

○岩澤　勝町長　議長のお許しをいただきましたので、平成29年第４回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は12月１日に開会をされ、本日まで８日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成29年度一般会計補正予算をはじめ、諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存でございます。

さて、おかげをもちまして駅周辺のにぎわいづくり、教育、観光や文化等多くの分野におきまして、地方創生事業が順調に滑り出し、町制施行50周年の節目にふさわし

い１年となりました。

来年は、嵐山町総合戦略をより具体的に進めてまいります。駅前広場の整備、雇用の拡大、教育力の向上、千年の苑プレオープン等々、これまでの取り組みを着実に一歩先へ進め、地方創生が結果として見えるよう職員一丸となって取り組んでまいります。

寒さもひとしお身にしみるころとなりました。既にインフルエンザがはやっております。議員各位にはどうかご自愛をいただき、ご健勝にて越年され、来るべき新年におかれましても引き続き活躍なされますよう心からご期待を申し上げる次第でございます。

平成30年が嵐山町と嵐山町民にとりまして明るく希望に満ちた年となりますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。まことにありがとうございました。(拍手)

◎議長挨拶

○佐久間孝光議長　次に、本職からもご挨拶を申し上げます。

本定例会は、私が議長を拝命した最初の定例会でございました。皆様方のご理解とご協力によりまして、全ての日程を滞りなく終えることができました。ご協力本当にありがとうございました。

本定例会におきまして可決、決定された諸事業が、遅滞なく執行されますことを願っております。

結びに、皆様方のご健勝と年末年始が皆さんにとって有意義なものになりますことをご祈念申し上げ、私からの御礼の言葉といたします。ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○佐久間孝光議長　これをもちまして平成29年第４回嵐山町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後　５時２４分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員